

堺市歴史的風致維持向上計画 (第2期)

堺 市

[目 次]

序章	4
1. 計画策定の背景及び目的	4
2. 計画の位置付け	5
3. 計画の期間	6
4. 計画策定の体制	6
5. 計画策定の経緯	8
第1章 歴史的風致形成の背景	10
1. 社会的環境	10
(1) 立地・交通	10
(2) 市域の変遷	11
(3) 土地利用	12
(4) 人口	14
(5) 産業	15
(6) 観光	15
2. 自然的環境	16
(1) 地形	16
(2) 地質	17
(3) 気候	17
3. 歴史的環境	18
(1) 歴史的背景	18
(2) 関わりのある人物	28
4. 文化財等の分布状況	30
(1) 文化財	30
(2) 特産品・工芸品	44
(3) 世界遺産に登録されている文化遺産	45
(4) 日本遺産に認定されている文化遺産	45
第2章 堺市の維持及び向上すべき歴史的風致	46
1. 歴史的風致の概要・分布状況	46
2. 歴史的風致の内容	50
(1) 百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致	50
(2) 月見祭・百舌鳥精進にみる歴史的風致	63
(3) 環濠都市における伝統産業にみる歴史的風致	70
(4) 神輿渡御にみる歴史的風致	79
(5) 環濠都市における茶の湯にみる歴史的風致	84
(6) 上神谷のこおどりにみる歴史的風致	90
(7) やっさいほっさいにみる歴史的風致	95
(8) 海浜部の行楽にみる歴史的風致	100

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	111
1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	111
(1) 「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する課題	111
(2) 「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する課題	111
(3) 「伝統を反映した人々の活動」に関する課題	112
(4) 「歴史・文化に対する市民意識」に関する課題	112
2. 既存計画（上位・関連計画）	113
(1) 上位計画	114
(2) 関連計画	116
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	126
(1) 「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する方針	126
(2) 「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する方針	126
(3) 「伝統を反映した人々の活動」に関する方針	126
(4) 「歴史・文化に対する市民意識」に関する方針	127
4. 歴史的風致維持向上計画実施体制	127
第4章 重点区域の位置及び区域	128
1. 重点区域の考え方	128
2. 重点区域の位置及び区域	129
(1) 百舌鳥古墳群及び周辺区域	129
(2) 環濠都市区域	134
3. 重点区域の歴史的風致の維持向上の広域的な効果	137
4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	138
(1) 都市計画との連携	139
(2) 景観計画との連携	142
(3) 屋外広告物法に基づく施策（堺市屋外広告物条例）	143
第5章 文化財の保存又は活用に関する事項	144
1. 堺市全体に関する事項	144
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針	144
(2) 文化財の修理（整備）に関する方針	145
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針	145
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針	146
(5) 文化財の防災・防犯に関する方針	146
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針	146
(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針	147
(8) 文化財の保存・活用に係る体制と今後の方針	148
(9) 文化財の保存・活用に関わっている各種団体の状況及び今後の体制整備の方針	149
2. 重点区域に関する事項	150
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画	150
(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画	151
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画	152

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画.....	152
(5) 文化財の防災に関する具体的な計画.....	153
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画.....	153
(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画.....	153
(8) 文化財の保存・活用に関わっている各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画.....	156
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項.....	157
1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針.....	157
(1) 「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する方針.....	157
(2) 「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する方針.....	158
(3) 「伝統を反映した人々の活動」に関する方針.....	158
(4) 「歴史・文化に対する市民意識」に関する方針.....	158
2. 重点区域における事業.....	160
(1) 百舌鳥古墳群及び周辺区域における事業.....	160
(2) 環濠都市区域における事業.....	161
3. 事業一覧.....	162
(1) 「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する事業.....	162
(2) 「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する事業.....	165
(3) 「伝統を反映した人々の活動」に関する事業.....	169
(4) 「歴史・文化に対する市民意識」に関する事業.....	175
第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項.....	190
1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針等.....	190
(1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針.....	190
(2) 歴史的風致形成建造物の指定の基準.....	190
(3) 歴史的風致形成建造物の指定の条件.....	190
2. 歴史的風致形成建造物指定候補.....	191
(1) 候補一覧.....	191
(2) 指定年月日.....	193
第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項.....	194
1. 歴史的風致形成建造物の維持及び監理の基本的な考え方.....	194
(1) 維持管理の基本的な方針.....	194
(2) 届出が不要となる行為.....	194
巻末資料	
国・府・市指定文化財等一覧.....	197
参考文献.....	208

序 章

本市は、百舌鳥古墳群に代表されるように、古代から輝く歴史を有している。古代より海に開かれた堺は、海を通じ広く世界へとつながる流通往来の拠点として発展を続け、人・物・情報が集まるなか、中世には自由・自治都市として大きな繁栄を遂げている。千利休をはじめとする多才な先人たちによる茶の湯の大成など様々な町衆文化が花開いたほか、近郊の集落においては個性豊かな祭礼・行事が始まった。近世には大坂夏の陣を経て「元和の町割」による基盤整備が環濠都市において行われ、刃物や線香をはじめとする商工業が発展し今に続いている。さらに、近代から現代にかけては、鉄道網の整備に伴い、浜寺公園や大浜公園が当時の最先端の行楽地として賑わった。その後、第二次世界大戦での空襲による戦災被害からも復興し、多様な歴史・文化を有する指定都市として発展している。

このように、本市は古代から始まる長い歴史のなかで、各時代に先進し様々な歴史・文化資源や新しい文化を生み出し、今に受け継いでいる。また、これらの歴史・文化を支えてきた地域の人々の活動は本市の歴史・文化の重層的な発展を背景に歴史的建造物と周辺市街地が一体となり、良好な市街地環境を育み、堺の特徴ある歴史的風致を形成してきた。これらの歴史的風致並びにこれを形成する歴史・文化資源は市民の誇りであると同時に、未来へと引き継ぐべき共有の財産である。

1. 計画策定の背景及び目的

市民の誇りであり貴重な共有財産である堺固有の歴史的風致をさらに未来へと引き継ぐためには、その素晴らしさを市民全体で再認識し、共有することが非常に大切である。歴史的風致は、人々の暮らしと営みの場として保全していくことで、その魅力を発揮する。

本市では、この「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づいて文化財などを歴史的遺産として位置付け、それらを核とした市街地環境の形成の基本的な指針を示し、堺市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るための「堺市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成25年11月に国の認定を受けた。以来、10年間にわたって事業に取り組んできた。

主な取組としては、百舌鳥古墳群及び周辺区域において百舌鳥古墳群の整備や、百舌鳥古墳ガイダンス機能の整備により百舌鳥古墳群周遊の環境向上を進めた。また、環濠都市区域では北部におけるまちなみの再生に向けた住民の意識醸成、まちなみ修景補助制度の活用による町家の修景促進や鉄砲鍛冶屋敷（井上関右衛門家住宅）の保存修理を実施し、さらに文化観光拠点の整備、紀州街道沿線の沿道整備やザビエル公園をはじめとする公園整備を進めた。また、市域全域を対象とした取組においても、地場産業の振興や後継者育成、地域の民俗芸能・伝統行事の保存伝承事業、学校教育における茶の湯体験等を進めてきた。

これらの取組に加え、令和元年度の百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録が追い風となって、様々な成果を得た。歴史的風致の核となる古墳や歴史的建造物の保存整備、周辺環境の修景等を進めることで、本市への来訪者数が増加した。さらに、これら周辺環境の整備に加え、祭礼や行事、伝統産業、古墳での清掃活動などの歴史と伝統を反映した人々の活動への支援等が、本市の歴史に対する市民意識の醸成につながった。

令和3年度の市民意識調査では、堺市は魅力や愛着を感じるまちだと思ふかについては、「そう思う」と「ある程度そう思う」を合わせた“そう思う”の割合が73.4%と高い値を示した。さらに、「堺の豊かな歴史資源や文化資源を身近に感じることができる」という回答は「そう思う」と「ある程度そう思う」を合わせて72.6%となり、本市が歴史的な都市であるという認識が高まってきた。

このような成果が見いだせる一方で、課題も残されている。

百舌鳥古墳群では未だに整備に着手していない古墳が多く、さらに今なお歴史的建造物の老朽化が進みつつあり、指定等の取組が求められる文化財が残されている。また、人口減少や高齢化などにより、伝統産業などの伝統文化等の継承に関わる担い手不足は、今後も深刻になることが予想される。

さらに、高まった歴史への関心を、堺固有の歴史的資源を訪れ、体感するような行動につなげることが必要となっている。そこで、実際にそれらを見て、理解を深めるような情報発信や回遊のための取組が求められる。また、本市の歴史や文化に対する関心の高まりは、百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録が追い風となった一因も認められる。

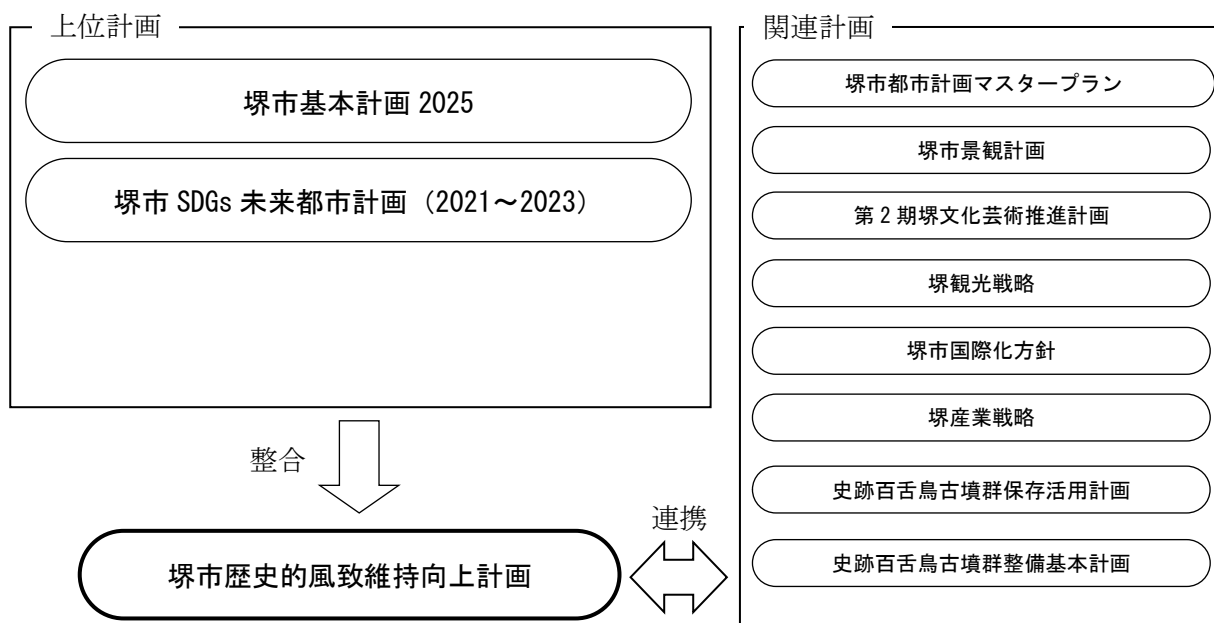
これらのことから、堺の歴史への関心の高まりが一過性のものとならないよう、百舌鳥古墳群や環濠都市をはじめとする歴史的・文化的資源を訪れた市内外の人々が、様々な時代を背景とした歴史的風致を知り、体感するたびに、新たな歴史への興味が得られるような取組が求められている。

歴史的風致のより一層の向上をめざし、引き続き文化財保護と連携して歴史的風致の向上に関する事業に取り組むために、堺市歴史的風致維持向上計画の第2期計画を策定することとした。

2. 計画の位置付け

本計画は、「堺市基本計画2025」及び「堺市SDGs未来都市計画」を上位計画とする。

また、「堺市都市計画マスタープラン」、「堺観光戦略」、「史跡百舌鳥古墳群整備基本計画」等に関連計画とする。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は令和5年(2023)度から令和14年(2032)度までの10年間とする。

4. 計画策定の体制

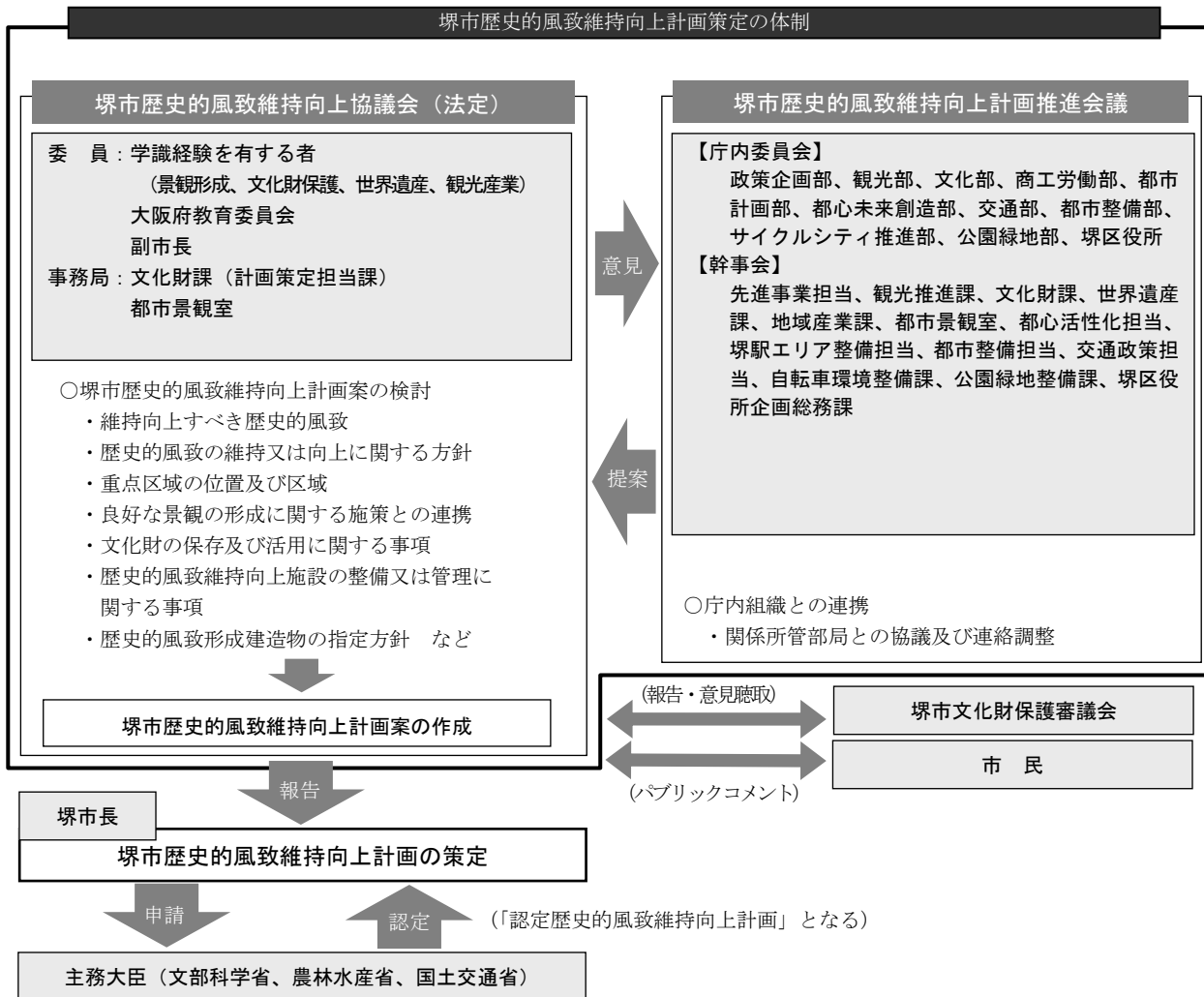
大阪府教育委員会、学識経験者など様々な関係者の意見を十分反映させるため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年5月23日法律第40号)第11条第1項の規定に基づく「堺市歴史的風致維持向上計画協議会」を組織し、「堺市歴史的風致維持向上計画」を策定、平成25年11月に国の認定を受けた。

計画認定後は、「堺市歴史的風致維持向上協議会」に改組し(平成26年4月1日施行)、進捗管理・評価を実施した。さらに、令和3年度以降、第2期計画の検討・策定を進めた。

堺市歴史的風致維持向上協議会委員(令和4年4月1日現在)

役職	氏名	所属等	専門	選任理由
会長	増田 昇	大阪府立大学名誉教授	緑地計画学 景観計画	景観形成に 見識を有する
副会長	宗田 好史	関西国際大学教授	都市計画 環境デザイン	世界文化遺産に 見識を有する
委員	小浦 久子	神戸芸術工科大学大学院教授	都市計画 環境デザイン	文化財保護に 見識を有する
	橋爪 紳也	大阪公立大学研究推進機構 特別教授	建築史 都市文化論	観光産業に 見識を有する
	大阪府教育庁 文化財保護課長			
	堺市副市長(建築都市局担任)			
堺市副市長(文化観光局担任)				

堺市歴史的風致維持向上計画策定の体制



堺市歴史的風致維持向上計画の策定の流れ

5. 計画策定の経緯

庁内の関係部課長で構成する「堺市歴史的風致維持向上計画推進会議」及び「堺市歴史的風致維持向上計画推進会議幹事会」において庁内の連携を図りながら検討を進めた。同時に、三省庁との協議を通じて助言等を受けながら、「堺市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会）」における議論や意見等をふまえ、本計画の策定を進めた。

【第1期計画】策定経過

平成23年8月29日	堺市歴史的風致維持向上計画協議会	第1回
平成23年11月17日	堺市歴史的風致維持向上計画協議会	第2回
平成24年2月20日	堺市歴史的風致維持向上計画協議会	第3回
平成24年10月18日	堺市歴史的風致維持向上計画協議会	第4回
平成25年3月29日	堺市歴史的風致維持向上計画協議会	第5回
平成25年6月19日～7月18日	パブリックコメント	
平成25年8月20日	堺市歴史的風致維持向上計画協議会	第6回
平成25年9月17日	堺市歴史的風致維持向上計画	申請
平成25年11月22日	堺市歴史的風致維持向上計画	認定

【第1期計画】進捗管理

平成26年3月19日	堺市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
平成27年3月23日	堺市歴史的風致維持向上協議会
平成27年3月27日	堺市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
平成28年3月25日	堺市歴史的風致維持向上協議会
平成28年4月1日	堺市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
平成29年3月28日	堺市歴史的風致維持向上協議会
平成29年4月1日	堺市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
平成30年3月14日	堺市歴史的風致維持向上計画の変更の認定申請
平成30年3月27日	堺市歴史的風致維持向上協議会
平成30年3月29日	堺市歴史的風致維持向上計画の変更の認定
平成31年3月25日	堺市歴史的風致維持向上協議会
平成31年4月12日	堺市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
令和2年3月5日	堺市歴史的風致維持向上計画の変更の認定申請
令和2年3月24日	堺市歴史的風致維持向上計画の変更の認定
令和2年4月23日～5月15日	堺市歴史的風致維持向上協議会（書面開催）
令和3年3月29日	堺市歴史的風致維持向上協議会
令和4年3月7日	堺市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
令和4年3月30日	堺市歴史的風致維持向上協議会

【第2期計画】策定経過

令和3年3月29日	堺市歴史的風致維持向上協議会
-----------	----------------

令和4年2月	堺市歴史的風致維持向上計画推進会議・幹事会 (書面開催)
令和4年3月30日	堺市歴史的風致維持向上協議会
令和4年9月15日・9月27日	堺市歴史的風致維持向上計画推進会議・幹事会
令和4年10月4日	堺市歴史的風致維持向上協議会
令和4年11月2日	堺市文化財保護審議会
令和5年1月4日～2月3日	パブリックコメント
令和5年2月22日	堺市歴史的風致維持向上計画推進会議・幹事会
令和5年3月2日	堺市歴史的風致維持向上協議会
令和5年3月10日	堺市歴史的風致維持向上計画(第2期) 申請
令和5年3月29日	堺市歴史的風致維持向上計画(第2期) 認定

第1章 歴史的風致形成の背景

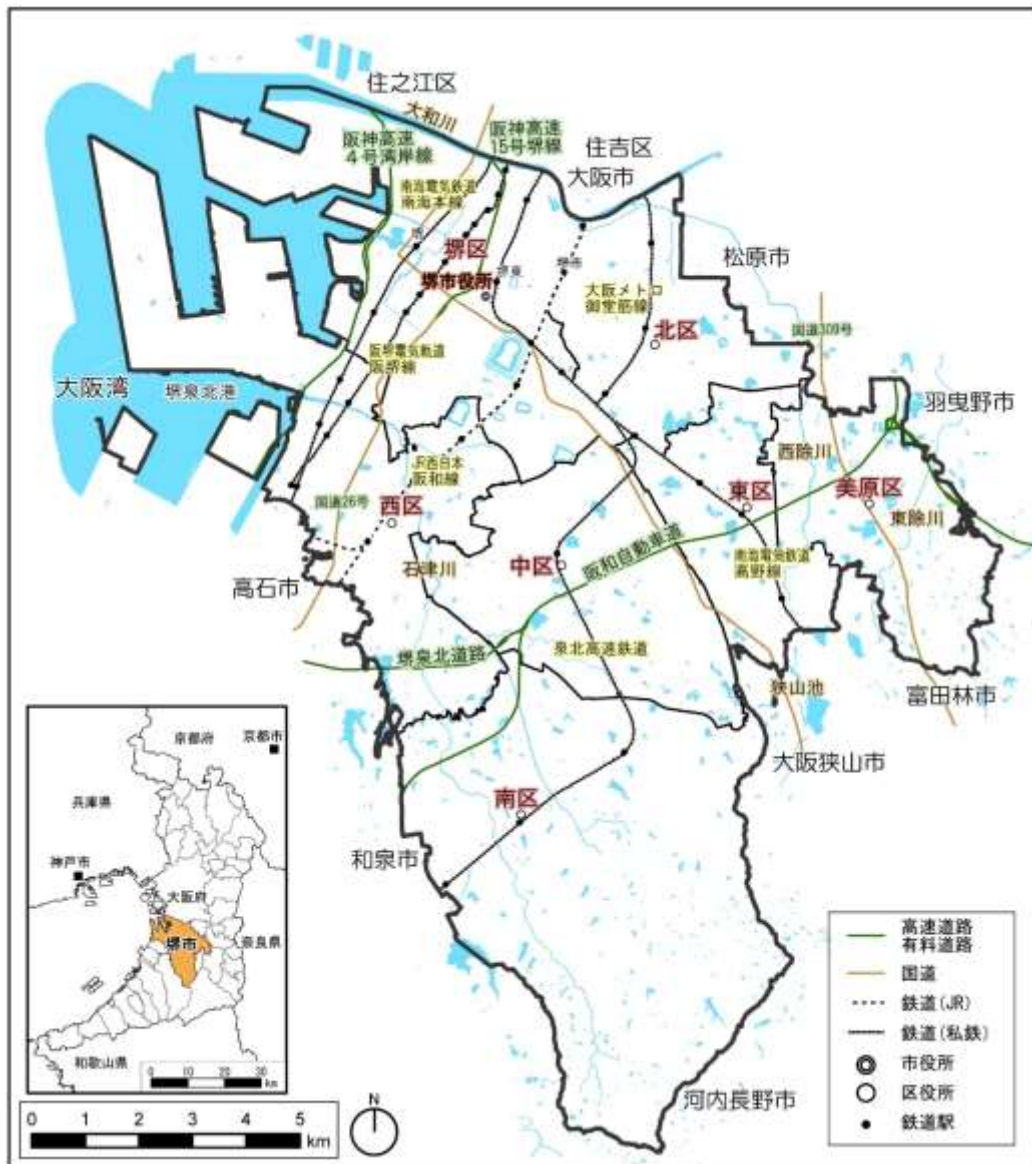
1. 社会的環境

(1) 立地・交通

本市は、面積 149.99 km²、人口約 84.3 万人・世帯数 34.9 万世帯（令和 4 年（2013）1 月 1 日推計人口）の指定都市で、大阪府の中央南西部に位置し、大阪市に接するうえ、約 50km 圏内には神戸市、京都市といった指定都市に近接している。

関西国際空港と大阪都心部を結ぶ交通ネットワークの一翼を担う JR 西日本阪和線、南海電気鉄道南海本線等の広域鉄道、阪神高速道路や阪和自動車道等の高速道路が縦断しており、さらに西に面する大阪湾には、国際海上輸送の拠点として特定重要港湾の堺泉北港を擁するなど、交通利便性に優れた立地条件にある。

北は大和川を境として大阪市住之江区、住吉区、北東は松原市、羽曳野市、東は大阪狭山市、富田林市、南東は河内長野市、南は和泉市、南西は高石市に接し、西は大阪湾に面している。

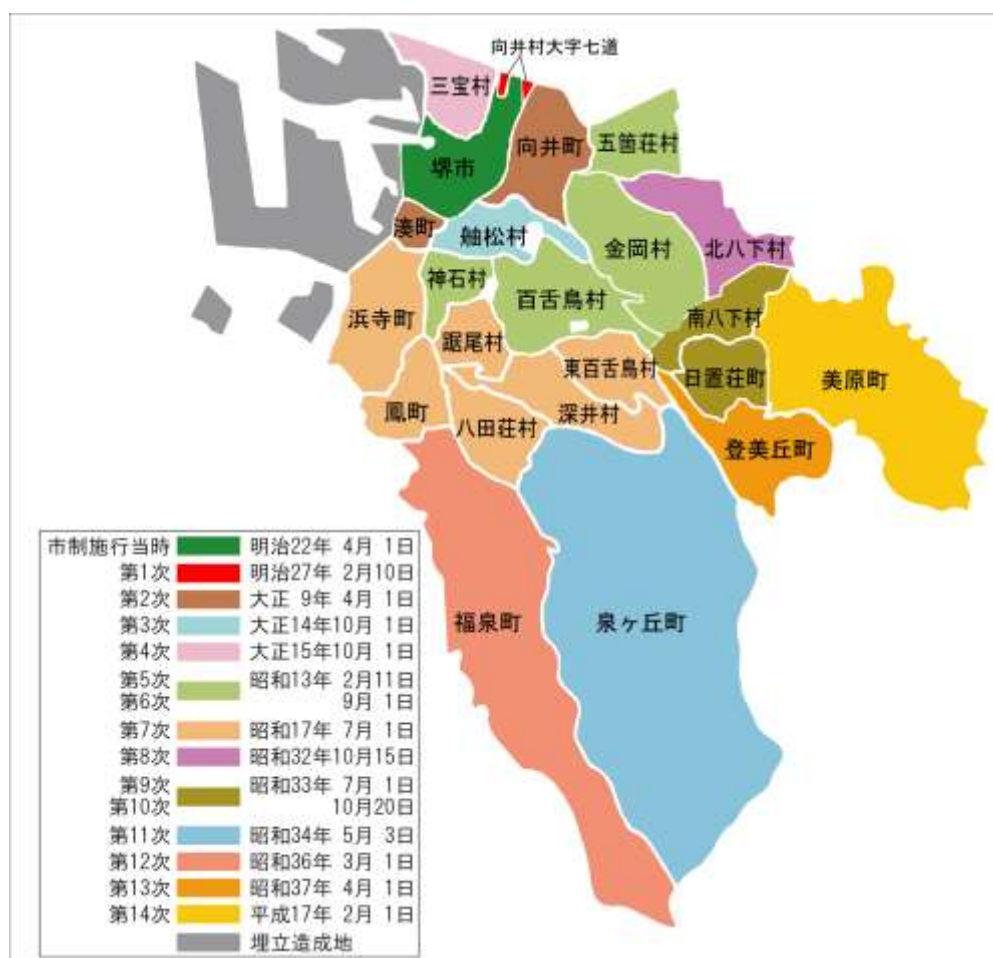


市域の概況

(2) 市域の変遷

本市は、明治22年(1889)4月1日市制施行後、明治27年(1894)の大鳥郡向井村大字七道むかいとの第1次合併に始まり、以降14次にわたり22町村を編入することで、現在の堺市が形成された。

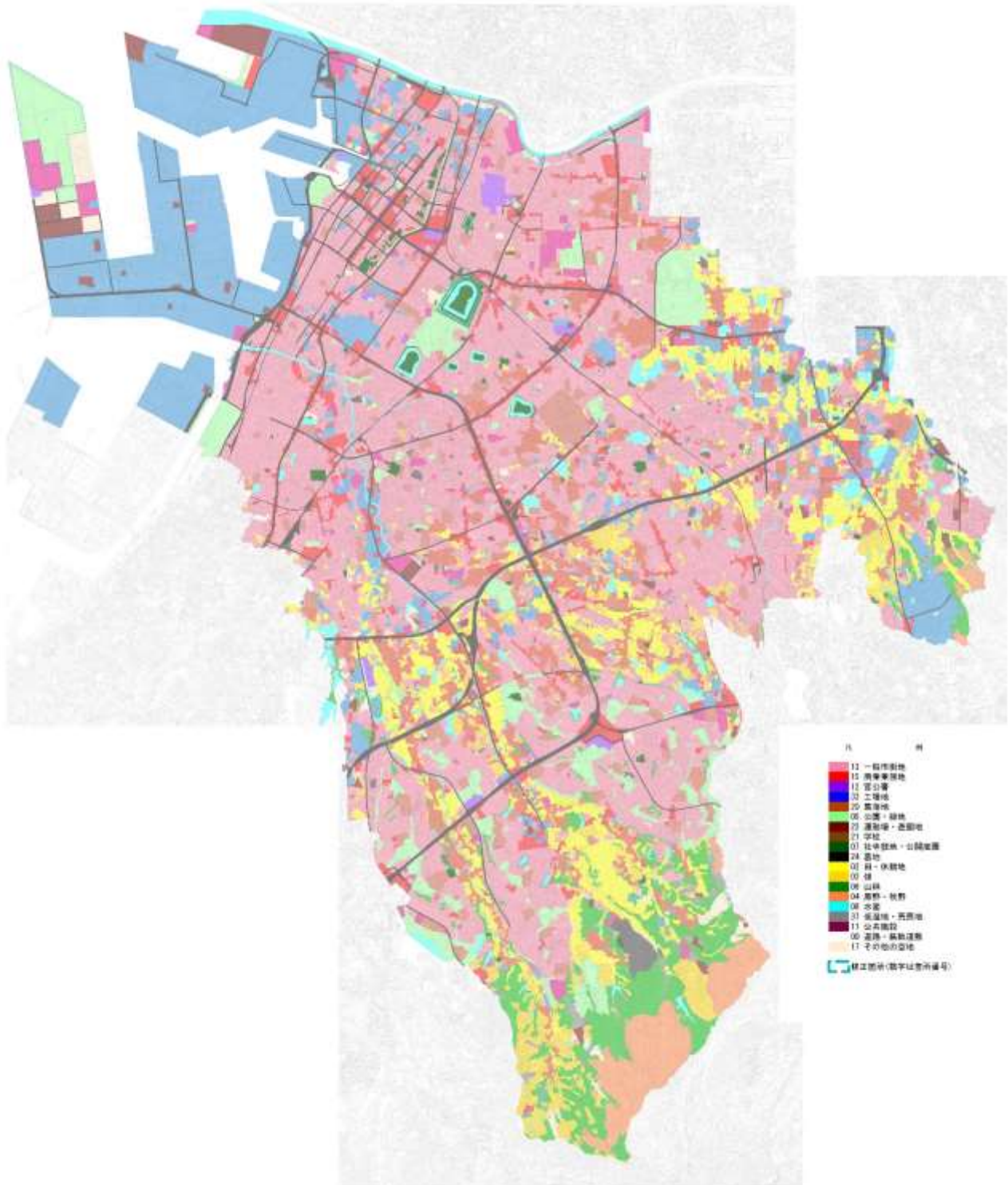
	年 月 日	編入合併等の内容
	明治22年(1889)4月1日	市制・施行(日本で最初の31市のうちの一つ)
第1次	明治27年(1894)2月10日	大鳥郡向井村大字七道編入
第2次	大正9年(1920)4月1日	泉北郡向井町・湊町編入
第3次	大正14年(1925)10月1日	泉北郡舳松村編入
第4次	大正15年(1926)10月1日	泉北郡三宝村編入
第5次	昭和13年(1938)2月11日	泉北郡神石村編入
第6次	昭和13年(1938)9月1日	泉北郡五箇荘村・百舌鳥村、南河内郡金岡村編入
第7次	昭和17年(1942)7月1日	泉北郡浜寺町・鳳町・踞尾村・八田荘村・深井村・東百舌鳥村編入
第8次	昭和32年(1957)10月15日	南河内郡北八下村編入(美原町に帰属した一部を除く)
第9次	昭和33年(1958)7月1日	南河内郡南八下村編入(美原町に帰属した一部を除く)
第10次	昭和33年(1958)10月20日	南河内郡日置荘町編入
第11次	昭和34年(1959)5月3日	泉北郡泉ヶ丘町編入
第12次	昭和36年(1961)3月1日	泉北郡福泉町編入
第13次	昭和37年(1962)4月1日	南河内郡登美丘町編入
第14次	平成17年(2005)2月1日	南河内郡美原町編入



市域の変遷

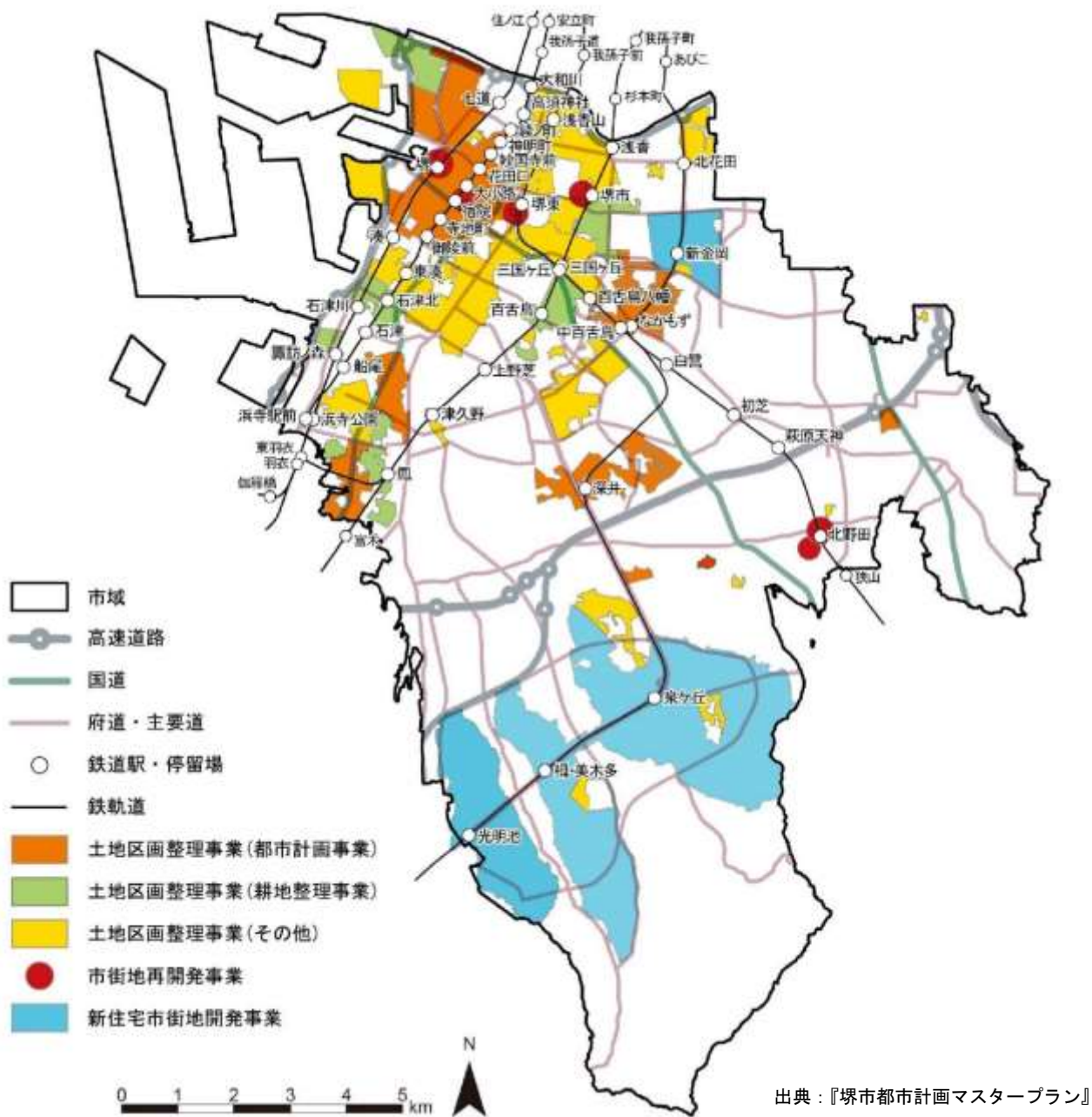
(3) 土地利用

本市の土地利用は、住宅地、商業業務地、工業地等の割合が高く、市域の大半を占めている。市域南部には山林がまとまった規模で存在し、東部及び南部には農地や大規模な緑地・公園を形成している。また美原区、東区、中区には日本最古のため池である狭山池（大阪狭山市 10 頁参照）を親池とする、ため池群が存在する。



本市の土地利用（令和2年（2020）度）

また、本市の土地区画整理事業は、戦前の耕地整理事業・土地区画整理事業に始まり、戦後には戦災復興事業等による復興が行われ、近年では都市基盤整備の柱として積極的に事業が推進されてきた。



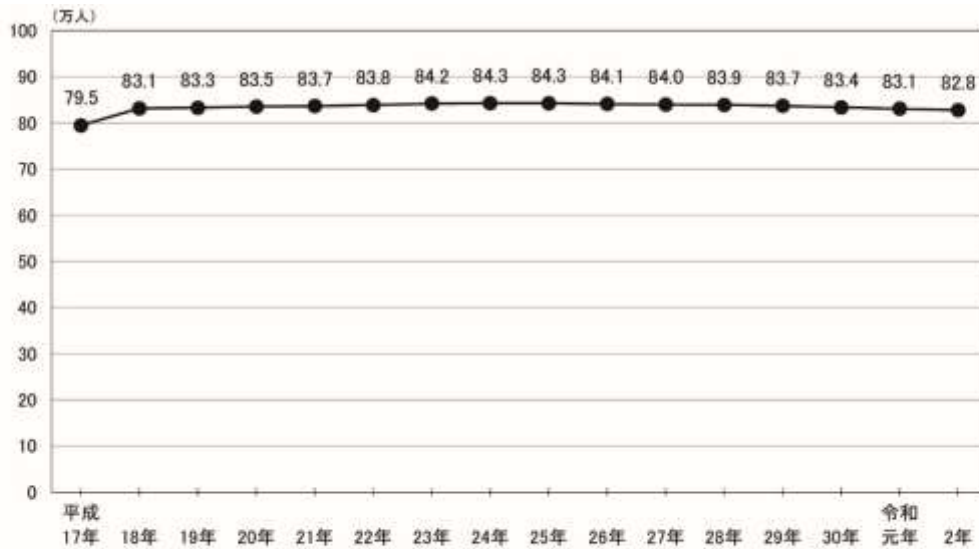
本市の市街地開発事業区域（令和2年（2020）度）

(4) 人口

美原町との合併（平成 17 年（2005）2 月）や指定都市への移行（平成 18 年（2006）4 月）を経て増加傾向にあったが、計画認定後 10 年間は減少傾向に転じている。出生数から死亡数を引いた自然増減でも、これまで出生数が死亡数を上回る自然増で推移してきたが、平成 23 年（2011）以降は出生数の減少と死亡数の増加により、減少傾向にある。

一方、転入から転出を引いた社会増減では、長年、社会減（転出超過）の傾向にあったが、平成 17 年（2005）からは社会増（転入超過）へと転じていた。しかし、平成 25 年（2013）以降は、再び社会減となっている。

堺市基本計画 2025 の独自推計人口によると、令和 7 年（2025）では 80 万 2 千人、令和 12 年（2030）では 77 万 5 千人に推移すると予想される。



図表 1-1-7 市全体の人口の推移

※各年 1 月 1 日現在の数値

出典：『堺市都市計画マスタープラン』

人口の推移



(資料) 2015年以前は総務省「国勢調査」。なお、2005年に旧美原町と合併。
2020年以降の将来推計人口は独自推計。

出典：『堺観光戦略』

人口の将来推計

(5) 産業

本市には、臨海部の基礎素材産業の立地や内陸部の機械・金属産業の集積など、素材から加工まで幅広く産業が集積している。本市の製造品出荷額等は全国の市区町村で第7位（令和2年（2020））であり、産業の集積が本市産業の大きな強みとなっている。



刃物

また、本市には、長い歴史や文化によって育まれてきた多くの伝統・地場産業がある。刃物、注染・和晒^{ちゅうせん わざらし}、線香、昆布加工、敷物^{ふきもの}（緞通）、自転車といった伝統産業が、先人の「匠」から連綿と受け継がれている。特に堺打刃物は、プロの料理人からも高い評価を受けているほか、鉄砲鍛冶たちの知恵や技術が息づく自転車



線香

車についても、現在部品の製造で高いシェアを占めている。さらに、農業においては、令和2年（2020）の市町村別農業産出額（推計）が大阪府内1位であり、産出額のおよそ1/3は野菜が占める。地産地消の推進をはじめ地域農業の活性化のため、野菜や果樹、米などを対象品目として「堺のめぐみ」が地域ブランド化されている。

(6) 観光

本市には、令和元年（2019）に世界遺産に登録された仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群、南蛮貿易の拠点として発展した中世の自治都市「堺」を起源とする環濠都市区域における由緒ある多くの寺社や北旅籠町周辺の古いまちなみ、さらに千利休によって大成された茶の湯の文化、刃物や線香をはじめとする伝統産業など、多くの観光資源が存在している。

また、普段見ることができない歴史・文化資源を広く市民や来訪者に体感してもらえるように、本市では春季・秋季の年2回、文化財特別公開を実施し、寺社の建造物や所蔵品、歴史資料等の公開を行っている。また、堺観光ボランティア協会による名所・旧跡等を案内する観光ガイドや、観光ガイドマップの充実など、観光客を受け入れる体制の構築にも取り組んでおり、令和3年（2021）に策定した堺観光戦略では、「人々を魅了し続ける屋根のないミュージアム“SACAY”」をめざして、大仙公園エリアと環濠エリアを重点エリアとして観光の取組を進めている。なお、令和元年度までの観光ビジター（観光客）数は増加の傾向にあるが、市内ホテル宿泊者数はほぼ横ばいで推移していることから、コロナ禍前は宿泊を伴わない日帰りの観光客が大勢を占める状況にあった。



出典：『堺観光戦略』

観光ビジター数・ホテル宿泊数の推移

2. 自然的環境

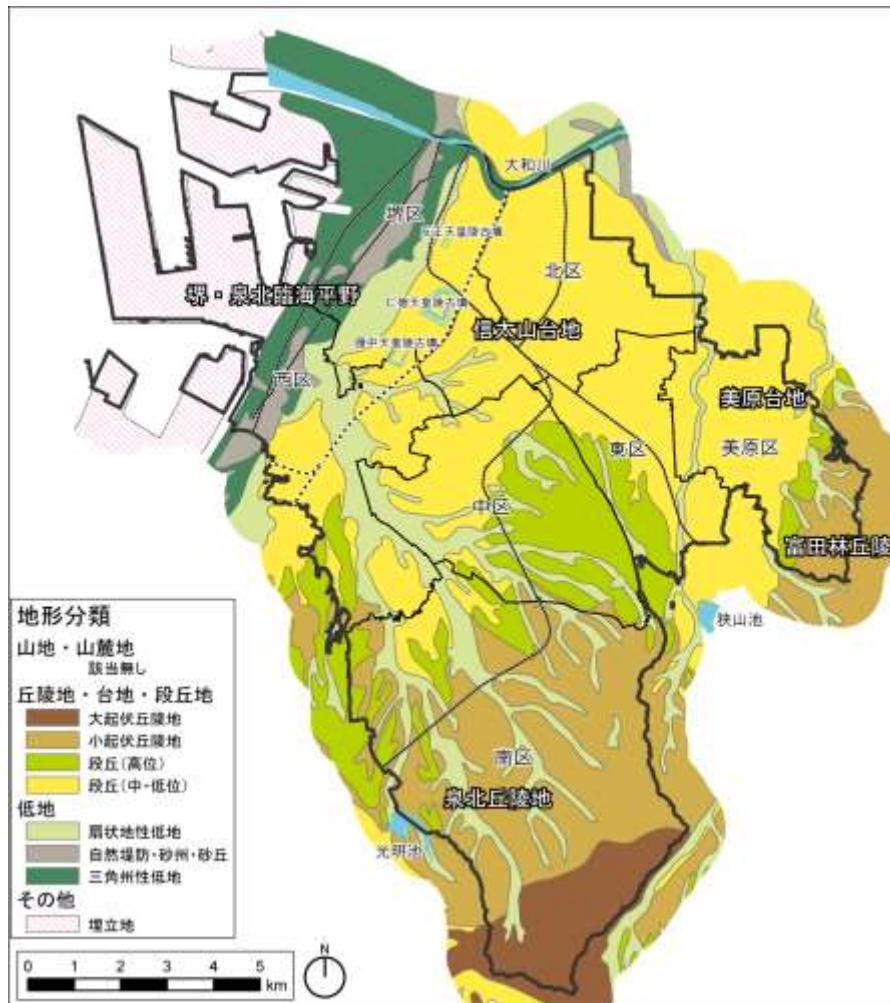
(1) 地形

本市は大阪府の中央南西部に位置し、西は大阪湾に面し、北は近世に開削された大和川^{やまとがわ}が流れ、東は富田林丘陵、南は泉北丘陵地に画されている。泉北丘陵地の標高 268.9m が最も高く、海から丘陵地に向かって緩やかな地形の変化がみられる。

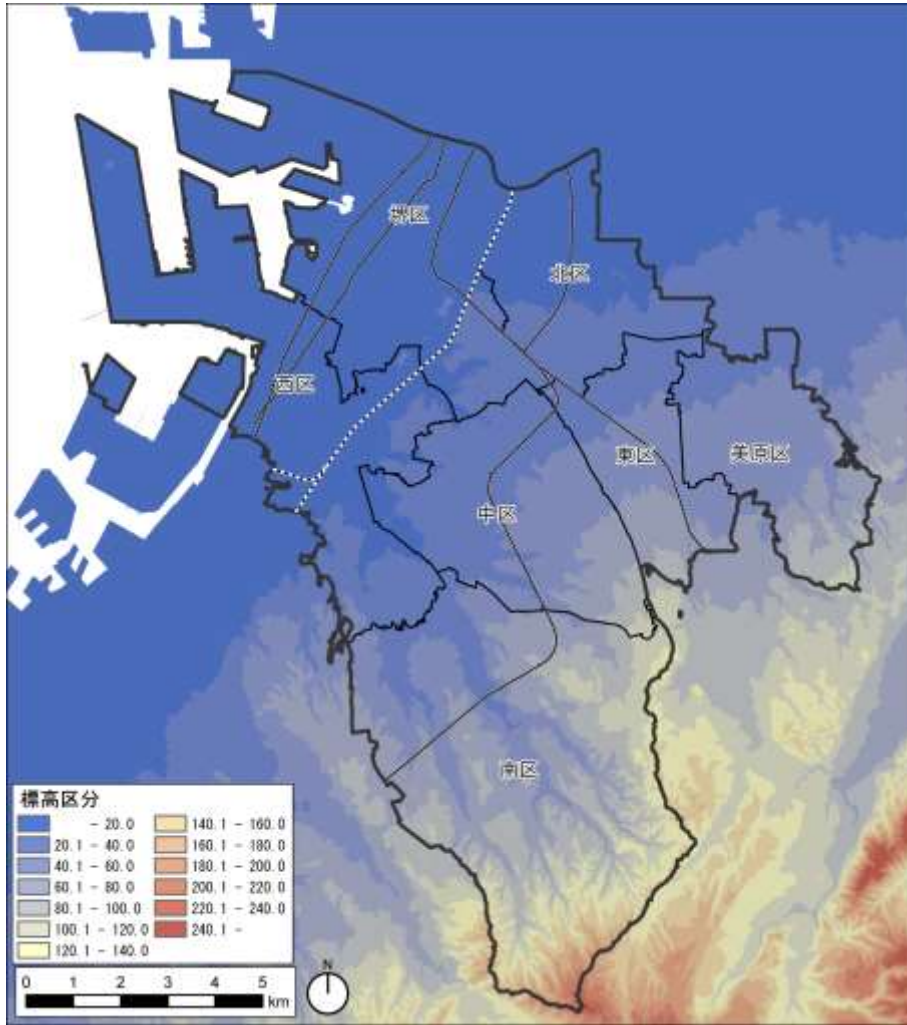
大阪湾に沿った平地は、砂堆^{さたい}及び海岸低地からなる。砂堆は、標高 3～5m の範囲でかまぼこ形をなし、海岸低地から一段あがった部分は低・中位段丘である信太山台地^{しのだやま}が位置する。この台地の西端において、古墳時代に仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群^{もず}が築造された。

また、光明池と狭山池^{さやまいけ}を結ぶ線より南には、泉北丘陵が位置する。丘陵は、砂利・泥岩・凝灰岩等が互層に堆積する、いわゆる大阪層群からなり、標高が高く斜面も急峻である。この泉北丘陵を中心とした斜面では、古墳時代から平安時代にかけて、須恵器^{すえき}の窯が築かれ、焼き物の一大生産地として発展した。

美原区では西除川、東除川^{にしよげがわ ひがしよげがわ}に伴う河岸段丘があり、信太山台地の東端及び美原台地を形成する。段丘上に奈良時代～鎌倉時代を中心とした集落が点在し、中世には「河内鑄物師^{かわちいもじ}」の拠点となった。



本市の地形分類



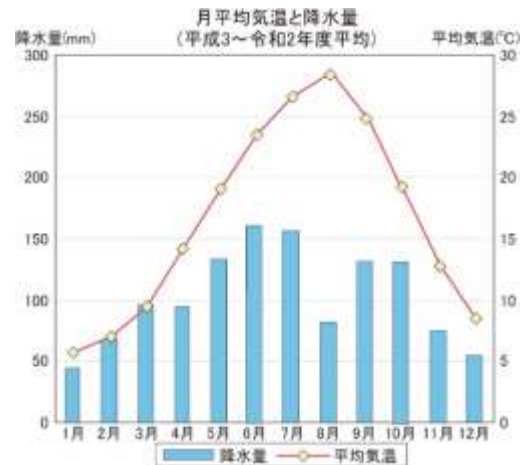
本市の標高区分

(2) 地質

沖積平野の地層は堺砂堆と名付けられ、北は大阪市の浜口・粉浜を経て難波砂堆に連なり、南は石津・浜寺を経て高石砂堆に続いている。海岸低地は大和川の三角洲・湊海岸低地・石津川河谷低地となっており、後背台地・丘陵は砂利・泥岩・凝灰岩等が互層状に堆積する前期及び中期洪積層のいわゆる大阪層群からなっている。

(3) 気候

気は、瀬戸内型気候に属し、年間を通して温暖で晴天の日が多く、降水量が比較的少ない。また、四季による季節的変化が著しいのが特徴である。平成3年(1991)度～令和2年(2020)度の気象データによると、平均気温は16.5℃、平均降水量は年間1232.9mmである。風は季節を通じて西南西から吹くことが多い。



本市の気温と降水量

3. 歴史的環境

(1) 歴史的背景

①原始・古代（古墳時代まで）

原始

堺の地に人が生活した痕跡は、今から 15,000 年ほど前の旧石器時代にさかのぼり、南花田遺跡^{みなみはなだ}では、当時使用していた石器が多く出土している。

また、縄文時代の遺跡には、石津川流域の台地の先端部に船尾西遺跡^{ふなおにし}や小阪遺跡^{こさか}等があり、住居跡等の遺構から土器や石器が出土している。

弥生時代の遺跡には、和泉地域を代表する集落跡である四ッ池遺跡^{よついけ}がある。石津川左岸に面した台地上に、弥生時代前期から後期にかけて長期間にわたり集落が営まれ、多数の住居跡、土器、石器が確認されている。集落の周囲には溝や河川がめぐらされ、その外側には方形周溝墓群^{ほうけいしゅうこうぼ}が点在する。弥生時代の暮らしを知りうる重要な資料であり、平成元年（1989）に史跡に指定されている。また、浜寺昭和町・下田町・高尾付近^{えぼらじ}・家原寺町付近^{とうたく}・陶器北付近^{さいし}では銅鐸が出土しており、この地で農耕祭祀が行われていたことが推測される。

古代（古墳時代）

古墳時代には、大阪湾に面する台地上に百舌鳥古墳群が形成されている。4 世紀末から 5 世紀後半にかけて、日本最大の仁徳天皇陵古墳^{にとくてんのうりょう}をはじめとする、全長 100m を超える大型の前方後円墳が次々と築造された。これらの大型古墳の周囲には、陪塚^{ぼいづか}と呼ばれる規模の小さな前方後円墳や円墳、方墳が築かれている。規模の大小と、墳形の多様性により、古墳被葬者の階層性を示す貴重な古墳群であり、藤井寺市、羽曳野市に位置する古市古墳群^{ひそうしやかいそう}とあわせて日本を代表する古墳群であり、現在 19 基の古墳が史跡に指定され、令和元年（2019）に「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」として陵墓を含む 23 基（古市 26 基）^{りょうぼ}が世界遺産に登録されている。

古墳時代の堺は大王墓の造営において非常に重要な地域であり、当時の最先端の土木技術を結集して巨大古墳が造営された。さらに、百舌鳥古墳群周辺では造営に関わった人々が暮らしていた集落が点在していたことが、土師遺跡^{はぜ}等の発掘調査で確認されている。古墳の築造には、埴輪等を生産する専門集団である土師氏の関わりが指摘されており、百舌鳥古墳群の南側周辺地域には土師郷^{はぜごう}（現在の中区土師町）の地名が残されている。



銅鐸
(浜寺昭和町出土)



百舌鳥古墳群



土師遺跡で確認した住居



黒姫山古墳

また、その他、美原区域においても5世紀中頃に黒姫山古墳が築造され、昭和22年(1947)の発掘調査では、前方部中央の石室から24人分の甲冑をはじめ鉄製の武器や武具が大量に出土している。さらに、現在の泉北ニュータウンを中心とした泉北丘陵には、陶邑窯跡群が位置する。5世紀初め頃から陶器生産のルーツともいえる須恵器の生産が始まり、『日本書紀』においても「茅渟 県陶邑」と記されている。朝鮮半島の技術を導入したこの焼き物生産は、当地において平安時代までの約500年続けられ、800基以上の窯が築かれた。日本国内において、これほど長期間にわたって生産が続けられ、かつ大規模な須恵器の生産地は他に例をみない。



陶邑窯跡群
(高蔵寺73号窯跡)

【台地】

- ・15,000年ほど前、堺の地に人が生活した痕跡(南花田遺跡)
- ・縄文時代の遺跡(船尾西遺跡・小阪遺跡)
- ・弥生時代における農耕祭祀(四ッ池遺跡)
- ・大阪湾に臨む台地端部において、仁徳天皇陵古墳など多くの古墳が築造(百舌鳥古墳群)
- ・百舌鳥古墳群の造営に関わる集団の定住(土師遺跡)
- ・黒姫山古墳の築造

【丘陵地】

- ・陶器生産のルーツといわれる須恵器の生産の始まり(陶邑窯跡群)



原
始・古
代
(古墳時代まで)

②古代（飛鳥時代以降）

飛鳥時代から平安時代にかけて、堺と難波宮を結ぶ難波大道、大和国とを結ぶ長尾街道（大津道）、竹内街道（丹比道）、参詣道として発達した熊野街道や西高野街道等の陸路が整備された。なかでも長尾街道の一部は摂津国と河内国の国境ともなった。また、奈良時代から平安時代には古代の土地制度である条里制による、碁盤目状の土地区画がなされており、現在でも田畑等の区画において確認することができる。

また、仏教に関する活動も盛んに行われている。地方豪族である土師氏が本拠地とする大鳥郡土師郷では土師観音廃寺等が建立された。

さらに、仁徳天皇陵古墳に近い円通寺では観音菩薩立像が伝来していた。7世紀に日本にはない白檀材を用いて制作されたものであり、中国もしくは朝鮮半島との交流を物語る現存最古級の檀像として、重要文化財に指定されている。

堺を代表する奈良時代の僧侶である行基は、大鳥郡に生まれ、神亀4年（727）に大野寺を建立した。この寺院の仏塔である土塔は、土と瓦を用いて造られた十三重の塔で、史跡に指定されている。平成10～20年（1998～2008）にかけて行われた史跡土塔整備事業に先立つ発掘調査の際には大量の瓦が出土している。これらの一部には名前を刻んだ瓦が確認でき、僧尼、「優婆塞」と呼ばれる在家信者、豪族、一般民衆と多岐にわたる人々が、行基の活動に共感し、土塔建立に関わったことが明らかとなった。



土塔

【低地・台地】

- ・古代官道（難波大道、大津道、丹比道、熊野街道、西高野街道）の整備
- ・奈良時代から平安時代にかけて条里制による土地区画の推進
- ・地方豪族による寺院建立（土師観音廃寺）
- ・中国や朝鮮半島との交流
- ・行基による土塔建立

古代
（飛鳥時代以降）



③中世

平安時代以降、西高野街道や熊野街道を活用した寺社参詣が盛んになり、本市内にも境王子や大鳥王子がつけられた。また、美原区域を中心として河内鑄物師が活動しており、梵鐘等の金属製品の生産が盛んに行われた。

なお、堺という地名は、寛徳2年(1045)に没した藤原定頼の歌集『権中納言定頼卿集』にある「さか井と云所にしほゆあみにおはしけるに」が初見である。「しほゆあみ」とは、療治等のため海水につかることを意味する。

堺浦は漁港として発達し、南北朝時代には堺に拠点をもつ漁民が近畿地方を商圈とする行商活動を繰り広げていた。堺浦に通ずる長尾街道、竹内街道、紀州街道等の陸路の発達も港の発展を支えた大きな要因の一つである。

その後、南北朝統一や明德の乱で功のあった大内義弘が和泉守護職を得て権勢を誇ると、応永6年(1399)、將軍足利義満は義弘の勢力拡大を恐れて討伐を図った。これに対し義弘は、軍船300余を率いて堺に上陸し、48の勢楼(物見)と1,700の箭(矢)櫓をつくり迎え撃った。この応永の乱では、約1ヶ月の攻防の後に城内に火が放たれ、義弘も自害し、堺の町1万戸が全焼した(『応永記』)。

応永26年(1419)当時、京都相国寺崇寿院領であった堺南荘は荘主を置かず住民の地下請によって経営されるなど、自治の萌芽が見られる。その後、会合衆や納屋衆が合議により自治を行った。永禄4年(1561)に堺に滞在したポルトガル人宣教師ガスパー・ビレラが本国に送った書簡『耶蘇会士日本通信』には、「日本全国当堺の町より安全なる所なく、他の諸国に於て動乱あるも、此町にては嘗て無く(中略)町は甚だ堅固にして、西方は海を以て、また他の側は深き堀を以て囲まれ、常に水充滿せり」と記されており、前年の書簡にも「此町はベニス市の如く執政官に依りて治めらる」と報告されている。

海外交易港としての発展は、応仁元年～文明9年(1467～1477)の応仁・文明の乱のため、戦乱の瀬戸内海を避けた遣明交易船が、九州から土佐沖を通り、兵庫に代わって堺に着岸するようになったことがきっかけとなった。その後、南蛮貿易の拠点として生糸・絹織物・綿・さらさ・陶磁器・香料・薬種など多彩な商品が取引され、大いに発展した。南蛮船は九州の平戸や長崎に来航したため、堺商人は船団を組んで九州より輸送を行った。天文12年(1543)に種子島に伝来した鉄砲は数年後には堺で製造が始められ、この地は全国一の鉄砲の産地となった。

応仁・文明の乱後、京都の文化人の中には荒廃した京都を避け、堺に来住する者が多数あった。謡曲の車屋本を出版した車屋道悦、琉球より伝わった蛇皮線を三味線に改良した中小路、三味線に秀れた沢角検校、小唄の隆達節を創始した高三隆達など町衆の文化も目立った。また、茶の湯は、富裕な町衆を中心に発展し、茶人には北向道陳、武野紹鷗、津田宗達、侘び茶を完成させた千宗易(利休)や津田宗及、今井宗久、山上宗二など、枚挙にいとまがない。この頃の堺における華やかな住居の様子は「京は着て果、大坂は喰て果、堺は家で果てる」(『商人職人懐日記』正徳3年(1713))と江戸時代の浮世草紙でも記されるように、趣向を凝らした邸宅が構えられていた。

永禄 11 年（1568）に織田信長が入洛を果たすと、信長は堺を直轄地として代官を置いた。この頃、織田信長の所望で妙國寺境内のソテツが安土城に移植されたが、『毎夜「堺に帰りたい」とソテツが泣いたので、信長は激怒して「切り倒してしまえ」と命じたところ、ソテツは切り口から鮮血を流し大蛇のごとく悶絶し、恐れをなした信長は再び妙國寺に返した』という伝説が今に語り継がれ、現在では天然記念物妙国寺のソテツとして堺の名木の一つとなっている。



妙国寺のソテツ

後を継いだ豊臣秀吉も堺を重視し、側近を堺政所（奉行）に任命し、天正 14 年（1586）10 月には、周囲の環濠を埋め、大坂を城下町として繁栄させるため、堺の商人を強制的に大坂に移住させた。

この頃、こおどりをはじめとする個性豊かな祭礼、行事が始まったといわれている。

中 世	<p>【沿岸部・低地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堺浦が海外交易の拠点として発展 ・鉄砲生産の発達
	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河内鑄物師による梵鐘等の金属製品の生産 ・街道の発達 ・こおどりをはじめとする個性豊かな祭礼・行事の始まり



④近世

大坂夏の陣では、慶長^{けいちろう}20年（1615）4月28日に火をかけられ、「此悲しむべき火災のため、二万の家屋は火になめられ、非常なる経費を投じたる多くの偶像の寺院も共に焼失せり」と宣教師の報告（『大日本史料』）に記されるように大きな被害を受けた。

堺の復興は幕府によって進められ、敷地の縄張りを行い、課税の基準となる町々の家役を定めた。元禄^{げんろく}2年（1689）9月に作成された精密な大絵図から、近世の堺の町割がわかる。大絵図の町割は、大小路と大道筋（紀州街道）の方向を基軸として、一区画南北60間、東西19～23間の長方形の碁盤型になされた。この「元和の町割」は、今も環濠内の街区構成の基本となっている。

堺の港は、寛永^{かんえい}13年（1636）に鎖国令が強化されたことで、貿易港としての地位が低下する一方、宝永元年（1704）に大和川が付け替えられたことに伴い、河口部では新田開発が進められ、また戎島^{えびすじま}の出現で海岸部の新地が整備されるなど、海岸部において新たな新田・新地開発が進展することとなる。

そのようななか、江戸の商人である吉川俵右衛門^{よしかわひょう えもん}は、商用で訪れた港の様子に一念発起し、堺商人の協力をとりつけて、寛政初年（1790）頃から港の修築を開始した。工事は、文化7年（1810）までのおよそ20年の歳月をかけて完成し、現在の堺旧港の原型がこの頃つくられている。



吉川俵右衛門の顕彰碑

堺の商工業は、大坂の発展に伴い経済的地位が低下することで沈滞したが、延享4年（1747）の『手鑑』^{てがみ}によれば、たばこ庖丁や鉄砲鍛冶、線香をはじめ薬種、清酒、木綿、たばこなど職種は多岐にわたり、商工業都市として発展した。

周辺部に関しては、堺奉行所の支配に属していた堺廻り3か村を除いて、旗本・大名等の領地が複雑に入り組んでいた。東部丘陵地には多くのため池があり、ため池灌漑を主体とする水田農業や、綿花等の商品作物の栽培が盛んになった。百舌鳥古墳群の周辺では、夕雲開をはじめとする新田開発が行われ、水路やため池が整備された。多くの村落は、わが国最古の人工築造池という伝承をもつ狭山池の承水区域に属し、谷底平野を除く大半の耕地が狭山池の水懸りとなっており、現在もこの水利関係が継承されている。

また海浜部の様子は『和泉名所図会』^{いずみめいしよ ずえ}の中で「堺浦魚市」として描かれている。堺津の浜で毎朝、諸魚の市があり、「和泉の浦々・紀の海よりも漁舟を漕ぎ来って、ここにて市店を饒る。螺貝をふいて市の始まりを知らせ、買う者多く出で来って、また難波・京師へ運送す」と記されている。北郷は、柳之町浜に設けられ、海船浜の市と呼ばれ、今の南海本線七道駅付近に存在した。夏はここで夜市が開かれ、蛸の売買が盛んだったので蛸市とも呼ばれた。一方、南郷の魚市は、南浜の市などと呼ばれ、紺屋町浜^{こん や ちようほま}に置かれたが、新地発展の後には浜手に移転した。

文化・文芸の面では、和歌、連歌、俳諧が盛んとなり、津田宗及の孫にあたる半井ト養が堺伝授として受け継ぎ、その子慶友に箱伝授として伝えた。その他にも、国典・経学を究めた儒者である三宅亡羊や画壇土佐派中興の祖、土佐光起も堺に生まれている。天保13

年（1842）に小川宗右衛門^{おがわそうえもん}が北糸屋町（現堺区車之町東1丁、後に九間町に移転）に開設した郷学所^{ごうがくしよ}は、当地における学校の嚆矢^{こうし}であり、堺の教育文化に重要な貢献をした。

近世

【沿岸部】

- ・大和川付替え後の河口部における新田開発の進展
- ・戎島における新地の整備。
- ・港の修築

【低地】

- ・大坂夏の陣後の「元和の町割」の整備
- ・庖丁生産をはじめとする商工業の発展
- ・郷学所の整備

【台地】

- ・夕雲開等の新田開発に伴う水路やため池の整備



⑤近代

明治維新後、慶応4年（1868）6月22日に堺県が設置された。

明治3年（1870）には、後背地の優れた綿作地帯と大都市に近い立地から、鹿児島藩により戎島にわが国2番目の洋式紡績工場が建設され、操業を開始した。また、緞通や煉瓦、紡糸等の関係会社や工場も多く建てられ、工業都市として発展していった。

堺県時代には、近代公園の先駆けとなる浜寺公園の整備や、砲台場の跡地に大浜公園の整備等が行われ、行楽客で賑わった。さらに、周辺の堺燈台の建造や港湾改修等も進められた。また、教育の面においても堺版教科書の発行など、独自の取組等も進められたが、その後明治14年（1881）に大阪府に合併され、堺県は廃止されることとなった。

交通面では明治18年（1885）に大阪難波から大和川北岸まで開通していた阪堺鉄道（現南海電鉄株式会社南海本線）が同21年（1888）に堺の吾妻橋まで、明治30年（1897）にはさらに堺を越え南へと整備が進み、佐野まで延伸された。また明治45年（1912）には、阪堺電気軌道（現阪堺電気軌道株式会社）が大阪恵美須町から浜寺駅前・大浜水族館前まで開通した。このうち阪堺電気軌道と関連施設群は平成30年度に土木学会により土木遺産に選出された。

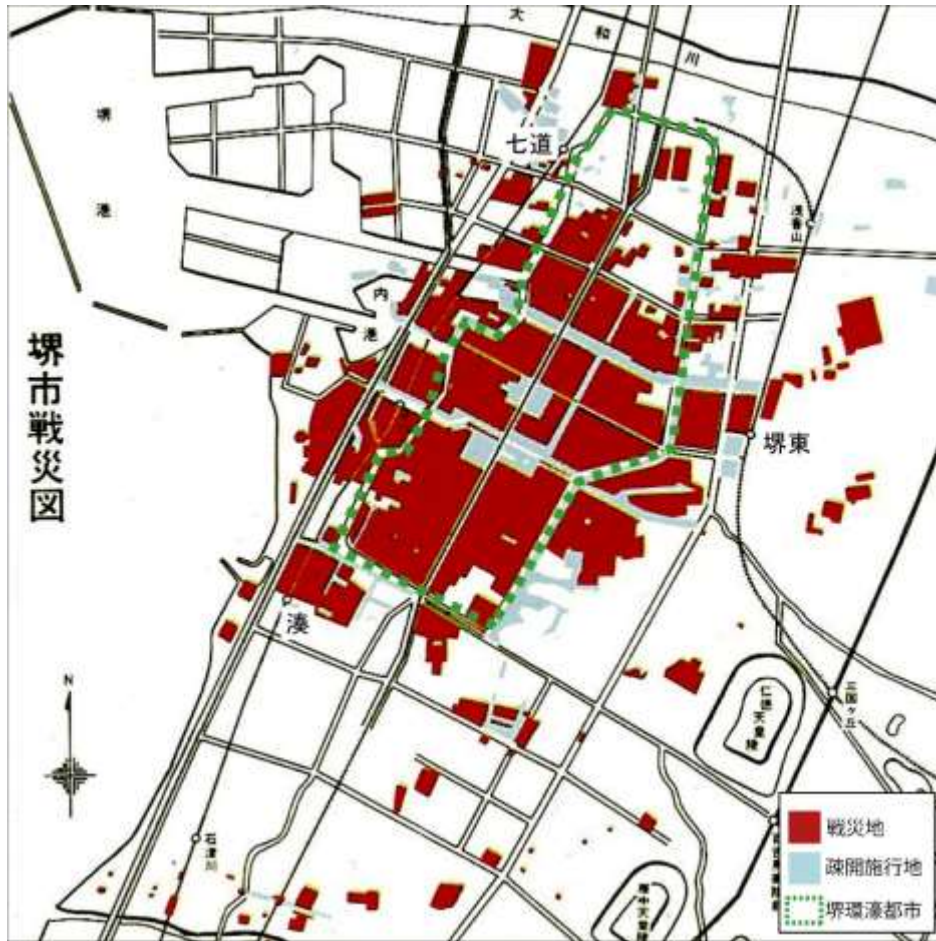
これらの交通網の整備により、浜寺公園や大浜公園には多くの行楽客が訪れるようになった。特に浜寺は関西圏で有数の別荘地としても発展した。また、鉄道網の発達に伴い、沿線の大美野や上野芝等で良好な住宅市街地の開発が進められた。この頃上神谷村・美木多村を始めとした農村部において耕地整理が進められ耕作地の改良が図られた。

また明治43年（1910）には、大阪府下では2番目となる早い時期に旧市街地一帯に上水道が敷設され、今もその配水池である旧天王貯水池が残されている。

20世紀の初めに、旧市街地の周辺に工場が建設され、重工業、化学工業は発展した。その後昭和の初めには不景気になり、市内各地で労働争議が起こった。

昭和7年（1932）に騎兵第四連隊が、大阪から金岡村の新兵舎に移転した。兵舎には、火薬庫や練兵場も設備された。さらに昭和9年（1934）には病院も開設した。

第二次世界大戦では、5回にわたる空襲を受け、焼失面積は約53 km²、全焼家屋18,462戸、半焼家屋611戸を数え、官公庁や学校等の被害も甚大であった。



堺市戦災図

出典：『フェニックス堺』

近代

- 【沿岸部】
 - ・大浜・浜寺における行楽地の発展
 - ・浜寺における別荘地としての発展
- 【低地】
 - ・紡績・煉瓦など工業の発達
- 【台地】
 - ・耕地整理等の実施
- 【その他】
 - ・阪堺鉄道等の鉄道網の発展
 - ・大美野、上野芝等の良好な市街地の形成



⑥戦後

終戦後には戦災都市に指定され復興が進められた。復興都市計画は昭和 21 年（1946）から 25 年（1950）までの 5 か年継続事業で、土地区画整理と道路計画が中心となって行われた。昭和 30 年（1955）には復興終了の象徴としてフェニックスの苗木を植樹した東西道路が大浜北町と一条通の区間で全線開通し、現在も「フェニックス通り」の愛称で親しまれている。

また、昭和 32 年（1957）9 月、大阪府は堺・泉北沖に埋立地を造り、鉄鋼・石油化学等の重化学工場を誘致する計画を立て、多くの工場が建設されることとなった。工業都市として大きく飛躍した一方で大阪市のベッドタウン的色彩も濃くなり、昭和 40 年（1965）には約 138ha の新金岡団地が建設された。さらに、泉北丘陵においても大阪府により住環境の整った大規模ニュータウン開発が計画的に進められ、昭和 42 年（1967）の宮山台のまちびらきを皮切りに、泉ヶ丘地区、^{とが}梅地区、光明池地区と順次開発がすすめられ、泉北ニュータウンが建設された。またあわせて泉北高速鉄道が開通するなど、鉄道網がさらに拡充し、市街地も大きく拡大している。



泉北ニュータウン開発
(泉ヶ丘駅付近)

美原区域では昭和 30 年（1955）頃から急激に人口が増加した。府営住宅団地・大阪木材工場団地が造られ、大阪中央環状線等の開設に伴い、特に製造業の増大が顕著となった。

現在では、港湾部への工場の立地が進み、さらに商業・業務地区として堺東を中心に都心部が発展している。また堺旧港付近では旧堺燈台が史跡に指定され、その周囲は親水空間として整備されており、市民の憩いの場として利用されている。

現代（戦後）	【臨海部】 ・臨海部埋立地における工場立地の進展
	【低地・台地】 ・戦災からの復興 ・都心部の発展 ・公的住宅団地の開発 ・市街地の拡大
	【丘陵地】 ・泉北ニュータウンの開発
	【その他】 ・鉄道網の拡充



(2) 関わりのある人物

① 行基 (668~749)

河内国大鳥郡蜂田里はちたに生まれる。15歳で出家し、得度を受け、一生を民間布教と社会事業にささげた。生涯に建てた寺は堺の家原寺えはらじをはじめ四十九寺と伝わる。行基が神亀4年(727)に起工した大野寺の塔は、土と瓦を用いて造られた13重の構造で、現在も土塔として残されている。また、農民のために池や灌漑用水を開き、橋を架けるなど土木事業をもって民衆の救済にあたった。堺市内には、菰池こもや鶴田池など、行基が造ったと伝わる池が所在する。

東大寺大仏建立事業にも加わり、天平17年(745)に聖武天皇から大僧正の位に任じられた。

② 武野紹鷗 (1502~1555)

大和出身の茶人・豪商。後に堺に移り住んだ。上洛して三条西実隆さいじやうにしに和歌を、宗陳そうちんや宗悟そうごらに茶の湯を学ぶ。31歳に剃髪し、紹鷗の法名を与えられた。36歳で堺に帰り、堺の文化の興隆に指導的な役割を果たすようになる。やがて田中与四郎(千利休)の参入もあり、津田宗及や今井宗久らを育成した。また、北向道陳きたむきどうちんらと交友し、南宗寺だいりんそうどうの大林宗套いっかん こじに参禅して一閑居士の号を許された。

③ 千利休 (1522~1591)

堺の今市町いまいちやうに生まれる。北向道陳について茶を学び、道陳の勧めで武野紹鷗に師事したと伝わる。永禄11年(1568)に上洛した織田信長が、堺を直轄領とするに及んで、利休は今井宗久、津田宗及そうぎゆうと共に茶頭さどうに起用された。

天正10年(1582)に本能寺の変で織田信長が倒れると、引き続き秀吉の茶頭となった。天正13年に秀吉が関白に任命されたことを契機に開かれた禁中茶会では利休の名で出席し、正親町天皇おおぎまちに茶を献じた秀吉の後見役を務めた。この頃、四畳半の茶室にかえて二畳や一畳半という小間の茶室を好み、宗易型茶碗そうえきを造形するなど利休の美意識が高揚した。利休の茶の湯は、作法をさらに簡素化し、「わび・さび」、「一期一会いちごいちえ」等の言葉で伝えられる侘び茶を大成した。

天正19年(1591)に秀吉の命により切腹した。

④ 三好長慶 (1523~1564)

阿波の国出身の戦国武将。元管領の細川春元はるもとに被官し、和泉、河内の代官として堺を守っていたが、一族の政長まさながを倒し摂津を合あわせ、その後13代將軍義輝よしてるを京都から追放し京都を支配。細川氏うじ綱つなを奉じて管領に代わる権勢をふるい、畿内、四国を支配した。



行基



武野紹鷗の供養塔



千利休



三好長慶

当時の戦国武将の中でも一級の教養人、文化人でもあり、特に連歌が優れていた。

⑤吉川俵右衛門 (1730~1810)

江戸、浅草の商人だが、安永6年(1777)に堺を訪れた際に、奈良方面から集積された材木の江戸への輸出港として堺港の築港、修理の必要を痛感し翌年幕府に築港を出願した。その後、堺商人の協力を取り付けて寛政元年(1789)頃によ



吉川俵右衛門の顕彰碑

うやく着工。災害等の困難に見舞われたが、文化7年(1810)までの約20年の歳月をかけ完成させた。この港が、現在の旧堺港の原型となる。

⑥河口慧海 (1866~1945)

堺の樽商人の長男として生まれ、幼少のころ清学院で学んだ。15歳の時に『釈迦一代記』を読み仏教に関心を抱き、25歳で出家した。当時の翻訳仏典に疑問を感じた慧海は、33歳の時に真の仏典を求めてヒマラヤ山脈を越え、当時鎖国中であつたチベット入りした。その後、在家仏教僧として仏教の普及に生涯をささげた。当時の体験をまとめた著書『チベット旅行記』は、学術的価値のみならず探検記としても高い評価を受けている。



河口慧海

⑦与謝野晶子 (1878~1942)

堺区甲斐町にあつた和菓子商「駿河屋」の三女として生まれる。文学的才能に恵まれ、与謝野寛(鉄幹)が創刊した文芸雑誌『明星』に作品を発表するようになり、明治34年(1901)に上京後、与謝野寛と結婚した。第一歌集『みだれ髪』は、寛との恋愛を新しい感性で歌いあげ、文学界に大きな影響を与えた。また、明治45年(1912)のヨーロッパ旅行では彫刻家ロダンに感銘を受け、国際的な感覚を身に着けた。



与謝野晶子

晶子の活動は詩歌にとどまらず、『源氏物語』の現代語訳や社会問題、教育問題に関わる評論など、多くのメッセージを発信し続けた。

⑧阪田三吉 (1870~1946)

大鳥郡舩松村に生まれる。幼少から将棋を好み、師匠には付かず実践で鍛え、棋界に名をあげた。明治27年(1894)から始まる関根金次郎との名勝負は有名で、後に戯曲『王将』のモデルとなった。三吉の死後、昭和30年(1955)には、日本将棋連盟から名人位、王将位が追贈された。



阪田三吉

4. 文化財等の分布状況

(1) 文化財

文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）に基づく国の指定文化財が 36 件、大阪府文化財保護条例（昭和 44 年 3 月 28 日、大阪府条例第 5 号）に基づく指定文化財が 31 件、大阪府古文化記念物等保存顕彰規則（昭和 24 年 3 月 25 日、大阪府教育委員会規則第 8 号）に基づく指定文化財が 5 件、堺市文化財保護条例（平成 3 年 3 月 29 日、条例第 5 号）による指定が 55 件である。

各分野にわたり古墳時代から近代まで多種多様な文化財の指定が行われているが、国の指定文化財のうち、建造物では国宝桜井神社拝殿をはじめとして 11 件、美術工芸品では重要文化財大安寺本堂内四室にわたって描かれた本堂障壁画等^{しょうへきが} 17 件、また記念物では古墳を中心に史跡等 8 件が指定されている。その他、登録有形文化財（建造物）が 64 件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財が 1 件、選定保存技術（保持者）が 1 件あり、合計 192 件となっている。

堺市の指定等文化財（令和 4 年 12 月 16 日現在）

種別		国		登録	大阪府		堺市 指定	合計	
		指定・選定			条例指定	規則指定			
有形 文化財	建造物	国宝 1	重要文化財 10	64	2	2	9	88	
	美術 工芸品	絵画	国宝 0	重要文化財 7	0	4	0	9	20
		彫刻	国宝 0	重要文化財 1	0	6	1	9	17
		工芸品	国宝 0	重要文化財 6	0	2	0	1	9
		書跡・典籍 ・古文書	国宝 0	重要文化財 1	0	1	0	8	10
		考古資料	国宝 0	重要文化財 2	0	1	0	6	9
		歴史資料	国宝 0	重要文化財 0	0	0	0	5	5
	民俗文化財	無形の民俗文化財		重要無形民俗文化財 0	0	2	0	2	4
記念物	遺跡	特別史跡 0	史跡 6	0	5	2	4	17	
	名勝地	特別名勝 0	名勝 1	0	1	0	2	4	
	動物・植物・地質鉱物	特別天然記念物 0	天然記念物 1	0	7	0	0	8	
文化財の保存技術		選定保存技術		1				1	
合計		1	36	64	31	5	55	192	

※記録選択

国	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	1
---	-----------------------	---

1) 記念物（遺跡等）と有形文化財（建造物）

○原始・古代を起源とする文化財建造物等

古代を起源とする建造物として、百舌鳥古墳群をはじめとする古墳が7件、窯跡が2件、寺院跡・寺院境内等の寺院関連遺構が3件、集落遺構が1件の合計13件が挙げられる。

百舌鳥古墳群

現存する古墳のうち、19基が史跡百舌鳥古墳群として指定され、陵墓を含む23基が「百舌鳥・古市古墳—古代日本の墳墓群—」の構成資産として世界遺産に登録されている。塚廻古墳（史跡・世界遺産構成資産）、収塚古墳（史跡・世界遺産構成資産）、丸保山古墳（史跡・世界遺産構成資産）は、仁徳天皇陵古墳の陪塚とされている。塚廻古墳は5世紀中頃の築造とされる円墳である。発掘調査では木棺の中から刀剣と共に勾玉等の大量の玉類が出土した。収塚古墳は5世紀中頃の築造とされる前方後円墳であり、発掘調査により濠から円筒埴輪、蓋形埴輪、須恵器等が出土している。丸保山古墳は、短い前方部を南に向けた5世紀中頃の築造とされる前方後円墳で、周囲には濠が巡っていた。長塚古墳（史跡・世界遺産構成資産）は、5世紀中頃から後半の築造とされる前方後円墳である。古墳の周囲には濠が巡っていた。乳岡古墳（史跡）は、百舌鳥古墳群の南西部に築かれた全長155mの前方後円墳である。長持形石棺の型式や出土遺物の年代観から4世紀後半の築造とされ、百舌鳥古墳群で最も古い大型前方後円墳である。文珠塚古墳（史跡）は、前方部を西に向けた前方後円墳である。古墳の周囲に濠はなく、後円部側のみに掘割のような溝が設けられていた。いたすけ古墳（史跡・世界遺産構成資産）は、百舌鳥古墳群のほぼ中央に位置する前方後円墳であり、墳丘の形や埴輪の状況から5世紀前半の築造とされる。この他に12基の古墳が指定されている。

黒姫山古墳（史跡）

黒姫山古墳は、全長114mの前方後円墳である。甲冑をはじめ大量の鉄製武具や武器が出土したことから、5世紀中頃にこの地域で勢力を誇っていた丹比氏の墓とされている。

御坊山古墳（府指定史跡）

6世紀の群集墳である陶器千塚で唯一の前方後円墳であり、盟主墳に位置付けられる。また、陶器千塚29号墳は、横穴式木芯粘土室という特異な埋葬施設の中に、須恵器円筒棺をおさめていた。陶邑窯跡群との密接な関係を示す古墳であることから、出土資料は市指定有形文化財となっている。また、陶邑窯跡群内において、須恵器工人との関わりを示す古墳に、牛石古墳群がある。横穴式石室を主体とした群集墳であり、現在も南区の西原公園内には、牛石



塚廻古墳



丸保山古墳



乳岡古墳



文珠塚古墳



黒姫山古墳



御坊山古墳

古墳（未指定）が残されている。

塔塚古墳（府指定史跡）

一辺約 42.5m、高さ 4.5mの方墳であり、周辺には、かつて経塚古墳、赤山古墳、高月古墳群が存在していた。5世紀中頃の築造とされ、横穴式石室と木棺直葬の2つの施設を確認している。石室からは馬具、武器・武具、装飾品が出土し、木棺内からは鏡が発見されている。また、濠からは円筒埴輪、盾形埴輪が出土している。



塔塚古墳

御山古墳（未指定）

6世紀末頃から7世紀初頭の築造とされる横穴式石室をもつ円墳であり、現在は大山明神内に残されている。



御山古墳

土塔（史跡）

堺出身の奈良時代の僧行基が建立した大野寺の塔であり、土を盛り上げた上に瓦を葺くという特異な構造である。平安時代に書かれた『行基年譜』には、神亀4年（727）の起工とあり、「神亀四年」と記された軒丸瓦が発掘調査で出土している。



土塔

家原寺境内（府指定史跡）

家原寺は天智天皇7年（688）に行基が生誕地に自ら寺院を建立したと伝えられている。境内からは、平安時代の瓦が採集されている。戦国時代に織田信長の兵火により焼失したが、天正2年（1574）に再建されている。明治初年頃までは、三重塔や門があった。江戸時代前期の南大門、本堂（文殊堂）、中期の開山堂、後期の鐘楼等がある。「知恵の文殊さん」として信仰を集めている。



家原寺境内

丹比廃寺（府指定史跡）

弘法大師建立と伝える徳泉寺の域内付近にあるとされ、周辺から出土する軒丸瓦の年代観から、丹比氏による7世紀後半の建立とされている。丹比寺には、かつて、金堂や講堂等があったとされているが、場所等は不明である。現在、塔跡の基壇上に礎石が7個残されている。



丹比廃寺塔跡

陶邑窯跡群（一部府指定史跡）

泉北丘陵には、古墳時代から平安時代にかけて須恵器を焼いた窯が800基以上あり、「陶邑窯跡群」と呼ぶ日本最大の生産遺跡として知られる。5世紀初め頃に操業したとされる高蔵寺73号窯（府史跡）は、陶邑窯跡群のなかでも古い時期に操業しており、日本の須恵器生産の始まりを考えるうえでも重要なものである。発掘調査では多数の須恵器が出土し、山の斜面を利用したあな窯では少なくとも5回は須恵器を焼いた痕跡がある。73号窯跡（府史跡）は調査後に埋め戻され、現地に同形の模型で復元されている。



高蔵寺73号窯跡

よっいけ 四ッ池遺跡（史跡）

泉北丘陵からのびる三光台地の先端とその周辺に広がる平野に立地する縄文時代から鎌倉時代に至る複合遺跡である。発掘調査で出土した縄文時代の最終期の土器に、一粒の粳の痕が発見されたことにより、縄文人の生活は専ら狩猟採集によって支えられていたとする当時の学説に対し、稲作を行っていた可能性を示す資料として注目を集めた。近畿地方でも古い段階から成立した中核的な「ムラ」の一つであり、稲作の起源や弥生時代の集落の成り立ちとその変化を考えるうえでも貴重な遺跡である。



四ッ池遺跡

○中世を起源とする文化財建造物等

桜井神社拝殿（国宝）

延喜式内社で、拝殿は建築様式やその技法から鎌倉時代の建築で、現存する拝殿建築のなかでも最も古いもののうちの一つである。

法道寺食堂、多宝塔（重要文化財）

寺伝によれば7世紀の中頃に空鉢（法道）仙人が開いたとされる高野山真言宗の寺院である。古くは長福寺といい、多くの寺坊があった。食堂（重要文化財）は、鎌倉時代後期に建築されたもので、大阪府下では河内長野市の金剛寺とこの建物のわずかに2棟があるだけの貴重な建造物である。多宝塔（重要文化財）は、屋根に葺かれている丸瓦に、多宝塔の瓦を正平23年（1368）に作ったという銘文があり、南北朝時代中期の建造物である。

日部神社本殿、石燈籠（重要文化財）

草部集落の北に位置し、延喜式内社である。本殿は、建築様式や技法、また本殿前にあった石燈籠に正平24年（1369）の製作年代が刻まれていることなどから、南北朝時代の建造物である。

多治速比売神社本殿（重要文化財）

多治速比売神社は、泉北ニュータウンの一面に位置し、梅林で有名な荒山公園に隣接している。延喜式内社である。本殿は、天文10年（1541）に建築され、大阪府下の神社本殿の特色である装飾性豊かな建築をよく表している。

旧浄土寺九重塔（重要文化財）

元は大阪府南河内郡千早赤阪村小吹に明治初年まで所在した浄土寺にあった石塔で、現在は、博物館の茶室庭園黄梅庵の前に設置されている。台石の正面には「嘉元二二（四）年丙午」（1306）の年号が刻まれており、この年に製作されたものである。

家原寺石造板碑（府指定有形文化財）

元は家原寺の墓地内に建てられていたものであり、中央部には梵字と南無阿弥陀仏の文字を大きく刻み、その脇には「天文廿年辛亥二月十五日 願主敬白 家原寺」と彫られている。また下部には多数の人名等の他、神野、家原、下田、毛穴、平岡、中深井、北深井、南深井等の地名が刻まれており、中世の信仰とその組織を伝える貴重な板碑である。



桜井神社拝殿



法道寺多宝塔



日部神社本殿



多治速比売神社本殿



旧浄土寺九重塔

○近世を起源とする文化財建造物等

大安寺本堂（重要文化財）

応永元年（1394）に徳秀士蔭を開山として創建された臨済宗東福寺派の寺院である。本堂は、堺の豪商納屋助左右衛門等の居宅を移したものと言い伝えもある。屋根瓦の刻銘や部材の墨書から、天和3年（1683）に現在地において、17世紀前半に建築された建物の部材の大半を再利用しながら、規模を拡張して現在地に建築したものである。



大安寺本堂

海会寺本堂、庫裏（重要文化財）

元弘2年（1332）に乾峯士曇を開山として創建された臨済宗東福寺派の寺院である。慶長20年（1615）以前は開口神社付近にあり、現在も「海会寺金龍井」という井戸が残る。大坂夏の陣で伽藍を焼失し、現在地に移転し再建された。本堂の内部は一室で、仏間にかかる虹梁の彫刻や臺股の形は17世紀初め頃の特徴を良く表している。元文5年（1740）に、本堂と庫裏の屋根を一つの大きな入母屋造とする大規模な改造が行われている。



海会寺本堂及び庫裏

南宗寺仏殿、山門（重要文化財）

弘治3年（1557）三好長慶が父元長の菩提を弔うために大林宗套を迎え、開山とした臨済宗大徳寺派の寺院である。仏殿は、承応2年（1653）の建築で、禅宗建築の技法を用いた大阪府下では唯一の仏殿建築である。山門は「甘露門」と名付けられ、垂木を扇状に並べる禅宗建築の技法がみられる。正保4年（1647）の建築物である。唐門も江戸時代前期に建築されている。



南宗寺仏殿

山口家住宅（重要文化財）

本市の北部、堺区錦之町に所在している。山口家は市街地に隣接する北庄村の庄屋を代々勤めた家系である。主屋は慶長20年（1615）、大坂夏の陣の戦火により市街地が全焼した直後に建築された建物である。



山口家住宅

菅原神社楼門（府指定有形文化財）

菅原神社は長徳3年（997）創建と伝えられ天神社とも呼ばれてきた。楼門は鉄砲鍛冶の榎並屋勘左衛門の寄進により延宝5年（1677）に建築されたと伝えられる。



菅原神社楼門

井上関右衛門家住宅（市指定有形文化財）

「鉄砲鍛冶屋敷」の名で知られている江戸時代から続く堺の鉄砲鍛冶井上関右衛門の居宅と作業場兼店舗である。江戸時代前期に建築されたもので、全国的にも数少ない近世初期の小規模の町家建築である。令和2年（2018）度から保存修理工事を行っており、令和5年（2023）度に「（仮称）堺鉄砲鍛冶屋敷ミュージアム」（堺市立町家歴史館）として公開する予定である。（※近代以降の「鉄砲」と区別するため、江戸時

代の古文書で「火繩銃」を指す表記である「鉄炮」を使用)

たかばやし

高林家住宅（重要文化財）

ご びょうやま 御廟山古墳の南東側にある やま と むね 大和棟の民家である。建築当初の天正年間（1573～1592）には入母屋造であったが、後の増改築により座敷や玄関等が整えられ、現在の姿は 18 世紀の終わり頃に完成したことがわかっている。



高林家住宅

○近代を起源とする文化財建造物等

さかのうえ 阪之上家住宅（登録有形文化財）

大正7年（1918）頃から浜寺土地株式会社が分譲した海浜別荘地に所在する住宅である。この洋館は、大正10年（1921）頃に計画されながら実現されることのなかった浜寺ホテルの建築設計の一部を活用して建築されたものといわれている。



近江岸家住宅

おうみぎし 近江岸家住宅（登録有形文化財）

浜寺に所在する木造2階建ての住宅で、昭和9年（1934）にウィリアム・ヴォーリズによって設計され、翌年竣工したスパニッシュスタイルの住宅である。



南海電気鉄道
南海本線
浜寺公園駅駅舎

南海電気鉄道南海本線浜寺公園駅駅舎（登録有形文化財）

明治40年（1907）に辰野片岡事務所で設計及び監督されたことが数々の資料から知られており、明治時代に建築された数少ない現役駅舎としても貴重な建物である。木造平屋建のハーフティンバー様式の美しい駅舎は、浜寺公園・海水浴場等の海浜リゾート地の玄関口として、また高級住宅地の玄関口として、浜寺地域の変遷と歴史を見守ってきた建築物である。



旧堺燈台

さかいとうだい 旧堺燈台（史跡）

旧堺燈台は南海本線堺駅の西約1km、堺旧港の突端に位置する明治10年（1877）に建築された建物である。現地に現存する木造洋式灯台としては、わが国で最も古いものの一つである。近年老朽化が著しかったため、平成13年（2001）度から18年（2006）度まで保存修理工事が行われた。

しんあん 伸庵（登録有形文化財）

数奇屋普請の名匠といわれた仰木魯堂おうぎろどうが粋をこらして昭和4年（1929）に建てた茶室で、もと東京芝公園にあったものを、昭和55年（1980）に福助株式会社から寄贈され、移築したものである。建物は茶室を含めて10室の和室をもつ風雅な二階建てで、多人数の茶事を催すことができる。現在立礼席りゅうれいが設けられ、気軽に抹茶を楽しむことができる。



伸庵

おうばいあん 黄梅庵（登録有形文化財）

奈良県橿原市今井町の豊田家住宅（重要文化財）にあった江戸時代からの茶室を、日本の電力開発に尽力し、明治・大正・昭和にわたる茶道の四天王の一人とされた故松永安左やすざエ門翁えもんおう（耳庵じあん）が譲り受けて改装し、小田原で愛用した茶室で、昭和55年（1980）に遺族から寄贈され移築したものである。

記念物（遺跡等）と有形文化財（建造物）一覧表

時代	名称	所在地	所有者	指定等
原始・古代 を起源とする文化財建造物等	百舌鳥古墳群 いたすけ古墳・長塚古墳 取塚古墳・塚廻古墳 文珠塚古墳・丸保山古墳 乳岡古墳・御廟表塚古墳 ドンチャ山古墳・正楽寺山古墳 鏡塚古墳・善右エ門山古墳 銭塚古墳・グワシヨウ坊古墳 旗塚古墳・寺山南山古墳 七観音古墳・御廟山古墳内濠 ニサンザイ古墳内濠		国・堺市・大阪府・個人	史跡
	竜佐山古墳周濠	堺区大仙中町	堺市	市指定史跡
	永山古墳周濠	堺区東永山園	堺市	市指定史跡
	孫太夫山古墳前方部および周濠	堺区百舌鳥夕雲町	堺市	市指定史跡
	黒姫山古墳	美原区黒山 302 ほか	国、堺市、個人ほか	史跡
	御坊山古墳	中区辻之	堺市	府指定史跡
	塔塚古墳	西区浜寺元町	個人	府指定史跡
	土塔	中区土塔町 1 ほか	大阪府、堺市	史跡
	家原寺境内	西区家原寺町	家原寺	府規則指定史跡
	丹比廃寺塔跡	美原区多治井	国	府指定史跡
	高蔵寺 73 号窯、74 号窯跡	南区宮山台	堺市	府指定史跡
	陶器山古代窯跡	南区岩室	個人	府規則指定史跡
	四ツ池遺跡	西区浜寺船尾町西ほか	国、堺市他	史跡
中世を起源とする文化財建造物等	桜井神社拝殿	南区片蔵	桜井神社	国宝
	日部神社本殿	西区草部	日部神社	重要文化財
	多治速比売神社本殿	南区宮山台	多治速比売神社	重要文化財
	法道寺食堂	南区鉢ヶ峯寺	法道寺	重要文化財
	法道寺多宝塔	南区鉢ヶ峯寺	法道寺	重要文化財
	旧浄土寺九重塔	堺区百舌鳥夕雲町	堺市	重要文化財
	家原寺石造板碑	西区家原寺町	家原寺	府指定有形文化財
北村古壘（陶器城跡）	中区陶器北	個人	市指定史跡	
近世を起源とする文化財建造物等	大安寺本堂	堺区南旅籠町東	大安寺	重要文化財
	海会寺本堂、庫裏及び門廊	堺区南旅籠町東	海会寺	重要文化財
	南宗寺 仏殿・山門・唐門	堺区南旅籠町東	南宗寺	重要文化財
	南宗寺庭園	堺区南旅籠町東	南宗寺	名勝
	山口家住宅	堺区錦之町東	堺市	重要文化財
	高林家住宅	北区百舌鳥赤畑町	個人	重要文化財
	片桐棲龍堂	堺区西湊町	個人	登録有形文化財
	清学院	堺区北旅籠町西	堺市	登録有形文化財
	兒山家住宅	中区陶器北	個人	登録有形文化財
	霜野家住宅（土塔庵）	中区土塔町	個人	登録有形文化財
	小谷城郷土館	南区豊田	小谷城郷土館	登録有形文化財

	菅原神社楼門	堺区戎之町東	菅原神社	府指定有形文化財
	祥雲寺庭園	堺区大町東	祥雲寺	府指定名勝文化財
	日部神社神門	西区草部	日部神社	市指定有形文化財
	石津太神社	西区浜寺石津町中	石津太神社	市指定有形文化財
	愛染院本堂	北区蔵前町	愛染院	市指定有形文化財
	菅生神社本殿	美原区菅生	菅生神社	市指定有形文化財
	井上関右衛門家住宅	堺区北旅籠町西	堺市	市指定有形文化財
	片桐棲龍堂庭園	堺区西湊町	個人	市指定名勝
	妙國寺庭園	堺区材木町東	妙國寺	市指定名勝
	本願寺堺別院	堺区新明町	本願寺堺別院	市指定有形文化財
	小谷家住宅	南区豊田	個人	登録有形文化財
	西井家住宅	東区北野田	個人	登録有形文化財
	筒井家住宅	北区中百舌鳥町	個人	登録有形文化財
	旧十八屋（櫻館）	堺区桜之町西	個人	登録有形文化財
近代を起源とする文化財建造物等	大阪府立三国丘高等学校同窓会館（旧三丘会館）	堺区南三国ヶ丘町	大阪府	登録有形文化財
	旧天王貯水池	堺区中三国ヶ丘町	堺市	登録有形文化財
	阪之上家住宅	西区浜寺昭和町	個人	登録有形文化財
	旧是枝近有邸	北区百舌鳥梅北町	個人	登録有形文化財
	浅香山病院	堺区今池町	浅香山病院	登録有形文化財
	近江岸家住宅	西区浜寺昭和町	個人	登録有形文化財
	南海電気鉄道株式会社 南海本線浜寺公園駅駅舎	西区浜寺公園町	南海電気鉄道(株)	登録有形文化財
	南海電気鉄道株式会社 南海本線諏訪ノ森駅西駅舎	西区浜寺諏訪森町西	南海電気鉄道(株)	登録有形文化財
	土佐十一烈士墓	堺区宿屋町東	堺市	史跡
	旧堺燈台	堺区大浜北町	国、大阪府、堺市	史跡
	堺県庁跡	堺区神明町東	本願寺堺別院	府指定史跡
	堺市茶室（伸庵・黄梅庵）	堺区百舌鳥夕雲町	堺市	登録有形文化財
	旧丹治商会	堺区永代町	(株)田中浚渫工業	登録有形文化財
	小倉家住宅	西区浜寺昭和町	個人	登録有形文化財

※指定・登録の詳細は巻末資料を参照

(令和4年12月現在)



本市における歴史上価値の高い建造物

2) 有形文化財（美術工芸品）と記念物（名勝地・天然記念物）

指定等の有形文化財 94 件のうち、建造物を除く美術工芸品の指定物件は 70 件であり、絵画、彫刻、工芸品、書籍・典籍・古文書、考古資料、歴史資料と様々な分野にわたる。

絵画では、大安寺本堂（重要文化財）内四室にわたって描かれている障壁画（重要文化財）は 17 世紀前半の狩野派の作者によるもので、桃山時代から江戸時代初期の堺の反映を伝える資料として大変貴重なものである。また、開口神社の紙本著色大寺縁起（重要文化財）は元禄 3 年（1690）の作品であり、慶長 20 年（1615）の大坂夏の陣で甚大な被害を被った堺が復興した際の象徴的な作品である。住吉祭礼図屏風（市指定有形文化財）は住吉大社夏越の祓神事に際し、住吉社祭神が神輿に乗り、宿院頓宮へ渡ってこられる様子を描いた屏風で、絵画資料としてだけでなく、中世から近世初め頃の堺の有様を具体的に伝えてくれる歴史資料としても重要な作品である。この他に、法道寺の絹本著色十六羅漢像（重要文化財）、高倉寺の法起菩薩曼荼羅図（府指定有形文化財）、報恩寺の光明本尊（市指定有形文化財）等がある。

彫刻では、百舌鳥赤畑町の円通寺に伝来していた木造観音菩薩立像（重要文化財）や、常安寺に伝わる平安時代の梵天像（府指定有形文化財）、中仙寺の牛頭天王坐像（府指定有形文化財）、愛染院の観音菩薩立像（市指定有形文化財）、法道寺の金剛力士像（市指定有形文化財）、興源寺の不動明王立像（市指定有形文化財）、平松寺の薬師如来坐像（市指定有形文化財）等がある。

工芸品では、日本最長の火縄銃である慶長大火縄銃（府指定有形文化財）、江戸初期の堺復興に係る歴史的状況を示す記念碑的資料である本願寺堺別院の梵鐘（市指定有形文化財）等がある。

書跡・典籍・古文書では、鎌倉時代から江戸時代に至る開口神社と神宮寺である念仏寺関係の古文書である、開口神社文書（府指定有形文化財）や、妙國寺開祖日珖の行状記録である己行記（市指定有形文化財）、千利休の高弟山上宗二が記した茶の湯の秘伝に関わる書の写本である山上宗二記（市指定有形文化財）、櫻井神社の中世に始まる宮座の記録である中村結鎮御頭次第（市指定有形文化財）等がある。

歴史資料では、堺が中世以来海外貿易で繁栄していたよすがを示す具体的資料である世界図・日本図（市指定有形文化財）等がある。

名勝では、南宗寺庭園（名勝）や祥雲寺庭園（府指定名勝）、片桐棲龍堂庭園（市指定名勝）がある。南宗寺庭園は、方丈の南庭として作られた枯山水の庭園であり、庭石の寄進に対する礼状等から、作庭は仏殿等が建築された江戸時代初期とされる。



大安寺障壁画



十六羅漢像



木造観音菩薩立像



南宗寺庭園

天然記念物では、^{みょうこくじ}妙国寺のソテツ（天然記念物）をはじめ、百舌鳥のくす（府指定天然記念物）、百舌鳥八幡宮のくす（府指定天然記念物）、^{ほうちがい}方違神社のくろがねもち（府指定天然記念物）、^み美多弥神社のしりぶかがし社叢（府指定天然記念物）等がある。



百舌鳥八幡宮のくす

3) 歴史及び伝統を反映した人々の活動

^{にわだに}上神谷のこおどり（府指定無形民俗文化財・記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財）

「上神谷のこおどり」は、旧泉北郡上神谷村大字^{はちがみねじ}鉢ヶ峯寺（現在の南区鉢ヶ峯寺）に鎮座していた式内社^{くに}國神社に伝わり、^{ごこくほうじょう}五穀豊穰に感謝し雨乞いや雨ヨロコビの神事舞踊として旧暦8月27日の國神社の秋祭りに村の若衆によって奉納されてきたと伝えられている。

「こおどり」の名称については、諸説あるが、小谷方明氏は、「こおどり」を初めて紹介した小冊子『郷土舞踊鼓踊』（昭和7年（1932））のなかで「こおどりとは太鼓をうちて踊るが故に云ふとも云ひ亦一法中踊の二人が籠製の赤子の様な形せるものを負ひその上に子守に用ふるかぶせを看して踊れば児（子）を負ふて踊るが故に云ふとも傳ふ土人は多く後者を用ふ」と述べ、踊り手が太鼓を打って踊るので「鼓踊」という説と、鬼が背負っているカンコを子供に見立てたので「児（子）おどり」という2つの説を紹介している。

和泉地方には「こおどり」の他にもいくつかの雨乞い踊りの分布が見られ、踊りの名称や歌詞など共通の要素をもつことから、「こおどり」もまた、農村集落の雨乞い踊りをその起源とし、雨乞いが雨ヨロコビに転化し、さらに五穀豊穰に感謝する神事芸能として今日まで伝えられてきたと考えられている。

踊りの中に「鎌倉踊り」や「具足踊り」があり、踊りや衣装に室町時代の風流踊りの特徴が見られることから中世には既に踊られていたと考えられ、大阪府内でも古い形態を残す民俗芸能として、昭和47年（1972）3月31日に大阪府の無形の民俗資料に選択され、同年8月5日には、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財となった。さらに平成5年（1993）には大阪府指定無形民俗文化財に指定され、現在は「堺こおどり保存会」を中心に芸能の保存と伝承が行われている。

^{ておりだんつう}堺の手織緞通（府指定無形民俗文化財）

堺の手織緞通は、天保2年（1831）に糸物商の藤本庄^{しやう}左衛門が製造販売したのが始まりといわれている。明治時代、庄左衛門の孫の藤本庄太郎は堺緞通を世界に広め、日本の重要な輸出品として、生産高を急激に伸ばした。

明治26年（1893）にはシカゴコロンプス記念世界大博覧会に出品し、アメリカでも大々的に販売されるようになった。最盛期は明治28年（1895）



こおどりの道具等



堺の手織緞通

頃であり、生産量は約 89 万畳、製造戸数 3,143 戸、職工 23,000 人となり、堺の町を歩けば、あちこちから緞通を織る音が聞こえるほどであった。綿と麻を素材とし、その手織りの技法は単純ながら技術を要する。

その後、関税の引き上げ等により輸出は減少したが、戦後も生産が続けられ、現在は堺式手織緞通技術保存協会を中心に保存伝承の取組が行われると同時に、大阪刑務所の作業訓練としても採用されている。大阪府の無形民俗文化財、大阪府伝統工芸品に指定されている。

(2) 特産品・工芸品

堺五月鯉幟ごがつこいのぼり（大阪府知事指定 伝統工芸品）

明治初期に名古屋の紙鯉をヒントに大阪において初めて手描きによる鯉のぼりを作ったのが堺五月鯉幟の始まりである。真鯉に金太郎がまたがったデザインと立体的な構造が特徴で、太く作られたお腹が風を受けて大きくふくらむことでより本物に近い形が作り出される。数十種類の刷毛と筆、選りすぐりの顔料を使い、下書きなしで描かれる鯉のぼりは、繊細なぼかし、鱗の力強い輪郭など手書きにしかだせない力強さを生み出す。

浪華本染めなにわ（経済産業大臣指定 伝統的工芸品）

浪華本染めゆかた・浪華本染め手拭い（大阪府知事指定 伝統工芸品）

17世紀、和晒わざらしに必要な水と自然の日光に晒すための広い土地という自然条件と泉州特産の綿織物が大阪の間屋に流れる中間に位置したことから、石津川沿いの津久野・毛穴けな地域に和晒の産業が興った。第二次世界大戦の戦災により、大阪市内にあったゆかたちゅうせんの注染業界が和晒の産地である堺に移転をし、手拭いやゆかたが産業として堺の地に根づいた。

約4日間釜で生地を炊いて漂白する和晒によって生まれた、優しくて柔らかい肌触りと通気性の高い生地を使用する。注染職人の匠の技術による鮮やかな彩りと自然なぼかしが特徴で、手染ならではの奥行きと風合いが醸し出される。

堺打刃物うちはもの（経済産業大臣指定 伝統的工芸品）

16世紀後半、ポルトガルから伝わったたばこが国内で栽培され、たばこの葉を刻む包丁が大量に必要なようになったために、堺で初めて「たばこ包丁」が作られるようになった。その品質の高さから、江戸時代には、幕府から「堺極さかいきわめ」の印を受け、その名を全国にとどろかせた。

堺の包丁作りは古くから分業制が確立しており、鍛造、刃付たんぞう はつけ（研ぎ）、柄付えつけにより一本一本丁寧に仕上げられた堺の包丁は、その抜群の切れ味と美しさから、世界中のプロの料理人に愛用されている。

堺線香（大阪府知事指定 伝統工芸品）

16世紀の終わりに中国から製法が伝わり、日本で初めての線香が作られた。堺は当時わが国有数の貿易港であり、原料の香木が集まりやすかったことや、寺院が多かったことが線香生産の発展を支えたと考えられている。

堺の線香は、選びぬかれた天然の香料の調合が特色で、香の芸



堺五月鯉幟



浪華本染め



堺打刃物



堺線香

術品といわれる。香料の調合率等は、それぞれの製造元の秘伝とされ、時代に合わせて工夫を加えながら受け継がれている。また、香りのブームの中で、室内芳香用また医療用として、天然香の効能が注目されている。

（3）世界遺産に登録されている文化遺産

百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—（令和元年（2019）7月登録）

大阪平野の台地に位置する百舌鳥・古市古墳群は、古墳時代の最盛期（4世紀後半から5世紀後半）にかけて築造された、古代日本列島の王たちの墓群である。本資産には、世界でも独特な鍵穴形で、最大のもは長さがおおよそ500mに及ぶ巨大な古墳を多く含み、これらと様々な大きさと形状の中小墳墓が密集して群を形成している。この時代の王たちの一族や関係者の墓と理解され、一部の古墳は陵墓として宮内庁によって管理されている。

構成資産は45から成り、49基の古墳が含まれる。このうち百舌鳥古墳群では、23基21件の古墳が登録された。この中には国内第1位の大きさを誇る仁徳天皇陵古墳と、同3位の履中天皇陵古墳が含まれている。



仁徳天皇陵古墳



履中天皇陵古墳

■世界遺産 百舌鳥・古市古墳群の概要

登録年 2019年

資産名称 百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—

構成資産 百舌鳥エリア（21件23基、仁徳天皇陵古墳など）
古市エリア（24件26基、応神天皇陵古墳など）

（4）日本遺産に認定されている文化遺産

1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路（大道）～ （平成29年4月認定）

春分と秋分の日、太陽は三輪山から昇り、二上山を超えて大阪湾に沈む。このことから、推古天皇21年（613）に東西の直線で敷設された幅20mを超える大道（竹内街道・横大路）は、太陽の道といわれる。



古代には、大陸からの使節団が難波宮から飛鳥京を訪れ、先進技術や仏教文化を伝えた。中世には経済都市を結び、近世には伊勢参りの宿場町としての賑わいをみせ、場所ごとに様々な表情を浮かべる。

1400年の歴史の移り変わりを周辺の歴史遺産を通して感じさせる日本最古の国道。それが竹内街道・横大路（大道）なのである。

堺市の構成文化財には、難波大道、竹内街道、百舌鳥古墳群、開口神社、山口家住宅、堺打刃物、堺環濠都市遺跡、金岡神社、真福寺遺跡・太井遺跡・余部日置荘遺跡がある。

第2章 堺市の維持向上すべき歴史的風致

1. 歴史的風致の概要・分布状況

本市の地形は、南部の丘陵地から海へと向かって緩やかに変化している。この大きな地帯構造が、各時代における人々の活動の場を育むことで、市街地の形成に大きな影響を与えてきた。

古代より海に開かれた堺は、中世以降環濠都市として、そして近代以降も港湾都市として、海を通じて広く世界へとつながる流通往来の拠点として発展を続けた。

さらに、地形に即して整備された複数の街道の基点や結節点として、陸路においても流通往来の拠点となっており、人・物・情報が集まり、各時代に新しい文化を生み出している。また台地部・丘陵部においても、中世荘園としての発展、近世の農村集落における綿花等の商品作物栽培などによる発展を経て、近代以降は都市化が進み、広く市街地が形成されてきた。

このような歴史的背景を受けて、現在は、堺旧港や環濠都市を含む都心、百舌鳥古墳群やその周辺の伝統ある市街地、街道集落、浜寺や大美野に代表される近代近郊の開発地、泉北ニュータウン等の郊外住宅地と農村集落、里山の豊かな自然が残る南部丘陵地、高度経済成長期を支え、今また都市再生が進む臨海都市拠点など、地域ごとに多様な特徴を有している。

これらの多様な市街地において、古墳を巡る周遊、茶の湯、線香製造等の伝統産業、海浜での行楽地など、各時代に新しい文化を取り入れながら地域の人々により続けられてきた活動のほか、地域において受け継がれる祭礼行事等も展開している。これらの伝統を反映した人々の活動は、一部は形を変えつつも、地域の人々の手により継承され、各時代に築かれた歴史・文化の重層的な発展と共に良好な市街地を育み、堺の特徴ある歴史的風致を形成してきた。



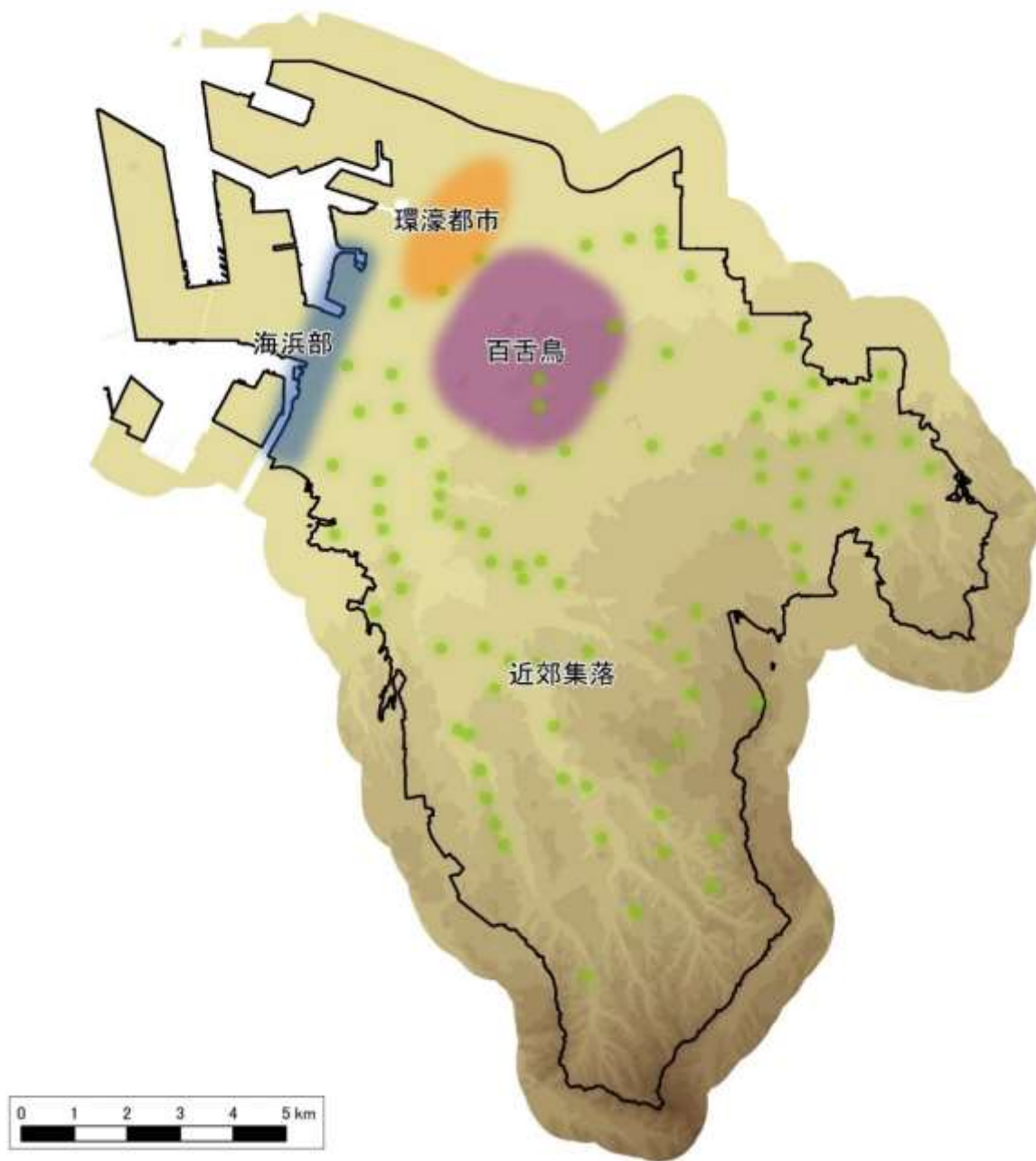
堺市の地域別特性

- ・南部の丘陵地から海に向かって緩やかに変化する地帯構造に即して、各時代に地域特性に応じた歴史・文化が誕生
- ・「古代を起源とする歴史の核となる百舌鳥」と「中世を起源とし海に開かれた本市の歴史の核となる環濠都市」が周辺地域の歴史・文化の醸成に大きく影響
- ・近郊集落では地域住民により祭礼行事が継承され、近代以降には海浜部が行楽地として発展
- ・これらの歴史・文化が重層的に育まれるなかで、人々の活動が脈々と継承され、市域全域にわたり歴史的風致が形成

本市の歴史的風致の成り立ち

古代を起源とする歴史の核となる百舌鳥と中世を起源とし海に開かれた本市の歴史の核となる環濠都市は、周辺地域の歴史や文化の醸成にも大きな影響を与えてきた地域であり、地域住民による祭礼行事が継承されている近郊集落と近代以降に行楽地として発展した海浜部をあわせた4つの地域を中心に、様々な時代を背景とした歴史的風致が形成されている。

堺における歴史的風致は下図のように市域全域にわたっており、古墳時代に始まり、各時代に培われてきた多様な歴史・文化資源を、地域の人々が現在も大切に守り、次世代へと受け継がれている。



本市を代表する歴史的特性を有す 4 地域



本市における歴史的風致の分布

百舌鳥	1	百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致
	2	月見祭・百舌鳥精進にみる歴史的風致
環濠都市	3	環濠都市における伝統産業にみる歴史的風致
	4	神輿渡御にみる歴史的風致
	5	環濠都市における茶の湯にみる歴史的風致
近郊集落	6	上神谷のこおどりにみる歴史的風致
	7	やっさいほっさいにみる歴史的風致
海浜部	8	海浜部の行楽にみる歴史的風致

2. 歴史的風致の内容

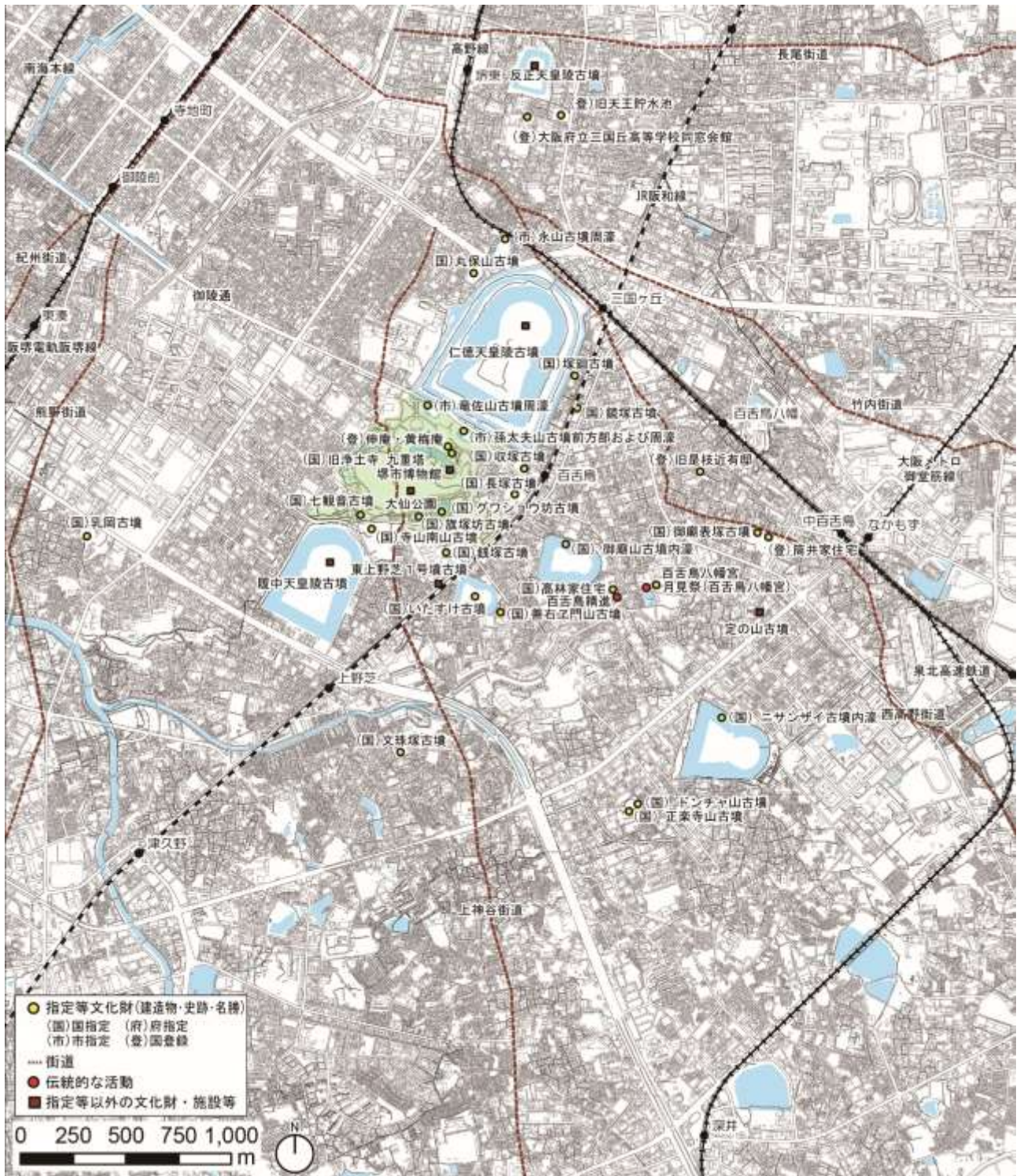
(1) 百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致

1) はじめに

本市の北西部に位置する百舌鳥古墳群は、仁徳天皇陵古墳をはじめとする巨大な古墳がまとまって築かれており、東方約 10km にある古市古墳群と共に日本を代表する古墳群である。この地に巨大古墳群が築かれたのは、海上からの眺望を得ることができたことが最大の理由とされている。

現在の古墳群の環境は、全体としては住宅地の中に古墳が分布しており、まるで古墳と人が共存しているかのような市街地の景観をなしている。古墳と地域住民の関わりは深く、昭和 30 年（1955）にいたすけ古墳が開発により破壊の危機に直面した際に、市民等による保存運動によって守られ、国の史跡に指定された経緯がある。

現在、市内外から多くの人々が百舌鳥古墳群を訪れているが、古墳群を巡る活動は近世の地誌に記載されるほどその歴史は古い。また、近代には環濠都市から仁徳天皇陵古墳までの道路整備において近隣住民や市民の協力があったなど、古墳群の周遊に地域の人々が大きく関わった。



百舌鳥における歴史上価値の高い建造物と伝統的な活動など

○百舌鳥古墳群の概要と周辺環境

百舌鳥古墳群における古墳の造営は、4世紀末（古墳時代中期初頭）に始まり、6世紀後半頃（古墳時代後期後半）まで続き、その間に100基を越える古墳が築かれた。この5世紀を中心とする時代は、しばしば巨大古墳の世紀とも呼ばれ、前方後円墳が最も巨大化する時期である。百舌鳥古墳群には150m程度以上の大型前方後円墳が8基もあり、なかでも仁徳天皇陵古墳にんとくてんのうりょうや履中天皇陵古墳りちゅうてんのうりょう、ニサンザイ古墳は、日本有数の規模を誇る巨大前方後円墳である。

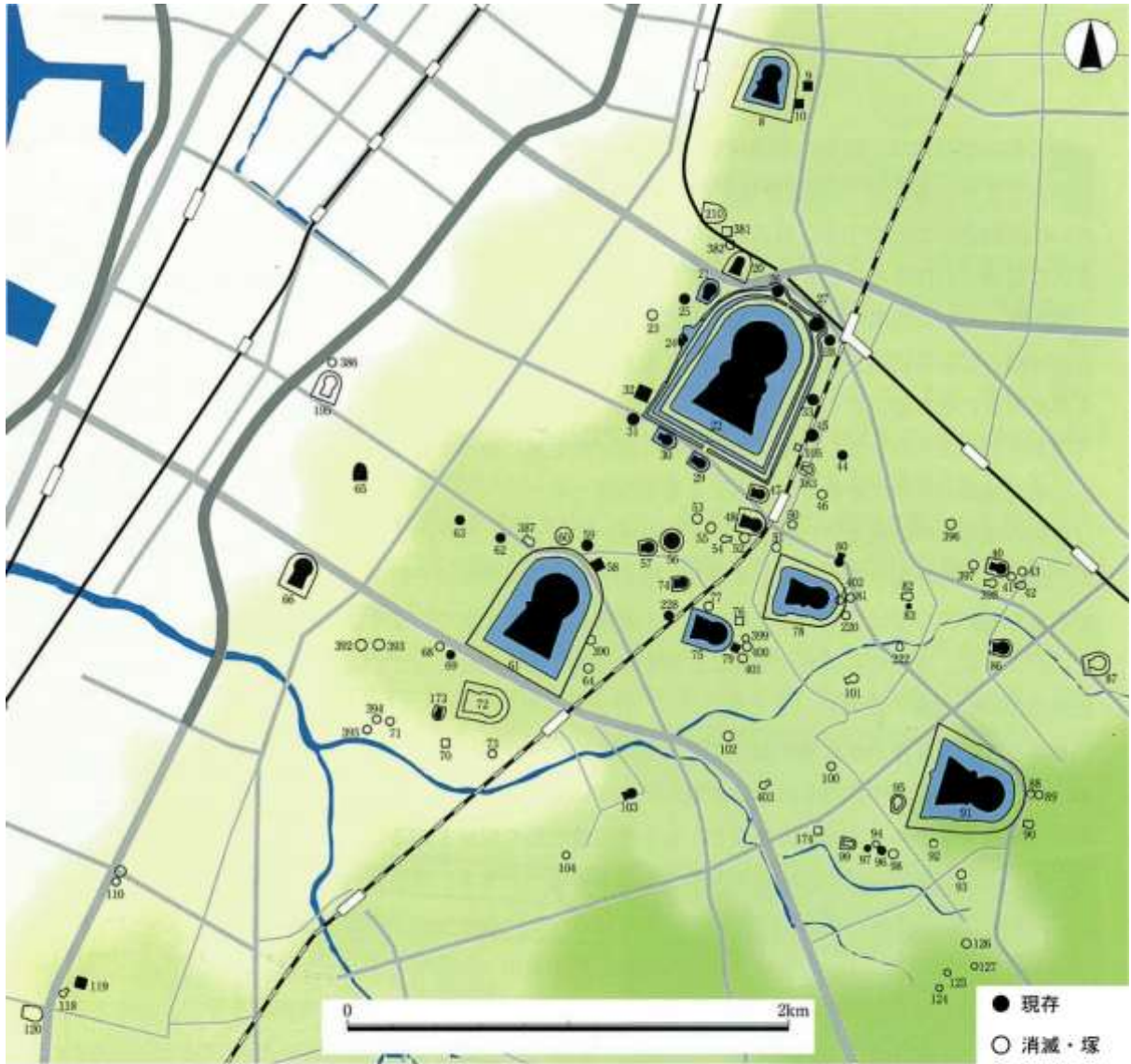
これらの古墳の築造にあたっては、当時の最高水準の土木技術が用いられ、多くの人が動員された。古墳群の周囲には、浅香山遺跡、大仙中町遺跡、東上野芝遺跡、百舌鳥陵南遺跡りょうなん、土師遺跡はぜ等の集落跡が点在しているが、これらは古墳築造に関わった人々の居住地、副葬品や埴輪、工具等の生産拠点であったとされている。また、埴輪等の生産には専門集団である土師氏はじの関わりが指摘されており、現在も百舌鳥古墳群の域内に土師はぜ（現在の中区土師町）の地名が残されている。

百舌鳥古墳群の大型古墳は、築造の後、平安時代になっても墳墓として認識されており、延長5年（927）の『延喜式 諸陵寮』には仁徳天皇陵古墳が「百舌鳥耳原中陵」もす みみはらかなのみさぎと記されている。また正治2年（1200）の『諸陵雑事注文』しよりょうざつじちゅうもんでは、「百舌鳥耳原中陵」に供物をおく記述がみえる。現在も一部の古墳は陵墓として宮内庁によって管理され、祭祀が行われている。

この頃、百舌鳥古墳群周辺において耕地開発が行われ、古墳の濠がため池や耕作地に改変されている。反正天皇陵古墳はんぜいてんのうりょうの外濠は、発掘調査の結果、鎌倉時代（13世紀頃）に埋められ、耕作地とされていたことを確認している。



仁徳天皇陵古墳



- | | | | |
|------------|----------------|---------------|---------------|
| 8 反正天皇陵古墳 | 52 狐塚古墳 | 81 カトノボ山古墳 | 125 ハナシ山古墳 |
| 9 天王古墳 | 53 香塚古墳 | 82 万代寺山古墳 | 126 土山古墳 |
| 10 鈴山古墳 | 54 茂右衛門山古墳 | 83 鎮守山塚古墳 | 127 キンベ山古墳 |
| 20 永山古墳 | 55 草山古墳 | 86 定の山古墳 | 173 かぶと塚古墳 |
| 21 丸保山古墳 | 56 グワシヨウ坊古墳 | 87 尼塚古墳 | 174 飛鳥山塚 |
| 22 仁徳天皇陵古墳 | 57 旗塚古墳 | 88 聖塚 | 195 長山古墳 |
| 23 一本松古墳 | 58 寺山南山古墳 | 89 聖の塚古墳 | 210 板古墳 |
| 24 櫛の谷古墳 | 59 七観音古墳 | 90 経塚古墳 | 220 百舌鳥赤畑町1号墳 |
| 25 菖山塚古墳 | 60 七観音古墳(七観音墳) | 91 ニサンザイ古墳 | 222 百舌鳥榑町宮跡 |
| 26 茶山古墳 | 61 観中天皇陵古墳 | 92 舞台塚 | 228 東上野芝町1号墳 |
| 27 大安寺山古墳 | 62 東酒呑古墳 | 93 ツクチ山古墳 | 381 無名塚1号墳 |
| 28 源右衛門山古墳 | 63 西酒呑古墳 | 94 ドンチャ山塚 | 382 無名塚2号墳 |
| 29 孫太夫山古墳 | 64 狐塚古墳 | 95 こうじ山古墳 | 383 鹿塚古墳 |
| 30 竜佐山古墳 | 65 檜塚古墳 | 96 ドンチャ山古墳 | 386 無名塚6号墳 |
| 31 狐山古墳 | 66 乳岡古墳 | 97 正衆寺山古墳 | 387 無名塚7号墳 |
| 32 銅亀山古墳 | 68 笹塚古墳 | 98 文山古墳 | 390 石塚古墳 |
| 33 塚廻古墳 | 69 結堂古墳 | 99 平井塚古墳 | 392 無名塚12号墳 |
| 40 御廟表塚古墳 | 70 上野芝町1号墳 | 100 湯の山古墳 | 393 狐塚古墳 |
| 41 賀仁山古墳 | 71 上野芝町2号墳 | 101 城ノ山古墳 | 394 無名塚14号墳 |
| 42 渡矢古墳 | 72 大塚山古墳 | 102 赤山古墳 | 395 無名塚15号墳 |
| 43 木下山古墳 | 73 亀塚古墳 | 103 文珠塚古墳 | 396 無名塚16号墳 |
| 44 坊主山古墳 | 74 銭塚古墳 | 104 黄金山塚古墳 | 397 無名塚17号墳 |
| 45 鏡塚古墳 | 75 いたすけ古墳 | 105 百舌鳥夕雲町1号墳 | 398 無名塚18号墳 |
| 46 鏡塚古墳 | 76 吾呂茂塚古墳 | 110 高月1号墳 | 399 無名塚19号墳 |
| 47 狐塚古墳 | 77 掃帚塚古墳 | 118 赤山古墳 | 400 無名塚20号墳 |
| 48 長塚古墳 | 78 御廟山古墳 | 119 塔塚古墳 | 401 無名塚21号墳 |
| 50 八幡塚古墳 | 79 善右エ門山古墳 | 120 経塚古墳 | 402 無名塚22号墳 |
| 51 一本松塚古墳 | 80 万代山古墳 | 124 七郎塚古墳 | 403 ナゲ塚古墳 |

数字は堺市の遺跡番号

百舌鳥古墳群分布図

近世には、寛永年間（1624～1644）の堺代官高西夕雲だいかんこうさいせきうんと筒井庄右衛門つついしやうえもんによる新田開発である「夕雲開」せきうんびらきに代表されるように、百舌鳥古墳群周辺において耕作地が拡大し、生産高が向上した。開発に携わった筒井家住宅（登録有形文化財）は、御廟表塚古墳ごびやうおもてづかの東側に接して、現存している。東西約 70m、南北約 50mの屋敷地は、西、北、東と南の一部に濠をそなえ、アプローチが折れ曲がることで、さながら戦国の居館の構えを示し、開拓土豪の面影をみせている。主屋は、古絵図の記録から、江戸時代後期の建築とされる。屋敷の前には樹齢 800 年以上のクスがそびえ、閑静なたたずまいを保っている。



筒井家住宅

また、寛文 2 年（1662）には、狭山池の水が仁徳天皇陵古墳の濠まで引かれ、大仙陵池として堺廻り四ヶ村の灌漑用水として利用されるようになった。この大仙陵池は、重要な水の供給源であり、江戸時代には水の配分を巡って植え付け時期について争いが起こっていた。戦前までは古墳の周辺には田畑が広がり、濠に湛えられた水は戦後まで近隣の田畑を潤していた。



戦前の仁徳天皇陵古墳周辺
昭和 6 年（1931）

このように、中世以降において、周辺住民による古墳への意識は、墳墓と、耕作における水の供給源の二面性を有していた。



いたすけ古墳

近代以降は、土地区画整理事業や耕地整理事業を活用した開発が実施され、古墳の周辺において住宅地が形成された。戦後には住宅開発でいくつかの古墳が失われたが、いたすけ古墳が破壊の危機に瀕した際には、市民を中心とした保存運動がおこり、史跡として保存された。

昭和 38 年（1963）からは大仙公園の整備が進められ、昭和 55 年（1980）の堺市博物館建設、2 棟の茶室（伸庵しんあん、黄梅庵おうばいあん）の寄贈、移築が行われた。公園内には古墳が点在し、さらに、周辺の住宅地にも古墳が残されており、緑地としての良好な景観をなしている。

市内外から多くの人々が訪れる百舌鳥古墳群には、現在 44 基の古墳が残されている。このうち 19 基の古墳が史跡百舌鳥古墳群として一括して史跡に指定され、さらに令和元年（2019）には史跡を含む 23 基の古墳が百舌鳥・古市古墳群として世界遺産に登録された。



『仁徳天皇御陵南登り口地崩出現ノ石棺并石槨ノ図』
明治 5 年（1872）
（八王子市郷土資料館蔵）

2) 建造物

○仁徳天皇陵古墳（世界遺産構成資産）

市内に位置する天皇陵は、『延喜式』に、仁徳天皇の陵を百舌鳥耳原中陵、履中天皇の陵を百舌鳥耳原南陵、反正天皇の陵を百舌鳥耳原北陵と記しており、近代以降はこれらを三陵と称している。

仁徳天皇陵古墳は、三重の濠を巡らし両側のくびれ部に造出しをそなえる、三段築成の前方後円墳である。日本最大の規模を誇り、墳丘の全長は約 486 m、後円部の高さは約 35.8m である。出土した埴輪や須恵器の特徴から、5 世紀中頃の築造とされる。

宝暦7年(1757)にまとめられた『全堺詳志』の「陵墓部 仁徳帝陵」の項に「御廟ハ北峰ニアリ、石ノ唐櫃アリ」と記され、当時は石棺もしくは堅穴式石室の蓋石が露出していたことがうかがえる。さらに、明治5年(1872)には前方部で堅穴式石室が見つかった。これらは再び埋め戻されたものの、『仁徳天皇御陵南登り口地崩出現ノ石棺 并 石槨ノ図』や『仁徳天皇大仙陵石郭之中ヨリ出シ甲冑之圖』により石棺の形状のほか、庇付きの青や金銅装の鉾留めの短甲が出土したといった詳細な記録が残されている。

仁徳天皇陵古墳の周囲には、樋の谷古墳、茶山古墳（世界遺産構成資産）、大安寺山古墳（世界遺産構成資産）、源右衛門山古墳（世界遺産構成資産）、狐山古墳（世界遺産構成資産）、銅亀山古墳（世界遺産構成資産）など、陪塚とされる 10 基以上の古墳が残っている。このうち、銅亀山古墳は、陪塚の中で現存する唯一の方墳である。

○塚廻古墳（史跡・世界遺産構成資産）

塚廻古墳では明治45年(1912)の発掘の際に、木棺が発見されており、銅鏡2面や刀剣、大量の玉類が出土している。埴輪の特徴から仁徳天皇陵古墳と同じ時期の築造とされ、陪塚の内部を知ることができる貴重な古墳である。

○収塚古墳（史跡・世界遺産構成資産）

収塚古墳は二段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は 59m、後円部の高さは約 4.2m である。前方部は既に削平され、後円部のみ残されており、周囲には盾形の濠が巡る。埴輪の特徴から、仁徳天皇陵古墳と同じ時期の築造とされる。

○履中天皇陵古墳（世界遺産構成資産）

履中天皇陵古墳は、三段築成の前方後円墳で、西側のくびれ部には造出しをそなえる。墳丘の全長は約 365m、後円部の高さは約 27.6m である。現在盾形の濠と堤が巡っているが、かつてはその外側にも濠が巡っていた。出土した埴輪の特徴から、仁徳天皇陵古墳に先立つ、5 世紀前半の築造とされる。



仁徳天皇陵古墳と陪塚の分布



履中天皇陵古墳

^{しちかんのん}
○七観音古墳（史跡・世界遺産構成資産）

履中天皇陵古墳の北側には、陪塚とされる七観音古墳、寺山南山古墳がある。七観音古墳からは、かつて琴柱形石製品が出土したと伝えられている。

^{てらやまみなみやま}
○寺山南山古墳（史跡・世界遺産構成資産）

寺山南山古墳は、二段築成の方墳である。発掘調査の結果、墳丘の平面形が長方形で、造出しをそなえることを確認した。さらに、墳丘の周囲に巡る濠の南西部分は履中天皇陵古墳の外濠と一体になっている可能性が高い。埴輪や須恵器の特徴から、履中天皇陵古墳とほぼ同じ時期の築造とされる。

○反正天皇陵古墳（世界遺産構成資産）

反正天皇陵古墳は、百舌鳥古墳群の北端に位置する、三段築成の前方後円墳である。西側のくびれ部には、造出しをそなえる。墳丘の全長は約 148m、後円部の高さは 13m である。現在盾形の濠と堤が巡っているが、その外側にも濠が巡っていた。出土した埴輪の特徴から、5 世紀中頃の築造とされる。東側には陪塚とされる天王古墳と鈴山古墳が位置している。



反正天皇陵古墳

^{ちのおか}
○乳岡古墳（史跡）

乳岡古墳は、百舌鳥古墳群の西端に位置する三段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約 155m、後円部の高さは約 14m である。現在は、前方部の大半が削平され住宅地となっている。発掘調査により後円部中央で粘土に覆われた長持形石棺が姿を現し、この際、石棺を覆っていた粘土から鋏形石や車輪石等の腕輪形石製品が出土した。石棺の型式や腕輪形石製品の出土から、4 世紀後半の築造とされ、百舌鳥古墳群において最初に造られた大型前方後円墳である。



乳岡古墳 石棺

○いたすけ古墳（史跡・世界遺産構成資産）

いたすけ古墳は、南側のくびれ部に造出しをそなえる三段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約 146m、後円部の高さは約 12.2m である。現在も盾形の濠が残されており、南側には堤が築かれている。出土した埴輪の特徴から 5 世紀前半の築造とされる。昭和 30 年(1955) 頃に、宅地開発の計画が上がったが、市民を中心とした保存運動によって中止となり、史跡として保存された。



衝角付冑型埴輪

その際出土した衝角付冑型埴輪は、本市の文化財保護のシンボルとなり、平成 13 年(2001)には市指定有形文化財となった。なお、東側に位置する善右エ門山古墳（史跡・世界遺産構成資産）はいたすけ古墳の陪塚とされる。二段築成の方墳であり、埴輪や須恵器杯の特徴から、いたすけ古墳と同じ時期の築造とされる。

○長塚古墳（史跡・世界遺産構成資産）

長塚古墳は、南側のくびれ部に造出しをそなえる二段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約 106.4m、後円部の高さは約 9.2m である。周囲に盾形の濠が巡る。埴輪の特徴から 5 世紀中頃から後半の築造とされる。

○御廟山古墳（史跡・世界遺産構成資産）

御廟山古墳は、南側のくびれ部に造出しをそなえる三段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約 203m、後円部の高さは約 18.3m である。現在盾形の濠と堤が巡っているが、その外側にも濠が巡っていた。平成 20 年（2008）の宮内庁との同時調査により、造出し周辺から祭祀に用いられた土製品と形象埴輪が大量に出土した。なかでも、内部に冢形埴輪を配置する冢形埴輪かこいがたは、日本最大の大きさを誇り、造出し部分での祭祀を考える上で貴重な資料である。埴輪の特徴から、5 世紀前半の築造とされる。

○ニサンザイ古墳（史跡・世界遺産構成資産）

ニサンザイ古墳は、両側のくびれ部に造出しをそなえる三段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約 300m、後円部の高さは約 24.6m である。現在盾形の濠と堤が巡っているが、その外側にも濠が巡っていた。発掘調査により、後円部側の内濠に木橋をそなえ、墳丘には埴輪と共に木製品を配置したことが判明した。出土した埴輪の特徴から 5 世紀後半の築造とされ、百舌鳥古墳群では最も新しい大型前方後円墳である。

○旗塚古墳（史跡・世界遺産構成資産）

旗塚古墳は、南側のくびれ部に造出しをそなえる二段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約 57.9m、後円部の高さは約 3.8m である。発掘調査の結果、造出しから器財形埴輪や人物、動物形埴輪等の形象埴輪が大量に出土した。埴輪の特徴から、築造時期は 5 世紀中頃とされる。

旗塚古墳の周辺には、銭塚古墳（史跡・世界遺産構成資産）、グワシヨウ坊古墳（史跡）、東上野芝町 1 号墳が位置する。なかでもグワシヨウ坊古墳は直径約 61m の大型の円墳である。墳丘の大半が削平されているが、発掘調査の結果ブロック状の土砂を積み上げて墳丘を構築する様子が確認できた。



長塚古墳



御廟山古墳



ニサンザイ古墳



旗塚古墳

○^{もんじゅづか}文珠塚古墳（史跡）

文珠塚古墳は、百舌鳥川の南側の丘陵に位置する前方後円墳である。墳丘の全長は約 59.1m、後円部の高さは約 5m である。古墳の周囲には濠が無く、後円部側に掘割りが設けられている。埴輪の特徴から 5 世紀後半の築造とされる。



文珠塚古墳

○^{じょう}定の山古墳

定の山古墳は、墳丘の全長約 69m、後円部の高さ約 7m の前方後円墳である。古墳の周には濠を巡らしており、埴輪や須恵器、木製品が出土している。埴輪の特徴から、築造時期は 5 世紀後半とされる。



定の山古墳

○御廟表塚古墳（史跡）

御廟表塚古墳は、二段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約 84.8m、後円部の高さは約 8m である。現在は、前方部が削平され、住宅地となっている。埴輪の特徴から、5 世紀後半の築造とされる。

○ドンチャ山古墳（史跡）・正楽寺山古墳（史跡）

ドンチャ山古墳は直径約 26m、正楽寺山古墳は直径約 16m の円墳で、埴輪を伴わない。出土した須恵器から、大型前方後円墳の築造を終えた 6 世紀前半以降の築造とされる。

3) 活動

百舌鳥古墳群は、近世以降に地域住民をはじめとする多くの人々が、巨大な古墳をその周囲から眺めながら周遊する場所として広く注目されるようになった。古墳を前にしてその大きさを体感したり、思いを歌に詠むなど、様々なかたちで親しまれ、そして尊ばれてきた。

江戸時代には、貞享元年（1684）に刊行された『^{さかいかがみ}堺鑑』に、「仁徳天皇陵」「菟道太子陵（現反正天皇陵）」「武内宿禰墓（現長山古墳：現存せず）」についての項目があり、被葬者や古墳の大きさが紹介されているように様々な文書に古墳に関する記述がみられる。特に、寛政 8 年（1796）に刊行された名所案内である『^{いずみめいしよすえ}和泉名所図会』に「仁徳天皇陵」「反正天皇陵」「履中天皇陵」「乳岡（古墳）」等の古墳が紹介されており、百舌鳥古墳群が当時から周遊の対象として認識されていたことがみてとれる。またその挿絵には、濠の周囲を巡る道から見物する様子が描かれており、人々が古墳をその傍から見物していたことがわかる。『和泉名所図会』には、陵の大きさや延喜式について触れているが、内部の様子は記述されていない。このことから、人々は古事記や日本書紀に登場する人物の墓と伝えられている古墳を巡り、挿図のように濠端から巨大な墳墓を眺め、その大きさを体感していたことがうかがえる。

また、百舌鳥古墳群周辺の情景は短歌にも詠まれている。僧・国学者である契沖^{けいちゆう}（1640～1701）の「山とのみ見ゆるもす野のみささぎに高津の宮の昔をそおもふ」、伴林光平^{ともばやしみつひら}（1813



『和泉名所図会』寛政8年(1796)
(下図は仁徳天皇陵古墳を拡大したもの)

～1864)の「凧に駄がねさえし耳原の御陵の松もかすむ春かな」など、訪れる人々がそれぞれの思いをはせていることがうかがえる。さらに近代以降においても、高浜虚子の「町人の寄付の櫻や御陵道」(昭和4年(1929))、北原白秋の「百舌鳥耳原の中の陵群鴨の御濠に見えて春は未だし」(昭和12年(1937))等が代表的な作品として知られている。

近代になると、仁徳天皇陵古墳、反正天皇陵古墳、履中天皇陵古墳の三陵が名所として各種案内に記載されるようになる。この頃グループもしくは個人による皇陵参拝が盛んになるなど、地域住民はもちろんのこと、遠方からも多くの人々が訪れるようになった。

大正13年(1924)には、昭和天皇(当時皇太子)御成婚記念事業として、環濠都市と仁徳天皇陵古墳を結ぶ御陵道(現在の御陵通)が整備され、堺、泉北郡の青年団他の勤労奉仕や、市民有志の寄付による桜や松の植樹が行われるなど、地域住民あるいは市民あげて道路整備がなされた。さらに、百舌鳥三陵への行き先を示す皇陵参拝のための標柱石が、大正年間から昭和初年にかけて、青年団や堺市、さらには有志等により各所に設置された。これらの標柱石は、現在も竹内街道、百舌鳥駅前(長塚古墳の東端)、上神谷街道、御陵通等で見ることができる。

大正10年(1921)鉄道省発刊の『鉄道旅行案内』には、名



御陵通



標柱石(堺東駅前)

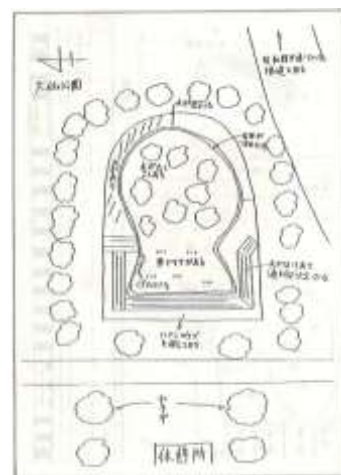
所として「仁徳天皇陵」が紹介されている。また、昭和3年（1928）堺市役所発行の『堺市案内記』には、三陵についての記述があり、陵を訪れる際の最寄り駅も紹介されている。当時は、宿院駅から百舌鳥古墳群方面への乗合自動車が運行され、昭和3年（1928）発行の『近畿行脚』では、反正天皇、仁徳天皇、履中天皇の陵の紹介、並びに見学順路（堺東駅→反正帝陵→仁徳帝陵→百舌鳥八幡宮→百舌鳥八幡駅（行程6km））が記載されている。また、昭和10年（1935）には、吉田初三郎が描いた鳥瞰図『堺市』に、「百舌鳥耳原の三御陵」が描かれ、裏面の堺名勝史跡案内に、解説文が載せられているなど、観光地図にも案内が載せられるようになった。



吉田初三郎が描いた鳥瞰図『堺市』昭和10年（1935）（一部）

昭和初期の区画整理を皮切りに古墳周辺の住宅地開発が行われ、さらに戦後の開発により古墳に接する位置まで住宅が形成されたことでいくつかの古墳が失われたが、古墳が地域の住民にとって貴重な歴史資源であり続けたことが、昭和30年（1955）のいたすけ古墳の保存運動からうかがえる。

この頃も、百舌鳥古墳群は地域住民の行楽の地であった。平成24年（2012）刊行の『ふるさと土師 歴史と暮らし』によると、今から50年ほど前の土師では春の4月3日の行事に、「しがさん（山行き）」として下池や仁山田（ニサンザイ古墳の濠）の土手によもぎ餅や弁当を持って出かけた。また、平成17年（2005）刊行の『もずの梅町ふるさと話』によると、梅町では4月3日に「しがさんにち」として定の山古墳やニサンザイ古墳、百舌鳥八幡宮に出かけていた。



中学校郷土部による調査
（旗塚古墳）

また、百舌鳥古墳群の現状調査を、市内の中学校の郷土部が昭和48年（1973）から平成4年（1992）にかけて断続的に実施し、冊子にまとめた。

近年も多くの地域住民が古墳群を訪れ、それぞれの趣きで楽しんでいる姿が見られる。世界遺産に登録された令和元年（2019）の仁徳天皇陵古墳の拝所には、週当たりの平均人数が7000人を超える人々の来訪があった。

さらに、近年は地域住民と古墳の密接な関わりとして、仁徳天皇陵古墳の周遊路や濠の

斜面等での美化・清掃活動が行われている。さらに、平成7年（1995）に創立した堺観光ボランティア協会等により、古墳に関する知見や伝承等を観光客へ伝えるため、仁徳天皇陵古墳での案内や百舌鳥古墳群周遊のガイド等のボランティアへと広がりを見せ、今では古墳を守り伝える大切な活動の一つとなっている。



仁徳天皇陵古墳



仁徳天皇陵古墳での案内



収塚古墳



御廟山古墳

百舌鳥古墳群を訪れる様子

4) まとめ

百舌鳥古墳群の中心には大仙公園がある。また周辺の住宅地にも大小の古墳が点在しており、これらが緑地としての良好な景観をなしている。

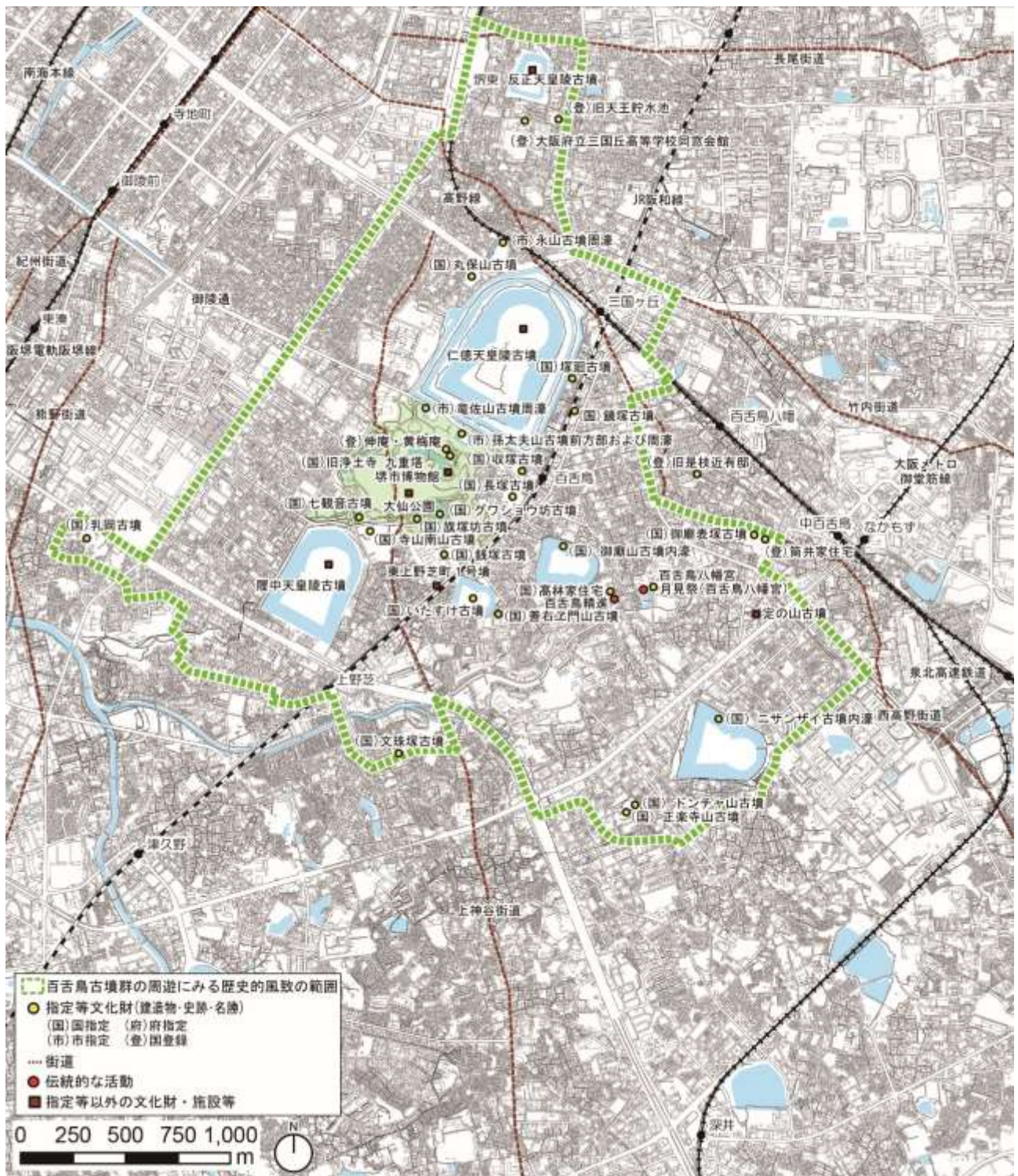
『日本書紀』に記される地名が現在も残る地において、三陵を中心とした古墳を対象に、近世から現在に至るまで地域の人々をはじめ多くの人々がこの地を訪れてきた。さらに戦後から現在まで、地域住民により古墳を守り、伝えるための活動が行われてきた。

人々の眼前には、全国有数の規模を誇る巨大な古墳が山



清掃活動
(仁徳天皇陵古墳)

のようにそびえ、周辺には陪塚と考えられる古墳が点在している。江戸時代に契沖が、この様子を「山とのみ見ゆるもす野のみささぎに高津の宮の昔をそおもふ」と詠んでいるように、訪れた多くの人々は古墳を単に山として見るだけではなく、古墳時代の情景を思い浮かべ、陪塚を従える巨大な古墳を造りえた大王の存在に、畏敬の念を抱くなど特別な思いをはせている。



歴史的風致範囲図（百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致）

(2) 月見祭・百舌鳥精進にみる歴史的風致

1) はじめに

百舌鳥古墳群が立地する台地を中心とした地域は、中世に石清水八幡領の荘園である「万代庄」が存在した。御廟山古墳の東側にあり、山城石清水八幡宮の和泉国の「万代別宮」に比定されている百舌鳥八幡宮が、社領管理をしていたとされている。

同社では、毎年秋に月見祭が行われ、氏子の9町がふとん太鼓を担ぎ町内を巡行した後、あらかじめ決められた順に宮入を行う。翌日には宮出を行い、各町へ戻る。2日間にわたり行われる祭礼は、多くの人で賑わう。

百舌鳥精進は、氏子の間で正月に行われる精進潔斎である。遅くとも江戸時代中期には行われ、現在も肉食を避ける風習が受け継がれている。

【月見祭（百舌鳥八幡宮秋祭）】

2-1) 建造物

○百舌鳥八幡宮

百舌鳥八幡宮は、百舌鳥古墳群内に位置している9集落（近世は、現在の百舌鳥本町、百舌鳥赤畑町、百舌鳥梅北町、中百舌鳥町、百舌鳥陵南町、百舌鳥西之町、百舌鳥梅町、土師町の8集落、近代以降は土塔町が加わる）を氏子とする神社である。

社殿は本殿との間に幣殿を設ける権現造であり、幣殿の両側に東西の唐門がつく。本殿は三間社流造で、屋根は檜皮葺である。和泉地方の特色である向拝3間の中央間の頭貫を省略したもので、組物や臺股に極彩色を施した華やかな建物である。享保11年（1726）の棟札が残されている。また、境内には樹齢700～800年ともされるクスの巨木があり、府指定天然記念物に指定されている。

最も古い史料は、石清水文書である長治元年（1104）の『御拝堂並三日厨先例』において、山城石清水八幡宮の「万代別宮」がみえ、これが現在の百舌鳥八幡宮に比定されている。当社は石清水八幡領の荘園である「万代庄」の鎮守社として祀られ、社領管理をしていたとされている。また、正応2年（1289）の『和泉国神名帳』には、「従五位上毛須社」とみえる。

また、近世には、御廟山古墳が百舌鳥八幡宮の奥の院として祀られていた。現在も、後円部には中台と火袋を失った延享4年（1747）銘の石灯籠が残されている。当時は、毎年正月に、社僧が古墳の濠を渡って奥の院で祭祀を行っていた。この際に、精進潔斎を行い身を清めて



百舌鳥八幡宮



百舌鳥八幡宮 社殿



御廟山古墳に残された石灯籠

宮入は午前 11 時より行われ、各町のふとん太鼓が参会により決められた順番に、境内を練り歩く。宮入の前半が終わると、拝殿前で奉納神事が執り行われ、お札と矢を宮司より拝受し、ふとん太鼓に取り付けられる。その後、宮入の後半を行い、境内の太鼓奉納蔵に納める。宮入に際しては、各町の青年団が工夫して趣向を凝らしており、いかにして運行を魅せるかを競い合っている。さらに、運行の際に担ぎ手は呼吸をあわせ、ふとん太鼓の房がバランスよく、ゆったりと揺れるよう工夫する。また、掛け声をあげてふとん太鼓を高く掲げる「イヤセ」を行い、観衆を魅了する。なお、宮入は、各町が約 1 時間かけて行い、午後 10 時 30 分まで続けられる。



太鼓庫から出発する様子



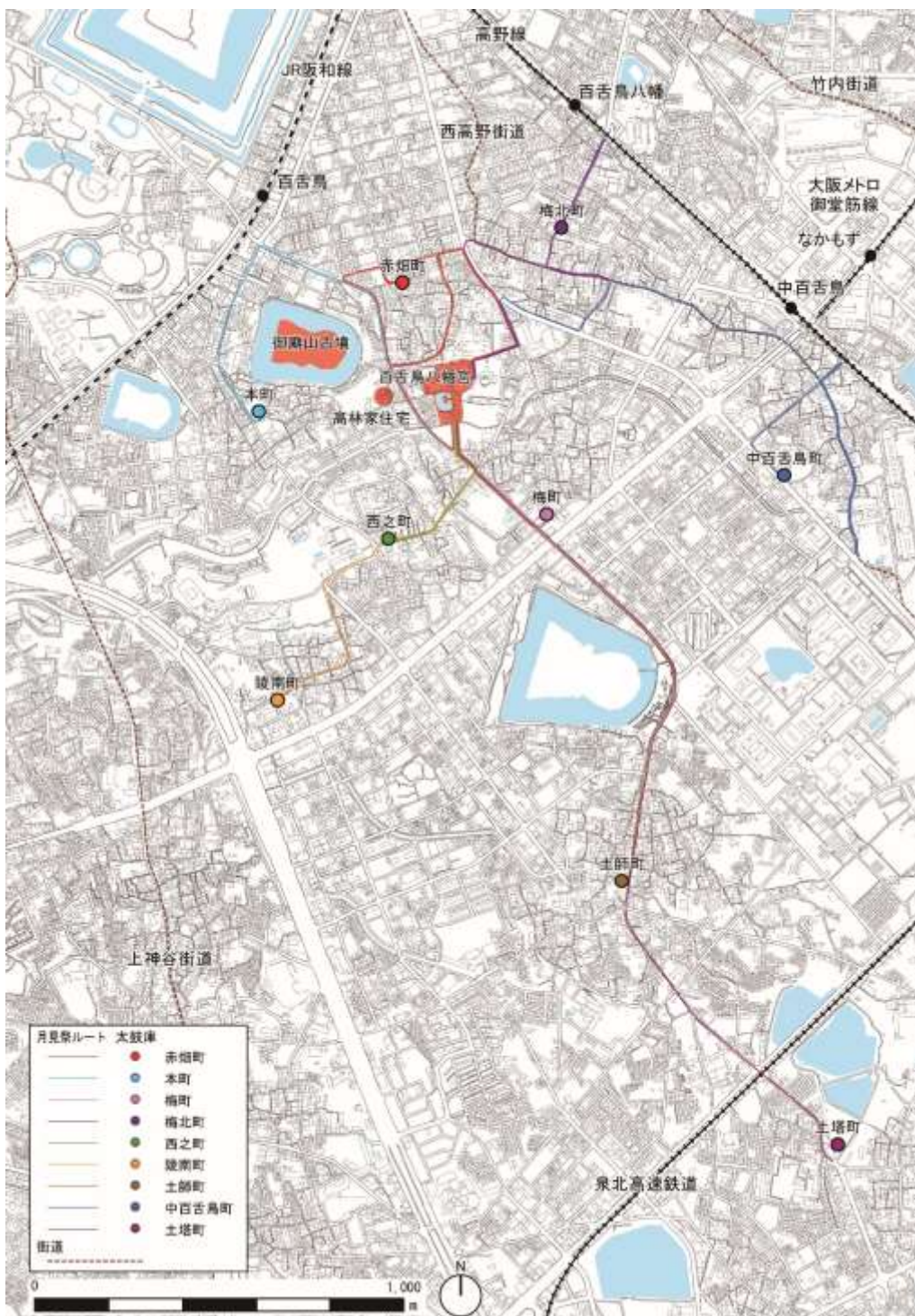
町内運行の様子



宮入の様子

宮出は、翌日の午前11時40分より行われ、宮入と同様に参会により決められた順番に、各町のふとん太鼓が約1時間かけて境内を練り歩く。その後、町内に向けて運行し、太鼓庫へ収められる。

さらに、月見祭とあわせて放生祭（放生会）という、生き物の成長を祈る神事が行われる。日曜午前各町の満4～6歳の男女児約60名の奉仕により境内の放生池に稚魚を放つ。かつては百舌鳥川に架かる石橋の上から西向きに鷺や鳩など鳥を放っていたことから、当時は、百舌鳥川を放生川（はせがわ）と呼んでいた。



「月見祭」ふとん太鼓巡行図

【百舌鳥精進】

3-1) 建造物

○高林家住宅

御廟山古墳の南東側に位置する高林家は、御三卿の一つである清水家が支配した領地 33ヶ村の内 11ヶ村の大庄屋をつとめていた。主屋を含めた屋敷地は重要文化財に指定されている。

屋敷地は南に緩やかに傾斜しており、東側には長屋門を配置し、三方に白漆喰の土塀を巡らしている。塀の内側には、主屋・土蔵・不動堂・稻荷社があり、建物と山林を含めた敷地全体が、江戸時代・近畿地方の大規模な庄屋屋敷の構えを良く残している。



高林家住宅

主屋は、安政 2 年（1855）に大坂川口奉行所に提出した「由緒書」の内容や、天正 11 年（1583）付けの万代寺の年貢を従来どおりとする内容の書状、建物の構造から、天正 11 年（1583）以前からこの地に位置することが判明している。切妻造の茅葺屋根と一段低く設けられた瓦葺の屋根が組み合わせられた「大和棟」ともいわれる屋根形式で、大阪府と奈良県北部にかつては数多く見られた特徴的な様式をもつ民家である。内部は約半分を土間とし、大きな梁が架けられ雄大な空間を造っている。昭和 52～54 年（1977～1979）の保存修理工事により、建築当初の天正年間（1573～1592）には屋根形式が入母屋造であったが、後の増改築により座敷や玄関等が整えられ、18 世紀の終わり頃に現在の姿となったことがわかった。

3-2) 活動

○百舌鳥精進

百舌鳥精進の風習は、百舌鳥八幡宮における江戸中期の『八幡大菩薩縁起』に記されており、正月三が日は、肉や魚介類を食べることを避け、身を清め、心を真にして精進潔斎するというものである。

この精進潔斎の様子は、民俗学者である折口信夫氏が大正 3 年（1914）に記した『三郷巷談』のなかで詳細に述べている。これによると、起源には二説あり、疫病が多かったところを八幡様が救ってくださったので、そのときの誓いにより精進潔斎をするというものと、弘法大師がこの村を訪れたときに、村の水が悪かったので、水を良くしてくださったことから、村人が精進潔斎を誓った、というものがある。

この精進潔斎は、現在でも百舌鳥八幡宮の宮司をはじめとして、百舌鳥八幡宮の氏子の間で地域をあげて続けられている。高林家では、年末にすす払いをし、もちつきをしてから精進に入る。おせち料理は肉や魚を絶ち、出汁も鰹節を避け、昆布を使用する。大晦日の夕方に 3 日分のお雑煮を炊く。元



百舌鳥精進での精進おせち

旦の朝には、男性が雨戸を開け、神棚に灯明をともし、仏壇に線香をあげてお参りをする。その後お雑煮を炊き、神仏にお供えをする。食事は「お祝い」といい、全員でお膳を囲む。精進料理は3日間続けられる。1月3日の昼の食事の後、夜は「精進あげ」として魚と鳥を食べることができる。小正月の1月15日までは、豚や牛等の動物の肉を絶っている。小正月には、小豆粥を炊いて神仏に供え、15日をもって百舌鳥精進が終わる。近年は期間を短縮して元日だけ精進潔斎をするなど、住民が方法を変えながらも、正月の伝統行事を現在も守り続けている。

かつては、百舌鳥精進の期間中は精進を行わない他地域の人々との接触も避けていた。また、氏子が、百舌鳥地域の外に嫁ぎ、精進潔斎の継続が困難となる場合は、百舌鳥八幡宮で「別火の儀」という儀式を行うことで、これ以後精進をする必要を絶っている。

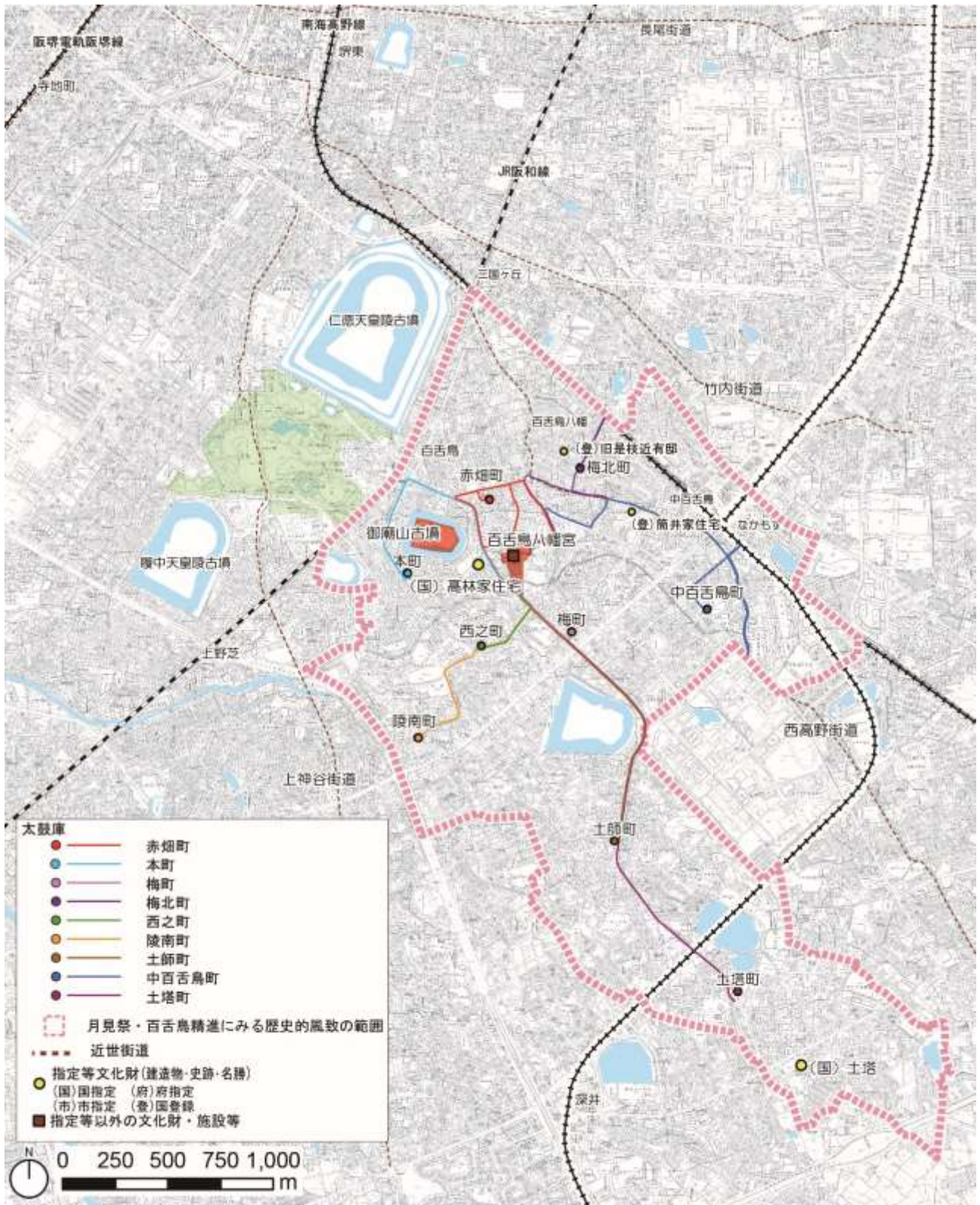
なお、この百舌鳥精進は、百舌鳥八幡宮の氏子の他に、外に分家した家の子孫においても精進潔斎を行っている例があり、地域を離れてもなお伝統を大切にしている様子が見られる。

4) まとめ

百舌鳥八幡宮の氏子である9集落は、百舌鳥古墳群及びその周辺に位置し、住宅地の中で古墳が示す緑地や水辺の環境が調和した市街地の景観が認められる。

月見祭は、近代においてだんじりからふとん太鼓へ祭礼の一部が変わりながらも、百舌鳥八幡宮の氏子により、現在に至るまで継続して行われている。さらに、各町が世代を越えて独自の演出を工夫しながらふとん太鼓を運営している。このような仕組みを通じて地域の人々の間での顔見知りの関係を構築することで、祭りが地域におけるコミュニティの求心力となっている。

このように、百舌鳥では、百舌鳥八幡宮の伝統行事や祭礼を通して、伝統・文化・歴史を大切にする心が今もなお地域に根付いており、現在に至るまで大切に守り継がれている。



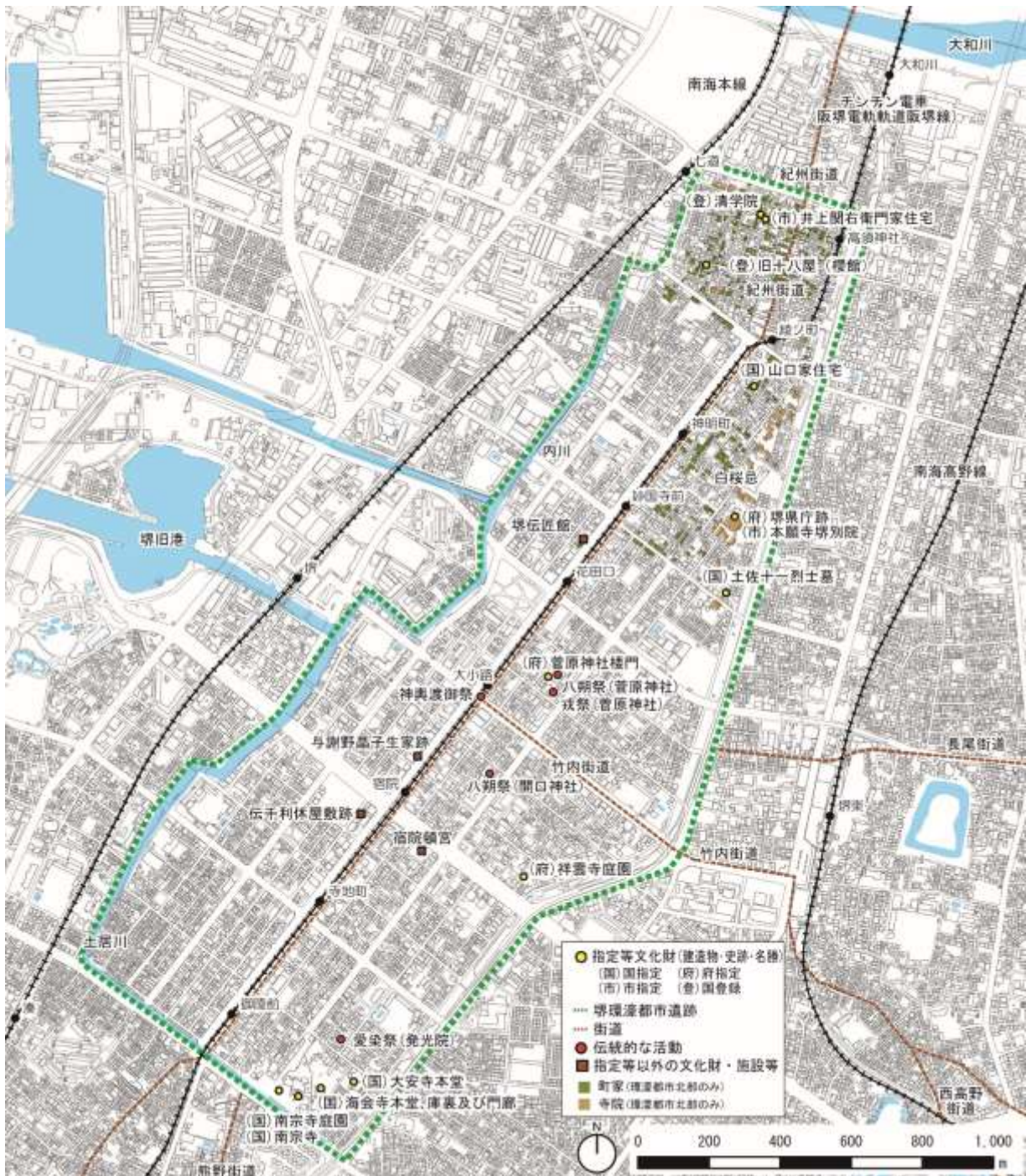
歴史的風致範囲図（月見祭・百舌鳥精進にみる歴史的風致）

(3) 環濠都市における伝統産業にみる歴史的風致

1) はじめに

環濠都市内では、「元和の町割」が整備されたことに伴い職人町が形成され、刃物、鉄砲、線香、鋳物、瓦などの生産が行われ、畿内における有数の産業都市として展開した。

現在も堺の匠の技術が多様な伝統産業の分野に受け継がれ、「刃物」、「注染・和晒^{わさらし}」、「線香」、「昆布加工」、「敷物（^{たんつう}緞通）」、「自転車」の伝統産業が伝わる。その成立においては、環濠都市内に立地するものが多く、堺を代表する伝統産品として、多くの人々に知られている。とりわけ刃物と線香については、環濠都市内の町家での製造販売が今も行われている。



環濠都市における歴史上価値の高い建造物と伝統的な活動など

○環濠都市の概要

堺は平安時代末期、上町台地西側の南北に連なる砂堆上に市場や港が形成され、成立した都市である。古くから交通の要衝として発達し、堺を起点あるいは通過する街道である紀州街道、熊野街道、竹内街道、長尾街道、西高野街道の五街道が通じた。

鎌倉時代以降は、和泉と摂津の国境をはさみ「堺北荘」と「堺南荘」という荘園が置かれ、中世には有力町衆によって構成された「会合衆」の自治による自由都市として、勘合・南蛮貿易の拠点として発展した。宣教師も多く訪れ、永禄4年(1561)ポルトガル人宣教師ガスパル・ビレラが本国に対して、「此町はベニス市の如く執政官に依りて治めらる」(『耶蘇会士日本通信』)と報告している。

さらに天文12年(1543)の鉄砲伝来後は、鉄砲の一大生産地としても栄えた。

この当時の町割は、近年進む発掘調査によれば、現在の町割とは全く方向性の異なる自然地形や条里等に規定された複数の街区パターンが混在し、その街区は直線的な道路が規則的に直交していた。当時の濠は都市外周を囲う「惣構え堀」的な環濠だけでなく、都市内部を縦横に走る内濠も存在していた。この様子を「町は甚だ堅固にして、西方は海を以て、又他の側は深き堀を以て囲まれ、常に水充滿せり」と宣教師ガスパル・ビレラは永禄5年(1562)の書簡で報告している。

繁栄を極めた中世の都市域は、慶長20年(1615)の大坂夏の陣では「此悲しむべき火災のため、二万の家屋は火になめられ、非常なる経費を投じたる多くの偶像の寺院も共に焼失せり」と宣教師の報告に記されたように大被害を受けた。

江戸時代に入ると、徳川幕府の天領として、中世には濠の外であった村落の土地が新たに濠内の市街地に編入され、都市域は中世よりも一回り大きく拡大した。元和元年(1615)からは「元和の町割」といわれる都市全域を対象とした統一的な街区整備が実施され、元禄2年(1689)には堺奉行所により『堺大絵図』が作成された。環濠都市のうち空襲を免れた地域の多くで「元和の町割」が今も残されている、その他の地域においてもこの町割が街



環濠都市全景



元禄2年(1689)『堺大絵図』と現在の市街地の比較

区構成の基本となっている。南北 3km、東西 1 km に及ぶ区域とし、海に面した西方を除く北・東・南の三方に濠が巡らされた。宝永元年（1704）、大和川が河内平野の洪水被害を防ぐ目的で、堺の北から大阪湾にそそぐよう付け替えられると、土砂の堆積により海岸が埋まり、新たに新田が形成された。港や海岸が埋まったことから土居川の水が海へ流れなくなったため、旧海岸線沿いに新たに濠（現在の内川）が造られ、天保6年（1835）には土居川と内川がつながり、現在の環濠の形態となっている。

区画は、東西の大小路通と南北の大道筋（紀州街道）を直交させ、各々並行させて一区画南北 60 間、東西 19～23 間の長方形の短冊型地割とし、両側町を形成する。また、市中に散在していた寺院は、環濠東端の農人町の内側に集められ、南北に連なる寺町が形成された。なお、明治5年（1872）の町名改正では、独立した「町」が「東1丁」や「西2丁」といった町名に変わったが、町を細分する意味合いをもつ「丁目」はなじまず、町と同格の意味で現在も市域の多くでは、町名の丁目には「目」が用いられていない。明治以降も商工業都市として発展を続け、今も古い街区や濠等の骨格をとどめつつ、刃物や線香等の伝統産業を継承した職住一体の生活様式が伝わる。

2) 建造物

○井上関右衛門家住宅（市指定有形文化財）

北旅籠町西1丁に現存する井上関右衛門家住宅は、江戸時代から明治初期まで続いた鉄砲鍛冶の居宅兼作業場兼店舗である。井上家は江戸時代には鉄砲鍛冶を営み、その創業は江戸時代の初めにさかのぼると伝えられる。江戸時代を通じて、榎並・芝辻といった鉄砲鍛冶において鉄砲の生産を行った。

主屋は江戸時代前期に建築された間口3間半の棟を中心に、北側に増築された間口2間の座敷棟、南側に増築された間口3間の座敷棟により構成された建物である。いずれも平屋建とし、屋根は切妻造の本瓦葺とする。敷地は中浜筋から西側の西六間筋まで抜け、元禄2年(1689)『堺大絵図』にみえる間口六間の「井上関右衛門」邸にあたる。全国的にも数少ない近世初期の比較的小規模な町家建築として大変貴重な建造物であるうえ、その増改築の状況からは鉄砲生産形態の変化をみてとることができる。それに加えて、残された鉄砲製造に関わる数多くの資料等は、堺における江戸時代の主要産業であった鉄砲鍛冶屋の生活を知るうえでも大変重要なものである。



井上関右衛門家住宅
(鉄砲鍛冶屋敷)

令和2年度から実施した保存修理工事において実施した発掘調査では近世から近代の鍛冶炉と思われる遺構を複数確認したほか、^{ふいご} ^{はぐち} 鞴の羽口(金属を加工するための炉に送風管をつなぐ土製管)等の遺物が出土した。

○清学院（登録有形文化財）

北旅籠町西1丁に現存する清学院は、江戸時代後期に建てられた修験道の道場である。狭小な敷地に不動堂、庫裏及び門が凝縮して建てられている。元禄2年(1689)の『堺大絵図』には「山伏清学院」とみられ、すでにこの頃この地に位置したことがうかがえる。不動堂、庫裏の建立年代については記録が残されていないため不明であるが、木鼻や虹梁の絵様から江戸時代後期と考えられている。



清学院

向かって左側に不動堂、右側に門を構えており、寺院の趣をそなえている。不動堂と庫裏は、間取りとしては一体だが、外観上は不動堂部分のみ切妻屋根を一段高く上げ、独立した建物の様相となっている。このうち不動堂は切妻造、本瓦葺、平入りで内部は8畳間で後方半間に仏壇を構え、中央に軒唐破風付の厨子を置く。

清学院に残された文政5年(1822)講中札には、当山派(醍醐寺三宝院末)の修験道に属していた清学院の講の構成員の名前を記していて、「石割」「鉄地屋」「鋳屋」など鉄砲鍛冶や庖丁鍛冶等の名前が多くみられることから、伝統産業事業者の信仰を集めていたことがうかがえる。

また、江戸後期から明治初期にかけては「清光堂」(せいこうどう)の名で寺子屋としても使われており、北旅籠町で生まれ、仏典を求めて日本人で初めてヒマラヤ山脈を越えてチベットに入った河口慧海(1866~1945)もここで学んだ。

3) 活動

○刃物

刃物産業を支えた堺の鍛冶技術は庖丁鍛冶と鉄砲鍛冶に代表される。庖丁は人々の生活に深く根をおろし、鉄砲鍛冶は諸大名の御用鍛冶として権威を誇った。

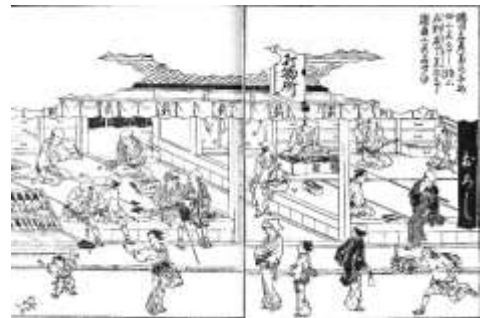
16世紀後半にはポルトガルから伝わった煙草が国内で栽培されるようになり、煙草の葉を刻む庖丁が大量に必要なため、堺で初めて「煙草庖丁」が作られた。その起源には二説あり、一説によると、天正年間(1573~1592)、綾之町中浜通り在住の剃刀造り名人本手長兵衛の妻「おかた」が大坂城下でその剃刀を販売していたところ、切れ味の良さから豊臣秀吉の耳にとまり、その当時輸入品のみであった「煙草庖丁」を作るよう命じられた。作った製品は評判となり、「おかた庖丁」と呼ばれ、その子孫が庖丁鍛冶を継いだという(『煙草庖丁由来書』)。また、宝暦年間の『石割家由緒書』によると、石割家の祖先である刀匠梅ヶ枝七郎右衛門の妻「おかた」が向槌を打ったので「おかた庖丁」の名が知られるようになった。その庖丁は「石でも割れる」ということから「石割庖丁」と呼ばれるようになったともいわれる。

その後、徳川幕府では、享保15年(1730)に株仲間を31と定め、煙草庖丁の職人を堺の北部一帯に集めた。出来上がった庖丁には鍛冶屋名の他に「堺極」の印を入れて堺奉行所の保護によって出荷された。明治41年(1908)に堺出身の歌人と謝野晶子(1878~1942)は「住の江や和泉の街の七まちの鍛冶の音きく菜の花の路」(『明星』)と詠んでいる。宿院交差点にはたばこ庖丁鍛冶が天保5年(1834)に住吉社に寄進した灯籠が現存している。

一方「出刃庖丁」は貞享元年(1684)に刊行された『堺鑑』に「魚肉を料理する庖丁、他国に勝れて当津よりうち出すを吉とす。その鍛冶出歯の口元なる故、人呼んで出刃庖丁と云えり、今に至る迄子孫絶えず。」と書かれており、出歯の鍛冶が打ったから出歯の庖丁と呼び始めたのが出刃庖丁の起源ということになっている。「山の上」と呼ばれていた現在の宿院周辺で盛んに作られており、元禄時代に刀工・山之上文殊四郎一門が料理庖丁を鍛えて非常に優れた出刃庖



堺で作られた様々な刃物



石割庖丁の店舗の様子
(『和泉名所図会』)



宿院交差点の
「左海(堺)たばこ庖丁鍛冶」灯籠



堺庖丁 (『日本山海名物図絵』)

丁や薄刃庖丁を作って、堺庖丁の名を高めた。『日本山海名物図絵』(宝暦4年(1754))でも堺庖丁が紹介され、「泉州堺の津山之上文殊四郎、庖丁鍛冶の名人なり。正銘黒打という。刃金のきたひよく、切れあぢ格別よし。出刃・薄刃・指身庖丁・まな箸・たばこ庖丁。いずれも皆名物なり。」とある。

堺の打刃物は、地金と刃金を鍛接して造るのが特徴で、硬い鋼と軟らかい鉄が鍛造で接合されるので、良く切れて、その上折れず曲がらない刃物が出る。それらの庖丁鍛冶と刃付け、柄付けとそれぞれが分業体制で今も製造が行われている。

現在も環濠都市内を中心に刃物製造業者が分布し、一本一本丁寧に仕上げられた堺の庖丁はプロの料理人からも高く評価され、使用する庖丁の多くが堺製であるといわれ「堺打刃物」として国の伝統的工芸品に指定されている。

また、毎年ふいごを休ませ職人の休養日となる11月8日に開口神社でふいご祭が開催され、使い終わった包丁を納めるほか、蜜柑などを奉納する。

刃物製造や店舗の多くは昭和20年代に行われた戦災復興により形成された市街地で営まれているが、創業文化2年(1805)の刃物製造販売店は、紀州街道に面して店舗を構える。桁行5間、つし二階の建物で、屋根は本瓦葺である。入口を入ると土間があり、店の間を構える。寛政7年(1795)『和泉名所図会』に「堺の名産万の打物 世に名高し。特に石割庖丁黒打ちなど、諸国にその名聞ゆ。」として紹介されている同時代の店構えが現在の店舗にも残されている。



堺打刃物の製造風景



創業文化2年(1805)の刃物事業者



堺区北旅籠町西1丁



堺区神明町東1丁



堺区材木町東3丁



堺区甲斐町東4丁



堺区甲斐町東1丁
環濠都市での刃物事業者



堺区寺地町西3丁

○線香

線香については、中世には、堺を拠点とした南蛮貿易の交易品として白檀、沈香、伽羅といった香や生薬の原料が輸入されており、堺の薬種商がその商いを始めた。その起源についてはいくつかあるが、明治35年（1902）の『堺の薫物線香』沿革史では「天正年間、堺宿屋町大道薬種商、小西弥十郎如清ト云フ人、渡韓ノ際彼地ニ於テ線香製造ヲ伝習シ来リ堺ニテ製造ヲナシタルヲ我国ニテ線香製造ノ初トス」と紹介されている。また、「泉南仏国」といわれるほどに寺院が建立された堺では、その多くの寺院で時香や線香が焚かれ、また茶道や香道がたしなまれた。これらの寺院は近世に入ると「元和の町割」に際し、それまで市中に散在していたものが1ヶ所にまとめられ寺町が形成された。環濠都市内の東端に代表的な大寺院と中小寺院の組み合わせで配置され、今でも独特な景観を呈している。

元禄2年（1689）『堺大絵図』には、堺独特の名称として沈香をはじめとする香料・薫物を専門に商う商人「沈香屋」を屋号とする「沈香屋次郎兵衛」や「洗香屋治兵衛」といった名前がみられる。これは薬種問屋の中でも香を扱うところだけに特別に許可されたものであったという。堺奉行所の記録である『手鑑』^{てかがみ}には、延享4年（1747）には沈香屋16軒、線香屋5軒が、また宝暦7年（1757）には沈香屋20軒、線香屋16軒がみられ、その数が増加していたことがわかる。延享4年（1747）以前にも薬種屋、香具屋等がみられる。明治24年（1891）の『堺市物産品』のなかには、各種の商品と並んで「線香薫物商」として7社が名を連ねる。その後、線香産業は第二次世界大戦による戦災を受けて多くが廃業し、現在も営業を継続しているものは数社である。また工程の機械化が進み、コンピューター制御によって調合されるようになったが、現代でも、一部の高級線香は熟練職人の手によって調合されており、香料の調合率等は、それぞれの製造元独自の「調香」によりなされている。厳選された天然香料と職人技の妙が合わさり、独特の「調香」を施して完成した堺線香は、香りの芸術品と称されるほど奥深いものであり、大阪府知事指定伝統工芸品に指定されている。

環濠都市での店舗の多くは昭和20年代に行われた戦災復興により形成された市街地で営まれているが、江戸時代後期からの町家で製造及び販売を継続している店舗もあり、北半町の創業明治20年（1887）の線香製造販売店は、桁行11.4m、梁間11.9m、つし二階建、本瓦葺の町家で、道路に面して店を構える。通り土間を抜けると工場を配置し、その工場内では今も手作業による製造が続けられている。



寺町（神明町東周辺）



様々な線香



創業明治20年（1887）の
線香事業者



堺区宿屋町西 2 丁



堺区材木町東 2 丁



堺区材木町西 2 丁



堺区車之町東 1 丁



堺区市之町東 3 丁



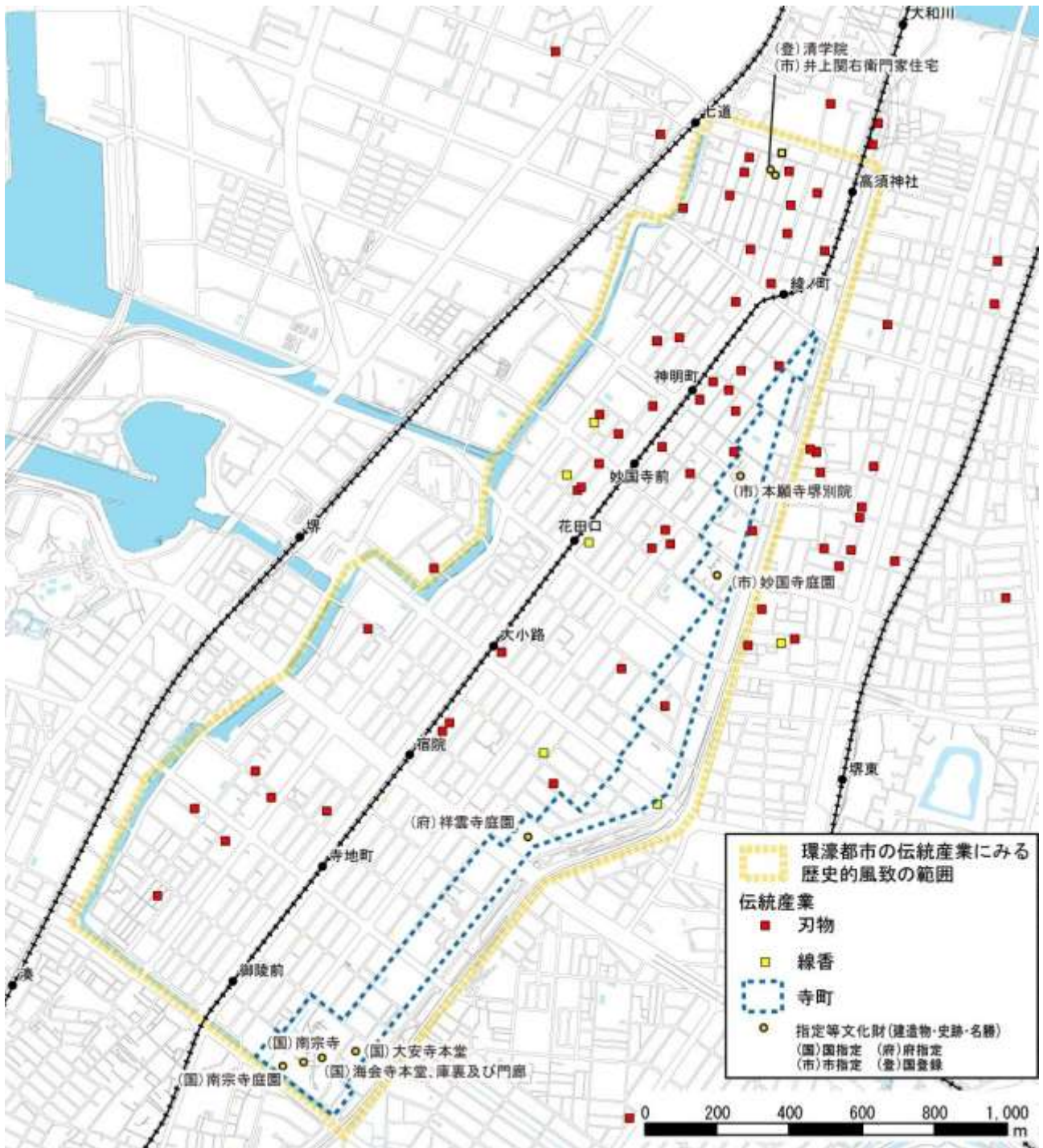
堺区市之町東 6 丁

環濠都市での線香事業者

4) まとめ

環濠都市北部等の、第二次世界大戦の空襲による被災を免れた地域では、今も江戸時代の鉄砲鍛冶屋敷をはじめ寺町や近世後期からの町家が残る歴史的なまちなみが残されている。刃物や線香の製造や販売はこの環濠都市北部で営まれているほか、昭和20年代に行われた戦災復興により形成された市街地でも営まれている。

堺を評する言葉の一つに「もののはじまり何でも堺」がある。これは明治生まれの俳人、山本梅史が『堺音頭』の歌詞としたものである。その意味は堺は海に開かれ古くから交通の要の地として発展したために内外の文化がここを通過して流通し、日本を代表する文化や産業がここで育てられたということである。堺の産業は、歴史的に先進性・個性・創造性をもった独自性のある世界に誇る匠の技術に支えられており、耳をすませば聞こえてくる鍛冶の音や、街中にただよう香料の薫りに呼び寄せられるように訪れる人々の多くが、江戸時代から続く町家での匠の技とその特別な空間に今もなお魅了される。



歴史的風致範囲図（環濠都市における伝統産業にみる歴史的風致）

(4) 神輿渡御にみる歴史的風致

1) はじめに

○住吉大社と堺

環濠都市内での最大の夏祭りは、住吉大社から宿院頓宮へ神輿行列が渡る神輿渡御、通称「おわたり」である。住吉大社は大阪市住吉区にある延喜式内社で、全国約 2,300 社余の住吉神社の総本社である。海の神である住吉三神(底筒男命、中筒男命、表筒男命)と息長足姫命(神功皇后)を祀り、その創建は1,800年前という。境内には本殿をはじめ、数多くの文化財が伝わる。国宝に指定されている本殿は四棟すべて海に向かって西面し、西から第三殿、第二殿、第一殿の順に縦に並び、第三殿の南に第四殿が建つ。現在の本殿は文化7年(1810)の造替時のものである。

切妻造、妻入で、柱はすべて丸柱で礎石上に立ち、正面及び前後2室の中間に大きな板扉を開き、他は板壁である。前後2室からなる独特の平面をもち、この形式を住吉造といい、4棟すべて同形式同規模で造られる。

堺は古くは住吉大社領であり、宝永元年(1704)の大和川の付け替えまで、江戸時代中期に製作されたと考えられる『摂河両国水図』(柏元家文書)にみられるように、堺と大坂は地続きであった。現在でも「堺の住吉さん」と呼ばれているように、住吉大社と堺との深い関係を有している。

鎌倉時代末期頃の『住吉大神宮諸神事次第』には「開口御宿院頓宮」がみられる。江戸時代の『摂津名所図会』(寛政8年(1796))でも「開口とは、堺の宿院なり」、明治6年(1873)の記録(『住吉大社史』)にも「開口行宮」とあり、和泉国南荘の氏神である開口神社と宿院頓宮は明確に区別されていなかったことがうかがえる。また『和泉名所図会』でも、宿院は「摂州住吉大明神の御旅所也。方二町の地にして、西には大鳥居太しく、東北を名越岡といふ。」と記され、住吉大社の御旅所として位置付けられていたことがわかる。

2) 建造物

○宿院頓宮

昭和5年(1930)刊行の『堺市史 別編』によると、宿院御旅所として10間2尺余り四方の朱塗りの玉垣に囲まれた区域内に、住吉大社の末社(大鳥大社の末社でもある)があり、境内西側には頓宮の扁額を掲げた石の大鳥居があった。



住吉大社本殿と神輿



『摂河両国水図』(柏元家文書)



昭和初年頃の宿院頓宮



現在の宿院頓宮

7月31日には大鳥大社の神輿を、8月1日には住吉大社の神輿を迎えて、祭礼が執り行われ、現在まで続いている。

末社の建築年代は不明であるが、木造平屋建で、柿葺きの屋根であったことが写真からうかがえる。昭和20年(1945)の堺空襲により焼失した。

その後、昭和24年(1949)年に宿院頓宮は戦災復興により新たに区画された宿院町公園に隣接して、木造平屋建、銅板葺の末社を再建した(住吉大社社務日誌)。

○飯匙堀

頓宮社内の飯匙堀については、飯匙池として寛政8年(1796)刊行の『和泉名所図会』には「宿院にあり。池の形、飯匙に似たるゆへ、名とす。地神四代彦炎出見尊は、塩津翁即、三村明神の功によつて、海台に至り、豊玉妃と契りをむすびたまひて、干珠満珠を、聳引出物に得給ふとかや。海台より還給ひて、干珠は、宿院此地に蔵め、満珠は、住吉の玉出嶋に蔵め給ふ。南は陽にて、干珠をここに納め、六月の御禊あり。北は陰にて、満珠を玉出嶋に納め、九月卅日に、神輿をわたし、両珠をすすしめ奉る也。六月九月は陰陽の御禊という。」と記され、住吉と堺との深い関わりがうかがえる。なお、飯匙堀は元禄2年(1689)の『堺大絵図』にも描かれている。現在は、宿院町公園内の石垣で囲まれた正方形に近い区画に切石組で築かれた飯匙堀があり、中央に注連を張った岩がある。入口及び西側の道路際に石鳥居が設けられている。敷地内には宝暦8年(1758)の寄進銘がある石灯籠が残されているほか、西側の石鳥居に昭和11年(1936)の銘が認められる。これらは、堀の改修時期を示すものと考えられる。

○山口家住宅(重要文化財)

堺区錦之町東1丁に位置する山口家住宅では、近世中期から後期に屋敷内において建築した茶室が、現在も残されている。山口家住宅は、慶長20年(1615)の焼土層の上に建築しており、江戸時代前期の建築である。近世初期の町家を知ろうと、全国的にも貴重な建物であることから、重要文化財に指定されている。建築当初は、大きな土間とそれに面した部屋で構成され、東側の山口筋に面して門があったことが、元禄2年(1689)の『堺大絵図』から読み取ることができる。主屋は、切妻造、妻入の瓦屋根であり、東面及び南面に庇を設ける。安永4年(1775)に主屋を改築し、南側に新しく玄関と座敷、西土蔵を建築し、さらに江戸中期から後期には奥座敷を増築し、寛政12年(1800)には北土蔵を建築するなどして、現在の間取りとなった。現在は堺市立町家歴史館として公開している。



飯匙堀



昭和11年(1936)の石鳥居



宝暦8年(1758)の石灯籠



山口家住宅

3) 活動

○神輿渡御^{みこしとぎよ}

その住吉大社の夏祭り「住吉祭」は7月の海の日に行われる「神輿洗神事^{みこしあらいしんじ}」で神輿を洗い清める神事を始まりとし、7月31日に「夏越祓神事^{なごしはらえしんじ}」、8月1日に「神輿渡御」通称「おわたり」が行われる。

おわたりは「夏越の祓え」とも呼ぶように、江戸時代までは6月の晦日の日に行われていたが、明治13年(1880)から8月1日に変更となった。

おわたりの様子は、古くは近隣に所在した海会寺住職の日記『蔗軒日録^{しゃけんにちろく}』の文明16年(1484)6月29日の条に「住吉大明神楞嚴呪一返、例也、午後馬騎百人許、各持神討外国古兵具、送神輿而到于宿井之松原」と記され、騎馬行列を伴った住吉大明神の神輿が宿院に入る様子が記されている。イエズス会宣教師フロイスによる『日本史』永禄5年(1562)の記事でも、堺までの行列の様子が記されている。



住吉祭礼図屏風 江戸時代初期 右隻(6曲1双のうち)

江戸時代初期に制作された『住吉祭礼図屏風』(市指定有形文化財)等からもその神輿の盛大な様子をうかがうことができる。この屏風は、6曲1双のもので、住吉大社の祭神が神輿に乗り、宿院の頓宮へ渡ってこられる様子を描いている。左隻は神輿の出発する住吉大社の賑わい、右隻は町人たちの仮装などをした風流行列が、先触れで堺の浜通から紀州街道を通り、東側に位置する宿院頓宮へと向かう様子となっている。



町家に吊るされた提灯

現在の祭りにおいても同様に神輿は住吉大社を出発し、数百mにも及ぶ列をなしながら紀州街道を南へと進む。その道中は見物人で賑わい、活気に溢れている。市境にあたる大和川に到着すると、神輿だけが川中の祭場へと進み、大阪側から堺側への「ひきわたし」が行われる。堺側へ入ると近世から戦前の町家が残る北旅籠町から桜之町へと進み、チン電の愛称で親しまれる阪堺線のある大通りが見えてくる。綾ノ町電停から神明町電停の東側には山口家住宅をはじめとする町家も残され、神輿は市街地をさらに南へ進む。街道沿道にはチン電の他、ザビエル公園も見られる。行列は各町ごとの印が描かれた提灯を掲げた家々の前を通り、日が暮れかけた

4) まとめ

大和川で引き渡された神輿は、近世の町家が点在する紀州街道で各町の印が描かれた提灯を掲げた家々の前を経て、チン電の愛称で親しまれる阪堺線の横を通り、宿院頓宮へと到着する。その後、宿院頓宮や飯匙堀で厳かな神事が執り行われる。

このように神輿渡御は「元和の町割」を引き継ぐ市街地を舞台として展開するものであり、『住吉祭礼図屏風』にも描かれる盛大な祭りの様子と賑わう街道やまちなみの中で、堺と住吉大社との古くからのつながりがもつ伝統の重みを伝え、海を背景に歩んできた堺の人々の信仰心を感じることができる。そして、伝統に対する想いは、地域を越えてつながり、人々が訪れ、交わり、賑わってきた古いまちなみや街道等において、古き良き時代の香りを今に伝えている。



歴史的風致の範囲（神輿渡御にみる歴史的風致）

(5) 環濠都市における茶の湯にみる歴史的風致

1) はじめに

環濠都市では、中世より現在に至るまで、茶の湯が盛んに行われてきた。環濠都市の南東部では、利休遺愛の石造品、武野紹鷗の墓や千家の供養塔等が残された寺院が並び、茶の湯と深く関わった市街地を形成している。この地において、日本の茶の湯に大きな影響を与えた千利休をしのぶ利休忌が行われてきた。

○中世堺の茶の湯

応仁の乱以降に貿易で急成長を遂げた堺の経済力は、京や奈良をもしのぐほどに発展した。この経済力を背景に、堺商人の間では、連歌など様々な文化・文芸が花開く。茶の湯についても、北向道陳、武野紹鷗、千利休、今井宗久、津田宗及、山上宗二など多くの茶人を輩出し、作法や道具使い等において大きな変革が行われた。

武野紹鷗(1502～1555)は、茶室を四畳半に相応する草庵茶湯の規矩をつくりあげた。このころ、茶会の構成や点前の成立がみられ、茶会の様子を克明に記した茶会記が作成されている。なかでも、津田宗達、宗及親子の茶会記である『天王寺屋会記』は、天文17年(1548)から天正13年(1586)にかけて、堺、京、奈良等で行われた茶会の様子を記した貴重な史料である。

また、武野紹鷗に師事し、茶の湯を学んだ千利休(1522～1591)は、茶室を一畳台目や二畳のような小間に移行し、座敷の飾りを簡素化するなど、外見は質素であっても内面の充実を求める「わび茶」を完成させた。

16世紀における、堺の都市事情や当時の茶の湯の様子については、17世紀前半に宣教師のジョアン・ロドリゲスにより編纂された『日本教会史』のなかで、詳細に述べられている。

「(前略) 数寄と呼ばれるこの新しい茶の湯の様式は、有名で富裕な堺の都市にはじまった。(中略) その都市で資産を有している者は、大がかりに茶の湯に傾倒していた。また、日本国中のもとより、さらに国外にまで及んでいた商取引によって、東山殿のものは別として、その都市には茶の湯の最高の道具があった。また、この地にあった茶の湯が市民の間で引き続いて行われていたので、そこにはこの芸道に最も優れた人々がでた。その人たちは、茶の湯のあまり重要でない点をいくらか改めて、現在行われている数寄を整備していった。たとえば、場所が狭いためにやむを得ず当初のものよりは小さい形の小家を造るようになったが、(中略) このような地所の狭さから、茶の湯にふけていた人のすべてが東山殿の残した形式で茶の湯の家をつくることはできないという事態が生じていた。そしてまた、その他の事情が起きて、茶の湯に精通した堺のある人たちは、幾本かの小さな樹木をわざわざ植えて、それに囲まれた前よりも小さい別の形で茶の家をつくった。ここでは、狭い地所の許す限り、田園にある一軒屋の様式をあらわすか、人里離れて住む隠遁者の草庵を真似るかして、自然の事象やその第一義を観賞することに専念していた。(中略) この都市にあるこれら狭い小屋では、互いに茶を招待しあい、そうすることによってこの都市がその周辺に欠いていた爽やかな隠退の場所の補いをしていた。むしろ、ある点では彼らはこの様式が、純粋な隠退よりも勝ると考えていた。」

さらに、ロドリゲスは、堺ではこの隠退の場所を、「市中の山居」と呼んでいたと記して

いる。当時堺においてつくられた茶室は、慶長 20 年 (1615) の大坂夏の陣の前哨戦により、ことごとく焼け落ちている。しかし、慶長 20 年 (1615) の被災後、幕府による復興が進められ、「元和の町割」と称する新しい都市計画が実施された。近世から近代にかけても、環濠都市内外にて茶室が建てられており、引き続き人々の間で茶の湯がたしなまれていることがうかがえる。特に、環濠都市では中世の茶の湯が引き継がれ、盛んに行われていた。

また、近世には環濠都市の南側で茶の湯に用いられる器を生産していた。湊焼は、明暦元年 (1655) に京都楽家三代道入の弟道楽が、さらに延宝年間 (1673~1681) に上田吉右衛門が湊村 (現在の堺区東湊・西湊町) に移住し、作陶を行ったことが始まりとされる。現存する湊焼の作品は江戸時代末頃以降のもので、茶碗、灰炮烙、向付等の茶道具が残されている。

茶の湯と深いつながりのある和菓子生産は、中世に環濠都市で萌芽したと伝えられ、近世に発展している。近世の堺では、元禄 8 年 (1695) の『手鑑』において、菓子屋が 52 軒記録されている。現在でも、市内には茶の湯に用いる和菓子を製造する店舗がある。

2) 建造物

○南宗寺実相庵

南宗寺は、弘治3年(1557)に三好長慶が父元長の菩提を弔うために大林宗套^{だいらんそうとう}を迎え開山した臨済宗大徳寺派の寺院で、境内には、利休没後百十年目の元禄13年(1700)に高木十三朗により建立された利休の供養塔がある。ここでは、元和年間以降300年にわたり、三千家の家元の供養塔が建立されており、茶の湯にとって神聖な場所となっている。

実相庵は草庵風の茶室で、堺県主催の博覧会の茶席のため、明治9年(1876)に千利休とゆかりのある塩穴寺から移された。木造平屋建で、茶席と明治9年につくられた金龍水と称する四畳半の次の間からなる。昭和18年(1943)刊行の『近畿茶室行脚』によると、茶席は二畳台目の席で台目床が南面し、西側は2枚の障子で縁側に続き、南側は窓とにじり口、東側は壁であった。また、クヌギの中柱が立ち、その裏に二重棚と風炉先窓が付く。床柱は杉で、梵字の経文の銘がついていた。茶室は昭和20年(1945)の空襲により焼失したが、昭和35年(1960)に再建した(「南宗寺庭園の復舊について」『仏教藝術』第四十四号)。

現在の実相庵は焼失前の茶室を復元したもので、方丈の西側に接する。木造平屋建の棧瓦葺きで、茶席は2畳台目で床をそなえる。また、茶室の北側に接する待合は大阪府指定名勝の南宗寺庭園(石庭)に面している。

○海会寺本堂・庫裏

海会寺は、元弘2年(1332)に乾峯士曇^{けんぼうしどん}を開山として創建された臨済宗東福寺派の寺院である。慶長20年(1615)の大坂夏の陣で伽藍^{がらん}は焼失した後、現在地に移転して再建された。

本堂及び庫裏は、木造入母屋造で本瓦葺きである。本堂の内部は一室で、仏間にかかる虹梁の彫刻や墓股の形は17世紀初め頃の特徴を表す。庫裏は、広い土間と畳の配置が田の字型に並ぶ間取りで、土間には吹き抜けで大きな梁がかかる。また、畳の部屋は一間ごとに柱が立つという古い建築工法が用いられる。

江戸時代前期の建築と考えられ、元文5年(1740)には、本堂と庫裏の屋根を一つの大きな入母屋造とするような大規模な改造が行われた。

○本源院本堂・庫裏

本源院は、貞享4年(1687)8月に島津家薩州公の祈願所として南宗寺第三十一世の密玄宗^{みつげんそうよう}要^{たつ}によって開創された塔頭^{たつとう}である。もと本源庵と称していたが、享保3年(1718)8月に本源院と改称した。



利休供養塔



南宗寺 実相庵



海会寺本堂及び庫裏



本源院本堂及び庫裏

本堂は、庫裏と一体となっただけゆる堂庫裏と呼ばれる近世特有の建物である。木造本瓦葺、東側寄棟造、西側切妻造の建物であり、東側 6 間分が本堂、西側 4 間半を庫裏とする。所蔵の棟札から、天保 11 年（1840）に屋根葺替、西妻破風が新造されたことが判明した。

典型的な塔頭方丈で、その意匠は梅材の古式な面取角柱や蟻壁も室中の竹の節欄間、棹縁天井など、清楚な邸宅風である。ただし、正面を除く側回りでは、柱を一間ごとに立てる古制を伝える。

3) 活動

環濠都市では、江戸時代前期の山口家住宅や井上関右衛門住宅において茶室が残されており、また、戦後の建造物であるが開口神社や菅原神社等の社寺にも茶室が設けられている。

また、環濠都市には利休遺愛と伝えられる石造品が多数残されている。妙國寺の六地藏燈籠、大安寺の虹の手水鉢、時雨の井戸、南宗寺の袈裟形手水鉢等がある。

さらに、堺今市町にあった利休屋敷の跡地と伝えられる場所では、弘化2年(1845)に加賀太郎兵衛が敷地内の井戸を取り込み、利休遺愛の「椿の井戸」として茶室を併設し再興した。後に所有者が変わり、辻本富三郎によって新たに「洗心洞」と名付けた茶室を建てていたが、堺空襲により焼損し、現在は井戸だけが残されている。また、名水と伝えられている井戸が開口神社の境内に残されている。金龍井と呼ばれており、元文元年(1736)刊行の『和泉志』には、天正年間までこの地に位置していた海会寺の井戸と伝えられ、茶の湯に適した水であると書かれている。

このように環濠都市では、茶の湯に関わる建造物や石造品が数多く残されており、中世にはじまった茶の湯が、近世から現代にかけても広く行われてきたことがうかがえる。

なかでも環濠都市南東部には、茶の湯に深く関わる石造物や寺院が多い。この地において、茶の湯の伝統行事として、南宗寺で利休をしのぶ法要である利休忌が行われている。

昭和2年(1927)刊行の『南宗寺史』によると、明治9年(1876)に千利休とゆかりのある塩穴寺から、草庵風の茶室である実相庵じっそうあんが移されたことを契機として、1・3・5月には28日の利休忌日に、2・4・6月には19日の宗旦忌日に茶会を催し、さらに、利休正当忌の2月28日には盛大な茶会を行っていた。現在は、2月27日に南宗寺本坊、本源院本堂、海会寺本堂及び庫裏において堺市で活動する三千家による茶会がそれぞれ行われる。訪れる人々は3か所で行われる茶会で薄茶をいただき、利休をしのぶ。さらに、11時より南宗寺の方丈において法要が行われ、その後参列者により焼香が行われる。

環濠都市で大成した茶の湯は、現在は市内各地で楽しむことができる。10月の堺まつりでは利休のふるさと大茶会(令和4年は南宗寺とさかい利品の杜が会場)が行われ、三千家などによる茶席では多くの市民のお茶を楽しむ姿が見られる。

4) まとめ

堺での茶の湯は、中世には作法や茶室を改革するなど、国内で大きな影響を与えた。近



山口家住宅での茶会



椿の井戸 (伝千利休屋敷跡)



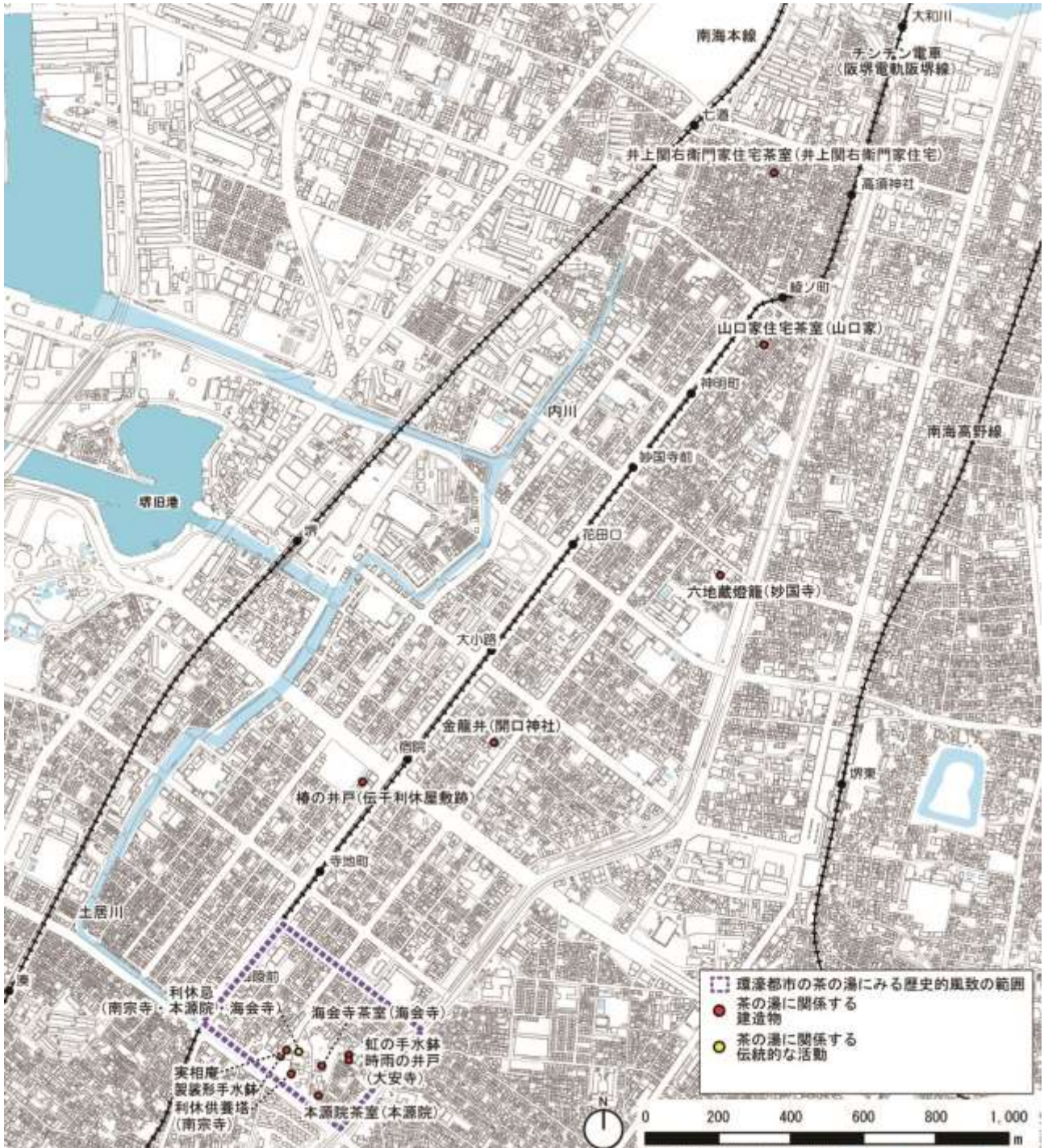
利休忌

世以降、400年以上の歳月を経てもなお、堺において茶の湯が盛んに行われていることを、茶室や名水と伝わる井戸、利休ゆかりの手水鉢、利休の供養塔等からうかがい知ることができる。

環濠都市南東部で2月に南宗寺等で行われる利休忌には多くの人々が参加し、利休をしのぶ。

このことは、千利休をはじめとする堺の茶人が、茶の湯に与えた影響がいかに大きかったかを物語っている。なお、市内小学校では教育の中で茶の湯体験を進めており、新たな世代がこれをきっかけに、茶の湯に対する関心や、おもてなしの心を育てている。

茶の湯がもつ礼節やおもてなしの心は、今もなお堺において広く伝わり、市内外の人々が流派にとらわれることなく茶の湯の文化に触れることができる。



歴史的風致範囲図（環濠都市における茶の湯にみる歴史的風致）

(6) 上神谷のこおどりにみる歴史的風致

1) はじめに

江戸時代の堺と周辺集落は、米ほか商品作物の産地とその集散という関係だけでなく、日常生活でも深く結び付いていた。江戸時代の新田開発等の進展により近郊に新たな集落が形成されるなか、堺の中心部との関わりをもちつつも、その土地の地域性や自然環境に即して形成された多様な集落の中で、個性豊かな祭礼・行事が行われてきた。

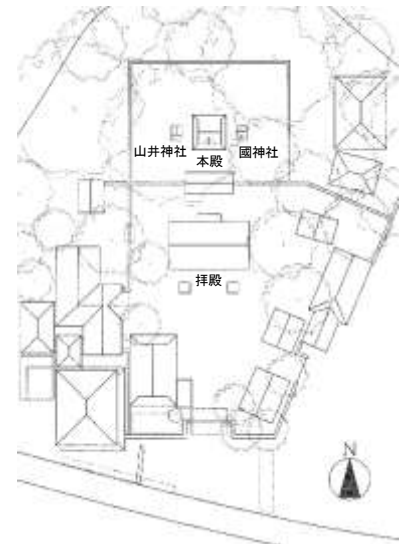
堺市南部の上神谷地域の鉢ヶ峯地区に伝わるこおどりは、國神社の秋祭りに村の若衆によって奉納された、大阪府内でも古い形態を残す民俗芸能である。上神谷地域は、堺市南区の南北にのびる泉北丘陵に源を発する石津川とその支流域に位置する。丘陵上には泉北ニュータウンが位置するなか、石津川流域に形成された開析谷や平野部に点在する集落は、現在でも昔ながらの村落景観や田園風景を残す。

2) 建造物

○桜井神社拝殿（国宝）

桜井神社は延喜式内社で推古5年(597)に八幡宮を合祀したと伝わる古社である。境内の中央に位置する拝殿は桁行5間、梁間3間、一重、切妻造、本瓦葺で中央に馬道を設ける。祭礼時には通路の両脇の葺戸を降ろして、床にすることができる。また、通路に面した柱には長方形の痕跡があることから、従来はこの通路部分も板敷きの部屋であったのではなかろうかと考えられている。

妻側の梁間にある臺股の形が簡素な板状のものであることや、梁の両端に彫刻が用いられていないことなどの建築様式やその技法から鎌倉時代の建築とされる。現存する拝殿建築のなかでも最も古いものの一つである。



桜井神社 境内平面図

○法道寺多宝塔（重要文化財）・食堂（重要文化財）

法道寺は寺伝によれば、7世紀の中頃に空鉢（法道）仙人が開いたとされる高野山真言宗の寺院である。

多宝塔は木造、本瓦葺の建物である。下層の組み物の先端の拳鼻や上層で扇状に広がる垂木配置等は、禅宗が鎌倉時代初め頃に中国から伝わり、日本の建築様式が徐々に建築様式の影響を受け発展した事をあらわす。また、上層の組み物に刻まれた鯨の彫り物や亀腹の上に臺股を配置するなど、珍しい意匠もみられる。屋根に葺かれていた丸瓦に、多宝塔の瓦を正平23年(1368)に作ったという銘文があり、南北朝に建てられたと考えられる。



法道寺多宝塔

食堂は、木造入母屋造、本瓦葺の建物で、外観は傾きが緩やかな屋根や柱上の簡素な組物など、奈良時代以降に日本で展開した建築様式の特徴を表す。また、内部は1間入ったところに円柱が立つだけの広々とした空間を設けている。建築様式から、鎌倉時代後期に建てられたと考えられる。

○國神社由緒地

えんぎしきないしや
延喜式内社で、法道寺の鎮守として信仰されてきた。明治4年（1877）に法道寺と分離し、神社として独立した。明治10年（1877）9月の年紀のある『國神社明細帳』には、「木の狛犬 一対、神殿 梁行二間 桁行二間 雨覆三間四角、石狛犬 一対、石灯籠 一対、鳥居一ツ、石手水鉢一ツ」と記されている。

明治43年（1910）に櫻井神社に合祀された。現在は、石組みの台座の上に木造の社が建てられ、境内には天明2年（1782）年建立の伊勢灯籠と、文政13年（1830）建立のおかげ灯籠、明治29年（1896）建立の石鳥居が残る。



國神社由緒地

3) 活動

○上神谷のこおどり(府指定無形民俗文化財・記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財)

「上神谷のこおどり」は、堺市南部の農村集落である鉢ヶ峯寺の延喜式内社國神社に伝わる神事舞踊として中世以来村の若衆によって伝えられてきた。現在でもこおどりの舞踊を行うことができるのは、鉢ヶ峯寺の男性のみである。國神社は、鎌倉時代後期建築の食堂と南北朝時代に建築された多宝塔が伝わる法道寺の鎮守社である。

「こおどり」は日露戦争(1904~1905)の影響や國神社が櫻井神社に合祀されたことなどから、明治後期より中断していたが、昭和8年(1933)に東京で行われた

「全国郷土舞踊民謡大会」への出演を契機に、上神谷地域の人々の協力のもと本格的に再開し、それ以降、櫻井神社に奉納されるようになった。

現在は、伝承の中心となっている鉢ヶ峯寺地区はもとより、上神谷地域全体の集落の協力のもと、こおどりの奉納が続けられている。

「こおどり」は、「ヒメコ」と呼ばれる神籬ひもろぎを「カンコ」という籠に入れて背負った鬼神と天狗による中踊りを中心として、口上役の新発知しんぱちを先頭に、黒紋付に一字笠を身に付けた外踊りが輪になって、音頭取りの

「歌」にあわせて太鼓を叩きながら踊る芸能である。鬼神と天狗は稲作を守護する存在と考えられている。曲目は全部で九曲あるが、現在は「やかた踊り」「鎌倉踊り」「あひき踊り」と近年地元の尽力によって再現された「四季踊り」が踊られている。その他、演目の前に歌われる「道歌」と演目の後に歌われる「おかげ節」があり、おかげ節は、練り歩きの道中や新築の家、当家への歌いこみでも歌われる。

鉢ヶ峯寺地域の男の子は小学校4年生になると「こおどり」を習い始め、夏休みと秋祭りの前に厳しい練習が行われている。このように「こおどり」は、親から子へ、子から孫へと代々受け継がれ、その催行に際しては、鉢ヶ峯寺の伝統的紐帯である当家組織とやが中心的役割を担うなど、農村集落の生活の営みと一体となって伝えられてきた堺を代表する民俗芸能である。

現在は、毎年10月の第1日曜日に行われている櫻井神社の秋季例大祭で奉納されている。

早朝に当家の男性により國神社由緒地へお供えをし、その後役員が新しいヒメコを持参のうえ、國神社由緒地へ参拝に向かう。午前7時に、鉢ヶ峯寺地区の当家の大広間で締太鼓と鐘が打ち鳴らされ、その拍子に乗って籠燈灯持がんとうあかりもち、中踊りの鬼神と天狗から順に玄関から出てくる。一行が出そろったところで「おかげ節」を歌いながら國神社由緒地に向けた練り歩きが始まる。鉢ヶ峯寺地区ではそれぞれの玄関口でこおどりの一行を出迎え、今



上神谷のこおどり
(櫻井神社拝殿前)
(昭和8年(1933))



上神谷のこおどり
(櫻井神社拝殿前)
(現在)

年のヒメコを授かる。

鉢ヶ峯寺地区を一巡して國神社由緒地に到着すると、参拝の後演舞が行われる。演舞は「道歌」、新発知口上、「やかた踊り」、新発知口上、「あひき踊り」、おかげ節の順で行われる。

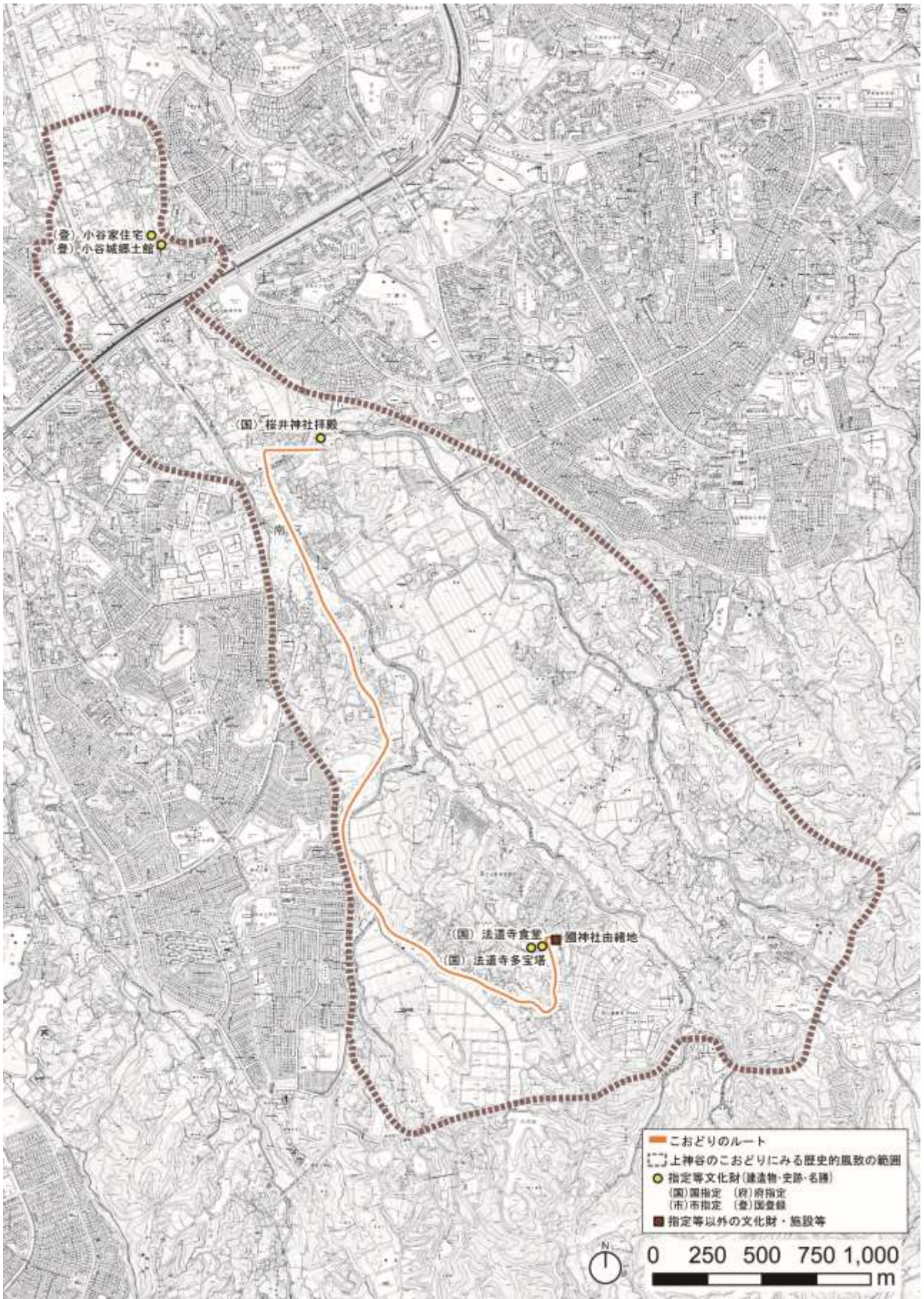
國神社由緒地での演舞が終わると、こおどりの一行は再び「おかげ節」を歌いながら櫻井神社をめざす。この沿道でも一行の練り歩きを待ち受ける人たちへヒメコが授けられる。

櫻井神社に到着すると、奉納舞に先立ち秋季例大祭が執り行われる。奉納舞は、「道歌」、新発知口上、「やかた踊り」、新発知口上、「あひき踊り」、おかげ節の順で行われる。

奉納舞終了後は、依頼を受けた施設や店舗、祝い事のある家、ゆかりの家等を練り歩きながら演舞を披露する。また、行程の途中では泉田中の地車と待ち合わせをして掛け合いを行う。鉢ヶ峯寺地区に戻るとその年の当家を順にまわり歌い込みでお礼をする。最後に本当家へと戻り庭先でひと踊りした後、おかげ節を歌いながら邸内に入り、こおどりは終了する。

4) まとめ

こおどりが伝承されてきた鉢ヶ峰寺地区は、歴史ある寺社や泉北丘陵の緑を残す村落景観や田園風景が一体となった景観が見られる。このような環境のなかで、こおどりは親から子へ、子から孫へと代々受け継がれている。法道寺の寺域に隣接する國神社由緒地から櫻井神社までの練り歩きは、田園風景の中で行われ、沿道の人々へ「ヒメコ」という神籬をくばる。また、櫻井神社の奉納舞は、拝殿の前で厳かに行われる。



歴史的風致範囲図（上神谷のこおどりにみる歴史的風致）

(7) やっさいほっさいにみる歴史的風致

1) はじめに

西区浜寺石津町中 4 丁に鎮座する延喜式内社であり、日本最古の戎社と称する石津太神社は、下石津村の氏神である。元禄 13 年(1700)に刊行された『泉州志』によれば、蛭子命がこの地に漂着し、携えて来た五色の神石をここに置いたため、石津と呼ばれることになったとし、後に孝昭天皇の代に社が創建されたとしている。

当社では 12 月 14 日に冬季例大祭としてやっさいほっさいが行われる。祭りの名称は、神事におけるかけ声に由来し、漂着した戎神を漁師たちが薪を燃やし暖めたという伝説にちなみ、約 2,800 本の御神木と呼ばれる薪を境内に円筒形に積み上げ、焚き上げた後に火渡り神事を行う。

2) 建造物

○石津太神社南本殿・北本殿・拝殿・鳥居（いずれも市指定有形文化財）

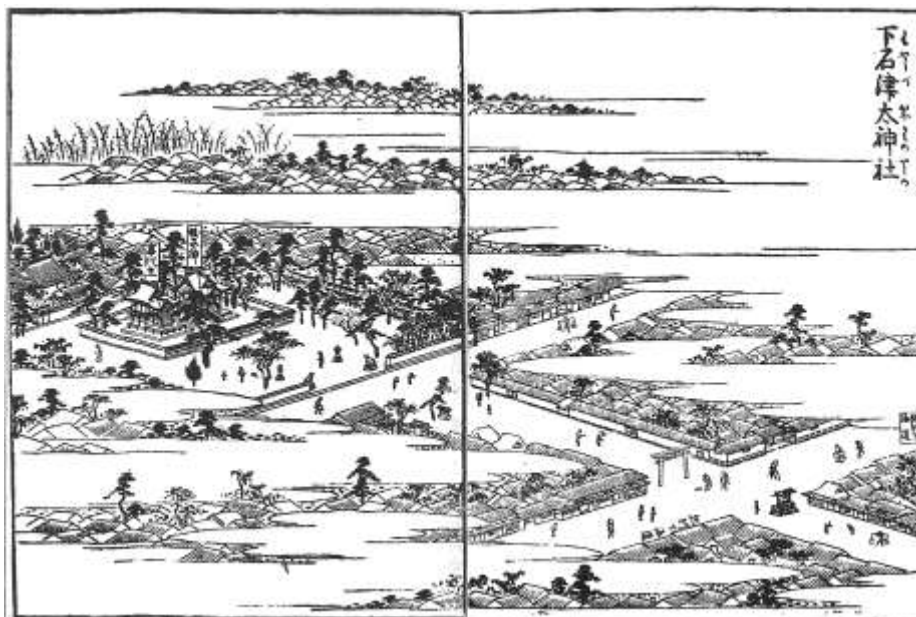
本殿は 2 棟からなり、北本殿は一間社流造、南本殿は一間社春日造とし、屋根の形式が異なるが、破風等により、正面から見ると同じ姿となっている。細部の様式等により 17 世紀の中頃に建てられたと考えられ、同時代の本殿が 2 殿とも現存する、大変貴重なものである。なお、寛政 8 年(1796)の『和泉名所図会』にもその姿はすでに描かれている。



石津太神社 北本殿・南本殿

拝殿は入母屋造、本瓦葺で、2 棟の本殿に対応して馬道が 2 か所設けられている。

一の鳥居は石造の鳥居で寛永 19 年(1642)のもので、市内で最も古い鳥居の一つといえる。二の鳥居は嘉永 2 年(1849)に建立され、その銘文には神社境内の変遷や建設に関わった人々を知ることができる。



『和泉名所図会』寛政 8 年(1796)に描かれた石津太神社

3) 活動

○やっさいほっさい（市指定無形民俗文化財）

起源に関する詳細は不明であるが、元文2年（1737）の『石津大社略記』（坂口守彦文書・『堺市史続編』所収）によれば、「霜月十一日・十四日火の祭りあり、是等八年中神事の大なるものなり」とあり、少なくとも江戸時代中期には旧暦の11月14日に火祭りが実施されていたことが確認できる。近代の記録では、大正11年（1922）に刊行された『大阪府全志』や同12年（1923）に刊行された『泉北郡史蹟志料』において、神輿渡御と火焚神事についての記録が残されている。

現在の「やっさいほっさい」は、12月14日早朝の餅つきから始まる。ここでつかれた餅は、供物となると同時に、「厄除けぜんざい」として、参拝者にふるまわれる。

午後1時より神木組上げ清め祓い式を執り行い、安全祈願の祝詞奏上、神木およびトンドの場所のお祓いを行う。神事終了後に、神木をトンド場に運び組み始める。直径2.5mに描いた円の中央に神木を井桁に組み、その東西南北にも三列四方に別の井桁を組み上げていく。その後、角の部分を三角に組んだ外郭を組み上げることで円筒形にし、高さ約3メートル程度に仕上げる。井桁の中には、麦藁を詰めていき、中央には白幣、四周には笹竹を立て注連縄で结界とする。組み上がったものは「とんと」と呼ばれている。

神木の組み上げと並行して、午後2時よりお旅所祭りが行われる。お旅所は蛭子命が漂着した場所とされ、お旅所前の石津川中洲には蛭子命ゆかりの「片葉の葦」が見られる。石津太神社から石津川河口のお旅所に向け宮司を先頭とした行列が出発する。お旅所では祭壇が生まれ、お祓い、祝詞奏上、玉串奉納が行われる。また、藁で作った舟形の戎丸も奉納される。さらに午後3時から石津太神社で冬季例祭が執り行われる。祝詞奏上、献饌、玉櫛奉納が行われる。

この間、社務所では敬神婦人会によって神前にささげる和え物である「おあえ」が作られる。「おあえ」は、蛭子命が助け上げられたときにはじめて差し上げたものとされる。これは祭礼の終了後、参拝者に分け与えられる。

午後8時には境内が一斉に消灯、神職が祝詞をあげながら御神火を松明に採り、火付け役は「とんと」に向かい、東から南へ、西から北の順に点火する「火付け神事」が行われる。「とんと」は燃え盛り、その後火勢が弱まると境内本殿から長さ約10mの青竹が「とんと」へ運びこまれる。竹は地面に沿って2本が対面して突き入れられ、燃えた神木を崩し、小さな熾きにしていく。やがて焰が



神木を組み上げた
「とんと」



お旅所祭り



やっさいほっさい

おさまると、長い竿を持った世話人が熾^おきの山を突き崩す。

広げられた燠の火気が衰えると火伏せ神事が始まる。祭主である宮司がトンドを挟んで本殿の方に向かい、祝詞を奏上する。

その後、火渡り神事が行われる。年男の中から選ばれた戎さん（山伏）役が本殿前で裸になり、禊をおこない、白装束を身に付けると、先達を先頭に足持ち役1名、胴持ち役2名に担ぎあげられ、拝殿から「とんと」に向かう。一行は「とんと」の北側から回り込み、東から西、西から東、東から西と後に続く若仲と共に、3回火渡りをした後、「やっさいほっさい」の掛け声をあげて、境内を左廻りに3周する。境内を廻り終えた戎さんは拝殿に入り、若仲たちに担ぎあげられた後、新酒を振る舞われ、祭りは締めくくられる。

戎さんの火渡りが終わった「とんと」では、参拝者たちが火渡りを行い、歯痛と厄除けに効果があるという消し炭を持ち帰る習慣がある。

4) まとめ

「やっさいほっさい」は、この地に流されてきた蛭子命を村人が助け上げ、百八束の葦を集めて篝火を焚いて体を暖めたという故事に基づくものとされ、戎さんが足持ちや胴持ちに担ぎ上げられる様子は、エビス信仰とその漂着伝説の再現としての劇的要素が大きい。石津は海辺の半農半漁の集落であり、漁撈に従事する人々の生業の神としてのエビス信仰がこのような特異な形態であらわれたものと考えられている。

また、戎さんが「山伏」と呼ばれ、火伏せの行、火渡りの行を伴うことから、修験道の影響も色濃くみられる。

この祭礼は泉州一の奇祭であるともいわれ、他地域に例をみない行事であり、半農半漁で生業を営んでいた地域の信仰のありようを表した伝統行事として貴重であり、今も多くの人々で賑わう。

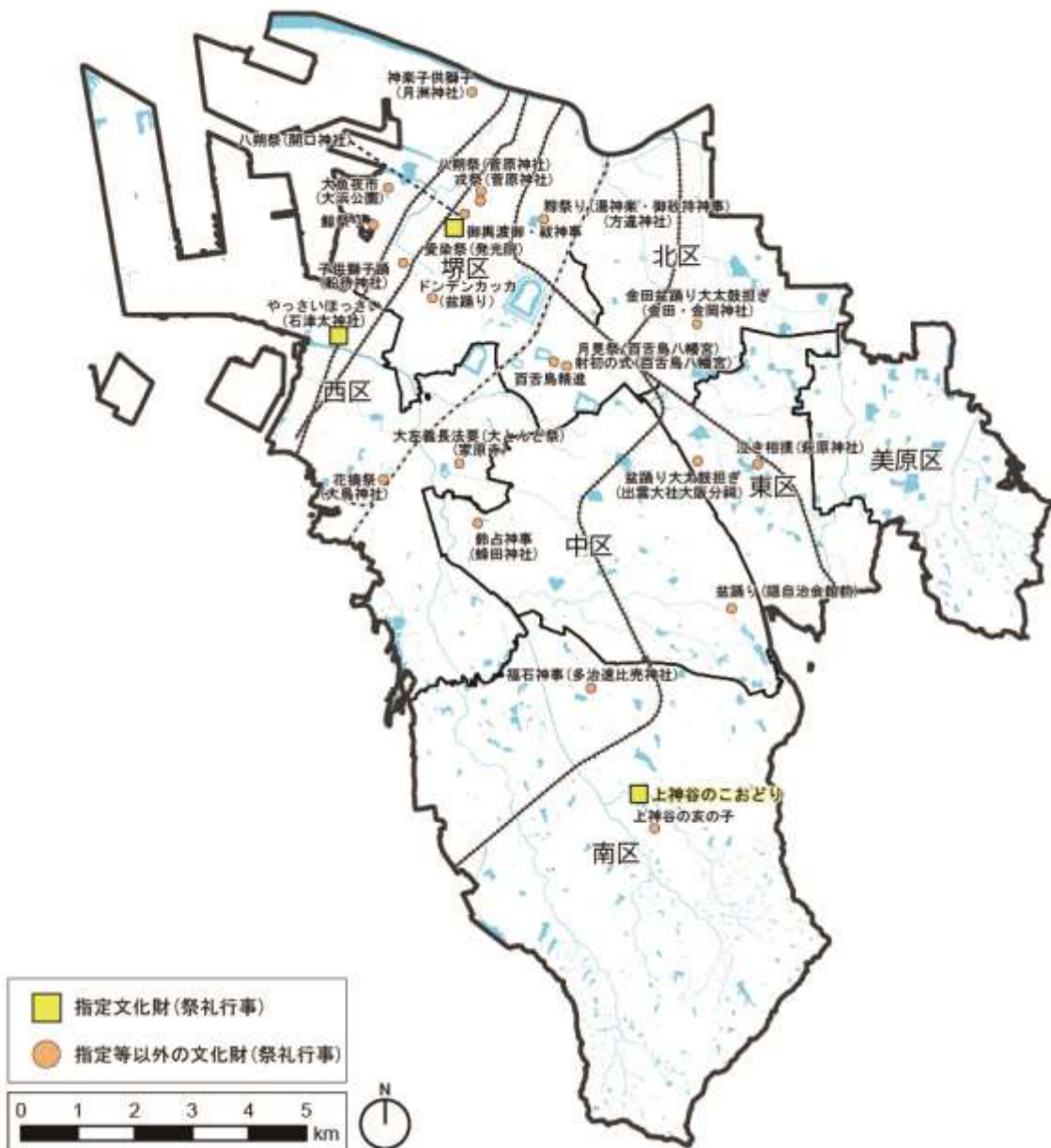


歴史的風致範囲図（やっさいほっさいにみる歴史的風致）

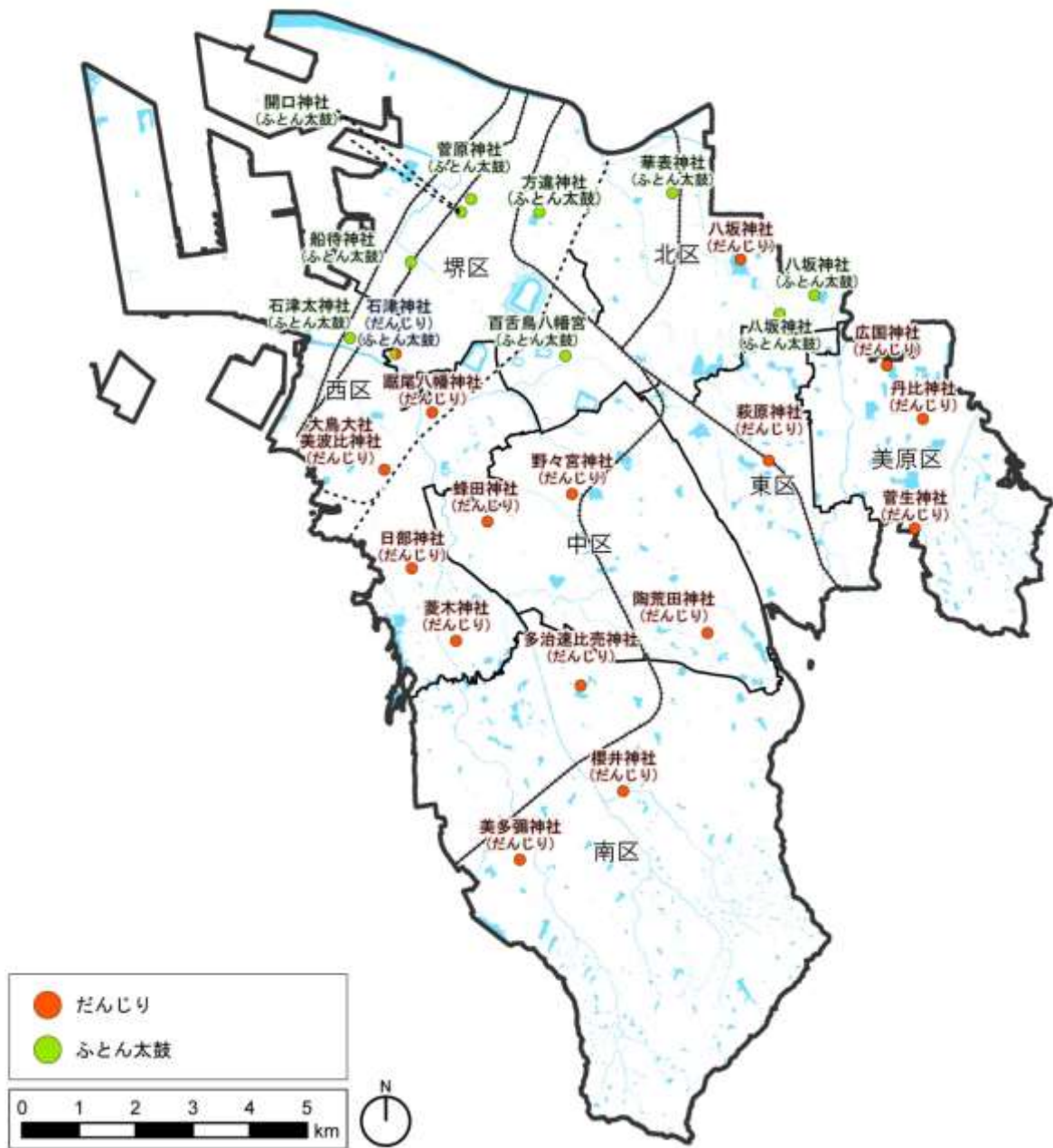
【コラム 市内で行われる伝統行事・祭礼】

市内各地では、四季を通じ様々な祭礼が行われている。特に秋祭りには、だんじりやふとん太鼓が地域の神社へ奉納される。だんじりは、一台につき百点近くの彫刻が施されており、各町により彫刻師、題材も様々であり大変豪華なものである。ふとん太鼓は高さ約4m、総重量約3tにも及ぶ。一斉に担いで練り歩く姿はまさに勇壮華麗といえる。

このような祭礼は、地域性や自然環境に即して形成された多様な集落の中で、豊穰や豊漁を祈念するなど個性豊かな祭礼として行われ、伝統を受け継ぎ、守り続ける地域の誇りとなっている。そして、人々はこれらの伝統行事・祭礼を通じて地域に根付く伝統を感じ、一つにまとまることができる。



集落の伝統行事・祭礼の分布

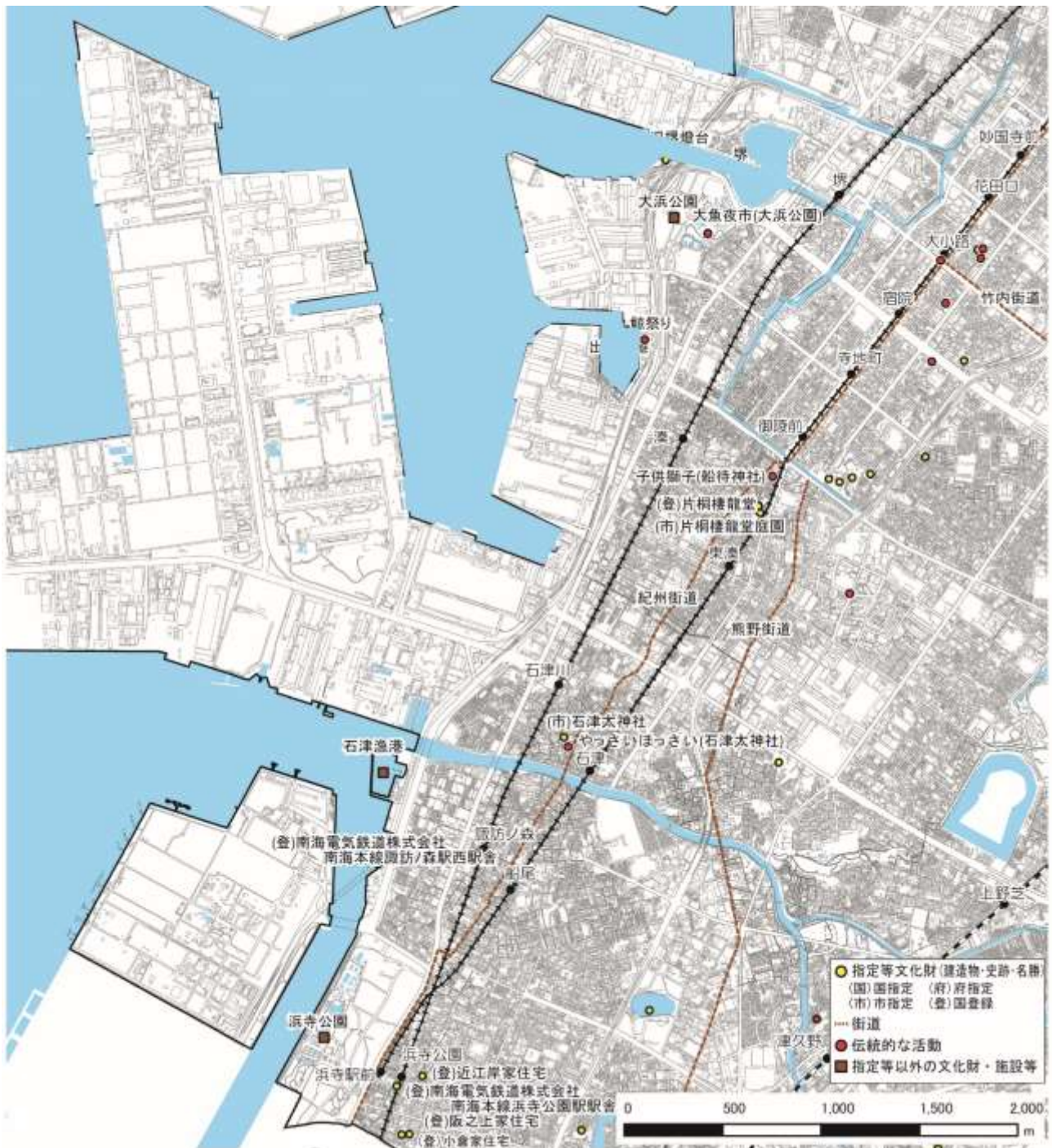


だんじり・ふとん太鼓の分布

(8) 海浜部の行楽にみる歴史的風致

1) はじめに

「世に比類無し」といわれた浜寺の白砂青松の風致に代表されるように、堺の海浜部は古くから景勝地として知られてきた。平安時代には公家の藤原定頼の歌集『権中納言定頼卿集』に「さかキと云所にしほゆあみにおはしける」とみられるように、海水を暖めて温浴する塩風呂の習慣があり、「しほゆあみ」の名所としても、平安貴族の間で親しまれていた。このことが近代以降には海水浴へ発展し、その後の浜寺公園や大浜公園を中心とする海浜部の行楽地化へとつながっていく。



海浜部における歴史上価値の高い建造物と伝統的な活動など

2) 建造物

○浜寺公園駅駅舎（登録有形文化財）

浜寺公園の入口に位置する明治 40 年（1907）建築の「南海電気鉄道南海本線浜寺公園駅駅舎」は、浜寺公園・海水浴場等の海浜リゾート地の玄関口として、また、かつての別荘地としての系譜を有する高級住宅地の玄関口として、浜寺地域の変遷と歴史を見守ってきた貴重な建造物である。明治期の日本を代表する建築家である辰野金吾が主宰した辰野片岡事務所の設計によるもので、木造平屋建のハーフティンバー様式を模した美しい駅舎である。



浜寺公園駅駅舎

周辺では南海本線（堺市）連続立体事業が実施されており、浜寺公園駅駅舎は曳家工事が実施され、NPO 法人浜寺公園駅舎保存活用の会により、地域の活性化に向けた試験的な活用が図られている。明治時代の雰囲気のある室内で様々な催し物が開催されるなど、100 年以上にわたり、この地域ならではの歴史と文化を感じさせる地域のシンボルとして親しまれている。



浜寺公園駅（年代不詳）

○諏訪ノ森駅西駅舎（登録有形文化財）

大正 8 年（1919）建築の「南海電気鉄道南海本線諏訪ノ森駅西駅舎」は、木造平屋建の小規模な駅舎で、屋根、破風、待合室など、各所に特色あるデザインがちりばめられている。入口上方の明かり取り窓には、浜寺から淡路島にむかっの海岸の様子が描かれたステンドグラスが 5 枚はめこまれ、この駅舎の特徴となっている。当駅舎は、現役で現存する木造駅舎の一つとして希少性が高く、大阪府内では、浜寺公園駅駅舎と共に、駅舎としてはじめて登録有形文化財に登録されたほか（平成 10 年（1998））、土木学会「現存する重要な土木構造物 2800 選」、「近畿の駅百選」にも選定されている。



諏訪ノ森駅西駅舎

浜寺公園駅駅舎と同様に、南海本線（堺市）連続立体交差事業に伴って曳家工事が実施され、現在は NPO 法人浜寺諏訪森を考える会により地域の活性化に向けた試験的な活用が図られており、小さいながらも、地域のシンボルとして、地域に溶け込んだ建築物となっている。

○近江岸家住宅（登録有形文化財）

当住宅は、木造二階建の赤色のスペイン瓦葺きの建物である。昭和 9 年（1934）にウィリアム・M・ヴォーリズにより設計され、翌年竣工した。設計の基本は洋式のスパニッシュスタイルだが、内部に和室をつくり、中廊



近江岸家住宅

下をそなえるなど、和様式も取り入れている。

○阪之上家住宅（登録有形文化財）

煉瓦造二階建、陸屋根の洋館で大正 11 年（1922）の建築である。洋館南東の離れ座敷は内部に上質な造りの床、棚、書院をそなえている。この洋館は大正 10 年（1921）に計画されたが実現に至らなかった浜寺ホテルの建築設計の一部を活用して建築したといわれている。



阪之上家住宅

○小倉家住宅（登録有形文化財）

鉄筋コンクリート造二階建、塔屋付きの洋館である。外観は、陸屋根とし屋上テラスのパラペットや、張り出し部の屋根瓦には、スパニッシュ瓦を用い、洋館らしい意匠とする。建築年代は「建築認可申請書」から、昭和 7 年（1932）であることがわかる。また門は、鉄筋コンクリート造、切妻造、腰葺、棟門形式のものである。腕木先端を木鼻形としていること、欄間の鉄製格子は、卍型を意識したかのような意匠であることなど、随所に日本建築の要素を用いている。



小倉家住宅

いずれも、大阪市内に事務所を構える池田谷建築事務所の設計であることがわかっており、昭和初期に建築された優れた建築意匠をもつものとして、また浜寺の景観を構成するうえで欠くことができないものとして貴重である。

○旧堺燈台（史跡）

旧堺燈台は、南海本線堺駅の西約 1 km、堺旧港の突端に位置し、明治 10 年（1877）に建築された。建築から約 1 世紀のあいだ大阪湾を照らし続けたが、周辺の埋め立て等により、昭和 43 年（1968）にはその灯りを消すことになった。洋式木造灯台としては、わが国で最も古いものの一つとして、国の史跡に指定されている。



旧堺燈台

堺旧港では、古くから灯明台が港の航行の安全を守ってきたが、明治時代となり洋式灯台の設置が検討された。明治政府は、江戸幕府が慶応 2 年（1866）にイギリス・フランス・アメリカ・オランダの 4 か国と結んだ「改税約書」の中で、航路標識として設置が義務付けられた洋式灯台の点灯が進むにつれ、地方から要望書を提出させ、重要度の高い所から設置する計画を行った。堺からも設置希望を願い出たが実現には至らず、建築費約 2,125 円と器械据付費約 360 円のうち、その大半を堺市中からの寄附金でまかされた。この寄附金は、同時期の港内波止増築に伴って集められたもので、建設費の約 7 割が市中から集まり、その剰余金があてられることとなった。

建築にあたっては、土台の石積みには備前国（岡山県）出身の石工・継国真吉が携わり、建築工事には堺在住の大工・大眉佐太郎があたった。また、横浜の燈台局からバービエール社（フランス）のレンズを購入、英国人技師ビグルストーンが来訪し取り付けを行い、9 月 15 日に初点灯した。

燈台は、木造の灯塔に金属製の灯籠が載る。花崗岩製石積み土台上に建ち、階段部には凝灰岩（竜山石）が用いられる。建築面積 18.715 m²、総高さ 11.946mで東面して建つ。建築当初は、石積み上から灯火までの高さは約 9.8m、水面から灯火までの高さは約 16.2m、光達距離は 10 海里（約 18.5 km）、第五等レンズの中に、緑色の火舎をかぶせた単芯式石油ランプを設置し、不動緑光を放った。

灯塔は白色ペンキ塗りの六角推台形とし、頂部にはバルコニーを設け、灯籠は八角形の平面、金属製のフレームとガラスで構成される。灯塔内部は、3層とし、1層目は白色ペンキ塗り、2層目と3層目には、木目模様をペンキで描く「木目塗^{もくめぬり}」という塗装方法で、柱や壁が塗られる。

建築当初は、1層目は柱や筋交いだけで外壁等が無く、2層目と3層目の外壁は縦板張りであったが、明治 36 年（1903）開催の第 5 回内国勸業博覧会の頃に大改造が行われ、現在の姿に整えられた。

3) 活動

○浜寺公園の海濱行楽

西区の浜寺公園周辺は、古くから白砂青松の地として知られてきた。『万葉集』をはじめ平安時代の歌題にも数多くみられ、紀貫之は「おきつなみたかしのはまのはままつのなにこそ君をまちつわたれり」『古今集』と詠むなど、松林の連なる風光明媚な場所であった。元々は南北に通じる紀州街道の東部の田畑を守るために反対側の西部に大松林を設けたのが現代まで守り続けられた松林の起源である。

「浜寺」という地名は、14世紀にまでさかのぼることができる。かつて大雄寺という大寺院があり、「浜の寺」という通称で呼ばれていたことから地名になったといわれている。

明治時代になると、その松林が伐採の危機にさらされることとなるが、明治6年（1873）に大久保利通が訪れた際に、歴史に名高い松林の伐採を嘆き、松林の保存を説いたことから、その後、浜寺公園として開設されることとなる。

近代公園制度の始まりとなる明治6年（1873）の太政官布達第16号「だじょうかんふたつ群衆遊観の場所に公園を設ける件」にもとづくもので、日本最初の都市公園の1つに位置付けられる。

その際に大久保利通の詠んだ歌「おとにきく高師の浜の浜松も世のあだ波はのがれざりけり」は、後に大阪府知事西村捨三の手によって石碑に刻まれ、現在も「惜松碑」として浜寺公園の入口に置かれている。この歌は「音に聞く 高師の浜の あだ波は かけじや袖のぬれもこそすれ」（『小倉百人一首』祐子内親王家紀伊（72番）きんようしゅう『金葉集』）になぞらえたという。



浜寺公園の松林



惜松碑



『濱寺公園平面図』昭和14年（1939）（『濱寺公園誌』より）

明治30年(1897)には大阪と和歌山を結ぶ南海鉄道が開通し、大阪や堺の中心部からのアクセスが容易となり、さらに明治45年(1912)には、阪堺電気軌道株式会社が浜寺駅前駅を開業し大阪の恵美須町から全線が開通した。これにより、公園内とその周辺には高級別荘が建ち並ぶなど、高級リゾート地として発展した。さらに、大正年間になると、「空気清澄にして白砂青松海上はるかに紀淡海峡を眺め四季の気候温和なり、住宅地として最適地『濱寺町史』の環境のなか、浜寺や諏訪ノ森で住宅開発が進められた。

このうち、浜寺では大正7年(1918)から昭和初期にかけて、南海本線浜寺公園駅及び阪堺電気鉄道浜寺駅前駅の東側の田畑が、地元地主を中心に設立された濱寺土地株式会社により住宅地として開発された。浜寺住宅地に建てられた建売分譲住宅は、和風住宅や洋風応接間付き和洋折衷住宅が中心であったが、住宅地のみを入手し、独自に建築家や建設会社による好みの洋風住宅を建設する場合もあり、それらが住宅地を近代的に色づけている。住人は大阪、堺、和泉で財を成した近代の富裕層が多く、市中から離れた健康に良好な地として浜寺に住宅を構えた。

濱寺では、明治38年(1905)には南海鉄道により海水浴場が整備され、翌年からは大阪毎日新聞も運営に加わるなど、大衆化が進むことで市民の行楽地として定着した。交通網の整備もあり、近隣のみならず関西一円からも多くの人々が訪れ、賑わうこととなった。その様子は絵はがきとして全国に紹介されている。



濱寺公園音楽堂付近(大正時代)
『都市絵はがき1 なにわの新名所』より



濱寺テント村(大正時代)
『都市絵はがき1 なにわの新名所』より



浜寺海水浴場(昭和36年閉鎖)



濱寺海水浴場入口(明治時代末期)
『都市絵はがき1 なにわの新名所』より

濱寺海水浴場配置図



『濱寺海水浴場配置図』大正 15 年（1926）（『濱寺海水浴場二十周年史』より）



浜寺公園プール



大松林の下で行楽



花木を楽しむ行楽客



ばら庭園

大正 13 年（1924）には、5,000 人収容の大スタンド付庭球場が整備され、昭和 33 年（1958）には近代的海浜公園をめざし、児童遊戯場、野外ステージ、パーゴラ、中央花壇等が完成した。

第二次世界大戦後、浜寺公園は昭和 22 年（1947）に占領軍の家族住宅地として接收された。戦前あった「千両の松」や「羽衣の松」等の名松も取り除かれ、米軍住宅が建てられた。昭和 32 年（1957）に、浜寺公園が接收解除される発表があったが、大蔵省近畿財務局は米軍住宅を一般住宅に払い下げる意向をもっていただけ、市を中心とする各種団体の住宅払い下げ反対運動が起こった。これが功を奏し、昭和 33 年（1958）の返還と同時に不要な住宅を一切撤去し、海浜公園浜寺として再生することになった。

昭和 36 年（1961）に泉北臨海工業地帯の造成により浜寺海水浴場が閉鎖される際に、地元から海水浴場に代わる対策を立てるよう要望があった。その結果、これに代わる施設として、昭和 38 年（1963）に当時東洋一といわれた多種多様のプール群が完成し、現在も多くの子供や家族連れで賑わう。その他にも、交通遊園、子供汽車等の整備により、一段と近代的な公園としての充実を図ったほか、名勝地として愛されてきた松林の復元にも力をいれ、平成 4 年（1992）には、総本数約 5,000 本となっている。

現在では、この大松林に囲まれるテニスコートや球技場、野球場等の運動施設において、スポーツが親しまれているほか、園内通路では散歩やジョギング、シーズンには多くの家族連れがバーベキューやピクニックを楽しみ、一年を通じて多くの人々が賑わう公園となっている。

また、公園の一部において平成 3 年（1991）に開園した 2.7ha にも及ぶ「ばら庭園」では日本に自生する野生のバラや現代のバラなど、300 種、6,500 株もの様々なバラを鑑賞することができ、3 月から 12 月にかけて多くの行楽客を楽しませている。このような美しい花木や草木等の植栽は「ばら庭園」をはじめ、「花摘み園」や「メイン花壇」など、公園内の様々な場所で楽しむことができる。花摘み園はその名のとおり、公園内で唯一、花摘みを楽しめる場所で、招待した幼稚園児など多くの人々に親しまれている。

このような取組等により、浜寺公園を訪れる人々は一年を通じて行楽に親しむことができ、現在も年間 200 万人を超える多くの人々が浜寺公園を訪れ、様々な行楽を楽しんでいる。

また、浜寺公園では、現在 4 団体がボランティア活動を行っている。公園の案内や、花や公園の生き物とのふれあい、花壇の維持管理等が地域の人々により行われている。さらに、浜寺公園駅駅舎や諏訪ノ森駅旧駅舎では、地域住民による団体が駅舎を活用し、交流の輪を広げることで、地域の活性化につなげる活動を行っている。

このように、浜寺公園は日本で最初の都市公園の一つとして開設され、市民をはじめ多くの人々の行楽の地として愛され続けている。新たな鉄道と全国有数の近代建築の駅舎の建造に始まり、各時代の社会情勢に応じて様々な公園施設が整備され、行楽地として発展を続けてきた一方、「世に比類無し」と言われた白砂青松の風致美を彩る大松林は今も行楽客に親しまれ、年間 200 万人を超える多くの人々が浜寺公園を訪れている。



浜寺公園の賑わいの様子

○大浜公園の海浜行楽

浜寺公園より北に位置する堺区の大浜公園は、明治12年(1879)に堺県により創設された公園である。その後、明治年間から大正年間にかけて公園用地の拡張、整備が行われた。

かつてはこの地に幕末に外国船から海岸を防御する目的で御台場が築造された。現在でも、公園内の各所に台場の石垣や土塁が残り、その面影を知ることができる。

大浜公園への交通は、明治21年(1888)に阪堺鉄道が開通し、最寄り駅として堺駅が開業した。さらに、明治45年(1912)には宿院から大浜公園まで阪堺電気軌道による支線が開通したことで、堺市のみならず大阪市をはじめとして多くの人々が同公園を訪れた。

明治36年(1903)には、大浜公園が第5回内国勸業博覧会(メイン会場 天王寺公園)の会場の一つとなった。その後公園内には水族館・公会堂等の施設が整備され、多くの人々で賑わった。また、潮干狩り等も盛んに行われ、その様子は多くの絵はがきにもみられる。大正2年(1913)には、辰野片岡事務所設計によるコテージ風の大浜潮湯が開業し、少女歌劇等も上演されていた(建物は現在河内長野市の天見温泉に移築)。現在も、潮湯の伝統を引き継ぐ公衆浴場が大浜公園の近くで営業を続けている。

また、日本初の全国学生相撲大会が大正8年(1919)に開催された。昭和8年(1933)には、四季を問わない水陸の名所とするため、公園の整備、動物園、子供遊園、運動場の並置を計画した。全てを実施することはできなかったが、運動場は昭和9年(1934)に整備された。

今日に至るまでに、宿院からの阪堺電気軌道による支線は堺空襲を機に昭和24年(1949)に廃止され、水族館も昭和36年(1951)に閉館するなど、大浜公園の環境は大きく変化した。水族館の関連施設として昭和12年(1937)に整備された猿島は、猿飼育舎に建て替えられるなど、一部は今も残されている。

また、台場の南西隅の位置に造られた大浜公園の築山は、昭和14年(1939)に一等三角点に移設されたことで、現在は一等三角点が設置された日本一低い山「蘇鉄山」として市民に親しまれている。

さらに大浜公園相撲場では現在も全国学生相撲選手権大会が両国国技館と隔年で開催されており、学生相撲の聖地と呼ばれているなど、かたちを変えながらも大浜公園は行楽の場としてあり続けている。



堺名所(大浜公園)
明治36年(1903)



「堺大濱蛤取り」
(昭和初期)



「大浜潮湯及び歌劇場」
(大正～昭和初期頃)



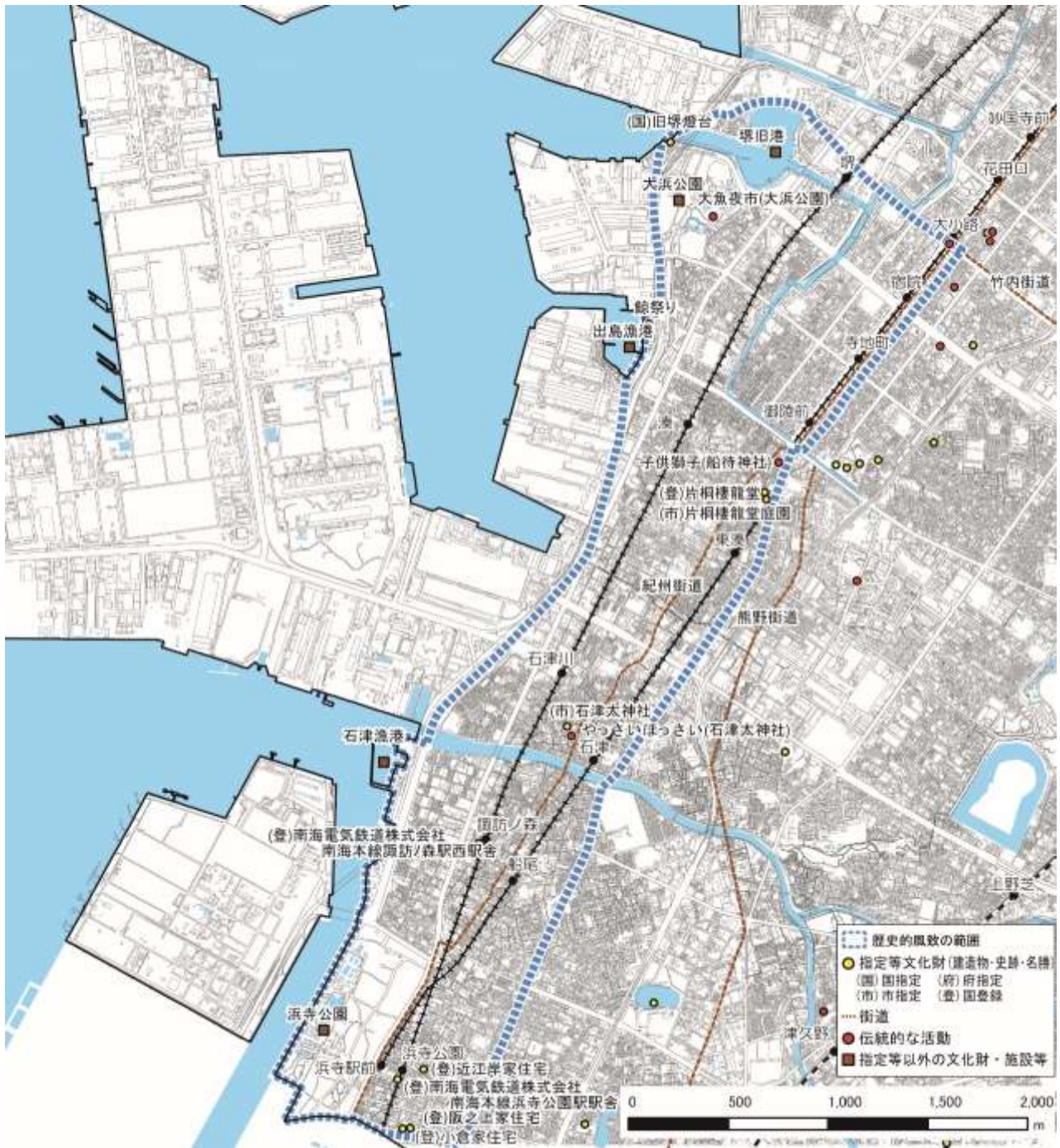
現在の大浜公園(水族館跡地)

現在は、スポーツやレクリエーションの場として市民に親しまれ、利用されている。さらに大浜公園の北側に建つ旧堺燈台から旧堺港にかけて海辺での回遊を楽しむ市民も増えている。毎年7月に行われる旧堺燈台の一般公開の際には、2日間の公開で約1,000人が訪れている。

4) まとめ

このように、歴史ある浜寺公園、大浜公園を中心とする海浜部は、大松林や旧堺燈台等にみられる古くからの景勝を今に受け継ぎ、訪れる人々に歴史香る憩いの場として親しまれている。

それぞれの時代に行楽地として最先端を歩み、様々なかたちで来訪者を楽しませており、その賑わいが絶えることはない。開園直後からつながる鉄道により、手軽に移動して海濱行楽を楽しむことができたため、昔も今も変わることなく、地域の人々をはじめ多くの人々がこの地に親しみを感じながら、週末には家族連れや仲間たちが集い、賑わい、そして笑いながら、それぞれの行楽を楽しんでいる。



歴史的風致範囲図（海浜部の行楽にみる歴史的風致）

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する課題

本課題については、第1期の堺市歴史的風致維持向上計画に基づき、百舌鳥古墳群では史跡百舌鳥古墳群として12基の新規指定を含めた19基の古墳を統合して史跡指定するなど、歴史上価値の高い建造物の保存に努めてきた。さらに古墳の樹木伐採等の環境整備を実施し、倒木による古墳の損壊のリスク軽減を図ったほか、御廟表塚古墳の史跡整備を進めた。これらにより、貴重な歴史・文化資源に対する市民等の理解を促進した。

江戸時代からの伝統産業の工房や店舗が多く立地する環濠都市内では、戦時中の建物疎開や、昭和20年(1945)の堺大空襲を経て、なおも残る「元和の町割」や「伝統産業を育み続けてきた町家」や寺社等の歴史を感じさせる建造物がある。鉄砲鍛冶屋敷の修理・整備により歴史的風致形成建造物の保存・活用が図られたほか、街なみ環境整備事業を実施することで、環濠都市区域における歴史を感じさせる建造物の継続等が図られた。

一方で、百舌鳥古墳群ではいまだ未整備の古墳が多く残されており、墳丘の損傷等により本来の形状が認識しづらい古墳が認められる。

さらに、環濠都市をはじめとする歴史的建造物が今も老朽化による建て替え等により失われているため、指定等の取組が求められる。また、指定等建造物の保存のためには、日常的な維持管理や抜本的な保存修理、防災・防犯設備等の設置は必須である。

(2) 「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する課題

本課題については、第1期の堺市歴史的風致維持向上計画に基づき、百舌鳥古墳群では古墳及びその周辺の伐採等により、緑地の景観を残しつつ古墳を認識しやすい環境が整備された。また、視点場の整備により、日本第3位の大きさを誇る履中天皇陵古墳が一望できる環境が整った。

環濠都市では、街なみ環境整備事業により、歴史的建造物が周辺の環境と調和する景観を創出しつつある。地域住民による堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会と連携・協力しながら、平成27年(2015)3月にまちなみ再生に向けたルールを示す「まちなみガイドライン」を作成した。協議会ニュースの発行やまち歩きイベント及び勉強会の開催等を通じて、風情ある歴史的なまちなみに対する地域住民の理解が深まり、意識醸成を図ることができた。また、まちなみ修景補助制度の活用による町家等の修景整備が着実に進んだことにより、歴史的なまちなみの維持向上が図られた。

さらに、紀州街道の沿道では、阪堺線停留場の改修や植栽改修、ザビエル公園の改修等により、環境が改善された。

「令和3年度市民意識調査」の結果では、堺市はまちなみの美しさに満足できるまちだと思いかについては、「思う」と「ある程度そう思う」を合わせた“そう思う”の割合が50.9%となっており、「あまりそう思わない」、「そう思わない」を合わせた割合21.8%を上回っている。

一方で、全国有数の規模を誇る古墳群を一望できる施設がなく、眺望に対する取組が不足している。また、長塚古墳のように住宅地に囲まれ、古墳の形が認識しづらい環境が現

在も残されている。さらに、環濠都市内では北部地域等で、歴史的建造物を中心とした、このエリアにふさわしい歴史的なまちなみの再生が継続して求められるなどの課題が残されている。

(3) 「伝統を反映した人々の活動」に関する課題

本課題については、第1期の堺市歴史的風致維持向上計画に基づき、町家歴史館での伝統産業の展示や体験、堺伝匠館での展示、体験、販売等により、堺の伝統産業への関心が高まっている。「令和3年度市民意識調査」の結果では、堺の伝統産業であることを知っているものについて、「刃物」の割合が98.2%と最も高く、「線香」の割合が45.2%となるなど、いずれも高い割合を示している。

また、利晶の杜や大仙公園茶室での呈茶コーナーや、学校の授業での茶の湯体験など、市内各所で堺の茶の湯を身近に感じることができる環境が整った。

さらに、地域の民俗芸能・伝統行事の保存伝承事業で現在の活動の記録作成等を行うことにより伝統的な活動の伝承につながった。計画期間中には新型コロナウイルスの影響により、祭礼行事の中止や縮小を余儀なくされることもあったが、途切れることなく活動は継承された。

これらの取組により、伝統的な工芸技術をはじめとした文化遺産を市民に広く普及し、理解を深めるため、今まで注目されてこなかった地域の文化遺産に対する市民の認知度が上昇した。さらに、市民が地域の文化遺産を再発見し、自らの地域を活性化していこうという意識醸成が図られた。さらに、地域の伝統文化継承の基盤を整備し、地域の伝統文化を一層活性化させることができた。その結果、地域の人々が一つとなり、伝統・文化を大切に作る心が今も地域に根付き、大切に守り継がれた。

一方で、伝統産業は引き続き職人の高齢化等の問題がある。また、茶の湯は学ぶ機会に限られる、もしくは一過性のものであり、継続して学べる取組が少ない。さらに、人口減少や高齢化等により伝統文化等の継承に関わる担い手不足等が、今後さらに深刻になることが予想されるなどの課題が残されている。

(4) 「歴史・文化に対する市民意識」に関する課題

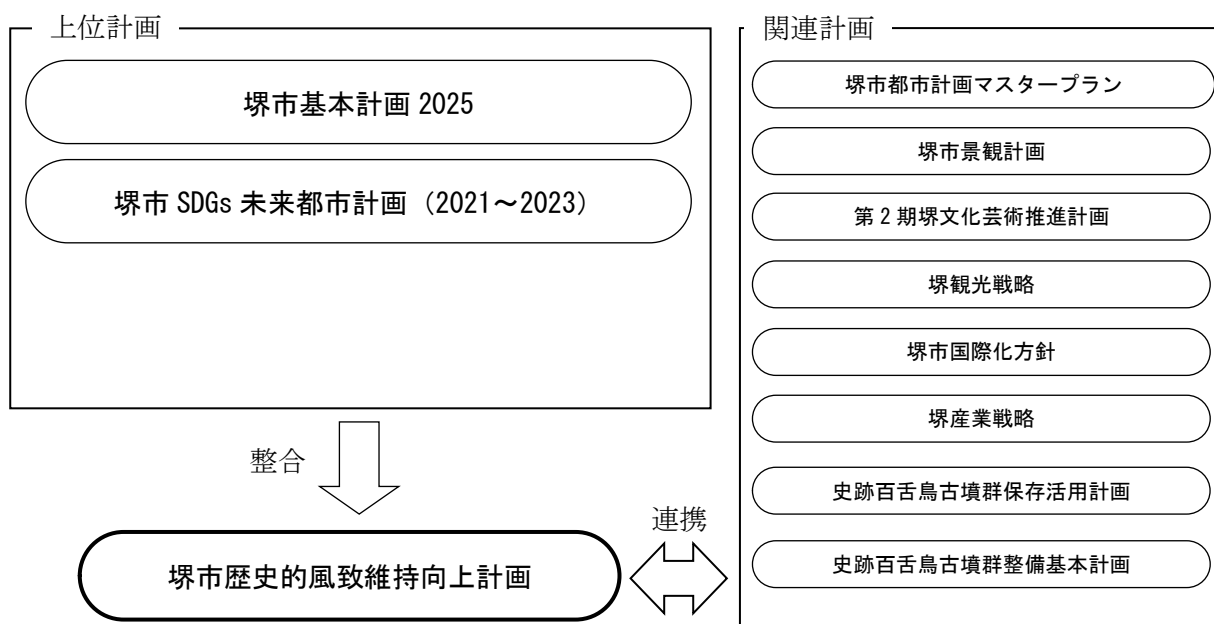
本課題については、利晶の杜や百舌鳥古墳群ビジターセンターの整備により、歴史・文化資源に対する理解と保存に対する意識醸成につながった。さらに、第1期の堺市歴史的風致維持向上計画に基づき、世界遺産登録の前後で実施された各種イベント、講演会、情報発信等により、堺の歴史・文化に対する市民意識が大幅に高まった。平成22年(2010)に実施した「平成22年度市民意識調査」の結果では、「堺の豊かな歴史資源や文化資源を身近に感じることができる」という回答は「そう思う」と「ある程度そう思う」を合わせて全体の4割弱にとどまっていたが、令和3年(2021)に実施した「令和3年度市民意識調査」では72.6%と7割を超える結果となった。

一方で、令和元年(2019)は百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録がなされた年でもある。これが市民意識の高まりに大きく寄与しているため、一時的なものとなり時間の経過により関心が下降する恐れがある。また、本市の歴史について関心を高めるだけでなく、本市

の歴史を見て触れるための行動誘導への取組が求められる。特に学校教育のなかで、百舌鳥古墳群をはじめとする歴史・文化資源を見学し、博物館等の施設で学ぶ環境を継続して進めることが求められる。

さらに、仁徳天皇陵古墳や環濠都市での歴史的なまちなみや寺社をはじめとする堺固有の歴史的資源について、理解を深めるための情報を市内外に十分に発信できていないこと、これらの歴史・文化資源の周遊のための取組が求められることなども課題となっている。

2. 既存計画（上位・関連計画）



(1) 上位計画

① 『堺市基本計画 2025』

令和3年(2021)3月に策定した『堺市基本計画 2025』は、2030年度を見据えながら、社会変化に的確に対応し、将来にわたって持続可能な都市経営を推進するため、2025年度までに本市として取り組むべき方向性を示した都市経営の基本となる計画である。



2 重点戦略

■ 都市像と基本姿勢をもとに、5つの分野を重点戦略として設定し、計画を着実に推進する。

1. 堺の特色ある歴史文化 ～Legacy～	堺の類稀な歴史文化資源に磨きをかけ、後世にその価値を引き継ぎ、歴史や文化芸術、国際交流を通じて、都市のブランド力の向上を図り、新たな誘客や交流を生み出す。			
2. 人生100年時代の健康・福祉 ～Well-being～	すべての人がいくつになっても、心身ともに健康で、輝きながら暮らし続け、充実した生活を送ることができるよう、健康・福祉の充実を図る。			
3. 将来に希望が持てる子育て・教育 ～Children's future～	子どもの「今」が大切にされ、将来に希望を持って健やかに育ち、未来にはばたけるよう、子どもを安心して生み育て、より良い教育を受けられる環境をつくる。			
4. 人や企業を惹きつける都市魅力 ～Attractive～	人や企業を惹きつける魅力を創出し、イノベーションを次々と生み出すことで、持続的で発展的な地域の活性化につなげる。			
5. 強しなやかな都市基盤 ～Resilient～	安全・安心な市民生活や社会経済活動の基盤として、犯罪のない、防災・減災力の高い強靱な都市や世界に発信できる環境先進都市を実現する。			
2030年度にめざす ゴール(KGI) <small>※KGIを多面的に評価するためのモニタリング指標を設定</small>	<table style="width: 100%; font-size: small;"> <tr> <td style="width: 33%;">① 将来推計人口を上回る人口 (現状値)2030年推計値 77.5万人 (目標値)2030年度 78.4万人 <small>※「自然増減(出生数、死亡数)」 「社会増減(転入数、転出数)」</small></td> <td style="width: 33%;">② 健康寿命 (現状値)2016年 男71.46年・女73.60年 (目標値)2030年度 男74.00年・女77.00年 <small>※「要介護2以上の認定者数を用いた健康寿命」「平均寿命」</small></td> <td style="width: 33%;">③ 事業従事者1人当たりの付加価値額 (現状値)2016年 508万円 (目標値)2030年度 539万円 <small>※「付加価値額」「事業所数」「従事者数」</small></td> </tr> </table>	① 将来推計人口を上回る人口 (現状値)2030年推計値 77.5万人 (目標値)2030年度 78.4万人 <small>※「自然増減(出生数、死亡数)」 「社会増減(転入数、転出数)」</small>	② 健康寿命 (現状値)2016年 男71.46年・女73.60年 (目標値)2030年度 男74.00年・女77.00年 <small>※「要介護2以上の認定者数を用いた健康寿命」「平均寿命」</small>	③ 事業従事者1人当たりの付加価値額 (現状値)2016年 508万円 (目標値)2030年度 539万円 <small>※「付加価値額」「事業所数」「従事者数」</small>
① 将来推計人口を上回る人口 (現状値)2030年推計値 77.5万人 (目標値)2030年度 78.4万人 <small>※「自然増減(出生数、死亡数)」 「社会増減(転入数、転出数)」</small>	② 健康寿命 (現状値)2016年 男71.46年・女73.60年 (目標値)2030年度 男74.00年・女77.00年 <small>※「要介護2以上の認定者数を用いた健康寿命」「平均寿命」</small>	③ 事業従事者1人当たりの付加価値額 (現状値)2016年 508万円 (目標値)2030年度 539万円 <small>※「付加価値額」「事業所数」「従事者数」</small>		

②『堺市 SDGs 未来都市計画 (2021~2023)』

SDGs 未来都市として、国際社会の普遍的目標である SDGs に貢献する視点に立ち、17 のゴール、169 のターゲットを全て確認し、2030 年のあるべき姿、その実現に向けた優先的なゴール・ターゲットなどを全面的にゼロベースで見直し、令和 3 年 (2021) 3 月に策定した計画である。

「優先的なゴール」及び「着実に推進するゴール」一覧			
	2030年のゴール実現イメージ	主な取組	
優先的なゴール	働きがいも経済成長も	<ul style="list-style-type: none"> 製造業を核とした高付加価値な産業構造が形成され、働きがいのある雇用が促進されている。 堺の歴史と歴史・文化の魅力を高め、広域認知され、多くの人が堺を訪れている。 	<ul style="list-style-type: none"> 成長産業分野などにおける企業の研究開発促進 金融機関と連携したSDGsファイナンスの推進 女性、若者、高齢者、障害者など労働者に入社就業支援 観光消費の促進をめざす世界的な観光施策の推進 など
	産業と技術革新の基盤をつくろう	<ul style="list-style-type: none"> 開発のイノベーションが次々と生まれている。 民間投資が集まり、産業集積が拡大している。 	<ul style="list-style-type: none"> 産学官連携による新事業創出の促進 成長産業分野や生産性の向上など競争力を高める投資促進 都市拠点の特性に合わせた事業所の立地誘導 など
	貧困をなくそう	<ul style="list-style-type: none"> 市民の基本的な生活が保障されている。 世代を超えた貧困の連鎖が断絶されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮世帯の就労、生活支援 ひとり親世帯の経済的安定に向けた支援 生活困窮世帯の子どもの学習、進路支援の実施 など
	すべての人に健康と福祉を	<ul style="list-style-type: none"> 市民が心身ともに健康で生きがいを持って暮らしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の啓発、対策の推進 地域包括ケアシステムの推進 医療・福祉に活かせるICT活用促進 など
	ジェンダー平等を実現しよう	<ul style="list-style-type: none"> 市民が性別に関わらず対等に参画している。 各分野で個性と能力を発揮することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 図形的な性別役割分担意識の解消 男性の育児休業取得率の促進 女性管理職の割合の促進 など
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入や省エネルギーが最大限進むなど、都市の低炭素化が進展している。 	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入促進 省エネルギーの徹底など高効率エネルギー利用の促進 脱炭素に向けた革新的技術に係る投資促進
着実に推進するゴール	つくる責任 つかう責任	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物が減少し、資源の有効利用が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化、リサイクルの推進 民間事業者や団体など連携した食品ロスの削減 環境に配慮した行動の促進 など
	気候変動に具体的な対策を	<ul style="list-style-type: none"> すべての主体が課題問題を真剣に考え、生活や経営の中で対策を実践している。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校等における気候変動や防災について教育 脱炭素型社会システム・ライフスタイルへの転換 自転車利用環境の充実 など
	飢餓をゼロに	<ul style="list-style-type: none"> 安全安心な生産農産物が市民の食卓を豊かにしている。 持続可能な都市農業の担い手が育っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地産地消の推進 増産農産物のブランド化 農業経営の基盤強化、スマート農業の推進 など
	質の高い教育をみんなに	<ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたって質の高い学びの機会が保障されている。 目まぐるしく変化する社会に対応する力を育むことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な学力の育成 幼児教育・保育制度の持続的発展に向けた受入枠の確保 生涯にわたる学びの支援 など
	安全な水とトイレを世界中に	<ul style="list-style-type: none"> 将来にわたって、安全な飲料水と衛生環境が平常時、非常時ともに確保されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域給水に係るハード整備の推進 持続可能な安全安心な水道水の提供 開発途上国への上下水道に係る技術協力提供 など
	人や国の不平等をなくそう	<ul style="list-style-type: none"> 人権尊重都市として、すべての人の基本的な人権が守られ、多様性を認め合う、差別のない平等な社会が実現している。 	<ul style="list-style-type: none"> 不平等や偏見及び差別解消のための啓発 外国人との共生、多文化理解の促進 障害者児及びその親御さんに対する支援
住み続けられるまちづくりを	<ul style="list-style-type: none"> ポッドデザイン2040に基づき、各エリアの特色を活かした魅力的な都市空間の形成が進んでいる。 東西交通などの交通ネットワークの強化が新たなモビリティ・サービスの導入が進んでいる。 住民などの各主体が防災のための活動に参画し、地域コミュニティ活動が活発化されている。 「自助」「共助」「公助」が内定し、防災意識が高まっている。 百舌鳥古墳群が保全され、次世代に継承されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ポッドデザイン2040に基づく各エリアの特色を活かした都市整備の推進 市民のQOLを高めるスマートシティの推進 東西交通の整備など交通ネットワークの機能強化 新たな技術を活用したモビリティやモビリティ・サービスの導入促進 地域住民のつながり強化、住民自治の推進 「自助」「共助」「公助」の役割分担に基づく災害対策の推進 住宅、公共施設、都市インフラの災害対策の推進 百舌鳥古墳群の保全 など 	
海の豊かさを守ろう	<ul style="list-style-type: none"> 海洋汚染が減少し、大瀬湾の豊かな資源や自然環境が守られている。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者や近隣自治体と連携した海洋プラスチック対策の推進 水質の検測、監視 国、大阪府など連携した大阪湾の環境改善 	
陸の豊かさを守ろう	<ul style="list-style-type: none"> 生物の生息・生育環境が保全され、生物多様性が守られている。 南部丘陵の里山などの豊かな自然が守られ、都市部では緑化が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の普及啓発 都市緑化の推進 南部丘陵の里山などの保全 など 	
平和と公正をすべての人に	<ul style="list-style-type: none"> 女性や子どもをはじめ市民が安心して暮らせる暴力や犯罪のない平和な社会が実現している。 	<ul style="list-style-type: none"> セーフティさかいの推進 防犯カメラや防犯灯の戦略的な設置 児童虐待の防止に向けた取組の強化 など 	
パートナリシップで目標を達成しよう	<ul style="list-style-type: none"> SDGsの達成に向けて、国内外の多様なステークホルダーとのパートナーシップが構築されている。 	<ul style="list-style-type: none"> パートナーシップ強化に向けた姉妹友好都市、アセアン地域などの連携促進 SDGs推進プラットフォームの構築 など 	

(2) 関連計画

① 『堺市都市計画マスタープラン』

長期的な視点に立った都市の将来像やその実現に向けた取組の方向性を示す『堺市都市計画マスタープラン』では、令和22年(2040)度を目標に都市計画の基本理念として、「豊かな歴史・文化を活かし、新しい価値を生み出す持続可能な自治都市・堺」を掲げている。また、めざすべき都市像の一つ「住みたい・訪れたい・働きたい魅力のある都市」において、「百舌鳥古墳群や環濠都市の面影を残す旧市街地・堺旧港、多様な伝統産業など、堺の有する歴史・文化のストーリーを活かし、国内外からの来訪者に堺の多彩な都市魅力を実感してもらえるような都市をめざします。」としている。

1. 都市計画のコンセプトと基本姿勢

豊かな歴史・文化を活かし、新しい価値を生み出す
持続可能な自治都市・堺

コンセプト1 すべての人が暮らしやすい、コンパクトで持続可能な都市構造を形成する

コンセプト2 堺の個性を活かし、都市としての「存在感」を高める

コンセプト3 自由と自治の伝統を活かし、公民協働による取組を進める

2. めざすべき都市像

① 活力あふれる都市

- ターゲット・役割を意識し個性や多様な魅力を活かした拠点の形成
- 競争力の高い企業、創造力のある人材が集積し、新産業が生まれる都市
- 関空からの近接性、広域的なアクセス性を活かし、人が集まり交流する都市
- 政令市として、また南大阪都市圏の中心都市として、圏域全体の発展を視野に入れた

② 住みたい・訪れたい・働きたい魅力のある都市

- 都市ストックを活かし暮らしの質・居住魅力の向上
- 歴史・文化のストーリーを活かし、多彩な都市魅力を実感してもらえる都市
- シビックプライドが醸成される都市
- 事業環境の整備、新たな産業空間創出など立地魅力を高め、企業に選ばれる都市

③ 持続可能な脱炭素都市

- 自然とふれあい、潤いとやすらぎのある都市
- 環境負荷の少ない脱炭素型の都市

④ 安全で安心して暮らせる都市

- 災害に備え、すべての人が安全に安心して生活できる都市
- 身近な危険に対する安全性が高く、誰もが不自由なく日常生活を送れる都市
- 自助・共助・公助の役割分担と相互連携により、ハード・ソフト両面から減災の視点にたった災害に強い都市

都市計画の基本理念

②『堺市景観計画』

平成23年(2011)に策定された『堺市景観計画』は、市の施策を展望しつつ、関連計画と連携を図りながら、良好な景観の創出を目標として、その方針と実現に向けた取組の考え方を明らかにし、市のめざすべき良好な景観形成を総合的かつ計画的に進めるための計画であり、「古くから積み上げられてきた歴史の重層性と、多彩な市街地や自然がおりなす都市の特性を、未来に引き継ぐまちづくりの源泉として、良好な景観の形成を図ることをめざし、市民、事業者、行政のそれぞれが、共通の認識をもってこれに取り組む」としている。

「全市レベル」「地域・地区レベル」「コミュニティレベル」の3つのレベルにおける取組を実現していくための枠組みとして、良好な景観形成に向けた基本的な姿勢を示し、景観形成を総合的に推進するための景観施策について定める「堺市景観条例」と「堺市景観計画」により、景観施策を実施している。

また、重点的に景観形成を図る地域として、「百舌鳥古墳群周辺地域」及び「堺環濠都市地域」を位置づけている。



③『第2期堺市文化芸術推進計画』

堺市では、文化芸術振興基本法の理念をふまえ、文化芸術創造のまち堺をめざすため、平成27年(2015)に堺市における文化芸術振興の基本理念等を定めた「自由都市堺文化芸術まちづくり条例」(以下「条例」という。)を制定した。そして、この条例に基づき、本市における文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年(2016)3月に5年間を計画期間とする「自由都市堺文化芸術推進計画」を策定した。本計画期間の最終年度に、計画の成果及び計画策定後の社会情勢の変化等をふまえて、後継計画である「第2期堺文化芸術推進計画」(計画期間 令和3年(2021)度～令和7年(2025)度)の策定を行った。

前計画では、「自由で心豊かな市民生活の実現」と「都市魅力の創造」を基本目標として掲げ、11の項目を基本施策に定め、堺市の状況や社会情勢等をふまえ、重点的に取り組むべき方向性を示すことを目的として、「文化芸術の力を活用した社会的課題の解決」及び「次代を担う子どもたちを対象とした文化芸術事業の充実」の2つを重点的方向性として位置付け、当該方向性に基づき文化芸術施策を推進した。

第2期計画では、前期計画の結果やその後の社会情勢の変化から生じた課題に対応するため、前期計画にて設定した2つの重点的方向性をふまえ、当該方向性を包括し、現状をふまえた今後の堺市における文化芸術施策の方向性を明示するため、新たに重点的方向性を設定している。また、新たに設定した重点的方向性を実現していく施策として、それぞれの方向性に対応した重点的施策を設定することで、実効性を確保する。

【基本目標、基本的施策、重点的方向性、重点的施策の体系図】



④『堺観光戦略』

対象期間

2021 年度～2025 年度

戦略の位置付け

- ・『堺市基本計画 2025』、『堺市 SDGs 未来都市計画 (2021～2023)』等の方針に沿って、展開すべき観光の方向性を提示、安全
- ・安心の確保と経済の活性化を両立し、歴史文化資源を未来へ継承するための持続可能な施策を強化
- ・大阪府・大阪市が『大阪都市魅力創造戦略 2025』で取り組む府域周遊・滞在型観光促進に向けて、施策の方向性を共有

めざす姿 「人々を魅了し続ける屋根のないミュージアム” SACAY”」

- ・市内に広く点在する歴史、文化の魅力を最大限に活用し、およそ 4km×4km の広大なミュージアムで来訪者をおもてなし
- ・大仙公園エリアと環濠エリアを重点エリアとし、古墳や伝統産業などの価値や魅力を体感できるエリアとしてブランディング
- ・本物志向で質の高いサービス・コンテンツを多様な主体と創出し、磨き上げ、未来へ継承

ミッション = 「訪れるたび新発見」

- ・堺が誇る歴史文化の奥深さを掘り起こし、何度訪れても新たな魅力や興味を持ってもらえる施策を官民一体で推進
- ・市民が改めて堺の魅力を知り、誇りを持っていただける取組を通じて、来訪者の再訪意欲を高めるおもてなしを推進



屋根のないミュージアム重点エリア

歴史文化資源を活用した市内周遊促進

- ・市内各エリアの特色を活かし、重点エリア内の 1600 年の歴史文化とは異なる魅力を PR
- ・市外の近隣自治体とも連携し、市内全域への誘客の流れを創出

3 つの戦略

創る ～Create～

- ・古代、中世・近世の堺を体感できるエリアを ” 創る ”
- ・長時間滞在、周遊できるエリアを ” 創る ”
- ・堺ならではの新たなコンテンツを ” 創る ”

繋げる ～Connect～

- ・快適に大仙公園エリアと環濠エリア間を ” 繋げる ”
- ・重点エリアと市内各エリアを ” 繋げる ”
- ・大阪、関西の歴史文化、世界遺産を ” 繋げる ”

続ける ～Continue～

- ・安全・安心に観光できる取組を ” 続ける ”
- ・古墳群を次世代へ引き継ぐ取組を ” 続ける ”
- ・市民、事業者が主体となった取組を ” 続ける ”

⑤『堺市国際化方針』

地域社会における企業や団体を含むすべての人と広く協働して、本市の国際化を推進するにあたっての基本目標と基本的な施策の方向性を示すことによって、堺市が新たな時代の変化に対応し、国際的な魅力あふれる都市として発展し続けることをめざし、令和 3 年（2021）度～令和 7 年（2025）度までの 5 年間を対象期間として方針を策定した。

本方針における将来像は「多様性を成長につなげるイノベーティブな国際都市・堺」であり、国際化方針の特色を次の 3 つとする。

○すべての人が安心して暮らせる “Inclusiveness”

- ・多文化共生社会を進めるための施策を拡充
- ・多様な価値観を認め、ともに歩むことのできる社会

○次世代が地域や世界で活躍できる “Opportunity”

- ・国際化を推進するための新たな柱として人材育成を重視
- ・人や物事との出会いを大切にし、共感・理解する力を育て、成長や活躍する機会につなげる

○郷土愛を育み世界と交流する “Confidence”

- ・発想を変える視点を持って都市魅力を創出し、地域に活力を取り込む
- ・自ら未来を切り拓くため、堺の歴史文化に触れて郷土や国を愛する心を育み、多様性を認め合い、世界とつながり、信頼・自信を築く

さらに、本方針では「多様性を成長につなげるイノベーティブな国際都市・堺」（将来像）を実現するため、4 つの柱（Ⅰ．多文化共生社会の実現 Ⅱ．国際感覚豊かな人材育成 Ⅲ．新たな国際交流の推進 Ⅳ．都市魅力の発信）をたてて臨む。このうち、「Ⅳ．都市魅力の発信」では、施策の基本方向のひとつを「都市ブランド力の向上」とし、次の 5 つの方向を示す。

○国際都市・堺としての市民意識を高め、郷土愛を醸成し、国際化を推進します。

○堺が有する歴史文化資源の魅力や価値を国内外へ発信し、ソフト・ハードの両面において、外国人観光客等の受入体制を整備します。

○各国・地域とのパートナーシップ推進の基礎を作るため、外国公館・国際機関等との連携強化やネットワークの構築を図ります。また、国際協力に取り組む民間団体等と連携し、国際協力活動を推進します。

○「刃物」、「注染・和晒」、「線香」をはじめとする伝統産業のブランド化を進めることで、堺が誇る伝統産業を国内外へ発信します。

○国内外の競争に勝ち残る独自の技術力や自社ブランド力を高めるための取組を支援します。また、市内企業の海外市場への展開を促進します。

⑥『堺産業戦略』

令和4年度から令和7年度までの堺市の産業振興施策の方向性を示す「堺産業戦略」を令和4年（2022）2月に策定した。

堺の産業が豊かな地域経済の未来を切り拓くためには、イノベーションを創出し、既存産業の厚みをベースに雇用等の地域経済の基盤を守り、新たな社会課題への挑戦を通じて産業の可能性を引き出し、時代の変化を機敏に捉えた産業政策を共通の価値観に基づき展開し、地域活性化を引き起こすことが必要として、戦略のコンセプトを「インパクトある堺の産業が、未来を切り拓く！」“Sakai IMPACT Strategy”とする。

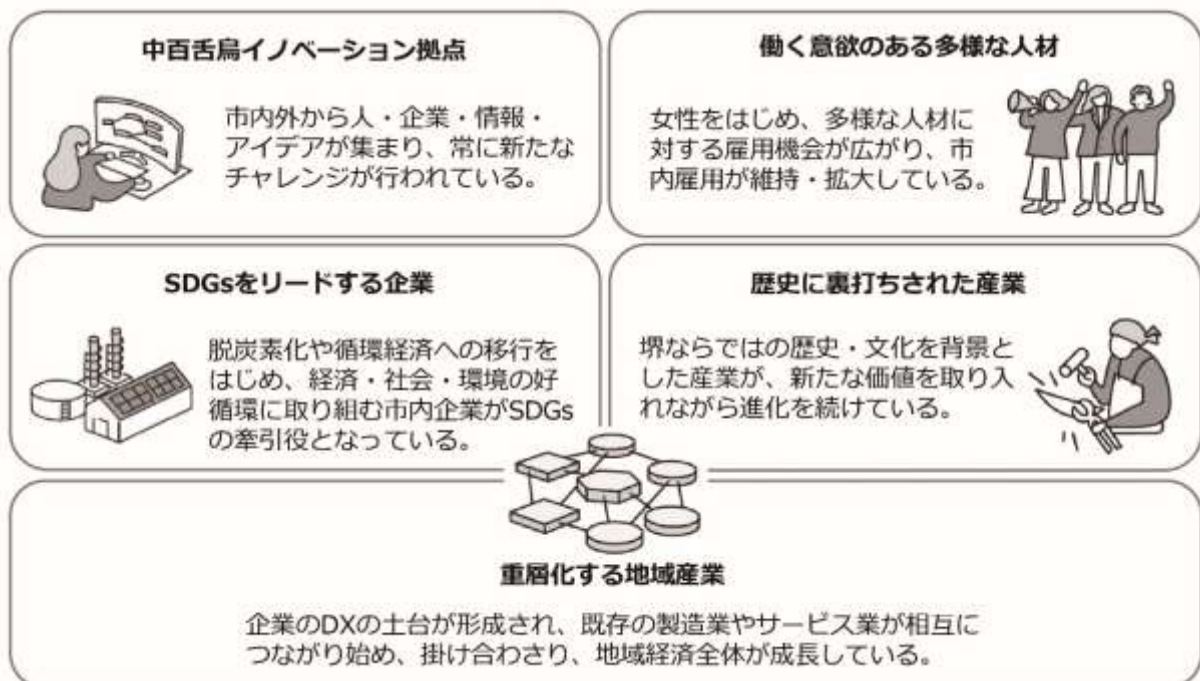
伝統産業は、戦略の5本柱のうち戦略3として、「歴史ある産業を守り、広げ、新たな価値を生み出す」に位置づけ、課題認識及び取組方針として、「堺の産業の強みの源流には、過去からの確かな製造技術の積み重ねや、国際的に活躍してきた商人の進取の気風、豊かな文化を継承する伝統産業など、地域における歴史的な積み重ねの存在がある。こうした歴史に裏付けられた堺ならではの産業の価値を守り、発展させていくことにより、地域の魅力向上につなげ、また地場製品の需要拡大や国内外からの来訪による市内の交流人口増加を通じて、地域経済への波及効果を高める。」としている。

伝統産業に関連する施策については、未来に向けて新たに取り組む主な施策として伝統産業のブランド化推進を、継続して着実に取り組む主な施策として伝統産業の後継者確保・育成支援と、地場製品の戦略的発信に取り組む。

戦略によりめざす姿

■ 中期ビジョン（2025年度にめざす姿）

市内で活動する企業や人やプロジェクトが相互につながり、掛け合わせり、相乗効果を生み出すインパクトある堺の産業が躍動している。



■戦略の5本柱

- ・中期ビジョンの実現に向けて、戦略の5本柱を中心とした施策体系を構築する。その際、各戦略が相乗効果を発揮できるように取り組む。
- ・継続して着実に取り組む従来からの施策と、未来に向けて新たに取り組む施策を組み合わせ、基本計画におけるKGI・KPI達成をめざす。

【戦略1】	【戦略2】	【戦略3】	【戦略4】	【戦略5】
事業環境を整備し 地域経済を 底上げする	社会課題の解決と 持続的成長を 両立する	歴史ある産業を 守り、広げ、 新たな価値を生み出す	市内外から知恵を集め イノベーションを 創出する	時代に対応した 雇用により 地域経済基盤を支える
企業のポテンシャルを引き出し、地域全体の生産性・付加価値額を高める。	社会課題に向き合い、経営戦略としてSDGsに取り組む企業の挑戦を後押しする。	都市魅力の向上にもつながら、県ならではの産業のブランド化を進める。	中百舌島におけるイノベーションの担い手の交流人口を増やし、新事業を創出する。	潜在的求職者と企業との雇用のミスマッチを解消する。

⑦『史跡百舌鳥古墳群保存活用計画』

史跡百舌鳥古墳群を将来にわたり適切に保存管理し、次世代へと確実に伝達していくための基本方針の策定等を目的として平成 27 年（2015）3 月に「国史跡百舌鳥古墳群保存管理計画」を策定した。

策定後、平成 30 年（2018）に文化財保護法が一部改正され、保存活用計画の策定が法令上、明確に位置付けられた。さらに、御廟山古墳内濠等が追加指定されたこと、また、令和元年（2019）7 月に世界遺産に登録されたことを受け、追加指定と登録時の追加的勧告に対応するため、19 基の古墳を対象とした史跡百舌鳥古墳群の保存管理と活用の基本方針を示した新計画を令和 5 年（2023）3 月に策定した。

保存管理の基本方針

- ・ 史跡百舌鳥古墳群の本質的価値を確実に保存し、将来にわたり継承する。
- ・ 史跡を構成する諸要素や管理状況をもとに各古墳の史跡の現状変更の取扱を定め、適した保存管理の方針と方法を示す。
- ・ 古墳群の立地や景観・緑地としての価値を保全し、指定範囲のみならず周辺環境の一体的な保全を図る。
- ・ 調査結果に基づき、史跡と同等の価値を有する遺構がある範囲においては、所有者の意向を尊重しつつ追加指定、公有化に取り組む。

⑧『国史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第1期）』

本計画は、『国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画』（平成27年（2015）3月策定 令和4年度『史跡百舌鳥古墳群保存活用計画』に改定）で定められた整備活用の基本方針に則り、古墳群の一体的な整備に必要な基本的事項について方針を定め、史跡の本質的価値の継承と魅力ある史跡周辺環境の形成に資することを目的として策定した。

国の史跡百舌鳥古墳群に指定された17基（追加指定により現在は19基）の古墳を対象とした整備と公開活用の基本方針は、以下のとおり。

【整備の基本方針】

[本質的価値の確認]

- ・整備は発掘調査などの学術調査や墳丘形状、植生状況を踏まえ実施する。

[保存管理]

- ・墳丘や周濠など史跡の諸要素を適切に保存管理し、必要に応じて保存のための整備を行う。保存のための緊急的な措置は、その後の本格整備を考慮し、支障とならない範囲で実施する。

[環境]

- ・古墳群としての一体性が理解できるよう、地形や環境が連続的に眺望できる環境整備の実施をめざす。

[施設]

- ・各施設の整備には、史跡として本質的理解を助け、良好な景観形成に資するよう留意する。
- ・史跡の本質的価値をわかりやすく伝えるため、復元や遺構表示、解説板設置など、必要に応じて方法を検討する。
- ・周囲の住居等の環境に配慮しつつ公開範囲を設定し、園路や階段を整備して来訪者を安全かつ円滑に誘導する。

【公開活用の基本方針】

- ・周辺の自然環境や歴史文化資源と有機的に結びついた活用を進める。
- ・住民に親しまれる多面的活用を図る。
- ・学校教育や生涯学習に資する場として提供する。
- ・公開活用は住民と協働を図り実施する。

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する方針

古墳時代をはじめ各時代に培われてきた多様な歴史・文化資源の保存と活用

百舌鳥古墳群については、史跡百舌鳥古墳群として、一体的な修景や公開を進めることで、古墳に対する理解向上を図る。さらに個々の古墳について、墳丘の損傷等により本来の形状が認識しづらい古墳については、発掘調査などの成果をもとに、本来の形が理解できるような方法を検討し、整備基本計画に基づき整備を実施する。

文化財保護法等による指定や登録制度により保存措置が講じられている歴史的建造物については、持続的な維持管理を図りながら、活用に努める。

未指定の古墳や建造物等の文化財についても、調査によりその価値を明らかにし、それらの建造物の情報を一元的に整理したうえで、文化財保護法に基づく保存等の措置や、その他施策による所有者及び管理者への様々な支援を検討する。

(2) 「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する方針

歴史的景観を活かした魅力ある市街地環境の創出

古墳の周辺市街地においては、周遊により大型古墳の雄大なスケールを体感できていたことをふまえ、仁徳天皇陵古墳の南側に隣接する大仙公園の整備等を実施することで、古墳及び周辺の植生管理による古墳の視認性を高めるほか、上空から百舌鳥古墳群を眺望できる仕組みを整備し、古墳への眺望に配慮した周辺市街地の景観の保全・創出を図る。

また、環濠都市では環濠等の歴史・文化資源を活かした都市魅力の向上に取り組むほか、修景補助制度を活用した町家等の整備などにより歴史的なまちなみの魅力向上を図る。さらに、町家が多く残る地域においては、核となる指定文化財等との調和、伝統行事や祭礼とあいまった歴史的風致の形成を図る。

(3) 「伝統を反映した人々の活動」に関する方針

「もののはじまり何でも堺」に象徴される伝統の継承と振興

伝統産業の振興・継承にあたっては、消費者ニーズや市場環境の変化に対応した商品開発や販路開拓、情報発信の強化など、これらの複合的な展開を図る。また、伝統技能を継承し、業界の牽引役となる次世代人材の育成に対する支援を行う。

茶の湯に対しては、さかい利晶の杜等で体験できる場と学ぶ場が連携した取組を進める他に、学校教育における茶の湯体験は、堺で育まれた伝統について子供たちが学ぶ重要な機会となっているため引き続き進める。

地域の祭礼行事の保存・継承にあたっては、祭礼行事が住民のコミュニティをつないできた求心力の源であることを十分にふまえながらも、地域の要望に応じるかたちで、不足する祭礼行事の新たな担い手としての新規住民の参加、地域連携における相互扶助、技術伝承のための支援や記録作成等を進める。

(4) 「歴史・文化に対する市民意識」に関する方針

歴史の重層性に育まれた堺の都市魅力の発信と共有

古くから受け継ぎ、洗練してきた堺の歴史・文化資源を大切にし、さらに将来へと引き継ぐために、市民への情報発信、あるいは“堺で育まれてきた歴史・文化資源”に触れる機会の創出等について取り組むほか、本市の歴史を見て触れるための行動誘導のための回遊性の向上等についても取り組む。これらの取組により、市外の人々が本市の歴史や文化に対して関心を高め、来訪者数が増加することで、シビックプライドの向上にもつなげる。

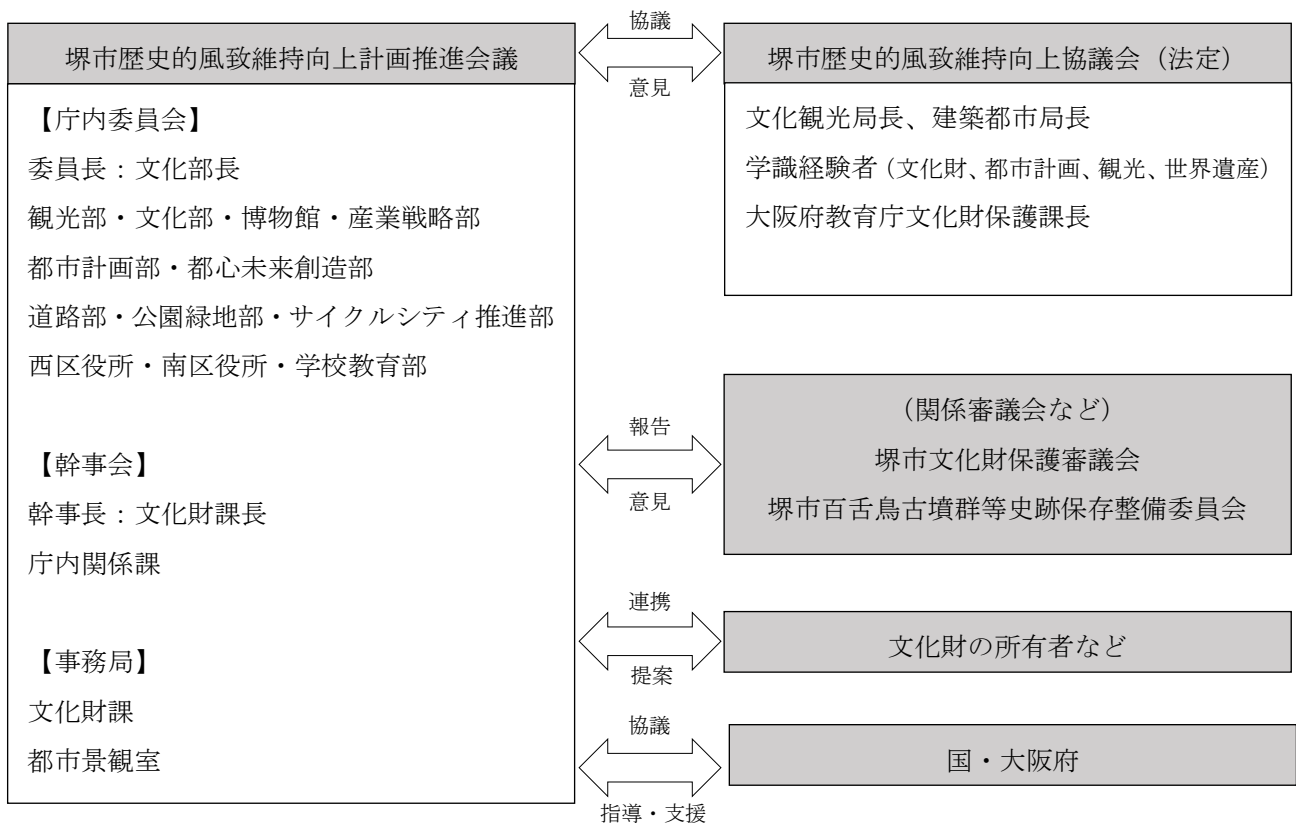
伝統産業や茶の湯体験等の地域固有の歴史・文化資源について、来訪者が堺の歴史や文化に触れ、感じ、共感してもらえるよう、現存する資源を有効活用し歴史的資源の周遊のために自転車を活用するなど、回遊性の向上に向けた環境整備を進める。

本市の歴史文化を学び、体験するための行動誘導を図り、国内及び広く世界に歴史・文化資源に培われた堺の都市魅力を発信する。

4. 歴史的風致維持向上計画実施体制

本計画の推進にあたり、文化観光局文化部文化財課と建築都市局都市計画部都市景観室が事務局となり、関係各課との連携を図りながら、計画の推進体制を構築する。

また、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第11条第1項に基づく「堺市歴史的風致維持向上協議会」を設置し、計画の変更に関する協議や事業の進捗状況の報告などを行う。国や大阪府から指導や支援を受けて計画を推進するにあたっては、必要に応じて文化財に関する審議会や委員会、文化財や歴史的建造物の所有者などとの連絡調整を行う。



第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の考え方

第1期堺市歴史的風致維持向上計画では、本市の地域特性や時代背景のもと培われた歴史的風致の広がりをもとに、歴史的風致の核となる重要文化財や史跡をはじめとする指定等文化財だけでなく、指定等以外の古墳や町家等の歴史的建造物が集積し、歴史・文化の醸成に大きな影響を与えてきた「百舌鳥古墳群及び周辺区域」及び「環濠都市区域」の2区域を重点区域に設定した。

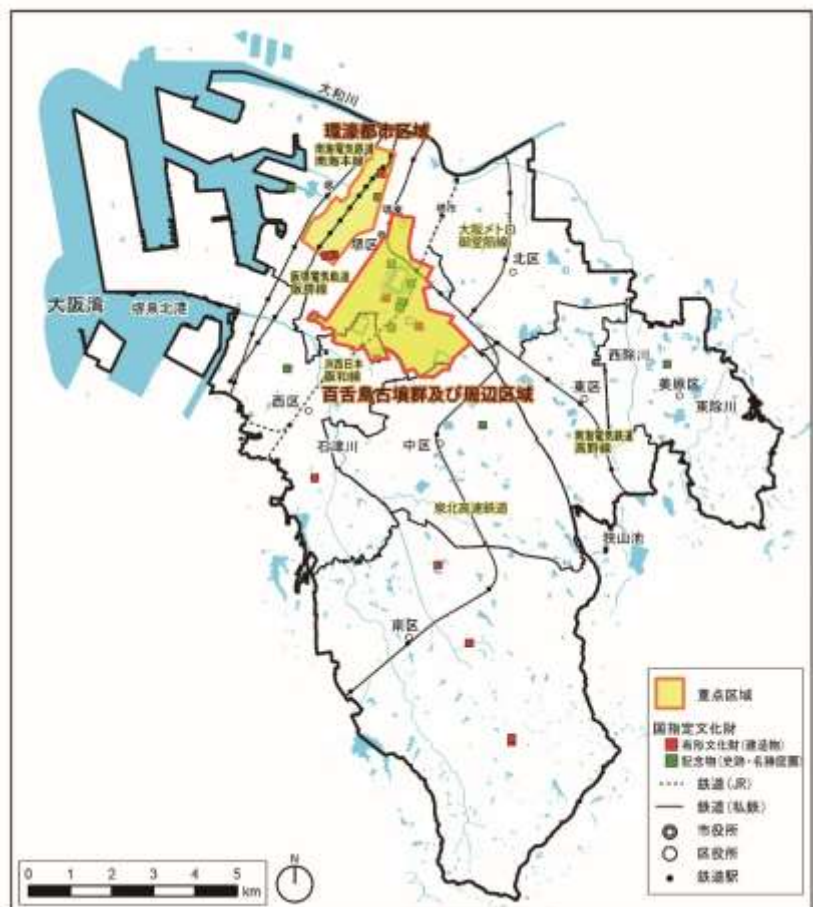
第1期計画では、歴史的風致の核となる百舌鳥古墳群や井上関右衛門住宅（鉄砲鍛冶屋敷）をはじめとする歴史的建造物の保存整備、堺環濠都市区域の北部地区での修景事業等の事業などを進めた。さらに、祭礼や行事、伝統産業、古墳での清掃活動等の歴史と伝統を反映した人々の活動への支援等を進めてきた。

その結果として、都市の魅力や景観の向上、本市への来訪者の増加、市民の本市の歴史に対する誇りの醸成等の成果を得ることができた。

計画認定後、百舌鳥古墳群は平成26年（2014）3月に史跡百舌鳥古墳群として指定されたことで、現在19基の古墳を対象として、古墳群として一体的な保存、活用、公開するための取組を進めている。この百舌鳥古墳群での整備等の事業はまだ始まったばかりであることに加え、環濠都市区域でも歴史的風致形成建造物である鉄砲鍛冶屋敷の整備が進められているが活用はこれからであること、さらに、人口減少や高齢化等により、伝統産業、茶の湯、伝統文化等の継承に関わる担い手不足が生じることが予想されるなど、多くの課題が残されている。

こうした状況をふまえ、本計画第2章で記した本市の維持向上すべき8つの歴史的風致が重層して存在する地域である「百舌鳥古墳群及び周辺区域」及び「環濠都市区域」の2区域を引き続き重点区域として設定し、重点的に施策を進めることで、本市の歴史的風致の維持及び向上を図る。

なお、重点区域について、本計画の推進のために、市内各地に分布する伝統的な活動と歴史的建造物が一体となった歴史的風致に対する施策等が必要と認められる場合には、見直しを進めることとする。



重点区域の位置

2. 重点区域の位置及び区域

(1) 百舌鳥古墳群及び周辺区域

名称：百舌鳥古墳群及び周辺区域

面積：662ha

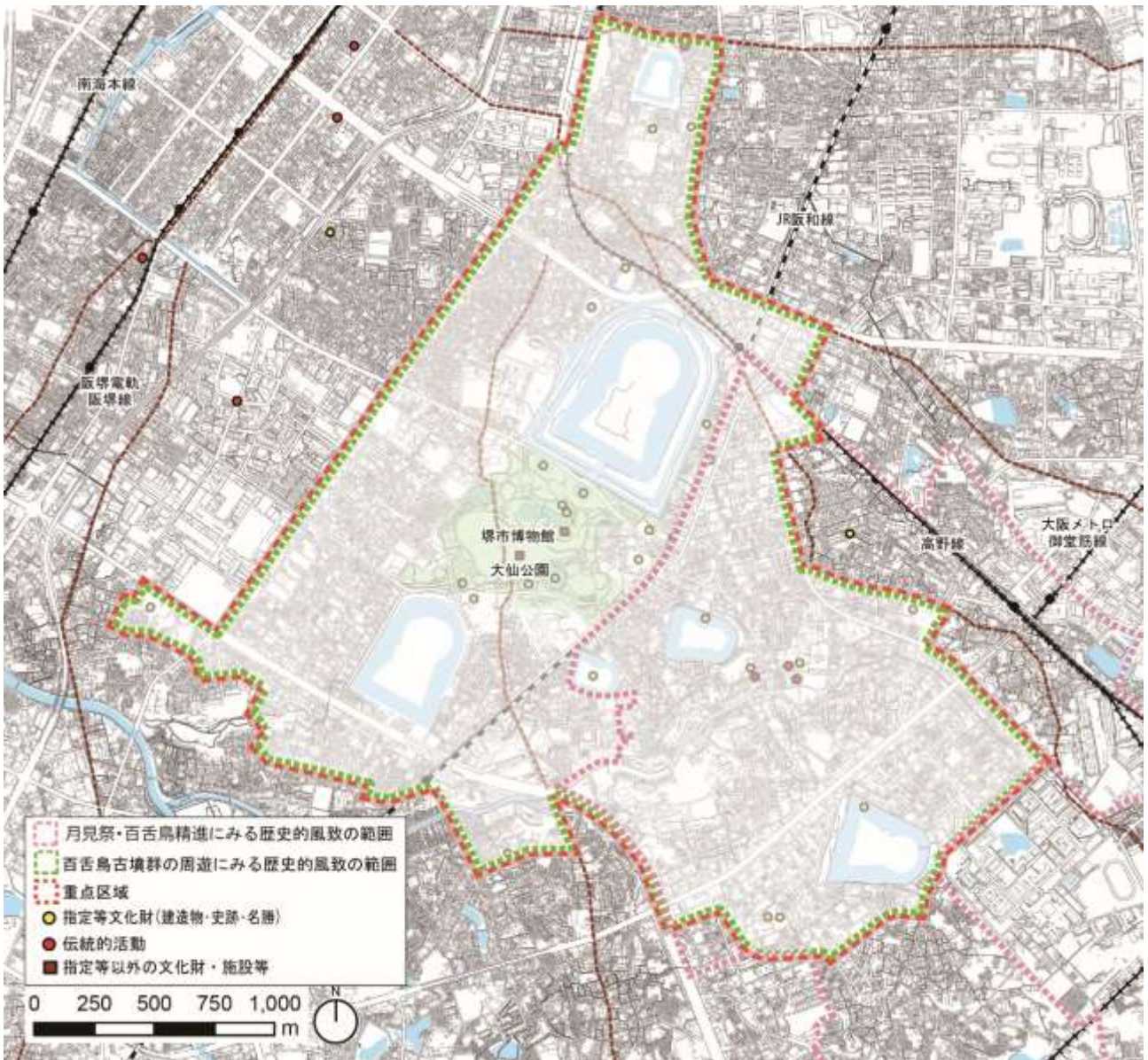
百舌鳥古墳群及び周辺区域には、「百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致」、「月見祭・百舌鳥精進にみる歴史的風致」の2つの歴史的風致が存在する。またそれらの歴史的風致の核となる百舌鳥古墳群や、重要文化財の高林家住宅等が存在する。

特に百舌鳥古墳群は、仁徳天皇陵古墳をはじめとする23基の古墳が世界遺産に登録され、さらに世界遺産登録との重複を含めた19基の古墳が史跡百舌鳥古墳群として指定され、一体的な保存が図られている。

これらの建造物等と共に、近世より仁徳天皇陵古墳、履中天皇陵古墳、反正天皇陵古墳を中心とした百舌鳥古墳群の周遊が行われ、また、百舌鳥八幡宮の氏子の集落では、地域の人々により月見祭等の祭礼や百舌鳥精進等の伝統行事が現在まで守り続けられている。戦後から現在に至るまでも、百舌鳥古墳群及びその周辺の大仙公園等では、市民を中心として多くの人々が周遊を楽しんでいる。

周遊の中心的存在である反正天皇陵古墳、仁徳天皇陵古墳、履中天皇陵古墳の三陵は、信太山台地の西端に沿うように南北に並ぶ。また、百舌鳥川の北岸には百舌鳥八幡宮や氏子である高林氏の居宅である高林家住宅、近世の新田開発の中心的役割を果たした筒井家の住宅が点在する。さらに、百舌鳥川の南側にはニサンザイ古墳が存在する。このように、百舌鳥古墳群及び周辺区域は、本市が世界に誇るべき有数の歴史的資産を中心として地域の営みが培われた足跡を今に伝える伝統ある市街地であり、これらの歴史的風致を構成する古墳等の分布をふまえ、これらを包括する範囲を重点区域として設定する。

なお、第2期計画では、史跡百舌鳥古墳群との一体的な保存・活用を進めるため、重点区域の南側約45ha拡大し、乳岡古墳、文珠塚古墳を含む範囲とする。

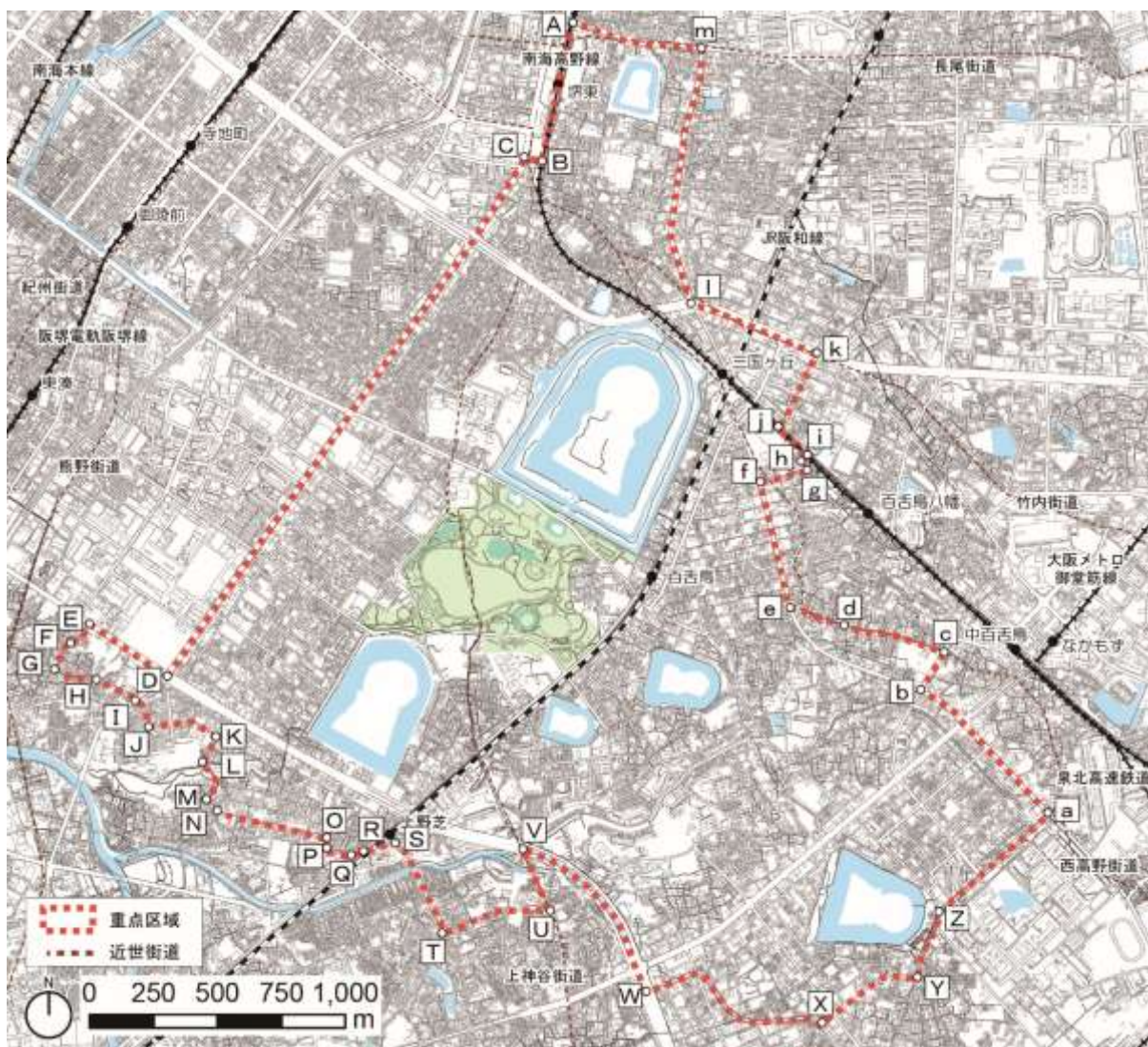


重点区域「百舌鳥古墳群及び周辺区域」と歴史的風致の分布

区域の境界は、北限を府道堺大和高田線とし、東限を市道今池三国ヶ丘線・国道 310 号・市道梅北中百舌鳥線・市道中百舌鳥 56 号線等とする。これらの境界は、百舌鳥三陵の一つである反正天皇陵古墳を含む、現存する百舌鳥古墳群の北限及び東限に対応する。西限は南海高野線・市道三国ヶ丘御幸通南三国ヶ丘 1 号線・府道大阪和泉泉南線、府道堺狭山線、市道石津 21 号線、同 14 号線とする。この境界は、百舌鳥三陵が立地する信太山台地の西端にあたる。南限は市道石津 25 号線、府道石津川停車場石津線、市道霞ヶ丘 2 号線、市道霞ヶ丘南陵 3 号線、市道南陵 3 号線、市道上野芝宮下 1 号線、市道上野芝 6 号線、市道神石市之町上野芝 2 号線、市道上野芝 45 号線、市道上野芝 50 号線、市道百舌鳥駅津久野線、市道百舌鳥駅津久野線、市道上野芝駅深井線、市道上野芝向ヶ丘 10 号線、府道堺かつらぎ線、府道堺狭山線・美濃川・市道百舌鳥陵南 53 号線・府道深井畑山宿院線・市道百舌鳥梅 45 号線とする。この境界は、百舌鳥古墳群の南限である石津川と百済川及び文珠塚古墳が位置する丘陵を経て、ニサンザイ古墳が位置する丘陵の南側を流れる美濃川をとおり。

重点区域「百舌鳥古墳群及び周辺区域」区域境界一覧表

区間	区間表示	境界	区間	区間表示	境界
A-B	南海高野線	線路中心線	T-U	市道上野芝向ヶ丘 10 号線	道路中心線
B-C	市道三国ヶ丘御幸通南三国ヶ丘 1 号線	道路中心線	U-V	府道堺かつらぎ線	道路中心線
C-D	府道大阪和泉泉南線	道路中心線	V-W	府道堺狭山線	道路中心線
D-E	府道堺狭山線	道路中心線	W-X	美濃川	道路中心線
E-F	市道石津 21 号線	道路中心線	X-Y	市道百舌鳥陵南 53 号線	道路中心線
F-G	市道石津 14 号線	道路中心線	Y-Z	府道深井畑山宿院線	道路中心線
G-H	市道石津 25 号線	道路中心線	Z-a	市道百舌鳥梅 45 号線	道路中心線
H-I	府道石津川停車場石津線	道路中心線	a-b	国道 310 号線	道路中心線
I-J	市道霞ヶ丘 2 号線	道路中心線	b-c	市道中百舌鳥 56 号線	道路中心線
J-K	市道霞ヶ丘南陵 3 号線	道路中心線	c-d	市道梅北中百舌鳥線	道路中心線
K-L	市道南陵 3 号線	道路中心線	d-e	府道大阪高石線	道路中心線
L-M	市道上野芝宮下 1 号線	道路中心線	e-f	国道 310 号線	道路中心線
M-N	市道上野芝 6 号線	道路中心線	f-g	市道百舌鳥梅北 15 号線	道路中心線
N-O	市道神石市之町上野芝 2 号線	道路中心線	g-h	市道百舌鳥梅北 9 号線	道路中心線
O-P	市道上野芝 45 号線	道路中心線	h-i	市道百舌鳥梅北 14 号線	道路中心線
P-Q	市道上野芝 50 号線	道路中心線	i-j	南海高野線	線路中心線
Q-R	市道百舌鳥駅津久野線	道路中心線	j-k	市道向陵中 5 号線	道路中心線
R-S	市道上野芝 32 号線	道路中心線	k-l	府道大阪中央環状線	道路中心線
-T	市道上野芝駅深井線	道路中心線	l-m	市道今池三国ヶ丘線	道路中心線
			m-A	府道堺大和高田線	道路中心線



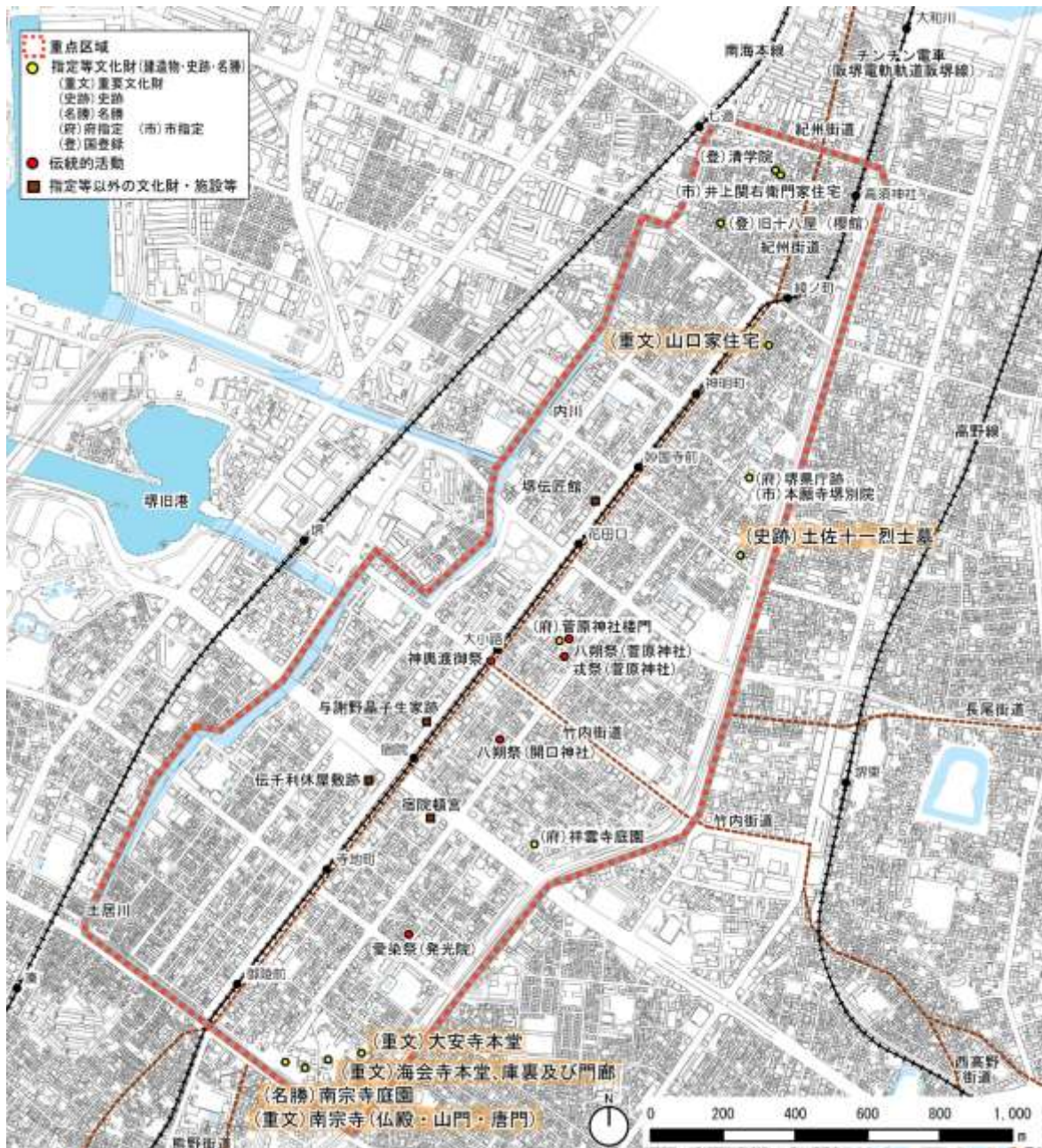
重点区域「百舌鳥古墳群及び周辺区域」の区域境界

(2) 環濠都市区域

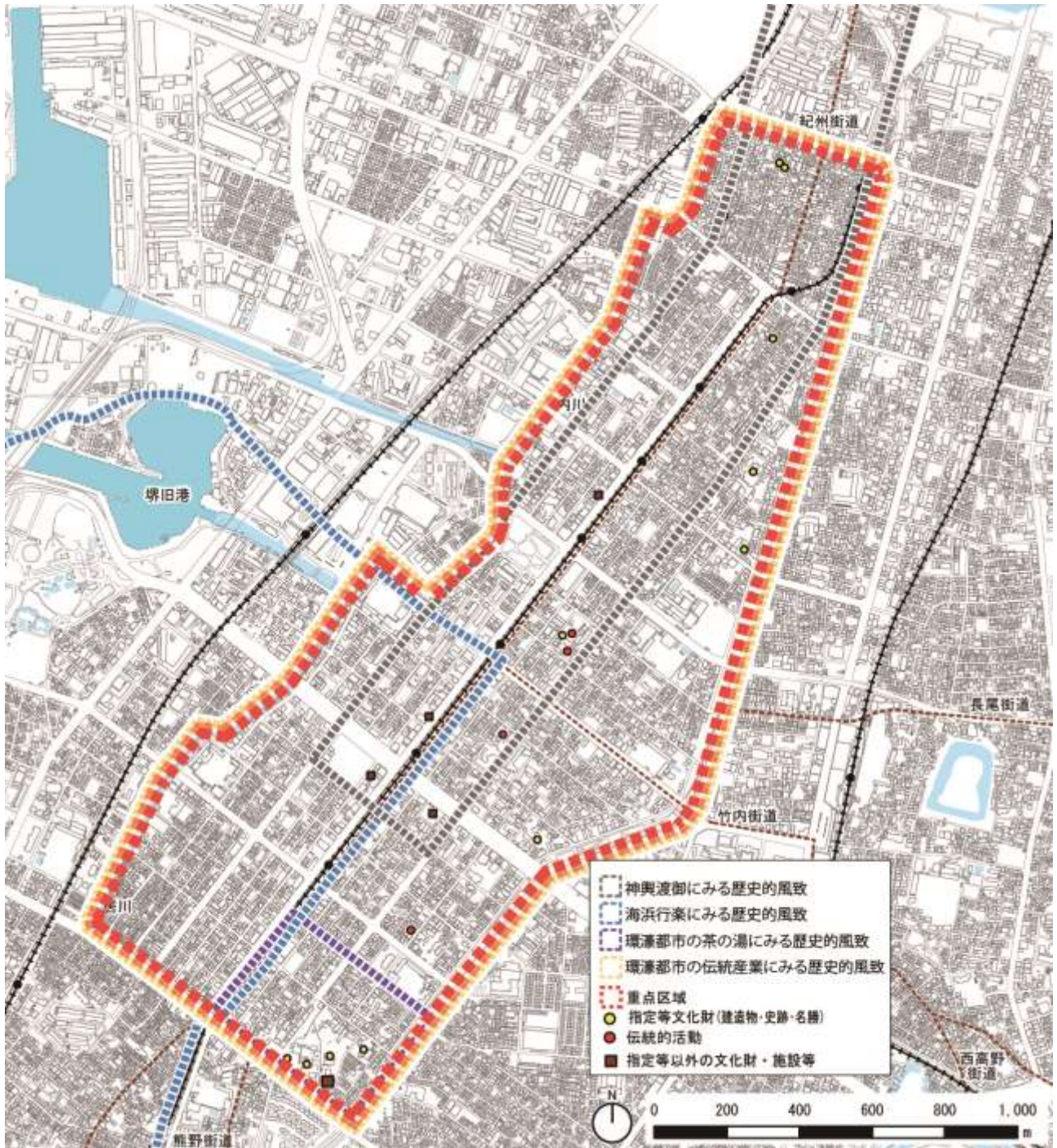
名称：環濠都市区域

面積：250ha

環濠都市区域には「環濠都市の伝統産業にみる歴史的風致」「神輿渡御にみる歴史的風致」「環濠都市の茶の湯にみる歴史的風致」の3つの歴史的風致が存在する。堺は古くから海に開かれ発展してきた都市であり、中世には北、東、南の三方を濠で囲み、西は海に開かれてきた。江戸時代に行われた「元和の町割」は、直交する東西の大小路と南北の大道筋（紀州街道）を基準とし、各々並行させた長方形の短冊型地割であり、今もこの形が街区構成の基本となっている。宝永元年（1704）に大和川が付け替えられた後、土砂の堆積に伴い河口部では新田開発が進み、天保6年（1835）には内川と土居川がつながり現在の環濠の形となった。



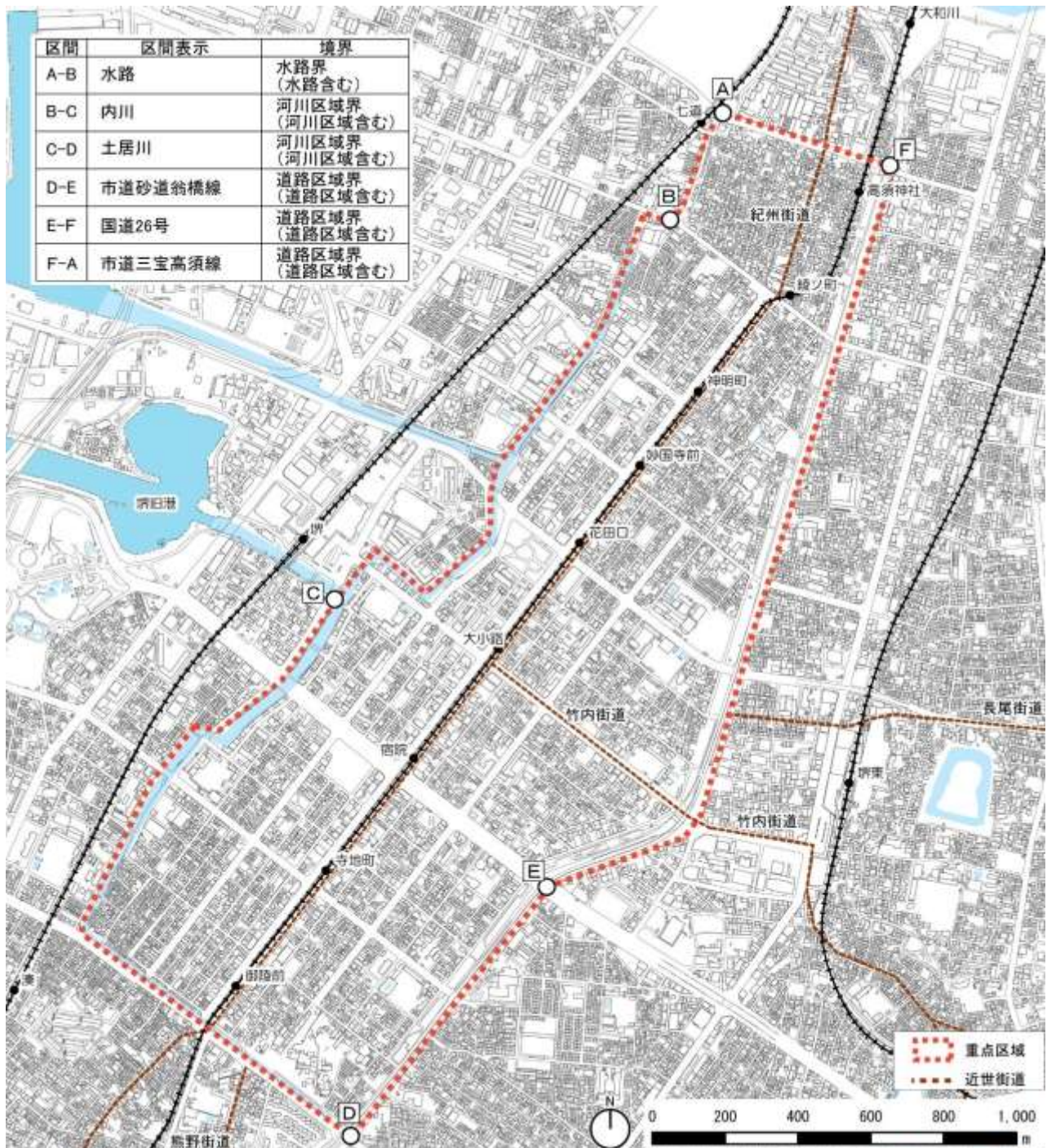
重点区域「環濠都市区域」の区域と歴史・文化資源の分布



重点区域「環濠都市区域」と歴史的風致の分布

現在の市街地には、茶の湯にみる歴史的風致の核となる重要文化財の南宗寺（仏殿・山門・唐門）をはじめ、山口家住宅、大安寺本堂があり、刃物・線香に代表される伝統産業や神輿渡御（おわたり）が受け継がれる市街地には町家等の歴史的建造物などが広く分布する。この地は各時代に生まれ、現在まで受け継がれた様々な伝統を知り、触れることができる市街地であり、これらの建造物を包括し、さらに伝統を今に伝える環濠に囲まれた範囲を重点区域として設定する。

その区域界は、土居川及び内川の河川区域外側、北側は市道三宝高須線の道路区域北端、東側は市道砂道翁橋線及び国道 26 号の道路区域東端とする。



重点区域「環濠都市区域」の区域境界

3. 重点区域の歴史的風致の維持向上の広域的な効果

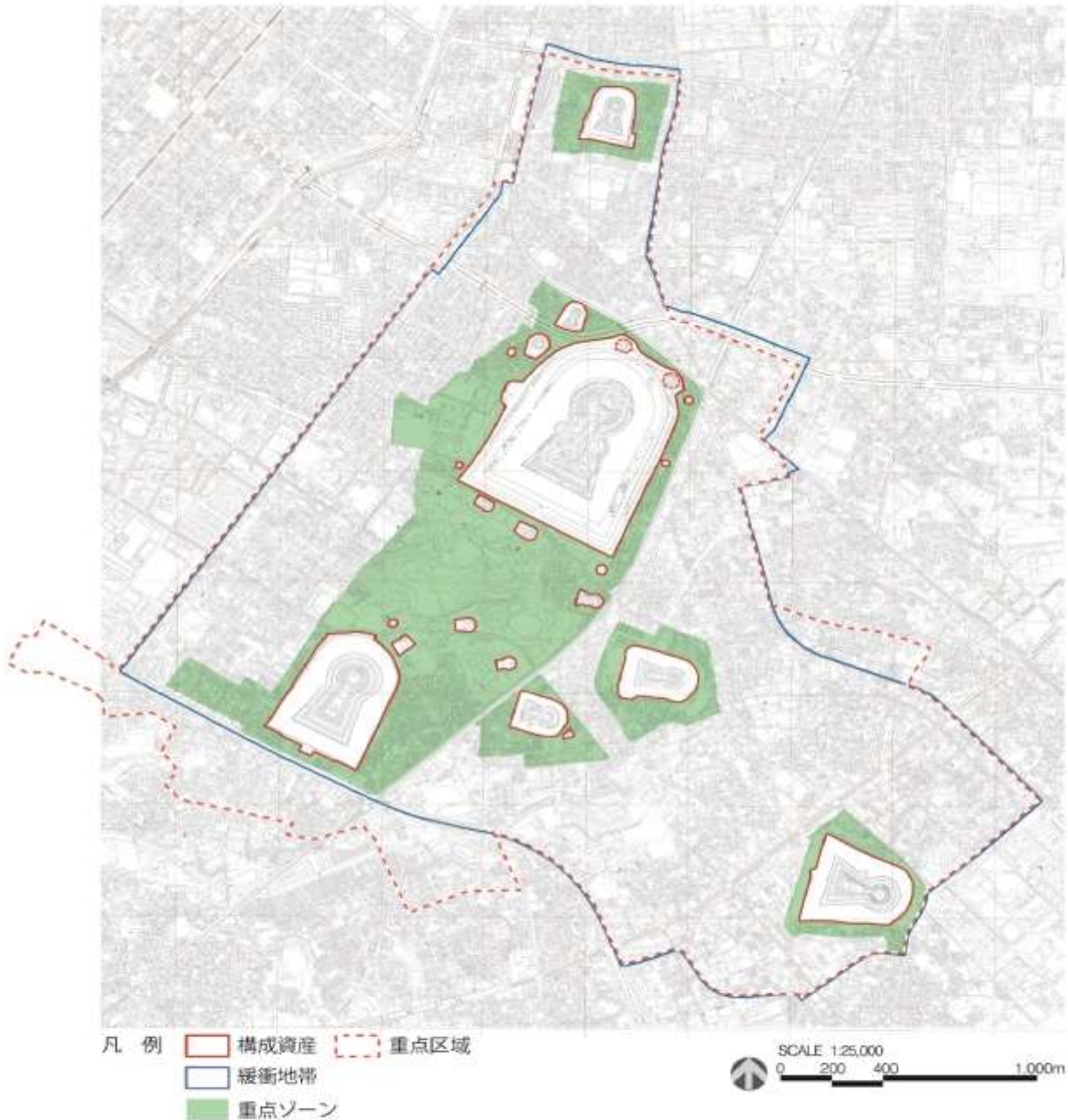
「百舌鳥古墳群及び周辺区域」は、古墳時代を象徴する大型前方後円墳等で構成される日本有数の古墳群と共に、百舌鳥八幡宮の祭礼や、近世以降に盛んとなり現在に至る古墳群の周遊等の伝統的な活動で彩られ、各時代を起源とする歴史が重層するという本市の歴史特性を現す代表的な区域となっている。

また「環濠都市区域」は、中世自治都市を土台に近世以降に整備された街区構成を現在も継承し、そこに町家や寺社等の歴史的資源が点在し、独特な市街地環境を形成している。さらに中世の南蛮貿易に代表されるように、環濠都市区域は流通往来及び情報交流の拠点として栄え、その特徴を受け継ぎながら本市の中心市街地として発展した。現在も、本市における経済的、文化的な側面での中心となっており、本区域における各種施策や取組が、市域全域に与える影響は大きくなっている。

こうしたことから、この2つの重点区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に実施することにより、歴史的建造物の保存及び活用を促進するほか、伝統産業や祭礼行事の保存・継承に大きく寄与することが期待できる。また両区域には、多くの市民及び来訪者が訪れており、周遊環境を整備することでこれらの歴史的風致の維持及び向上により形成される、都市魅力の発信にも大きく貢献することが期待される。

4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

重点区域のうち、百舌鳥古墳群及び周辺区域には、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」の百舌鳥エリアの緩衝地帯が含まれる。包括的保存管理計画では、緩衝地帯において建築物の高さと形態意匠、屋外広告物に一定の制限を設けるための基本的な考え方を示しており、本市では緩衝地帯の保全の取扱を定めている。



制限内容	緩衝地帯	
	緩衝地帯	重点ゾーン（資産近傍）
建築物の高さ制限	31 m以下に制限（一部 45 m）	10 mまたは 15 m以下に制限
建築物の色彩などの形態意匠の制限	小規模を除く、建築物の形態意匠を制限	すべての建築物について、規模に応じた色彩等の形態意匠を制限
屋外広告物の大きさや高さ等に関する制限	用途地域に応じて、広告物の大きさ、高さ等の制限	原則掲出禁止

緩衝地帯と重点区域（百舌鳥古墳群及び周辺区域）

(1) 都市計画との連携

本市は、市域全域が都市計画区域になっており、そのうち約72%にあたる約10,735haが市街化区域に、約28%にあたる約4,247haが市街化調整区域に指定されており、重点区域は市街化区域に位置している。

百舌鳥古墳群及び周辺区域については、仁徳天皇陵古墳及び履中天皇陵古墳を中心とする約107haの区域を自然的景観や歴史的意義のある地区として風致地区「大仙風致地区」に指定しており、建築物及び工作物の新築、改築等、色彩の変更、土地の形質変更など、風致に影響を及ぼすような行為を行う場合には、「堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の規定に基づき、市長の許可を受けなければならない。建築物の高さ15m以下、建ぺい率40%以下、道路境界線から道路に接する部分は1.8m以上、その他の部分は1.0m以上の壁面後退等の基準を定めて、緑豊かな良好な市街地環境を保全している。

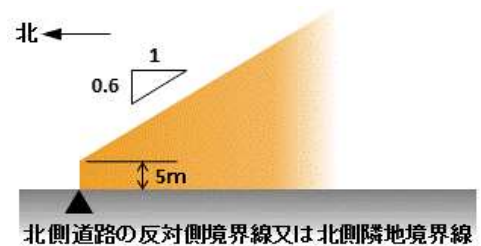
風致地区における許可が必要な行為

	行為の内容	適用除外要件
1	建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築及び移転	・建築物で床面積の合計が10㎡以下のもの（高さが15mを超えるものを除く。）、工作物で高さが1.5m以下のもの。 ・建築物に付属する設備の内、高さが1.5mを超えるものについては工作物申請が必要。
2	建築物等の色彩の変更	・建築物のうち、屋根、壁面、煙突、門、へい、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外。
3	宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	・面積が10㎡以下で、高さが1.5mを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの。
4	水面の埋立て又は干拓	・面積が10㎡以下のもの。
5	木竹の伐採	・間伐、枝打ち、整枝等木竹の管理行為、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採など。
6	土石の類の採取	・地形の変更が上記3と同程度の土石の類の採取。
7	屋外における土石、廃棄物、又は再生資源のたい積	・面積が10㎡以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さ1.5m以下であるもの。

また百舌鳥古墳群及び周辺区域の大半を高度地区（第一種）、高度地区（第四種）、高度地区（第五種）、高度地区（第六種）に指定し、建築物の高さの最高限度を定めている。

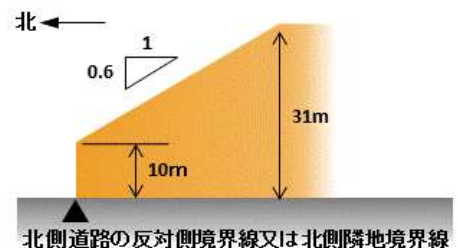
高度地区（第一種）

建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5mを加えたもの以下とする。



高度地区（第四種）

- 1 建築物の高さは、31m以下とする。
- 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10mを加えたもの以下とする。



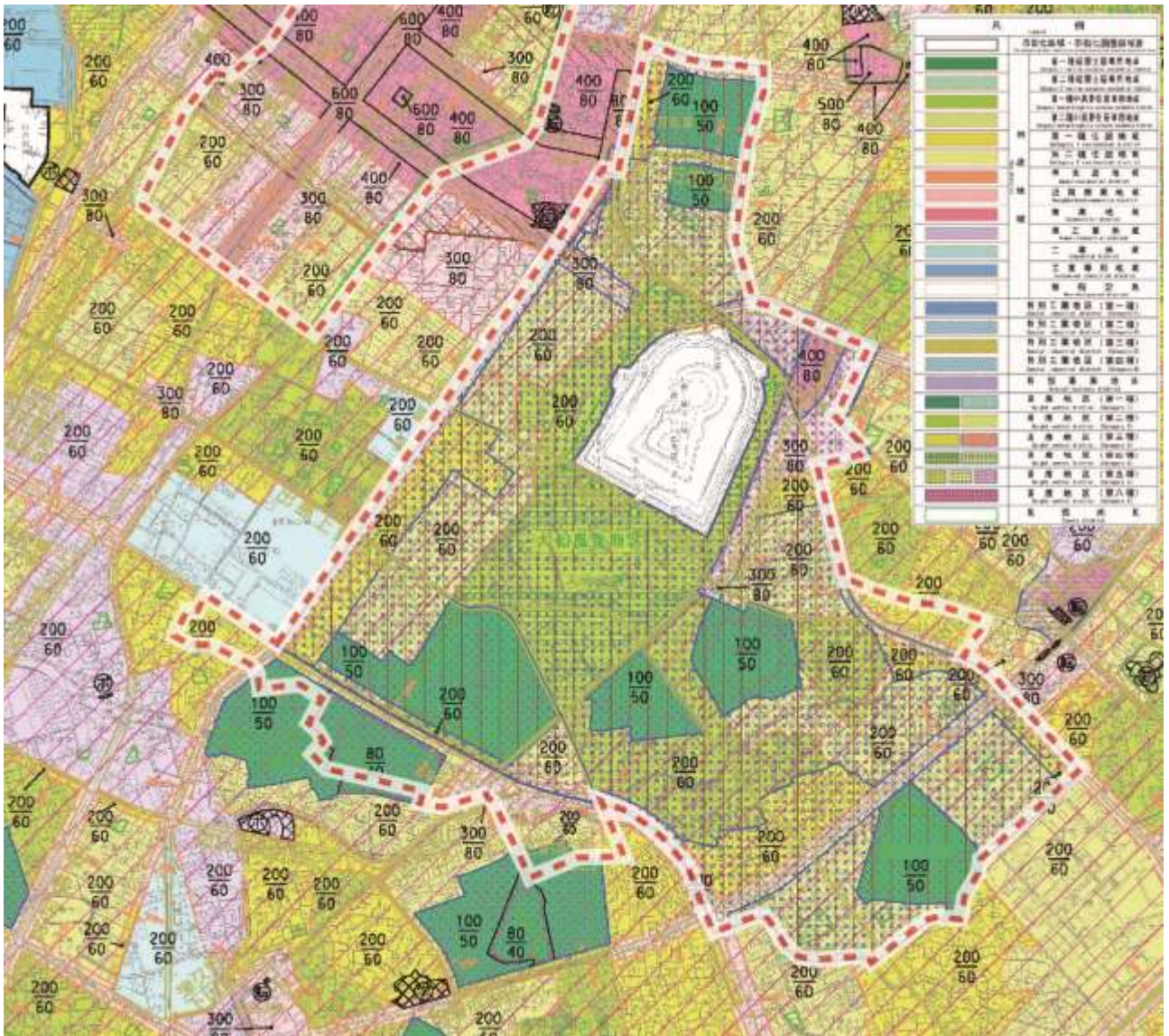
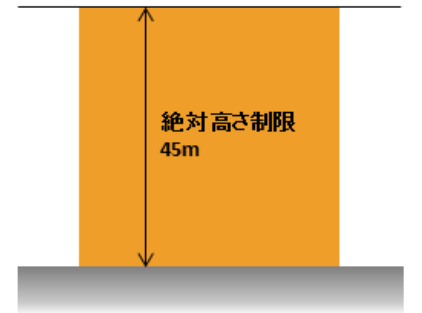
高度地区（第五種）

建築物の高さは、31m以下とする。

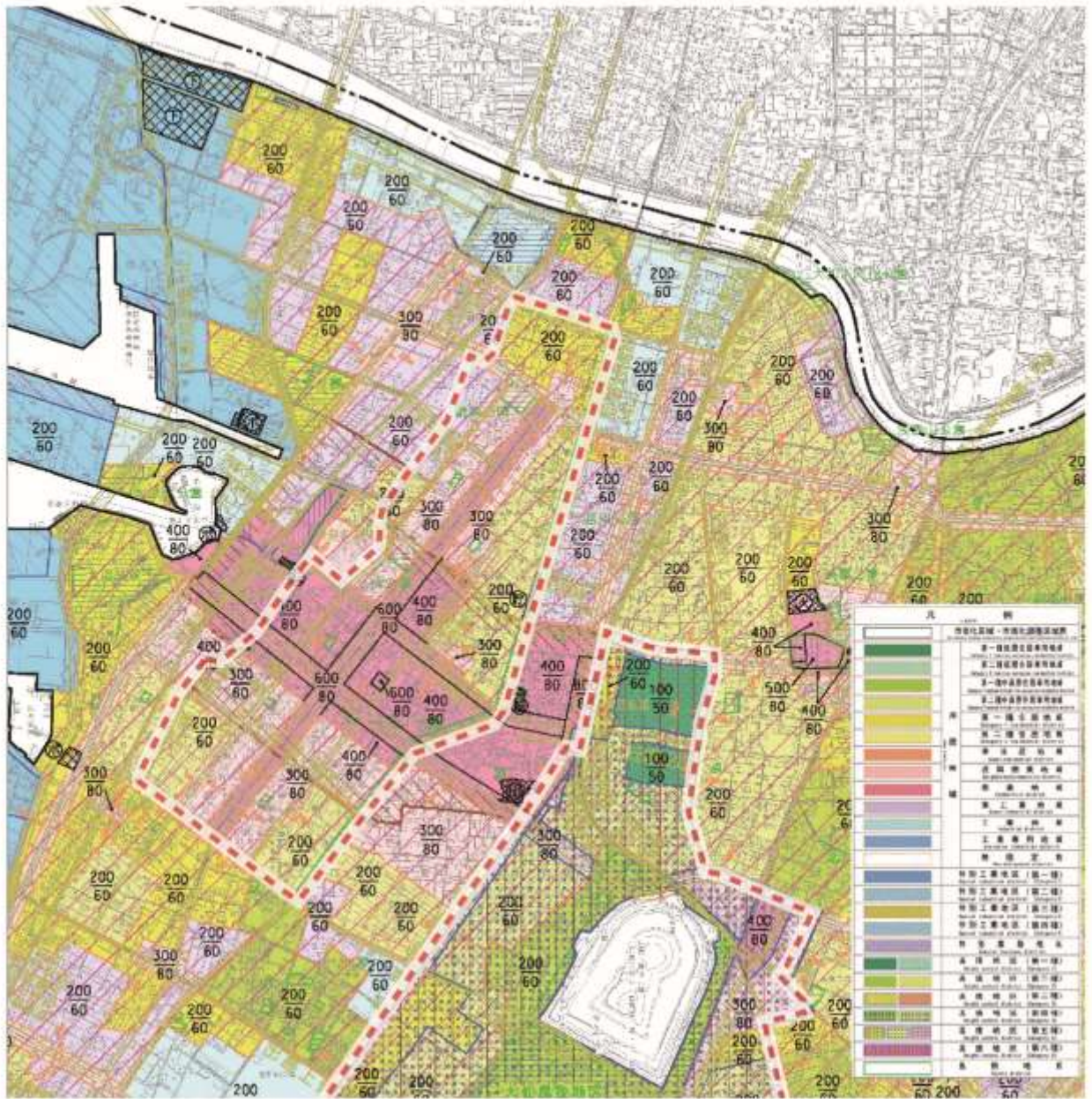


高度地区（第六種）

建築物の高さは、45m以下とする。



都市計画図（百舌鳥古墳群及び周辺区域）



都市計画図（環濠都市区域）

(2) 景観計画との連携

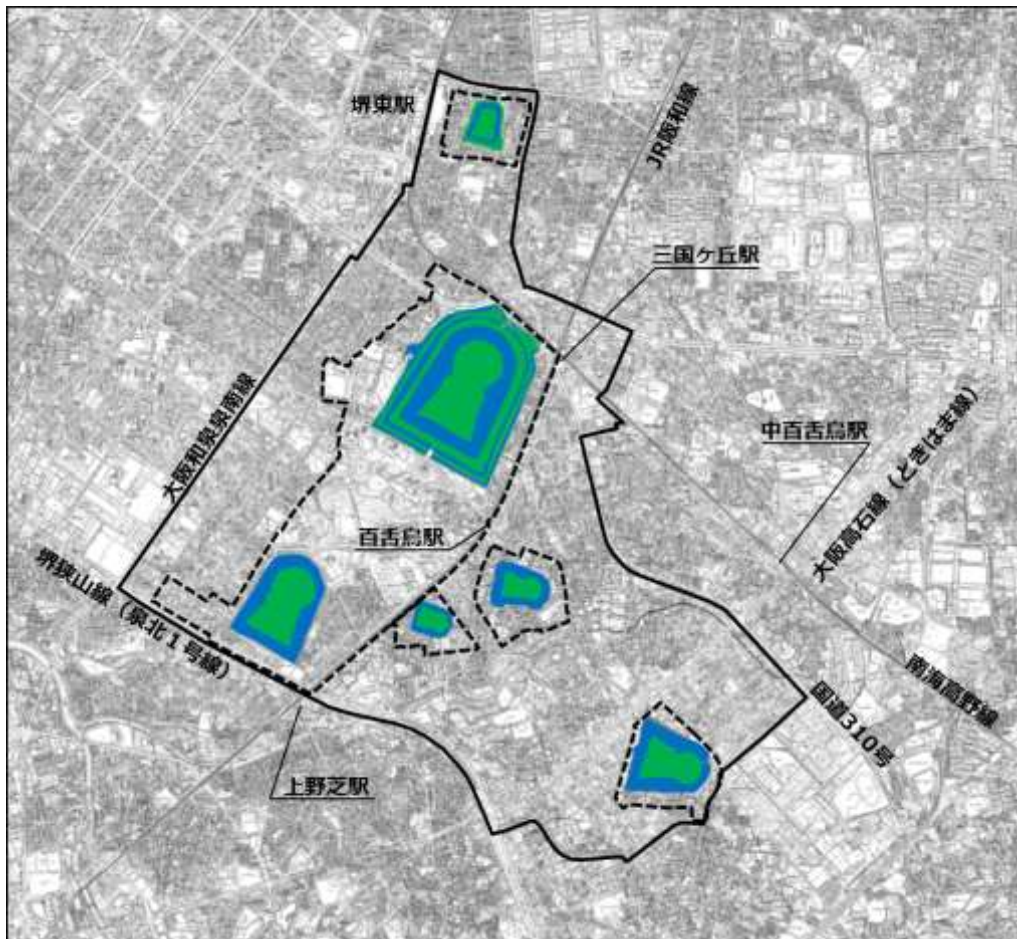
平成23年(2011)6月に策定した堺市景観計画において、重点的に景観形成を図る地域としている百舌鳥古墳群及び周辺区域については、古墳群周辺におけるより一層の景観形成の推進を図るため、平成28年(2016)1月に景観地区に指定している。景観地区内において、建築物の新築、改築、色彩の変更等の建築行為を行う場合には、形態意匠の制限を遵守したうえで、景観法に基づく申請を行い、市長から認定を受けなければならない。

景観地区の認定申請が必要な建築物と行為

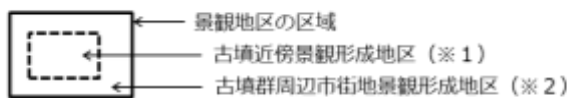
認定申請が必要な建築物		行為の種別
古墳近傍景観形成地区(※)	全ての建築物	建築物の新築、増築、改築、移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
古墳群周辺市街地景観形成地区(※)	大規模建築物、 中規模建築物	

(※)「古墳近傍景観形成地区」及び「古墳群周辺市街地景観形成地区」の区域は、下図を参照

景観地区の範囲



【凡例】



(※1) 「古墳近傍景観形成地区」

: 巨大前方後円墳の周囲で、第一種低層住居専用地域、又は風致地区に指定されている区域

(※2) 「古墳群周辺市街地景観形成地区」

: 百舌鳥古墳群周辺景観地区に指定された区域のうち、「古墳近傍景観形成地区」を除く区域

(3) 屋外広告物法に基づく施策（堺市屋外広告物条例）

本市では、堺市屋外広告物条例に基づき、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する許可の基準等を定めており、市域を土地利用に応じた第1種から第4種までの4つの許可区域に区分し、それぞれの区域に応じた景観誘導を図っている。

さらに、百舌鳥古墳群周辺地域を広告景観特別地区として指定し、百舌鳥第1種特別地区と百舌鳥第2種特別地区の2つの許可基準を定め、屋上広告物を禁止するなど、世界文化遺産のある都市に相応しい良好な景観形成を図っている。



許可区域等	広告景観特別地区（百舌鳥古墳群周辺地域）		
	百舌鳥第1種特別地区	百舌鳥第2種特別地区	
土地利用	壮大で緑豊かな古墳群と調和したまちなみの形成をめざす地域		
用途地域	第1種中高層住居専用地域（風致地区を除く）、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域	近隣商業地域、商業地域	
壁面広告物	面積	1敷地あたりの表示面積の合計10㎡以内、かつ、取付壁面の3分の1以内	取付壁面の3分の1以内
	高さ	地上から最上端までの高さ6m以内	—
	範囲	縦：取付壁面の高さの範囲内 横：取付壁面の幅の範囲内 開口部（窓、出入口、非常用出入口、排煙口等）を塞がない	
屋上広告物	掲出不可		
自立広告塔ほか	面積	1表示面につき5㎡以内、かつ、総面積10㎡以内	1表示面につき10㎡以内、かつ、総面積20㎡以内
	高さ	地上から最上端までの高さ6m以内	
	掲出個数	1敷地につき2個以内(自立広告塔)	
その他	非自家用広告物は掲出不可(適用除外広告物除く)		

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 堺市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市は百舌鳥古墳群に代表されるように、古墳時代をはじめ、中世、近世、近代を経て現代に至る各時代の歴史・文化資源が全市にわたって分布している。これらの文化財は、本市の自然的・社会的特性を反映し、地域の生業や生活と密接に関わって継承されてきたものであり、本市の成り立ち、歴史・文化を理解する上で重要な要素となっている。そのため、引き続き国、府、市による指定及び登録等の候補となる文化財に関する調査を継続し、市域の文化財の総合的な把握をより推進したうえで、文化財指定等を促進する。市内に分布する多様な文化財の保存・継承に努力し、文化財の価値を伝え、市民の本市に対する愛着の醸成や、歴史・文化を活かした魅力的な都市形成に寄与するように努める。

市域には、文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）に基づく国の指定文化財が37件、大阪府文化財保護条例（昭和44年3月28日、大阪府条例第5号）に基づく指定文化財が36件、大阪府古文化記念物等保存顕彰規則（昭和24年3月25日、大阪府教育委員会規則第8号）に基づく指定文化財が5件、堺市文化財保護条例（平成3年3月29日、条例第5号）による指定が55件ある。その他、登録有形文化財21箇所64件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1件、選定保存技術（保持者）1件を含め、合計192件となり、これらの文化財所有者及び管理者等と連携しながら維持管理の状況を把握し、計画的な保存修理や一般公開等の事業を進める。

①有形文化財

有形文化財（建造物・美術工芸品）は、国宝1件を含む国指定28件、府指定が19件、市指定が47件の計94件の指定のほか、64件の登録有形文化財がある。その多くを法人や個人が所有・管理していることから、今後の修理や公開等を継続的に実施するために支援を行う。

建造物については、寺社のうち美原区を除く地域については、悉皆調査を平成3年（1991）から平成6年（1994）にかけて実施し、総合的な把握に努めてきた。民家についても、大阪府の民家調査や堺市史（続編）で調査が行われてきた。また美原区については美原町史で調査を実施し、総合的な把握に努めてきた。今後は、近年実施された近代和風建築総合調査や近代化遺産総合調査等の結果もふまえながら、所有者の協力を得つつ指定や登録等による保護に努める。

また美術工芸品については、地域ごとに悉皆調査を進めてきた。古文書・歴史資料等についても寺院調査等が行われているが今後も調査を継続し、所有者等の協力を得ながら指定等による保護に努める。

②無形文化財・民俗文化財

無形文化財の指定等はなく、無形民俗文化財としては大阪府指定の「上神谷のこおどり」（記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財にも選択）、「堺の手織緞通」、市指定の「石津太神社のやっさいほっさい」、「住吉大社宿院頓宮の^{ほろま}祓神事」の4件である。

大阪府の民俗芸能悉皆調査が実施されているものの、市内各所の祭礼・行事等の詳細な調査は未実施なものが多く、市内全域でのこれら祭礼・行事の調査や記録作成や市民に対する普及啓発活動に取り組む。また必要に応じて堺市の文化財指定を行うなど保護の措置を講じ、活動に対する支援に努める。

③記念物（史跡・名勝・天然記念物）

史跡は国指定が6件、府指定が7件、市指定が4件の計17件となっており、大半を古墳が占めるという本市の特性を強く現している。その他、名勝は国指定1件、府指定1件、市指定2件の計4件、天然記念物は国指定1件、府指定7件の計8件となっている。

名勝及び天然記念物に関しては、主に茶の湯をはじめとする本市の近世の歴史と密接に係る庭園や、樹木等を対象に調査の実施を行い、所有者等との協力のもと、調査を実施する。

④文化的景観

文化的景観に関しては、文化庁が設置した「採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する研究会」が平成19年（2007）に実施した調査において、1次調査で確認された全国2,032件の中から、文化的景観の価値が高いと判断された195件に含まれる「堺環濠都市」「阪堺電車」を対象に、文化的景観の観点からの価値の把握等に努める。なお堺環濠都市は、「中・近世の町割が基盤となって形成される現在の都市景観」の典型的・代表的なものとして、全国でも66件のみが選択されている重要地域に位置付けられている。

（2）文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の保存修理にあたっては、文化財保護法やその他関連法令に基づき、適切な保存が行われるように、計画的な修理及び整備を実施する。本市では、すでに史跡のうち土塔及び旧堺燈台について整備を実施し公開している。旧堺燈台については、毎年海の日に内部を公開している。また重要文化財山口家住宅や登録有形文化財清学院については、堺市立町家歴史館として公開活用を行っている。さらに、市指定井上関右衛門家住宅を「（仮称）堺鉄炮鍛冶屋敷ミュージアム」として公開活用する。

また、国の登録有形文化財である南海本線浜寺公園駅駅舎及び諏訪ノ森駅西駅舎の文化財的価値を次世代へ伝えるよう保存し活用する取組を進める。

現状変更等を伴う修理や整備の実施に際しては、堺市文化財保護審議会の意見をふまえるほか、必要に応じて文化庁や大阪府教育委員会と協議を行い、特に専門性が必要な場合には、研究機関等の専門家から助言を得て実施する。

修理にあたっては、事前の調査や既存資料に基づき適正な措置を取ったうえで、修理等にあわせて詳細な調査・記録を実施し、将来に向けた資料作成も行うこととする。

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市の文化財の保存・活用を行うための施設には、堺市博物館等がある。博物館は文化

財の保存・活用の中核となる施設であり、現状の役割を維持しつつ、文化財保護・啓発に関する情報発信を行う。また、みはら歴史博物館については、地域の歴史をふまえつつ特色ある展示を行う。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の保存にあたっては、市街地に文化財が広く点在していることから、周辺環境や人々の都市活動等を一体的に捉えて保全していくことが重要である。

文化財の指定など、文化財保護法により文化財の保存を図ったうえで、都市計画法に基づく地域地区による市街地環境の保全や、堺市景観計画及び堺市景観条例による地域に応じた良好な景観の誘導、屋外広告物条例による屋外広告物の掲出の制限など、世界遺産の緩衝地帯での取扱をはじめとする各種施策との連携を図る。

(5) 文化財の防災・防犯に関する方針

本市は令和4年(2022)に堺市地域防災計画を策定し、予防体制や災害時及び非常時の対応をまとめている。

市及び関係機関は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災設備等の整備を図り、住民、文化財の所有者又は管理者等に対する防災意識の普及と啓発を進めたうえで、予防体制の確立及び防災設備の整備として、(1)初期消火の確立及び地域住民との連携、(2)防災関係機関との連携、(3)消防用設備等の設置促進及び点検管理の指導、(4)建造物、美術工芸品保存施設の耐震化促進の指導を進める。すでに「堺市消防通信指令総合システム」を平成21年(2009)より導入し、指定品等の搬出についても消防局と連携を進めている。例年文化財防火デーでは消防局並びに関西電力株式会社、大阪ガス株式会社と連携を行い、定期的に防災設備の保守点検等や啓発に努めている。

また文化財の災害発生時及び非常時における応急対策としては、指定文化財等の所有者又は管理責任者が被災状況を調査し、その結果を府教育委員会に報告する。さらに、文化財課が、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

さらに、防災だけでなく盗難や毀損などに対する防犯対策も必要であり、文化財所有者への防犯意識の徹底を図る。

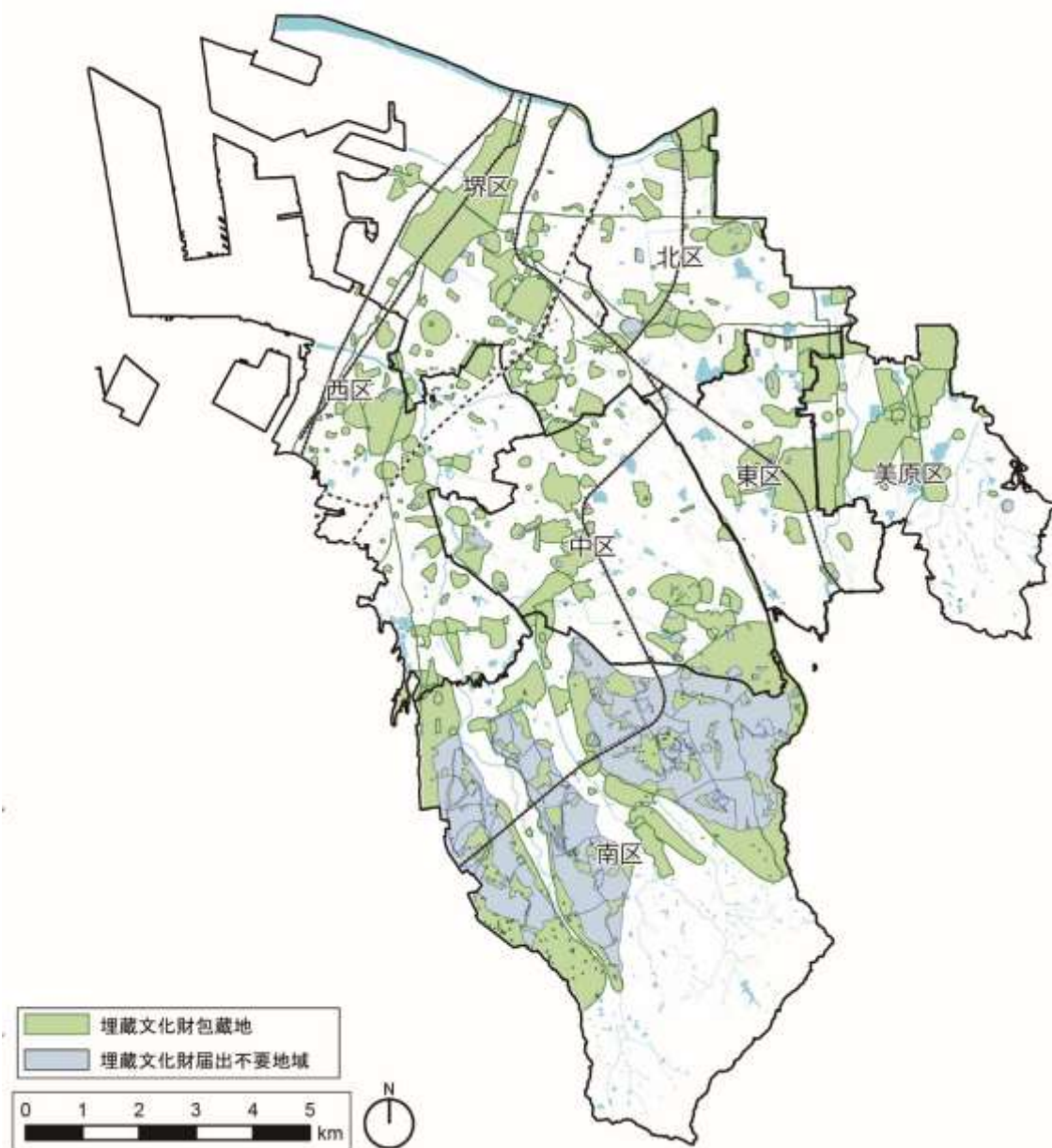
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

本市では堺市博物館、堺市立町家歴史館山口家住宅、堺市立町家歴史館清学院等が拠点となり、文化財に関する普及・啓発を行っている。今後はさらに埋蔵文化財の発掘調査の現地説明会や、小学校における出前授業、シンポジウム等のイベント開催を実施し、市民が広く文化財に触れる機会を設けるほか、文化財の案内板や標柱の設置、パンフレット等の解説書の作成等を行う。また、本市の文化財の価値を広く後世に伝えるため、文化財の活用を進めながら、観光ボランティアガイドをはじめとする各種団体等と連携を行い、普及・啓発するための機会の提供に努める。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

本市内には 400 件以上もの「周知の埋蔵文化財包蔵地」が存在し、文化財保護法に基づく保護を図るために、遺跡分布地図を作成し、必要に応じて情報の更新を行っている。なお、市内の周知の埋蔵文化財包蔵地に関する情報は、市ホームページで閲覧することができる。

周知の埋蔵文化財包蔵地内での開発行為に関しては、開発に伴う文化財保護法に基づく届出又は通知の提出を徹底し、大阪府教育委員会とも連携を取りながら、適切に指導を行っている。さらに、開発に際して埋蔵文化財を確認した場合には、計画変更によって埋蔵文化財の保存等の措置を協議し、遺構の保護に努めるほか、必要に応じて記録保存等の対応についても速やかに実施していく。また、試掘確認調査等により、包蔵地の新規発見や範囲拡大が生じた際には、速やかに文化財保護法に基づく手続きを行う。



本市の周知の埋蔵文化財包蔵地

(8) 文化財の保存・活用に係る体制と今後の方針

本市では、文化財保護行政を担当する文化財課は平成19年(2007)4月の機構改革に伴い、教育委員会から市長事務部局となった。その後、平成22年(2010)4月には、文化観光局が設置され現在に至る。さらに令和元年(2019)度の条例及び規則の改正に伴い、令和2年(2020)4月より文化財に関する業務は教育委員会の事務から堺市長により執行することとし、文化財課が発掘業務や文化財保護の業務を、世界遺産課が世界遺産百舌鳥・古市古墳群の保存と活用等の業務を行っている。

文化観光局 文化部 文化財課

・本庁(文化財係、管理係)

埋蔵文化財担当職員4人

文化財一般担当職員6人(建造物3人、歴史等3人)

事務職員3人 再任用職員1人 会計年度任用職員1人

・分室(調査係)

埋蔵文化財担当職員5人 再任用職員2人 会計年度任用職員1人

文化観光局 文化部 世界遺産課

埋蔵文化財担当職員5人

事務職員4人 再任用職員2人 会計年度任用職員3人

文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議する機関としては、堺市文化財保護条例に基づく堺市文化財保護審議会を設置している。市内全般にわたる文化財の指定、また調査や修理等の事業については、文化財保護審議会に諮って、適切な文化財の保存・活用を専門家の視点から今後も指導助言を得て実施する。

また市をはじめ、所有者等による日常的な点検も重要であり、連絡及び連携体制についても整備を進める。

堺市文化財保護審議会委員名簿(令和4年12月現在)

氏名	所属	専門
大野 朋子	神戸大学発達科学部人間発達環境学研究科 准教授	緑地環境学、造園学、 民族植物学
木許 守	龍谷大学文学部歴史学科 教授	考古学、文化財行政学
黒田 一充	関西大学文学部教授	日本民俗学、祭礼史
佐久間 康富	和歌山大学システム工学部システム工学科 准教授	都市計画、建築計画
高村 公一	常磐会短期大学幼児教育科 准教授	学校教育、社会科教育
田 啓子	枚方市文化財保護審議会 委員	日本建築史、民家史
長友 智子	立命館大学文学部 教授	考古学
福原 成雄	大阪芸術大学短期大学部 客員教授	庭園史、造園学、 環境デザイン学
松岡 久美子	近畿大学文芸学部芸術学科 准教授	日本美術史、彫刻史
藪田 貫	関西大学 名誉教授	日本近世史

(9) 文化財の保存・活用に関わっている各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市には、文化財関係団体をはじめ、歴史・文化の保存・活用に係る地域の団体が活動している。平成18年(2006)4月の政令指定都市移行後、各区役所を拠点として、政策会議の設置や区域まちづくり事業の実施など、区域ごとの特色を活かして、様々な取組を行っている。

文化・観光の分野では、市域全体を対象に「NPO 法人堺観光ボランティア協会」等が様々な活動を繰り広げている。同協会(会員数256名:令和2年(2020)4月現在)では定期的に研修会や勉強会を実施し、ガイドの他、観光スポット等の点検や清掃協力、文化財等の特別公開等への協力、学校との連携活動等を実施している。

また「堺自由の泉大学(ラ・パリテ堺)」は男女共同参画社会を実現することを目的に開校したものであり、コースの一つ「国際都市堺の魅力を世界へ」のなかの「歴史探訪と考古学」や男女共同参画一般教養講座の「堺の歴史・世界遺産探訪」では、堺の魅力を知る一環として、仁徳天皇陵古墳や世界遺産、文化財、また無形文化遺産についての学習を年間を通じて実施している。

今後とも、これら地域の団体との意見交換を重ねながら互いの連携を図りながら、歴史・文化の担い手育成等についても検討を行う。

また、西区ではNPO 法人浜寺公園駅舎保存活用の会が浜寺公園旧駅舎を活用し、カフェやライブラリー、催し物スペースの運用を行い、NPO 法人浜寺諏訪森を考える会が諏訪ノ森旧駅舎を活用し、日替わりでカフェや物販、文化教室等を行っている。

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

①百舌鳥古墳群及び周辺区域

百舌鳥古墳群及び周辺区域には、27 件の指定等文化財が存在する。

有形文化財のうち建造物は重要文化財の高林家住宅、堺市博物館内に移設された旧浄土寺九重塔の2件のほか、堺市博物館敷地内の伸庵や黄梅庵、大阪府立三国丘高等学校同窓会館（旧三丘会館）、旧天王貯水池等の10件が登録有形文化財（建造物）となっている。美術工芸品としては、重要文化財が木造観音菩薩立像（堺市博物館所蔵）、漆塗太鼓形酒筒（堺市博物館所蔵）の2件、府指定が慶長大火縄銃（堺市博物館所蔵）等の2件、市指定が住吉祭礼図屏風（堺市博物館所蔵）、山上宗二記（堺市博物館所蔵）、元禄菱垣廻船模型（堺市博物館所蔵）、十一面観音立像（光明院所蔵）の4件となっている。

無形文化財及び民俗文化財の指定等を行われていない。

史跡は、史跡百舌鳥古墳群として、いたすけ古墳、長塚古墳、収塚古墳、塚廻古墳、文珠塚古墳、丸保山古墳、乳岡古墳、御廟表塚古墳、ドンチャ山古墳、正楽寺山古墳、鏡塚古墳、善右エ門山古墳、銭塚古墳、グワショウ坊古墳、旗塚古墳、寺山南山古墳、七観音古墳、御廟山古墳内濠、ニサンザイ古墳内濠の19基が指定され、また市指定が、竜佐山古墳周濠、永山古墳周濠、孫太夫山古墳前方部及び周濠の3件となっている。

他に、宮内庁が管理する陵墓として仁徳天皇陵古墳、反正天皇陵古墳、履中天皇陵古墳及び、陵墓参考地として、ニサンザイ古墳、御廟山古墳が存在する。

天然記念物は府指定の百舌鳥のくす、百舌鳥八幡宮のくす、方違神社のくろがねもちの3件である。

この中で、古墳に関しては、いたすけ古墳をはじめとする史跡の古墳を対象として百舌鳥古墳群としての包括的な評価の下に、必要なものについて保存、修景、整備等を実施する。また、仁徳天皇陵古墳等の宮内庁が管理する陵墓や陪塚、陵墓参考地についても、史跡と連携した保存・活用を図る。

②環濠都市区域

環濠都市区域には、42 件の指定等文化財が存在する。

有形文化財は、建造物が重要文化財の大安寺本堂、海会寺本堂、庫裏及び門廊、山口家住宅、南宗寺仏殿・山門・唐門の4件、府指定の菅原神社楼門、板状塔婆の2件、市指定の井上関右衛門家住宅等の2件、登録有形文化財の清学院不動堂・庫裏・門、旧十八屋（櫻館）の4件が存在する。美術工芸品としては重要文化財が脇差 朱銘長義（妙國寺）、短刀 銘国光（妙國寺）、紙本著色大寺縁起（開口神社）、伏見天皇宸翰御歌集（冬百首）（開口神社）、短刀 銘吉光（開口神社）、釈迦二声聞像（祥雲寺）、沢庵和尚像（祥雲寺）、閻魔王図（長泉寺）、本堂障壁画（大安寺）の9件、府指定が阿弥陀如来立像（常安寺）、梵天像（常安寺）、開口神社文書（開口神社）、和泉長谷寺縁起（長谷寺）、阿弥陀三尊来迎図（専称寺）の5件、市指定が梵鐘（本願寺堺別院）、親鸞聖人絵伝（真宗寺）、反故裏書（真宗寺）、己行記（妙國寺）、行功部分記（妙國寺）、宝物集 卷第三（妙國寺）、法華経宝塔曼荼羅図（妙法寺）、牡丹花詩集（海会寺）、仏涅槃図（月蔵寺）等の10件となっている。

無形文化財には市指定の「住吉大社宿院頓宮の^{はらえ}祓神事」の1件が存在する。民俗文化財の指定等を行われていない。

史跡は、国指定が土佐十一烈士墓の1件、府指定が堺県庁跡の1件となっている。

名勝は、国指定が南宗寺庭園の1件、府指定が祥雲寺庭園の1件、市指定が妙國寺庭園の1件となっている。

天然記念物は国指定が妙国寺のソテツの1件となっている。

区域北部には山口家住宅、井上関右衛門家住宅、清学院をはじめとする指定等文化財のほか、町家等に代表されるその他の指定等文化財以外の歴史的建造物が多く存在する。このうち井上関右衛門家住宅は第1期計画で保存修理を実施しており、公開活用のための取組を進めている。これらの文化財の積極的な保存活用は、地域活性化にも寄与するものであり、建造物として価値が認められるものについては、文化財保護法による文化財指定及び登録を検討し、また必要に応じ、歴史的風致形成建造物の指定を行い、保存活用を図る。

重点区域では刃物、線香等の伝統産業が継承されており、町家等の小規模な建造物を作業場とする堺固有の分業制等の産業構造が、特有の市街地環境の形成にも大きく寄与している。後継者育成のための教育体制の充実や、多様化する消費者ニーズへの対応、地域ブランドとしての確立を協働で進める。

③その他の両区域に共通する内容

無形民俗文化財については神輿渡御、百舌鳥八幡宮月見祭等の伝統行事や祭礼等の無形の文化財が継承されている。これらの継承の担い手となっている地域や団体等と連携し、調査及び記録作成の実施、保存・継承のための計画策定の支援を行い、必要に応じて保存・継承のための支援等も検討する。

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

本計画の実施期間中に、重点区域における歴史的風致を維持向上するための保存・修理・修景を積極的に実施するため、重点区域内の歴史的建造物の保存・修理・修景に対する助成を行う。

重点区域内において、町家等の歴史的建造物を、指定の基準に沿って歴史的風致形成建造物に指定し、所有者等の意向や建造物の損傷状態の調査を行い、保存・修理・修景に対する助成を行う。

百舌鳥古墳群では、陵墓、陪塚、陵墓参考地を除く古墳を対象として、平成29年(2018)度に整備基本計画(第1期)を、令和4年(2022)度に保存活用計画を策定した。整備は、御廟表塚古墳から着手し、緑の環境を活かしたうえで、古墳本来の形状が理解できるような説明を整備で実施する。他の古墳についても、順次整備基本計画に基づき整備を実施する。さらに、陪塚については、近接する大型古墳との位置関係が理解できるように、大仙公園において古墳周辺を対象とした修景を実施することで、古墳群としての景観の向上をめざす。

【重点区域における事業】

「百舌鳥古墳群整備事業（平成24年度～令和14年度）」

「大仙公園整備事業（昭和 38 年度～令和 14 年度）」

【市内全域における事業】

「歴史的建造物保存修理事業（平成 25 年度～令和 14 年度）」

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内には、堺市博物館、堺伝匠館、堺市立町家歴史館（山口家住宅）、堺市立町家歴史館（清学院）等の歴史・文化関連施設がある。

百舌鳥古墳群及び周辺区域には、堺市博物館や百舌鳥古墳群ビジターセンターがある。これらの施設を活用して、市民や来訪者に本市の歴史・文化や世界遺産百舌鳥・古市古墳群の価値や魅力を伝える。

環濠都市区域については、伝統産業及び町家等に関連する展示を行うほか、利晶の杜では千利休や与謝野晶子に関する展示を行っている。利晶の杜では、茶の湯を中心とした堺における中世の歴史や文化についての情報発信を行う。

【重点区域における事業】

「堺市博物館企画展示事業（昭和 55 年度～令和 14 年度）」

「堺市博物館学芸口座事業（昭和 55 年度～令和 14 年度）」

「堺市博物館校外学習受け入れ事業（昭和 55 年度～令和 14 年度）」

「文化観光拠点の管理運営事業（平成 26 年度～令和 14 年度）」

（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域については、堺市景観計画で「重点的に景観形成を図る地域」に位置付け、きめ細かな景観誘導を図っていくこととしており、このような取組と連携していくことが必要である。

百舌鳥古墳群及び周辺区域においては、緑豊かな古墳と一体となった市街地環境を保全・創出することが重要であり、そのため、古墳周囲を第一種低層住居専用地域や風致地区に指定し、周辺の市街地環境を保全する。また、大仙公園の整備等の環境整備を検討するほか、建築物の高さや色彩等の形態意匠について、景観地区等の都市計画手法や景観法・屋外広告物法等に基づく各種手法の活用による保全を進めている。

環濠都市区域においては、文化財の指定等により、核となる文化財の保存を図りながら、これらと調和した歴史的なまちなみを形成するため、歴史的建造物の保存・修理等について検討する。

また文化財に関する情報提供を行う説明板や、文化財をはじめとする歴史的建造物等を有機的につなぐ誘導看板や標柱の設置、周遊マップ等と連動したルートの整備など、歴史的風致に配慮しつつ来訪者等に分かりやすい説明板等のデザインの検討を行う。

【重点区域における事業】

「大仙公園整備事業（昭和 38 年度～令和 14 年）」

「まちなみ再生事業（平成 25 年度～令和 6 年度）」

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域に関しては、指定等文化財だけでなくその他の歴史的建造物等が多く存在しており、個々の文化財の防災だけでなく、周辺の市街地を含む一体的な文化財防災に関する計画の策定を進める。

特に環濠都市区域の北部は元和の町割を継承する街区であるものの、狭い道路も多く、緊急車両の進入が困難な場所もあることなどを考慮し、防災面の問題点・課題を整理した上で、具体的な防災計画の策定を進める。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

堺市博物館では、小中学校の校外学習に利用することで、実物の資料や映像をもとに本市の歴史を学ぶ機会を設ける。

さらに歴史・文化資源を活用した周遊事業として文化財特別公開を開催し、指定文化財の公開や、刃物等の伝統産業の実演・販売等を実施し、市内外に対して堺市の文化財の積極的な普及・啓発を行っており、これらの取組を引き続き継続する。

【重点区域における事業】

「観光ボランティアガイドとの連携（平成7年度～令和14年度）」

【市内全域における事業】

「歴史・文化資源を活用した周遊事業（平成10年度～令和14年度）」

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

百舌鳥古墳群及び周辺区域には、百舌鳥古墳群を構成する古墳、古墳築造に関連する集落跡、生産遺跡等が数多く残されている。また環濠都市区域は、全域が堺環濠都市遺跡に該当し、地下約1mには、中世「堺」の町の痕跡が残されている。

これら周知の埋蔵文化財包蔵地内での開発行為の実施にあたっては、開発に伴う文化財保護法に基づく届出又は通知の提出を徹底し、開発に際して埋蔵文化財を確認した場合には、工法の検討や、計画変更によって埋蔵文化財の地下保存等の措置を協議し、遺構の保護に努めるほか、やむを得ない場合は、記録保存等の対応についても速やかに実施していく。

さらに、百舌鳥古墳群については、各古墳の規模や形状、築造年代等を把握するために、平成19年（2007）度より継続して、範囲確認調査や地中レーダ探査を実施している。調査成果は、発掘調査報告書を作成するほか、堺市博物館や大阪府立近つ飛鳥博物館での展示や、講演会を開催することで、市内外への公開に努める。



周知の埋蔵文化財包蔵地（百舌鳥古墳群及び周辺区域）



周知の埋蔵文化財包蔵地（環濠都市区域）

(8) 文化財の保存・活用に関わっている各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

百舌鳥古墳群及び周辺区域では、地元住民を中心に古墳の清掃美化活動が行われている。「仁徳陵をまもり隊」は、郷土「堺」の誇りである仁徳天皇陵古墳を美しく保ち、次世代へ伝えていくことを目的に、仁徳天皇陵古墳の外濠、外堤及び周遊路等の清掃を年2回(3月と11月)実施している。また、「魅力あふれる百舌鳥野をつくる会」は、古墳の周遊路や街道を中心とした道路の美化活動の実施や、講演会やウォークラリーを開催している。

このような古墳及び周辺の清掃美化活動については、行政との協働による実施方法について検討する。

堺環濠都市区域でも地域の団体が活動を行っている。環濠北部では町家の所有者等が中心となり、「堺文化財特別公開」の期間中などで、「堺・七まち町家公開実行委員会」による町家等の公開やイベント等が行われている。また、環濠の象徴である「内川・土居川」では、川の清掃活動から始まった取組が、現在ではNPO法人「観濠クルーズ Sakai」として定期観光船を運航させるまでとなり、活発に活動を行っている。さらに、流域の8連合自治会では「内川・土居川を美しくする会」を結成し、年2回(11月・3月)の清掃活動に取り組んでいる。

また、環濠都市を中心とした堺の歴史を検証、発信する団体として、三好長慶とその一族、堺幕府の検証、又これらに関与した寺院の景観を守り育て、広く府市民に伝えることにより事実の再認識をめざす「堺・ちくちく会」や、慶応4年(1868)に起こった堺事件に関する検証や発信の活動を行う「堺事件を語り継ぐ会」がある。

これらの他にも様々な団体が活躍し、歴史や文化を活かした市街地形成への取組が進んでいる。

【重点区域における事業】

「百舌鳥古墳群に関する情報発信や市民と協働した取組(平成17年度～令和14年度)」
「観光ボランティアガイドとの連携(平成7年度～令和14年度)」

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画において、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等は、歴史的風致を構成する建造物の保存と活用、歴史的風致の維持向上に資する環境の維持と創出、歴史的風致における活動への支援、歴史的風致に対する情報発信と回遊性の向上等の取組を事業等により実施する。

第1期計画では、歴史的風致の核となる古墳や歴史的建造物の保存整備、環濠都市区域北部でのまちなみ修景補助制度等を進めた。計画期間内に百舌鳥古墳群の世界遺産登録が追い風となり、本市への来訪者数が増加した。また、祭礼や行事、伝統産業、古墳での清掃活動等の歴史と伝統を反映した人々の活動への支援等が、本市に対する歴史への誇りの醸成につながった。

第2期計画では、古墳や歴史的建造物に対する保存及び公開活用への取組、百舌鳥古墳群や環濠都市での歴史的建造物を中心としたエリアにふさわしい歴史的なまちなみへの取組、伝統を反映した人々の活動に対する支援等への継続した取組、本市の歴史や文化に対する関心の高まりが一過に終わらないための理解向上、歴史的資源の回遊性の向上に対する取組について、課題が残されている。

これらの課題解決のための基本的な考え方は次のとおりとする。

歴史的風致の形成にあたって核となる歴史的価値を有する建造物の保存や修理を行うほか、これら建造物を中心に創り出される良好な景観を維持向上させるため、周辺環境の向上をめざす。また、これらの歴史と伝統を反映する人々の活動に対する支援として、伝統産業を守り伝える人々、地域の祭礼行事の担い手、並びに百舌鳥古墳群の周遊を支える人々の活動を支援するほか、環濠(内川、土居川)や古墳をはじめとする歴史・文化資源を巡る回遊性の向上を図る。さらには、学校教育の場で堺の歴史文化への学習の取組を継続する。

これらの基本的な考え方にに基づき、以下の各方針に即した4つの観点から歴史的風致の維持及び向上に資する事業を推進する。なお、今後、歴史的風致の維持向上に必要となる新たな事業が生じた場合には、適宜事業を追加していくものとする。

(1) 「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する方針

古墳時代をはじめ各時代に培われてきた多様な歴史・文化資源の保存と活用

歴史的風致の形成にあたって核となる古墳や歴史的建造物については、周辺環境との調和に配慮した保存整備を図るほか、それらの歴史的背景等と合わせて情報発信を行い、利用者に親しまれ、愛されるよう、地域の歴史的風致を伝える拠点としての積極的な活用を図る。

【百舌鳥古墳群及び周辺区域】

- 百舌鳥古墳群整備事業

【市域全域】

- 指定文化財等保存修理事業
- 浜寺公園駅旧駅舎及び諏訪ノ森駅旧駅舎保存活用事業

(2) 「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する方針

歴史的景観を活かした魅力ある市街地環境の創出

百舌鳥古墳群周辺の地域について、山のようにそびえる巨大な古墳の持つ圧倒的な存在感を感じ、大王墓と陪塚の関係を垣間見ることができるようなガス気球運行事業や大仙公園の整備により、古墳群を取り巻く周辺環境並びに景観の向上に努める。

また、環濠都市区域についても、町家修景に対する支援や歴史・文化を活かした都市魅力の向上の取組を実施するなどにより、歴史的風致を取り巻く周辺環境の維持向上に取り組む。

【百舌鳥古墳群及び周辺区域】

- ガス気球運行事業
- 大仙公園整備事業

【環濠都市区域】

- まちなみ再生事業
- 環濠都市堺の再生事業

(3) 「伝統を反映した人々の活動」に関する方針

「もののはじまり何でも堺」に象徴される伝統の継承と振興

地域固有の歴史及び伝統を反映した祭礼や行事等の伝統的な活動、並びに地域の人々をはじめ多くの人々の古墳周遊を支える古墳の清掃や、観光ボランティアガイドの維持・拡充、さらには伝統産業に対し、様々な形で支援を行い、永く未来へと継承されるよう事業を促進する。特に伝統産業については市場における活性化等が必要であり、その需要拡大に向け情報発信等と合わせた展開を図る。

【百舌鳥古墳群及び周辺区域】

- 百舌鳥古墳群に関する情報発信や市民と協働した古墳の保存管理に向けた取組

【環濠都市区域】

- 堺伝匠館での実演・体験イベント

【市域全域】

- 堺市地域文化遺産活用活性化事業
- 堺市戦略的産業観光（オープンファクトリー）推進事業
- 堺市地場産業振興事業
- 堺市伝統産業後継者育成事業
- 学校教育の場での茶の湯体験

(4) 「歴史・文化に対する市民意識」に関する方針

歴史の重層性により育まれた堺の都市魅力の発信と共有

本市の歴史的風致の維持向上に寄与する取組として、堺市民並びに市外から訪れる多くの人々に向け、堺固有の歴史・文化資源とこれらが織りなす堺の都市魅力の発信・PRに努

める。さらに、堺の歴史や文化に興味を抱き、十分に理解し、共感し、評価していただけるよう学び、体験する機会を創出する。また、文化に触れあう機会の場合として現存する町家等の歴史資源を有効活用し、これらの歴史資源を身近なものとして感じていただけるよう意識醸成に努めるほか、訪れる人に多くの歴史・文化資源に触れあっていただけるよう、回遊性向上に向けたサインや自転車の通行環境等の整備を進める。

【百舌鳥古墳群及び周辺区域】

- 校外学習受け入れ事業
- 堺市博物館企画展示事業
- 堺市博物館学芸講座事業
- Osaka Free Wi-Fi 整備事業

【環濠都市区域】

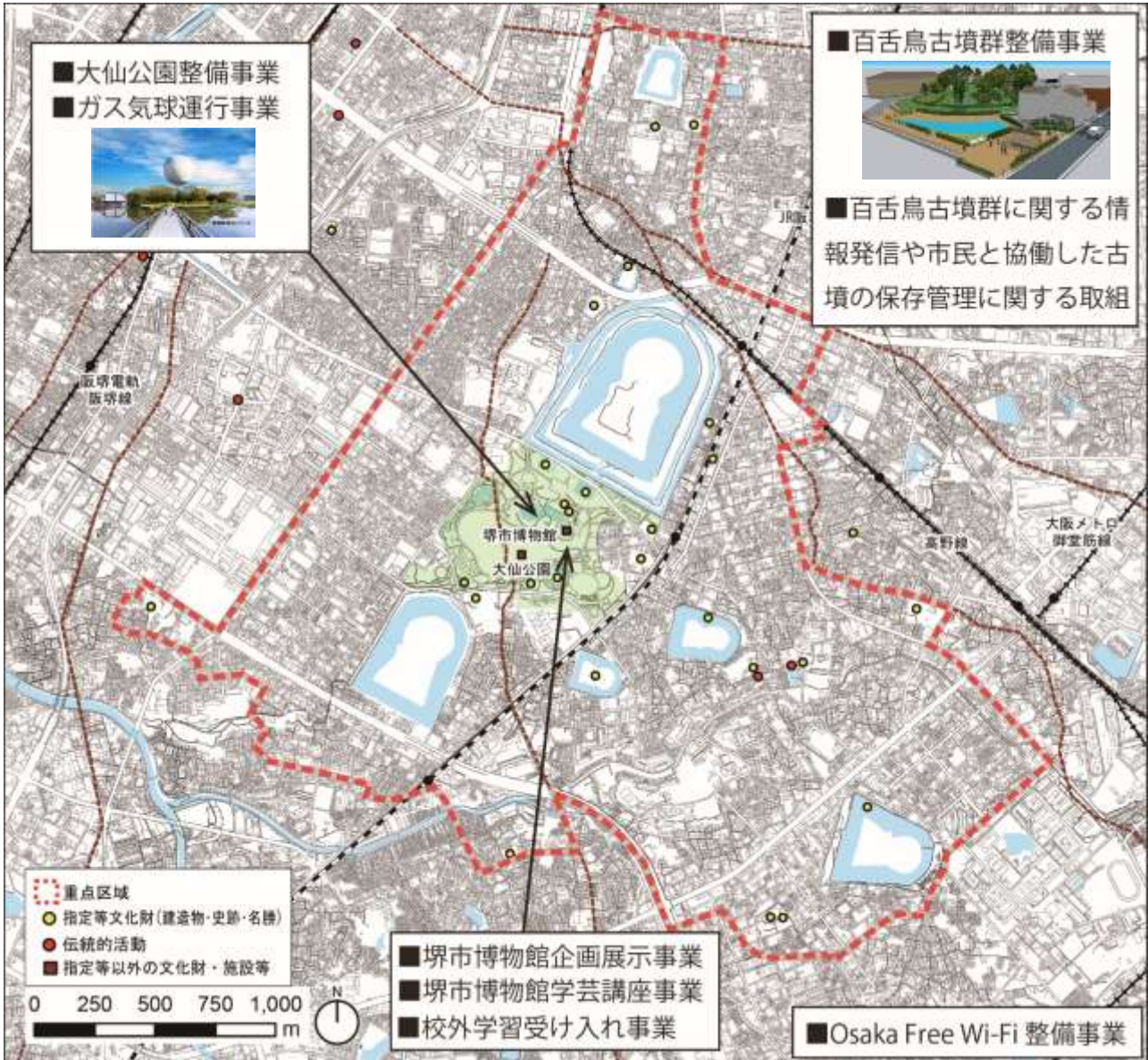
- 町家歴史館活用事業
- 文化観光拠点の管理運営事業
- Osaka Free Wi-Fi 整備事業

【市域全域】

- 観光ボランティアガイドとの連携
- 歴史・文化資源を活用した周遊事業
- 市域内における案内板の整備
- 竹内街道・横大路(大道)活性化実行委員会事業
- 西高野街道観光キャンペーン協議会事業
- SAKAI 散走事業
- 堺市シェアサイクル事業
- 自転車通行環境の整備
- 各区での歴史・文化資源を活かした公開・活用事業

2. 重点区域における事業

(1) 百舌鳥古墳群及び周辺区域における事業





(2) 環濠都市区域における事業



3. 事業一覧

事業期間は、本計画期間内（令和5年度～令和14年度）の取組として記載している。毎年実施する進捗管理で計画期間や計画内容を確認し、修正があれば変更する。

(1) 「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する事業

事業名	百舌鳥古墳群整備事業
事業主体	堺市
事業期間	平成24年度～令和14年度
支援事業	国宝・重要文化財等保存整備費補助金 (歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業)
事業位置	(百舌鳥古墳群及び周辺区域) 
事業概要	<p>百舌鳥古墳群の適切な保存と公開のため、史跡指定された古墳を対象に整備を実施する。整備は御廟表塚古墳から実施する。</p> <p>また、古墳上の樹木の剪定や伐採を必要に応じて実施することで、墳丘の視認向上を図るほか、濠を有する古墳については水質管理等についても適宜実施する。</p>  <p style="text-align: center;">御廟表塚古墳整備イメージ</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	百舌鳥古墳群において古墳の整備や樹木伐採や水質改善等の修景を図ることで百舌鳥古墳群の周遊環境が向上し、本市の歴史や文化の保存と活用につながるため、百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	指定等文化財保存修理事業
事業主体	所有者・堺市
事業期間	令和5年度～令和14年度
支援事業	文化財保存事業費関係補助金、文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）、社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業位置	（市域全域）
事業概要	<p>堺市内には数多くの指定等文化財建造物があり、所有者により維持管理が行われている。</p> <p>しかしながら各建造物において老朽化が進んでいることから、保存修理や防災対策を実施する。さらに、必要に応じて保存活用計画を策定し、保存・活用を図る。</p> <div data-bbox="692 837 1129 1164" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">桜井神社拝殿（令和5年度防災施設整備実施予定）</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	文化財建造物を保存修理することにより、指定等文化財である建造物を保存するだけでなく、伝統的な活動の場としても、貴重な歴史・文化資源を未来へ継承することにつながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	浜寺公園駅旧駅舎及び諏訪ノ森駅旧駅舎保存活用事業
事業主体	堺市
事業期間	平成 18 年度～令和 9 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	<p>南海本線（堺市）連続立体交差事業で支障となり移設した国の登録有形文化財である南海本線浜寺公園駅駅舎及び諏訪ノ森駅西駅舎の文化財的価値を次世代へ継承できるよう保存し活用することを目的とする。</p> <p>連続立体交差事業完了後は、新駅舎のエントランスや駅前広場の一部として活用することとし、現在は、地域の歴史・文化の振興の発信や市民交流スペース等として地域による試験活用を行っている。</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>両駅舎を活用することで、歴史的建造物の保存だけでなく、海浜行楽における歴史的な市街地環境の維持向上、さらには伝統的な活動の場の継承にもつながることから、海浜部の行楽にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

(2) 「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する事業


事業名	大仙公園整備事業
事業主体	堺市
事業期間	昭和 38 年度～令和 14 年度
支援事業	社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）
事業位置	<p>（百舌鳥古墳群及び周辺区域）</p> 
事業概要	<p>大仙公園は、昭和 38 年 12 月に事業認可を受け、用地買収に着手し、昭和 47 年 3 月に策定した「大仙公園基本計画」に基づき、本市のシンボルパークとして整備を進めてきた。令和元年 7 月に百舌鳥・古市古墳群が世界遺産登録されたことに伴い、令和 3 年 5 月には、「大仙公園基本計画」の改定を行っており、今後も引き続き、世界遺産の拠点に相応しい公園として整備を進める。</p> <p>「大仙公園基本計画」に基づく植生管理で墳丘等の遺構の保全や墳丘が視認できるような修景を図る。</p> <p>さらに、計画の中期整備に位置付ける百舌鳥駅前地区では、長塚古墳の周辺を含むエリアでの用地取得を実施する。</p>  <p style="text-align: center;">＜植栽の考え方イメージ＞</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>大仙公園における古墳の連続性が感じられる景観の取組が、百舌鳥古墳群の周遊環境の向上につながり、百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>


事業名	ガス気球運行事業
事業主体	堺市・民間事業者
事業期間	令和3年度～運航開始後1年間
支援事業	市単独事業
事業位置	<p>(百舌鳥古墳群及び周辺区域)</p> 
事業概要	<p>百舌鳥・古市古墳群の歴史的な価値や雄大さ等の魅力を伝達するため、上空から百舌鳥古墳群や堺の街並みを眺望できるガス気球を整備し、運行する。また、古墳群を次世代に継承していくため、小学生に気球に搭乗する体験の機会を提供する。</p> <p>基盤整備工事は令和3年度に実施。運行開始後1年間を試行期間とする。</p> 
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>上空から百舌鳥古墳群の特徴である都市部に現存する姿や、多様な古墳が密集する姿を体感することで、百舌鳥古墳群への理解が深まり、百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	まちなみ再生事業
事業主体	堺市
事業期間	平成 25 年度～令和 6 年度
支援事業	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)
事業位置	<p>(環濠都市区域)</p> 
事業概要	<p>景観計画で重点的に景観形成を図る地域として位置づけている堺環濠都市地域のうち、町家歴史館「山口家住宅」「清学院」をはじめとする町家のほか、多くの寺社が立地する寺町など、歴史的建造物が多く残る北部について、歴史・文化資源を活かしたまちなみの再生を図ることにより、堺の魅力向上を実現する。</p> <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町家等の修景への支援 
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>町家の修景を図るなどにより、環濠都市区域の町家が生み出す歴史的な風情のあるまちなみが再生され、歴史的建造物を核とした良好な景観形成にもつながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	環濠都市界の再生事業
事業主体	堺市・堺環濠町づくり推進協議会
事業期間	平成 29 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(環濠都市区域)
事業概要	<p>かつて環濠都市であった旧市街地エリア（環濠エリア）において、歴史・文化資源等を活かした都市魅力の向上や賑わいの創出により認知度を高め、市民の「愛着」や「誇り」を醸成し、交流人口・定住人口の増加をめざす。</p> <p>公民連携による公共空間の利活用に関する検討や、環濠の魅力に関する情報発信等を行う。</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	環濠都市区域内での公共空間の利活用や環濠の魅力に関する情報発信等を行うことで、市街地環境の向上や伝統産業をはじめとする歴史的資源の回遊性の向上につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(3)「伝統を反映した人々の活動」に関する事業

事業名	百舌鳥古墳群に関する情報発信や市民と協働した取組
事業主体	堺市
事業期間	平成 17 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(百舌鳥古墳群及び周辺区域)
事業概要	<p>古墳を将来にわたり末長く保存・管理していくためには、地域住民を中心に市民の理解と協力が必要である。そのため、市ではインターネットやパンフレット、ポスターによる情報発信、シンポジウムや講演会を開催し、百舌鳥古墳群や各々の古墳について市民が学び、考える機会を創出する。</p> <p>また、市民ボランティアが中心となって実施する古墳の清掃・美化活動について、ホームページへの掲載等の広報活動を行い、市民と行政が協働した保存管理に向けた相互の意識醸成を図る。</p>
	
	<p>仁徳天皇陵古墳清掃活動風景</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>シンポジウムや講演会の開催、市民ボランティアによる古墳の美化・清掃活動を側面から支援することにより、貴重な歴史・文化資源に対する地域住民あるいは市民の意識醸成を図り、さらに百舌鳥古墳群周遊の良好な環境を育むことにもつながるため、百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	堺伝匠館での実演・体験イベント
事業主体	堺市産業振興センター
事業期間	令和4年度～令和14年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(環濠都市区域) 
事業概要	堺の地場製品の販売や、堺の伝統産業に関する歴史、製法、道具等の紹介などを展示する堺伝匠館において、お香づくり体験や包丁研ぎ・包丁研ぎ直しの実演等を実施する。 ※「堺伝匠館」 堺の伝統産業、匠の技術を伝える（伝承する）重要な施設である堺伝統産業会館の愛称
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	堺の伝統産業等の実演の見学や体験をすることにより、伝統産業への関心が高まり、それが伝統産業の発展と振興につながることから、環濠都市における伝統産業にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	堺市地域文化遺産活用活性化事業
事業主体	堺市地域文化遺産活性化実行委員会
事業期間	平成 25 年度～令和 14 年度
支援事業	地域文化財総合活用推進事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	<p>伝統文化の保存伝承団体等により構成される「堺市地域文化遺産活性化実行委員会」(事務局：堺市文化部)が、地域文化遺産の保存伝承を目的に事業を実施する。</p> <p>事業は必要に応じて学識経験者等の指導、助言を得ながら実施する。</p> <p>・地域の民俗芸能・伝統行事の保存伝承事業</p> <p>※「堺市地域文化遺産活性化実行委員会」構成団体（令和 4 年度）</p> <p>堺こおどり保存会・船待神社神楽子供獅子保存会・美多彌神社流鏝馬保存会・堺式手織緞通技術保存協会・開口神社八朔祭伝統文化保存継承委員会・石津神社秋季例大祭保存伝承実行委員会・湊地域伝統文化保存伝承実行委員会・久世地区秋祭り実行委員会・陶荒田神社文化財推進実行委員会・八田荘地域伝統文化保存継承実行委員会・深井地域文化遺産総合活用推進実行委員会・大鳥大社鳳地区地車祭礼実行委員会・日部神社祭礼保存伝承実行委員会・津久野地域伝統文化保存継承実行委員会・菱木神社保存伝承実行委員会・多治速比売神社神賑行事保存会・上神谷地域伝統文化保存継承実行委員会・美木多地域伝統文化保存継承実行委員会・金岡町金太会・百舌鳥八幡宮月見祭伝統文化保存伝承実行委員会・堺市美原区広国神社秋祭り実行委員会・菅原神社八朔祭伝統文化保存伝承実行委員会 22 団体</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>地域の民俗芸能・伝統行事の保存伝承事業について支援等を行うことにより、上神谷のこおどりははじめとする伝統的な活動の保存伝承につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>





事業名	堺市地場産業振興事業
事業主体	堺市
事業期間	平成 13 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	<p>刃物や注染・和晒、線香をはじめとする地場産業を営む中小企業者により組織された団体の事業活動にかかる経費の一部を補助する。</p> <p>【補助対象事業】</p> <p>①地場産業振興事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の近代化及び合理化に関する事業 ・販路の開拓に関する事業 ・各種情報の収集に関する事業 <p>②ものづくり基盤技術継承事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継者の育成に関する事業 ・技術・技法の記録、収集及び保存に関する事業
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>当該事業を通じて、消費者ニーズや市場環境の変化に対応した販路開拓や情報発信の強化、後継者育成など、複合的な展開につなげ、ひいては堺の職人により育まれ、脈々と受け継がれてきた伝統産業の発展と振興が図られることから、環濠都市における伝統産業にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	堺市伝統産業後継者育成事業
事業主体	堺市
事業期間	平成 21 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	刃物や注染・和晒、線香等の伝統技能の継承を図るため、後継者を雇用した事業所に人件費の一部を補助する。
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当該事業を通じ伝統産業の未来を担う後継者の育成を促し、堺の職人により育まれ、脈々と受け継がれてきた伝統産業の継承が図られることから、環濠都市における伝統産業にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	堺市戦略的産業観光（オープンファクトリー）推進事業
事業主体	堺市
事業期間	令和 4 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	伝統産業の発展と振興に資するため、伝統産業事業者のイメージ向上や集客を図り、製造工程の見学や体験をしてもらうための環境整備に要する経費の一部を補助する。
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当該事業を通じて、製造工程の見学や体験を感じていただくことで伝統産業への関心が高まり、伝統産業の発展と振興が図られることから、環濠都市における伝統産業にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	学校教育の場での茶の湯体験
事業主体	堺市
事業期間	平成 13 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	<p>千利休生誕の地・堺に育つ子どもたちが「茶の湯」の体験を通じて、自国の伝統文化を知ると同時に、茶道において大切にされている「もてなしの心」や人とのかかわり方を学び、豊かな心を育むことをねらいとして「茶の湯体験」を実施する。</p>
	 <p style="text-align: center;">茶の湯体験</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>茶の湯を通じて本市の伝統文化に触れる機会を創出し、次代を担う子供たちの意識を醸成する。さらにその理解を深めることで、ひいては茶の湯の継承にもつながることから、環濠都市における茶の湯にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

(4) 「歴史・文化に対する市民意識」に関する事業

事業名	堺市博物館企画展示事業
事業主体	堺市
事業期間	昭和 55 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	<p>(百舌鳥古墳群及び周辺区域)</p> 
事業概要	<p>堺市博物館で本市の歴史の特色を踏まえた常設展示を行う。さらに、常設展示とは異なる切り口で本市の歴史や文化をテーマにした企画展示を開催する。</p>  <p style="text-align: center;">令和 4 年度の企画展示と展示解説</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>市内外に向け、歴史の重層性により育まれた本市の歴史や文化を学ぶ機会を創出することで、歴史・文化資源に対する市民意識が深まると同時に、歴史的建造物への探訪を促すことにもつながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	堺市博物館学芸講座事業
事業主体	堺市
事業期間	昭和 55 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	<p>(百舌鳥古墳群及び周辺区域)</p> 
事業概要	堺市博物館で本市の歴史に関する講座を開催することにより、地域の歴史や文化について学ぶ機会を創出する。
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内外に向け、歴史の重層性により育まれた本市の歴史や文化を学ぶ機会を創出することで、歴史・文化資源に対する市民意識が深まるほか、歴史的建造物への探訪を促すことにもつながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	校外学習受け入れ事業（百舌鳥古墳群を学ぼう）
事業主体	堺市
事業期間	昭和 55 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	<p>（百舌鳥古墳群及び周辺区域）</p> 
事業概要	堺市博物館常設展示を活用して、小学校等の校外学習で百舌鳥古墳群の理解を促す。
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内外に向け、歴史の重層性により育まれた本市の歴史や文化を校外学習で学ぶ機会を創出することで、歴史・文化資源に対する関心が高まるほか、歴史的建造物への探訪を促すことにもつながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	町家歴史館活用事業
事業主体	堺市
事業期間	平成 21 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	<p>(環濠都市区域)</p>  <p>清学院・井上関右衛門家住宅 山口家住宅</p>
事業概要	<p>堺市立町家歴史館である重要文化財山口家住宅、登録有形文化財清学院、堺市指定有形文化財井上関右衛門家住宅を保存し、公開活用することで、来訪者に近世の歴史的建造物に触れ、体感する場を提供する。</p> <p>さらに、伝統産業をはじめとする堺の歴史や文化に関する展示やイベント等も開催する。</p>  <p>井上関右衛門家住宅の展示イメージ</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>町家歴史館で多くの来訪者が環濠都市の持つ歴史的価値や魅力に触れ、歴史的背景等を知ること、歴史・文化資源に対する理解と共感が生まれる。さらに館内の展示等の取組により伝統産業等への理解が深まることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	文化観光拠点の管理運営事業
事業主体	堺市・指定管理事業者
事業期間	平成 26 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	<p>(環濠都市区域)</p>  <p>文化観光拠点</p>
事業概要	<p>千利休、与謝野晶子をテーマとする文化施設や茶の湯体験施設、堺観光の窓口となる観光案内展示室等で形成される文化観光拠点を運営し、市内外からの誘客及び市内周遊を促進することで、都市魅力の向上、にぎわいの創出を図る。</p>  <p>※さかい利晶の杜は、堺ゆかりの二人の人物、千利休と与謝野晶子をテーマに、これら堺の特色ある歴史文化を広く発信する文化観光施設</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>環濠都市の歴史的な価値や魅力を発信することにより、本市の歴史・文化資源に対する理解が深まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	Osaka Free Wi-Fi 整備事業
事業主体	堺市
事業期間	平成 29 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(百舌鳥古墳群及び環濠都市区域)
事業概要	<p>百舌鳥古墳群及び環濠エリアにおいて、外国人をはじめとした来訪者が快適にインターネットに接続し、観光情報の収集・観光体験の発信を行うことのできる環境を整備し、来訪者の利便性を向上することを目的とする。</p>  <p style="text-align: center;">アクセスポイント</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>百舌鳥古墳及び環濠都市区域のインターネット環境を充実することにより、来訪者の利便性を向上し周遊性が高まるほか、歴史・文化資源に関する情報の取得が容易となることで来訪者の理解がより深まることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	観光ボランティアガイドとの連携
事業主体	堺市・堺観光コンベンション協会・堺観光ボランティア協会
事業期間	平成7年度～令和14年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	<p>本市では、(社)堺観光コンベンション協会やNPO法人堺観光ボランティア協会と連携し、歴史・文化資源を中心に市内の主な観光スポットでボランティアガイドが案内を行っている。</p> <p>市内に点在する観光スポット等での定点ガイドや観光周遊を促進する事業等において、観光ボランティアガイドと連携することで、本市の歴史や文化の魅力を効果的に発信する。</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>ボランティアガイドと連携し、百舌鳥古墳群や町家歴史館山口家住宅等で案内することにより、市内外からの来訪者の多くがより親しみを感じるほか、本市の貴重な歴史・文化資源への理解を深めることで誇りに感じるなど、更なる相乗効果にもつながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	歴史・文化資源を活用した周遊事業
事業主体	堺市・堺観光コンベンション協会
事業期間	平成10年度～令和14年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	<p>若年層から高齢者層まで幅広い層を対象に、時宜にかなった話題性のあるテーマを設定し、テーマに沿った歴史・文化資源や伝統産業、食などを楽しんでもらえる周遊型の事業を実施する。</p> 
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>堺の歴史・文化・伝統の発信に加え、食・物販・体験など、多くの魅力を提供することで、若年層やファミリー層が参加しやすい周遊型のイベントとし、多くの方に歴史的な価値や魅力を発信することにより、本市の歴史・文化資源に対する理解が深まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>


事業名	市域内における案内板の整備
事業主体	堺市
事業期間	平成 18 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	<p>来訪者が迷うことなく観光スポットを周遊し、その歴史や魅力を知るための観光案内板について、来訪者の意見等を踏まえながら市域内において随時新設・更新等を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史・文化資源における案内板の改善により、区域内に点在する歴史・文化資源の周遊ルートがわかりやすくなり周遊性が高まる。さらに、説明表示等に関する改善により、来訪者の理解もより深まることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>


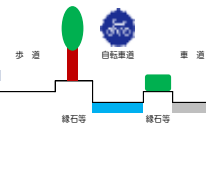


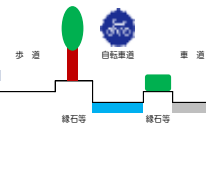


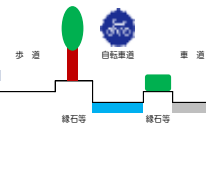

事業名	竹内街道・横大路（大道）活性化実行委員会事業
事業主体	堺市・竹内街道・横大路（大道）活性化実行委員会
事業期間	平成 24 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業・日本遺産活性化推進事業
事業位置	（市域全域）
事業概要	<p>沿道の自治体が一体となり、産学民と連携し、竹内街道・横大路大道とその周辺地域の魅力を再発掘し、国内外に情報発信することや、それら地域をつなぎ、紡ぐことにより、様々な交流を促進し、地域の活性化につなげ、地域に愛着や誇りを醸成することを目的とした取組を進める。</p> 
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>百舌鳥古墳群を周遊するルートの一つである竹内街道の情報発信を行うことで、同古墳群への周遊を促すことにつながることから、百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>


事業名	西高野街道観光キャンペーン協議会事業
事業主体	堺市・西高野街道観光キャンペーン協議会
事業期間	平成 24 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録されたことを契機に西高野街道を中心とする地域の観光魅力のPRを行うほか、観光客の受け入れ体制の充実と観光客の誘致を促進することを目的とする。
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	百舌鳥古墳群を周遊するルートの一つであり、月見祭の巡行ルートでもある西高野街道の情報発信を行うことで、同古墳群への周遊を促すことにつながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	SAKAI 散走事業
事業主体	堺市中心市街地活性化協議会まちづくり部会 堺 自転車のまちづくり・市民の会
事業期間	平成 30 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	<p>散歩するようにゆっくりと自転車で、名所や旧跡などを巡る「SAKAI 散走」を実施することにより、堺の歴史や文化に触れるきっかけを作る。</p> <p>自転車を使って点在するスポットを複数箇所巡るルートを案内することで、回遊性の向上に貢献する。また散走イベントの実施により、まちの活性化に寄与する。</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	堺の伝統産業のひとつである自転車を活用して歴史や文化に触れる機会を提供することで、歴史的風致の維持向上に寄与する。



事業名	堺市シェアサイクル事業
事業主体	堺市・民間事業者
事業期間	令和4年度～令和14年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	<p>シェアサイクルとは、複数のポート（自転車の貸出・返却拠点）を設置し、利用者がどこのポートでも貸出・返却できるシステムであり、堺の歴史や文化に関するスポットを自転車で周遊できるようポートを設置することで回遊性を高め、堺の魅力発進やまちの賑わい創出等につなげていく。</p>  <p style="text-align: center;">サイクルポート</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	堺の伝統産業のひとつである自転車を活用して、市内の歴史・文化資源の回遊性を高めることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	自転車通行環境の整備																								
事業主体	堺市																								
事業期間	平成 21 年度～令和 14 年度																								
支援事業	社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）（道路事業）																								
事業位置	（市域全域）																								
事業概要	<p>歩行者・自転車利用者にとって安全・快適な自転車通行環境の整備を行い、自転車ネットワークを形成する。</p> <p>【整備イメージ】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">整備形態</th> <th>①自転車道</th> <th>②自転車通行帯</th> <th colspan="2">③車道混在</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>歩道のある道路</th> <th>歩道のない道路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>※矢羽根・ピクトグラムによる整備の例</td> <td>※ピクトグラムによる整備の例</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イメージ図</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	整備形態	①自転車道	②自転車通行帯	③車道混在				歩道のある道路	歩道のない道路							※矢羽根・ピクトグラムによる整備の例	※ピクトグラムによる整備の例			イメージ図				
整備形態	①自転車道		②自転車通行帯	③車道混在																					
			歩道のある道路	歩道のない道路																					
																									
	※矢羽根・ピクトグラムによる整備の例	※ピクトグラムによる整備の例																							
イメージ図																									
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>自転車ネットワークを形成することで、歴史・文化資源への自転車による回遊性が高まることから、歴史的風致に触れる機会が増え、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																								

事業名	各区での歴史・文化資源を活かした公開・活用事業
事業主体	(西区) 堺市・西区自治連合協議会 (南区) 堺市
事業期間	令和3年度～令和14年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	<p>各区の歴史・文化資源を活かして、情報発信やウォーク等を実施する。</p> <p>○西区 地域史をテーマとしたウォークラリーを開催する。参加者が区内の歴史や史跡を直接知る機会を創出することで、地元の魅力を再発見するきっかけとする。1年ずつ西区西部、東部、南部を開催場所とし、3か年で終了を予定</p> <p>○南区 令和2年度から区役所エントランスホールに「陶邑窯跡群の須恵器窯跡」や「上神谷のこおどりの」のタペストリーを設置している。あわせて、南区魅力発信コーナーを設け、区内の遺跡から出土した「須恵器」の展示や動画による上神谷のこおどりの紹介を行っている。さらに、令和3年度からは、区を代表する産業の一つである「敷物」の展示を行っている。 南区を代表する歴史・文化資源について展示することで、区の魅力を発信する。</p>
	 <p>南区役所魅力発信コーナー</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	西区では百舌鳥古墳群をはじめとする歴史的資源を巡る取組を実施し、南区では上神谷のこおどりの情報発信を行うなど、区ごとに歴史的風致に触れる機会を設けることで、本市への郷土愛や誇りの醸成にもつながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針等

(1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

重点区域においては、本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るために、歴史的風致を形成する上で重要な歴史的建造物について、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動との関連性をふまえ、歴史的風致形成建造物として指定する。

なお重点区域においては、今後とも継続的な調査を実施し、随時追加指定を行っていく。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定の基準

本市の重点区域における歴史的風致を形成している建造物等で、以下のいずれかに該当するものを指定する。

1. 意匠・形態・技術性が優れているもの。
2. 歴史性、希少性、地域的な固有性等の観点から保存が必要なもの。
3. 外観が景観形成上重要なものであり、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもので、所有者又は管理者等による適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の活動が継続的に行われる見込みがあるもの。

(3) 歴史的風致形成建造物の指定の条件

次に掲げる指定条件のいずれかに該当するものを対象とする。

1. 大阪府文化財保護条例(昭和44年大阪府条例第5号)第7条第1項に基づく府指定有形文化財(建造物)及び同条例第46条第1項の規定に基づく大阪府指定史跡又は大阪府指定名勝。
2. 堺市文化財保護条例(平成3年条例第5号)第4条第1項に基づく堺市指定有形文化財(建造物)及び同条例第33条第1項に基づく堺市指定史跡、堺市指定名勝。
3. 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条第1項に基づく登録有形文化財。
4. 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物。
5. その他、歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたもの。

2. 歴史的風致形成建造物指定候補

(1) 候補一覧

※印は1期計画の指定建造物

番号	名称	写真	年代	所在地	所有者	指定等区分	関連する歴史的風致
1	山口家住宅		江戸時代	堺区 錦之町東	堺市		4 神輿渡御
重要文化財指定範囲外の土蔵・奥座敷等を含む建物が対象							
2	井上関右衛門家住宅主屋 ※		江戸時代 前期	堺区 北旅籠町西	堺市	市指定 有形 文化財	3 環濠都市 における伝 統産業
3	井上関右衛門家住宅座敷棟 ※		江戸時代 後期	堺区 北旅籠町西	堺市	市指定 有形 文化財	3 環濠都市 における伝 統産業
4	井上関右衛門家住宅道具蔵 ※		江戸時代 後期	堺区 北旅籠町西	堺市	市指定 有形 文化財	3 環濠都市 における伝 統産業
5	井上関右衛門家住宅俵倉 ※		江戸時代 後期	堺区 北旅籠町西	堺市	市指定 有形 文化財	3 環濠都市 における伝 統産業
6	井上関右衛門家住宅附属棟 ※		昭和11 年 (1936)	堺区 北旅籠町西	堺市	市指定 有形 文化財	3 環濠都市 における伝 統産業
7	井上関右衛門家住宅堀 ※		江戸時代 末期	堺区 北旅籠町西	堺市	市指定 有形 文化財	3 環濠都市 における伝 統産業

8	清学院不動堂		江戸時代 末期	堺区 北旅籠 町西	堺市	国登録 有形 文化財	3環濠都市 における伝 統産業
9	清学院庫裏		江戸時代 末期	堺区 北旅籠 町西	堺市	国登録 有形 文化財	3環濠都市 における伝 統産業
10	清学院門		江戸時代 末期	堺区 北旅籠 町西	堺市	国登録 有形 文化財	3環濠都市 における伝 統産業



歴史的風致形成建造物指定候補 位置図

(2) 指定年月日

番号	名称	指定年月日
1	山口家住宅	
2	井上関右衛門家住宅主屋	平成 30 年 3 月 31 日 (第 1 期)
3	井上関右衛門家住宅座敷棟	平成 30 年 3 月 31 日 (第 1 期)
4	井上関右衛門家住宅道具蔵	平成 30 年 3 月 31 日 (第 1 期)
5	井上関右衛門家住宅俵倉	平成 30 年 3 月 31 日 (第 1 期)
6	井上関右衛門家住宅附属棟	平成 30 年 3 月 31 日 (第 1 期)
7	井上関右衛門家住宅塀	平成 30 年 3 月 31 日 (第 1 期)
8	清学院不動堂	
9	清学院庫裏	
10	清学院門	

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持及び管理の基本的な考え方

(1) 維持管理の基本的な方針

1. 歴史的風致形成建造物の様式や特徴を顕著に示す意匠や形態に関して、史実に基づいた保存又は復原に努めるほか、歴史的風致を形成している人々の活動の場としての利活用を妨げないよう適正に維持・管理を行い、歴史的風致の維持向上につなげる。
2. 歴史的風致形成建造物は、歴史的風致の維持向上のため、また地域住民及び来訪者が地域の歴史的風致を体感できるよう、積極的に公開・活用を図る。公開にあたっては、通常外部から望見される外観だけでなく、可能な範囲で内部公開に努める。
3. 歴史的風致形成建造物が、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、大阪府文化財保護条例(昭和44年大阪府条例第5号)、堺市文化財保護条例(平成3年条例第5号)に基づく文化財指定又は登録等、景観法に基づく景観重要建造物の指定、またその他法令に基づく指定等がされている場合は、上述の方針1.を踏まえたうえで、該当する法令に基づいた適正な維持・管理を行う。
4. 景観重要建造物と重複する歴史的風致形成建造物については、上述の方針1.を踏まえた上で、通常道路等の公共空間から望見できる範囲の景観上の調和を図るために、適切な維持又は復原のための修理や修景を行う。
5. 他の法制に基づく指定等が行われていない歴史的風致形成建造物に関しては、詳細な調査を行い、その価値に応じた文化財指定、登録等による保護を図るよう努める。

(2) 届出が不要となる行為

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については以下の場合とする。

1. 大阪府文化財保護条例(昭和44年大阪府条例第5号)第7条第1項に基づく府指定有形文化財(建造物)について同条例第24条第1項の規定に基づく現状変更等の許可申請、及び同条例第46条第1項の規定に基づく大阪府指定史跡又は大阪府指定名勝について同条例第55条第1項の規定に基づく現状変更等の許可申請、同条例第19条第1項又は第52条に基づく修理又は復旧の届出を行った場合。
2. 堺市文化財保護条例(平成3年条例第5号)第4条第1項に基づく堺市指定有形文化財(建造物)について同条例第14条第1項の規定に基づく現状変更等、及び同条例第33条第1項に基づく堺市指定史跡、堺市指定名勝について同条例第36条第1項に基づく現状変更等の許可申請、又は第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合。
3. 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条第1項に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更等の届出を行った場合。
4. 景観法第19条第1項の規定に基づく景観重要建造物について、同法第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合。

卷末資料

国・府・市指定文化財等一覽

参考文献

国・府・市指定文化財等一覧

(1) 建造物

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
国宝	桜井神社拝殿	1	鎌倉	桜井神社	南区片蔵	大正6年4月5日
重要文化財	法道寺 多宝塔 食堂	2	室町 正平23年 (1368) 鎌倉後期	法道寺	南区鉢ヶ峯寺	明治35年4月17日 昭和35年6月9日
重要文化財	日部神社本殿	1	室町前期	日部神社	西区草部	大正6年4月5日
重要文化財	多治速比売神社本殿 附：棟札1枚	1	天文10年 (1541) 文政2年 (1819)	多治速比売神社	南区宮山台	昭和24年2月18日
重要文化財	大安寺本堂	1	江戸前期	大安寺	堺区南旅籠町東	昭和30年6月22日
重要文化財	海会寺 本堂及び庫裏 門廊	2	江戸前期 江戸前期	海会寺	堺区南旅籠町東	昭和30年6月22日
重要文化財	山口家住宅	1	江戸前期	堺市	堺区錦之町東	昭和41年6月11日
重要文化財	高林家住宅 主屋 附：幣串1本 表門 米蔵 附：柴納屋1棟 西蔵 附：土塀2棟 表門西方折れ曲がり延長 151.2m 門2ヶ所を含む 宅地、山林、溜池及び雑種 地5,981.01㎡ 不動堂、稲荷社、土塀を含む	4	寛政11年 (1799) 江戸後期 江戸後期 明治	個人	北区百舌鳥赤畑町	昭和44年6月20日 昭和44年6月20日 昭和61年5月24日 昭和61年5月24日 昭和61年5月24日
重要文化財	南宗寺 仏殿 附：棟札2枚 山門 附：棟札1枚 唐門	3	承応2年 (1653) 正保4年 (1647) 江戸前期	南宗寺	堺区南旅籠町東	平成5年12月9日
重要文化財	旧浄土寺九重塔	1	鎌倉 嘉元4年 (1306)	堺市	堺区百舌鳥夕雲町 堺市博物館構内	昭和30年2月2日

府指定 有形文化財	菅原神社楼門	1	江戸中期	菅原神社	堺区戎之町東	昭和45年2月20日
府指定 有形文化財	家原寺石造板碑	1	室町 天文20年 (1551)	家原寺	西区家原寺町	昭和47年3月31日
府規則*	石造 板状塔婆	1	室町 明德2年 (1391)	十輪院	堺区九間町東	昭和37年10月22日
府規則*	石造 板状五輪塔婆	1	鎌倉 正和2年 (1313)	堺市	堺区石津町 乳岡古墳上	昭和37年10月22日
市指定 有形文化財	石津太神社 北本殿 南本殿 拝殿 一の鳥居 二の鳥居	5	江戸前期 江戸前期 江戸後期 寛永19年 (1642) 嘉永2年 (1849)	石津太神社	西区浜寺石津町中	平成9年12月15日
市指定 有形文化財	愛染院本堂	1	慶安5年 (1652)	愛染院	北区藏前町	平成13年12月20日
市指定 有形文化財	井上関右衛門家住宅 主屋 座敷棟 道具蔵 俵倉 附属棟 土地 956.75 m ² ・塀 7.95m 含む	5	江戸前期 江戸時代後期 江戸時代後期 江戸時代後期 昭和11年 (1936)	堺市	堺区北旅籠町西	平成16年6月24日 平成30年2月16日 平成30年2月16日 平成30年2月16日 平成30年2月16日 平成30年2月16日
市指定 有形文化財	菅生神社本殿	1	万治4年 (1661)	菅生神社	美原区菅生	平成18年4月20日
市指定 有形文化財	日部神社神門	1	江戸前期	日部神社	西区草部	平成20年7月17日
市指定 有形文化財	法雲寺 山門 天王殿 大雄宝殿 開山堂 方丈 鎮守堂	6	貞享4年 (1687) 宝永元年 (1704) 貞享元年 (1684) 元禄14年 (1701) 元禄15年 (1702) 江戸時代中期	法雲寺	美原区今井	平成27年3月13日

市指定 有形文化財	高倉寺 金堂 御影堂 宝起菩薩堂	3	寛永7年 (1630) 建築 延宝2年 (1674) 大改修 明和3年 (1766) 明治14年 (1881)	高倉寺	南区高倉台	平成29年2月6日
市指定 有形文化財	本願寺堺別院 本堂 山門 鐘楼 太鼓楼 経蔵 御成門 手水舎 蓮如堂 蓮如堂拝殿	9	文化5年 (1822) 宝暦2年 (1752) 江戸時代中期 江戸時代後期 江戸時代後期 江戸時代後期 明治初年移築 江戸時代後期 江戸時代後期	本願寺堺別院	堺区新明町東	平成31年2月22日
登録 有形文化財	浅香山病院白塔	1	昭和12年 (1937)	浅香山病院	堺区今池町	平成10年9月2日
登録 有形文化財	浅香山病院西病棟	1	昭和12年 (1937)	浅香山病院	堺区今池町	平成10年9月2日
登録 有形文化財	南海電気鉄道株式会社 南海本線浜寺公園駅舎	1	明治40年 (1907)	南海電気鉄道(株)	西区浜寺公園町	平成10年9月2日
登録 有形文化財	南海電気鉄道株式会社 南海本線諏訪ノ森駅西駅舎	1	大正8年 (1919)	南海電気鉄道(株)	西区浜寺諏訪森町西	平成10年9月2日
登録 有形文化財	近江岸家住宅主屋	1	昭和10年 (1935)	個人	西区浜寺昭和町	平成10年1月16日
登録 有形文化財	近江岸家住宅外塀	1	昭和10年 (1935)	個人	西区浜寺昭和町	平成10年1月16日
登録 有形文化財	阪之上家住宅洋館	1	大正10年頃 (1921)	個人	西区浜寺昭和町	平成11年11月18日
登録 有形文化財	阪之上家住宅離れ座敷	1	昭和9年 (1934)	個人	西区浜寺昭和町	平成11年11月18日
登録 有形文化財	阪之上家住宅蔵	1	昭和9年 (1934)	個人	西区浜寺昭和町	平成11年11月18日
登録 有形文化財	阪之上家住宅渡廊下	1	昭和9年 (1934)	個人	西区浜寺昭和町	平成11年11月18日
登録 有形文化財	阪之上家住宅外塀	1	大正10年頃 (1921)	個人	西区浜寺昭和町	平成11年11月18日
登録 有形文化財	大阪府立三国丘高等学校 同窓会館(旧三丘会館)	1	昭和9年 (1934)	大阪府	堺区南三国ヶ丘町	平成12年2月15日
登録 有形文化財	片桐棲龍堂主屋	1	文化年間	個人	堺区西湊町	平成12年10月18日
登録 有形文化財	片桐棲龍堂東ノ蔵	1	嘉永年間	個人	堺区西湊町	平成12年10月18日
登録 有形文化財	片桐棲龍堂中ノ蔵	1	文化11年頃 (1814)	個人	堺区西湊町	平成12年10月18日
登録 有形文化財	片桐棲龍堂摩利支尊天神社廟	1	江戸後期	個人	堺区西湊町	平成12年10月18日

登録 有形文化財	片桐棲龍堂西ノ蔵	1	明治初期	個人	堺区西湊町	平成12年10月18日
登録 有形文化財	片桐棲龍堂洗い場	1	明治初期	個人	堺区西湊町	平成12年10月18日
登録 有形文化財	片桐棲龍堂煉瓦塀	1	明治初期	個人	堺区西湊町	平成12年10月18日
登録 有形文化財	旧天王貯水池	1	明治43年 (1910)	堺市	堺区中三国ヶ丘町	平成13年8月28日
登録 有形文化財	旧是枝近有邸	1	昭和6年頃 (1931)	個人	北区百舌鳥梅北町	平成14年2月14日
登録 有形文化財	兒山家住宅主屋	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成14年2月14日
登録 有形文化財	兒山家住宅座敷	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成14年2月14日
登録 有形文化財	兒山家住宅離れ	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成14年2月14日
登録 有形文化財	兒山家住宅取り合い	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成14年2月14日
登録 有形文化財	兒山家住宅内蔵	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成14年2月14日
登録 有形文化財	兒山家住宅納屋	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成14年2月14日
登録 有形文化財	兒山家住宅外蔵	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成14年2月14日
登録 有形文化財	兒山家住宅門長屋	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成14年2月14日
登録 有形文化財	兒山家住宅隠居所	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成14年2月14日
登録 有形文化財	兒山家住宅土塀	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成14年2月14日
登録 有形文化財	清学院不動堂	1	江戸末期	堺市	堺区北旅籠町西	平成14年8月21日
登録 有形文化財	清学院庫裏	1	江戸末期	堺市	堺区北旅籠町西	平成14年8月21日
登録 有形文化財	清学院門	1	江戸末期	堺市	堺区北旅籠町西	平成14年8月21日
登録 有形文化財	堺市茶室黄梅庵	1	江戸	堺市	堺区百舌鳥夕雲町 大仙公園内	平成15年1月31日
登録 有形文化財	堺市茶室伸庵	1	昭和4年 (1929)	堺市	堺区百舌鳥夕雲町 大仙公園内	平成15年1月31日
登録 有形文化財	小谷城郷土館主屋	1	江戸後期	小谷城郷土館	南区豊田	平成17年7月12日
登録 有形文化財	小谷城郷土館門長屋	1	江戸後期	小谷城郷土館	南区豊田	平成17年7月12日
登録 有形文化財	小谷城郷土館瓦蔵初蔵	1	江戸後期	小谷城郷土館	南区豊田	平成17年7月12日
登録 有形文化財	小谷城郷土館二番蔵	1	江戸後期	小谷城郷土館	南区豊田	平成17年7月12日
登録 有形文化財	小谷城郷土館土蔵	1	江戸後期	小谷城郷土館	南区豊田	平成17年7月12日
登録 有形文化財	霜野家住宅(土塔庵)旧主屋	1	江戸後期	個人	中区土塔町	平成22年9月10日
登録 有形文化財	霜野家住宅(土塔庵)内土蔵	1	江戸後期	個人	中区土塔町	平成22年9月10日
登録 有形文化財	霜野家住宅(土塔庵)二階土蔵	1	江戸後期	個人	中区土塔町	平成22年9月10日
登録 有形文化財	霜野家住宅(土塔庵)納屋	1	江戸後期	個人	中区土塔町	平成22年9月10日
登録 有形文化財	霜野家住宅(土塔庵)門長屋	1	江戸後期	個人	中区土塔町	平成22年9月10日
登録 有形文化財	小谷家住宅主屋	1	江戸後期	個人	南区豊田	平成25年6月21日

登録 有形文化財	小谷家住宅正門	1	江戸後期	個人	南区豊田	平成 25 年 6 月 21 日
登録 有形文化財	小谷家住宅南門	1	江戸後期	個人	南区豊田	平成 25 年 6 月 21 日
登録 有形文化財	小谷家住宅土塀	1	江戸後期	個人	南区豊田	平成 25 年 6 月 21 日
登録 有形文化財	西井家住宅主屋	1	江戸後期 平成 3 年 (1991) 改修	個人	東区北野田	平成 29 年 10 月 27 日
登録 有形文化財	西井家住宅内土蔵	1	江戸後期 平成 3 年 (1991) 改修	個人	東区北野田	平成 29 年 10 月 27 日
登録 有形文化財	西井家住宅門長屋	1	天保 5 年 (1834) 昭和初期改修 昭和 3 年頃曳家	個人	東区北野田	平成 29 年 10 月 27 日
登録 有形文化財	旧丹治商会社屋	1	明治後期	(株)田中浚渫工業	堺区永代町	平成 30 年 11 月 2 日
登録 有形文化財	旧丹治商会門及び煉瓦塀	1	明治後期	(株)田中浚渫工業	堺区永代町	平成 30 年 11 月 2 日
登録 有形文化財	筒井家住宅主屋	1	江戸前期 /江戸後期 ・末期増築	個人	北区中百舌鳥町	令和 2 年 4 月 3 日
登録 有形文化財	筒井家住宅座敷棟	1	江戸中期 /江戸後期増築	個人	北区中百舌鳥町	令和 2 年 4 月 3 日
登録 有形文化財	筒井家住宅茶室	1	江戸後期	個人	北区中百舌鳥町	令和 2 年 4 月 3 日
登録 有形文化財	筒井家住宅門長屋	1	江戸中期	個人	北区中百舌鳥町	令和 2 年 4 月 3 日
登録 有形文化財	筒井家住宅土蔵	1	江戸後期	個人	北区中百舌鳥町	令和 2 年 4 月 3 日
登録 有形文化財	筒井家住宅土塀	1	江戸中期	個人	北区中百舌鳥町	令和 2 年 4 月 3 日
登録 有形文化財	旧十八屋（櫻館）主屋	1	江戸後期	個人	堺区桜之町西	令和 2 年 8 月 17 日
登録 有形文化財	小倉家住宅洋館	1	昭和 7 年 (1932)	個人	西区浜寺昭和町	令和 3 年 10 月 14 日
登録 有形文化財	小倉家住宅門	1	昭和 7 年 (1932)	個人	西区浜寺昭和町	令和 3 年 10 月 14 日

※「大阪府古文化紀念物等保存顕彰規則」（昭和 24 年大阪府教育委員会規則第 8 号）に基づく指定

(2) 絵画

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
重要文化財	絹本著色 沢庵和尚像	1	江戸 寛永16年 (1639)	祥雲寺	大阪市立美術館寄託	明治41年4月23日
重要文化財	紙本著色 大寺縁起	3	江戸 元禄3年 (1690)	開口神社	大阪市立美術館寄託	明治43年4月20日
重要文化財	絹本著色 釈迦二声聞像	1	鎌倉	祥雲寺	大阪市立美術館寄託	明治43年4月20日
重要文化財	絹本著色 閻魔王図	1	鎌倉	長泉寺	奈良国立博物館寄託	明治43年4月20日
重要文化財	絹本著色 十六羅漢像	16	南北朝	法道寺	堺市博物館寄託	大正6年4月5日
重要文化財	絹本著色 行基菩薩行状絵伝	3	鎌倉	家原寺	奈良国立博物館寄託	大正7年4月8日
重要文化財	本堂障壁画	76	江戸	大安寺	堺区南旅籠町東	昭和56年6月9日
府指定 有形文化財	紙本著色 和泉長谷寺縁起	3	室町	長谷寺	大阪市立美術館寄託	昭和45年2月20日
府指定 有形文化財	絹本著色 星曼荼羅図	1	南北朝	宝積院	堺市博物館寄託	昭和52年3月31日
府指定 有形文化財	絹本著色 阿弥陀三尊来迎図	1	鎌倉	専称寺	奈良国立博物館寄託	昭和56年6月1日
府指定 有形文化財	大寺縁起下絵	1	江戸	堺市	堺市博物館	平成28年4月5日
市指定 有形文化財	紺紙金銀泥 法華経宝塔曼荼羅図	1	鎌倉	妙法寺	堺区中之町東	平成6年6月24日
市指定 有形文化財	絹本著色 阿弥陀三尊図	1	高麗	法道寺	堺市博物館寄託	平成6年6月24日
市指定 有形文化財	絹本著色 法起菩薩曼荼羅図	1	室町	高倉寺	堺市博物館寄託	平成9年12月15日
市指定 有形文化財	紙本金地著色 源氏物語図屏風	1	江戸	小谷城郷土館	堺市博物館寄託	平成9年12月15日
市指定 有形文化財	紙本金地著色 住吉祭礼図屏風	1	江戸	堺市	堺市博物館	平成13年12月20日
市指定 有形文化財	絹本著色 親鸞聖人絵伝	4	室町 文明2年 (1470)	真宗寺	堺区神明町東	平成16年6月24日
市指定 有形文化財	絹本著色 光明本尊	1	室町	報恩寺	東区野尻町	平成18年4月20日
市指定 有形文化財	紙本著色 仏涅槃図	1	江戸 元禄9年 (1696)	月蔵寺	堺区柳之町東	平成24年4月26日
市指定 有形文化財	絹本着色 行基菩薩歳像	1	鎌倉	華林寺	奈良国立博物館	平成31年2月22日

(3) 彫刻

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
重要文化財	木造 観音菩薩立像	1	飛鳥～白鳳	堺市	堺市博物館	平成2年6月29日
府指定有形文化財	木造 梵天像	1	平安	常安寺	堺区熊野町東	昭和45年2月20日
府指定有形文化財	木造 阿弥陀如来立像	1	鎌倉	常安寺	堺区熊野町東	昭和45年2月20日
府指定有形文化財	木造 十一面観音立像	1	平安	観音院	南区岩室	昭和45年12月7日
府指定有形文化財	木造 阿弥陀如来坐像	1	平安	観音院	南区岩室	昭和45年12月7日
府指定有形文化財	木造 牛頭天王坐像	1	平安	中仙寺	東区石原町	昭和47年3月31日
府指定有形文化財	木造 神像	3	鎌倉	櫻井神社	南区片蔵	昭和57年3月31日
府規則*	石造 地藏菩薩立像	1	南北朝 建武2年 (1335)	善龍寺	北区長曾根町	昭和40年2月12日
市指定有形文化財	木造 十一面観音立像	1	平安	光明院	堺市博物館寄託	平成6年6月24日
市指定有形文化財	木造 不動明王立像	1	鎌倉 弘安2年 (1279)	興源寺	中区福田	平成6年6月24日
市指定有形文化財	木造 金剛力士像	2	鎌倉 弘安6年 (1283)	法道寺	南区鉢ヶ峯寺	平成13年12月20日
市指定有形文化財	木造 観音菩薩立像	1	平安	愛染院	北区蔵前町	平成16年6月24日
市指定有形文化財	木造 薬師如来坐像	1	平安	平松寺	美原区小寺	平成18年4月20日
市指定有形文化財	木造 阿弥陀如来坐像	1	平安	法道寺	南区鉢ヶ峯寺	平成27年3月13日
市指定有形文化財	真政圓忍律師坐像	1	江戸 延宝2年 (1674)	放光寺	南区美木多上	平成30年2月16日
市指定有形文化財	木造 千手観音立像	1	平安	梅自治会	梅敬人会館	平成31年2月22日
市指定有形文化財	木造 薬師如来坐像	1	平安	開口神社	堺区甲斐町東	令和2年3月19日

※「大阪府古文化紀念物等保存顕彰規則」(昭和24年大阪府教育委員会規則第8号)に基づく指定

(4) 工芸品

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
重要文化財	石燈籠	1	南北朝 正平 24 年 (1369)	日部神社	西区草部	大正 6 年 4 月 5 日
重要文化財	短刀 銘吉光	1	鎌倉	開口神社	大阪城天守閣寄託	大正 10 年 4 月 30 日
重要文化財	脇差 朱銘長義	1	南北朝	妙國寺	堺市博物館寄託	大正 13 年 4 月 15 日
重要文化財	短刀 銘国光	1	鎌倉	妙國寺	堺市博物館寄託	大正 13 年 4 月 15 日
重要文化財	太刀 銘真利	1	平安	法人	西区	昭和 17 年 6 月 26 日
重要文化財	漆塗大鼓形酒筒	1	室町 文明 5 年 (1473)	堺市	堺市博物館	昭和 61 年 6 月 6 日
府指定 有形文化財	石造 燈籠	1	室町 応永 19 年 (1412)	櫻井神社	南区片蔵	昭和 45 年 2 月 20 日
府指定 有形文化財	慶長大火縄銃	1	江戸 慶長 15 年 (1610)	堺市	堺市博物館	平成 16 年 1 月 20 日
市指定 有形文化財	銅造 梵鐘	1	江戸 元和 3 年 (1617)	本願寺堺別院	堺区神明町東	平成 13 年 12 月 20 日

(5) 書跡・典籍・古文書

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
重要文化財	伏見天皇宸翰御歌集 (冬百種)	1	鎌倉	開口神社	大阪市立美術館寄託	昭和 18 年 6 月 9 日
府指定 有形文化財	開口神社文書	1	鎌倉～江戸	開口神社	大阪歴史博物館寄託 大阪城天守閣寄託 堺市博物館寄託	昭和 53 年 8 月 4 日
市指定 有形文化財	牡丹花詩集	1	南北朝 文和 5 年 (1356)	海会寺	堺区南旅籠町東	平成 6 年 6 月 24 日
市指定 有形文化財	反故裏書(真宗寺本)	1	室町	真宗寺	堺市博物館寄託	平成 9 年 12 月 15 日
市指定 有形文化財	中村結鎮御頭次第 (奥野家本)	1	南北朝～江戸	個人	堺市博物館寄託	平成 9 年 12 月 15 日
市指定 有形文化財	己行記	1	桃山	妙國寺	堺市博物館寄託	平成 20 年 7 月 17 日
市指定 有形文化財	行功部分記	1	桃山	妙國寺	堺市博物館寄託	平成 20 年 7 月 17 日
市指定 有形文化財	宝物集 卷第三	1	桃山 天文 22 年 (1553)	妙國寺	堺市博物館寄託	平成 20 年 7 月 17 日
市指定 有形文化財	山上宗二記	1	江戸	堺市	堺市博物館	平成 20 年 7 月 17 日
市指定 有形文化財	紙本墨書 雜阿含經卷第三十六	1	奈良 天平 15 年 (743)	法道寺	堺市博物館寄託	令和 2 年 3 月 19 日

(6) 考古資料

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
重要文化財	大阪府陶邑窯跡群出土品	2585	古墳～平安	堺市	堺市博物館	平成 17 年 6 月 9 日
重要文化財	大阪府大野寺跡(土塔)出土品	1082	奈良	堺市	堺市博物館	平成 28 年 8 月 17 日
府指定有形文化財	陶邑窯跡群(TG231・232号窯)出土品	一括	古墳	大阪府	大阪府教育庁文化財調査事務所・堺市博物館	令和 4 年 3 月 15 日
市指定有形文化財	衝角付冑型埴輪	1	古墳	堺市	堺市文化財課分室(堺市博物館貸出中)	平成 13 年 12 月 20 日
市指定有形文化財	陶器千塚 29 号墳出土遺物	一括	古墳	堺市	堺市文化財課分室(堺市博物館貸出中)	平成 16 年 6 月 24 日
市指定有形文化財	黒姫山古墳出土甲冑類	一括	古墳	堺市	堺市立みほら歴史博物館	平成 20 年 7 月 17 日
市指定有形文化財	堺環濠都市遺跡出土銭鑄造資料	150	室町～安土桃山	堺市	堺市文化財課分室	平成 30 年 2 月 16 日
市指定有形文化財	日置荘西町窯跡群出土須恵器製作用具	一括	古墳	堺市	堺市文化財課分室	令和 2 年 3 月 19 日
市指定有形文化財	堺環濠都市遺跡大坂夏の陣被災遺構出土一括資料(SKT39 地点出土品)	一括	安土桃山～江戸	堺市	堺市文化財課分室	令和 4 年 2 月 25 日

(7) 歴史資料

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
市指定有形文化財	仁徳天皇大仙陵石郭之中刊出シ甲冑之図	1	明治 5 年(1872)	個人	堺市博物館寄託	平成 9 年 12 月 15 日
市指定有形文化財	世界図・日本図屏風	1	江戸	個人	堺市博物館寄託	平成 16 年 6 月 24 日
市指定有形文化財	元禄菱垣廻船模型	1	江戸 元禄 5 年(1692)	堺市	堺市博物館	平成 18 年 4 月 20 日
市指定有形文化財	擁護璽(安政地震記念碑)	1	江戸	堺市	堺市 (建設局公園緑地部大浜公園事務所管理)	平成 27 年 3 月 13 日
市指定有形文化財	放鳥銃定限記碑 附 柳原吉兵衛による石碑 顕彰資料	1	江戸	堺市	堺区鉄砲町 堺市博物館	平成 29 年 2 月 6 日

(8) 無形の民俗文化財

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
国選択※/ 府指定 無形民俗文化財	上神谷のこおどり	-	-	堺こおどり保存会	南区鉢ヶ峯寺	平成 5 年 11 月 24 日 (府指定) 昭和 47 年 8 月 5 日 (国選択)
府指定 無形民俗文化財	堺の手織緞通	-	-	堺式手織緞通技術保存協会	中区東山	平成 18 年 1 月 20 日
市指定 無形民俗文化財	石津太神社の やっさいほっさい	-	-	宗教法人 石津太神社	西区浜寺石津町中	平成 25 年 11 月 20 日
市指定 無形民俗文化財	住吉大社宿院頓宮の祓神事 (荒和大祓神事)	-	-	宗教法人 住吉大社	堺区宿院町東	令和 4 年 12 月 16 日

※記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(国選択)

(9) 史跡

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
史跡	土佐十一烈士墓	-	明治	堺市	堺区宿屋町東	昭和 13 年 8 月 8 日
史跡	土塔	-	奈良	大阪府 堺市	中区土塔町	昭和 28 年 3 月 31 日 平成 17 年 3 月 2 日 (追加指定)
史跡	黒姫山古墳	-	古墳	国 堺市ほか	美原区黒山	昭和 32 年 10 月 24 日 昭和 53 年 5 月 6 日 (追加指)
史跡	四ッ池遺跡	-	弥生	国 堺市ほか	西区浜寺船尾町西	平成元年 9 月 22 日 平成 13 年 1 月 29 日 (追加指定)
史跡	百舌鳥古墳群 いたすけ古墳 長塚古墳 収塚古墳 塚廻古墳 文珠塚古墳 丸保山古墳 乳岡古墳 御廟表塚古墳 ドンチャ山古墳 正楽寺山古墳 鏡塚古墳 善右エ門山古墳 銭塚古墳 グワシヨウ坊古墳 旗塚古墳 寺山南山古墳 七観音古墳 御廟山古墳内濠 ニサンザイ古墳内濠	-	古墳	堺市・大阪府 ・個人	北区百舌鳥本町 堺区百舌鳥夕雲町 堺区百舌鳥夕雲町 堺区百舌鳥夕雲町 西区上野芝向ヶ丘町 堺区北丸保園 堺区石津町 北区中百舌鳥町 北区百舌鳥陵南町 北区百舌鳥陵南町 北区百舌鳥赤畑町 北区百舌鳥本町 堺区東上野芝町 堺区百舌鳥夕雲町 堺区百舌鳥夕雲町 西区上野芝町 堺区旭ヶ丘北町 北区百舌鳥本町 北区百舌鳥西之町	平成 26 年 3 月 18 日 (統合・名称変更) 平成 28 年 3 月 1 日 (追加) 平成 30 年 10 月 15 日 (追加・名称変更) 平成 31 年 2 月 26 日 (追加・名称変更)
史跡	旧堺燈台	-	明治 10 年 (1877)	国、大阪府、堺市	堺区大浜北町	昭和 47 年 7 月 12 日
府指定史跡	丹比廃寺塔跡	-	白鳳	国	美原区多治井	平成 21 年 1 月 16 日 府規則(昭和 31 年 1 月 18 日) から指定変更
府指定史跡	御坊山古墳	-	古墳	堺市	中区辻之	昭和 45 年 12 月 7 日
府規則*	家原寺境内	-	奈良	家原寺	西区家原寺町	昭和 22 年 4 月 9 日
府規則*	陶器山古代窯跡	-	古墳	個人	南区岩室	昭和 31 年 1 月 18 日
府指定史跡	高蔵寺 73 号窯、74 号窯跡	-	古墳	堺市	南区宮山台	平成 5 年 3 月 31 日
府指定史跡	塔塚古墳	-	古墳	個人	西区浜寺元町	平成 5 年 7 月 26 日

府指定史跡	堺県庁跡	-	明治4年(1871)～ 明治14年(1881)	本願寺堺別院	堺区神明町東	昭和45年2月20日
市指定史跡	竜佐山古墳周濠	1	古墳	堺市	堺区大仙中町	平成28年4月11日
市指定史跡	永山古墳周濠	1	古墳	堺市	堺区東永山園	平成28年4月11日
市指定史跡	孫太夫山古墳前方部および 周濠	1	古墳	堺市	堺区百舌鳥夕雲町	平成29年2月6日
市指定史跡	北村古壘(陶器城跡)	1	室町～江戸	個人	中区陶器北	令和4年12月16日

※「大阪府古文化記念物等保存顕彰規則」(昭和24年大阪府教育委員会規則第8号)に基づく指定

(10) 名勝

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
名勝	南宗寺庭園	-	江戸	南宗寺	堺区南旅籠町東	昭和58年3月29日
府指定名勝	祥雲寺庭園	-	江戸	祥雲寺	堺区大町東	昭和46年3月31日
市指定名勝	片桐棲龍堂庭園 座敷庭(大仙栽) 坪庭	2	江戸後期	個人	堺区西湊町	平成22年7月15日
市指定名勝	妙國寺庭園	1	安土桃山～	妙國寺	堺区材木町東	平成24年4月26日

(11) 天然記念物

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
天然記念物	妙國寺のソテツ	1	-	妙國寺	堺区材木町東	大正13年12月9日
府指定 天然記念物	踞尾のそてつ	1	-	個人	西区津久野町	昭和45年2月20日
府指定 天然記念物	百舌鳥のくす	1	-	個人	北区中百舌鳥町	昭和45年2月20日
府指定 天然記念物	百舌鳥八幡宮のくす	1	-	百舌鳥八幡宮	北区百舌鳥赤畑町	昭和45年2月20日
府指定 天然記念物	方違神社のくろがねもち	1	-	堺市	堺区北三国ヶ丘町	昭和48年3月30日
府指定 天然記念物	藤井邸のくろがねもち	1	-	個人	西区津久野町	昭和48年3月30日
府指定 天然記念物	藤井邸のかや	1	-	個人	西区津久野町	昭和48年3月30日
府指定 天然記念物	美多弥神社のしりぶかがし 社叢	1	-	美多彌神社	南区鴨谷台	昭和48年3月30日

参考文献

第1章

- 堺市史（堺市 昭和4年～昭和6年）
堺市史続編（堺市役所 昭和46年～昭和51年）
美原町史（美原町 昭和62年～平成16年）
フェニックス堺（堺市 平成元年）
堺の文化財（堺市 平成21年）
堺の文化財 百舌鳥古墳群（堺市 平成20年）
堺の文化財 史跡名勝天然記念物編（堺市 令和4年）
堺市歴史的建造物調査報告書 堺の寺社建築一 堺支所 北支所（堺市教育委員会 平成12年）
堺市歴史的建造物調査報告書 堺の寺社建築二 中支所 東支所 西支所 南支所（堺市教育委員会 平成13年）
上神谷のこおどり（堺こおどり保存会 平成23年）
堺市博物館総合案内（堺市博物館 平成9年）
歴史の道調査報告書 第1集・第2集・第3集（大阪府教育委員会 昭和62年）
大阪府の近世社寺建築 近世社寺建築緊急調査報告書（大阪府教育委員会 昭和62年）
大阪府の近代和風建築 大阪府近代和風建築総合調査報告書（大阪府教育委員会 平成12年）
大阪府の近代化遺産 大阪府近代化遺産（建造物等）総合調査報告書（大阪府教育委員会 平成19年）
角川日本地名大辞典 27（大阪府）（角川書店 昭和58年）
日本歴史地名大系 28 大阪府の地名（平凡社 昭和61年）

第2章以降

- 堺鑑（小谷城郷土館〔影印本〕 昭和52年）
和泉名所図会（柳原書店〔翻刻本〕 昭和51年）
大阪府全志（井上正雄著 大正11年）
浪速叢書第十三（浪速叢書刊行会 昭和3年）
堺研究9「老圃歴史(1)」（堺市立図書館 昭和50年）
百舌鳥古墳群の陵墓古写真集（堺市博物館 平成21年）
近畿行脚 史蹟と地理伝説を尋ねて（大阪府教育委員会共同研究会 昭和3年）
もずの梅町ふるさと話（百舌鳥梅町伝承委員会 平成17年）
ふるさと土師—歴史と暮らし—（土師町自治会 ふるさと土師の歴史を探る会 平成24年）
伝承堺 百舌鳥八幡宮月見祭（百舌鳥八幡宮月見祭伝統文化保存伝承実行委員会 令和3年）
折口信夫全集 3「三郷巷談」（中央公論社 平成7年）
話の屑籠（高林誠一 昭和45年）
フォーラム堺学第7集「高林永統 高林家住宅の維持管理と年中行事」（堺都市政策研究所 平成13年）
元禄二己巳歳 堺大絵図（前田書店 昭和52年）
堺の伝統産業（堺市 昭和60年）

堺市博物館報第 24 号「吉田豊 江戸時代堺の産業一覧」(堺市博物館 平成 17 年)
住吉大社 (住吉っさん) (住吉大社 平成 22 年)
大日本古記録 蔗軒日録 (岩波書店 昭和 28 年)
東洋文庫 日本史 3 (平凡社 昭和 41 年)
住吉祭・神輿渡御と堺 (堺市地域文化遺産活性化実行委員会 平成 29 年)
堺衆 茶の湯を創った人びと (堺市博物館 平成元年)
大航海時代叢書 9 日本教会史 上 (岩波書店 昭和 53 年)
南宗寺史 (南宗寺 昭和 2 年)
近畿茶室行脚 (岡田孝雄 昭和 18 年)
「南宗寺庭園の復舊について」『仏教藝術』第四十四號 (森蘊 昭和 35 年)
大阪府の漁撈習俗とエビス神信仰 (近畿民俗叢書刊行会 平成 23 年)
堺百町 (平成 23 年)